



政府統計

令和2年

2020

就労条件総合調査報告

General Survey on Working Conditions

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

Director-General for Statistics and Information Policy,
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

担当係：参事官（企画調整担当）付

賃金福祉統計室 就労条件係

電 話：03-5253-1111 内線 7639,7638

03-3595-3147（夜間直通）

U R L： <https://www.mhlw.go.jp>

令和2年就労条件総合調査報告

目 次

まえがき

I 調査の概要

1 調査の沿革	3
2 調査の内容	3
(1) 調査の目的	3
(2) 調査の範囲及び対象	3
(3) 調査の時期	3
(4) 調査事項	3
(5) 調査方法	3
(6) 集計・推計方法	4
(7) 調査系統	4
(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率	4
3 用語の説明	5
4 調査対象の抽出	9
5 調査結果利用上の注意	9
(参考) 調査項目の変遷	10

II 調査結果の概要

1 労働時間制度	17
(1) 所定労働時間	17
(2) 週休制	18
(3) 年間休日総数	19
(4) 年次有給休暇	20
(5) 特別休暇制度	21
(6) 変形労働時間制	22

(7) みなし労働時間制	23
(8) 勤務間インターバル制度	24
2 賃金制度	26
(1) 時間外労働の割増賃金率	26
(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率.....	26
(3) 諸手当	27

Ⅲ 統計表

集計事項一覧表	32
---------------	----

労働時間制度

(1日の所定労働時間)

第1表 産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均 1日の所定労働時間	36
第2表 産業・企業規模、1日の所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均 1日の所定労働時間	37

(週所定労働時間)

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間.....	38
第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均 週所定労働時間	50
第5表 産業 (T, E, I)、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別企業割合 及び1企業平均週所定労働時間	62
第6表 産業 (C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R)、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別 企業割合及び1企業平均週所定労働時間.....	68

(週休制)

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合.....	72
第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合.....	78

(労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者)

第9表 産業・企業規模、労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる企業割合 及び労働者割合	84
---	----

(年間休日総数)

第10表 産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数.....	86
第11表 産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者1人平均 年間休日総数	87

(年次有給休暇)

第12表	年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別労働者1人平均 年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率.....	88
第13表	産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別 企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数.....	106
第14表	産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得可能日数階級別 企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数.....	108

(特別休暇制度)

第15表	産業・企業規模、特別休暇制度の有無、特別休暇制度の種類別企業割合.....	110
第16-1表	産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数.....	112
第16-2表	産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数.....	113
第16-3表	産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数.....	114
第16-4表	産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数.....	115
第16-5表	産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数.....	116
第16-6表	産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数.....	117
第17-1表	産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 1企業平均年間の最高付与日数.....	118
第17-2表	産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 1企業平均年間の最高付与日数.....	119
第17-3表	産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 1企業平均年間の最高付与日数.....	120
第17-4表	産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別 1企業平均年間の最高付与日数.....	121
第18表	産業・企業規模、特別休暇制度の種類、平成31年・令和元年の利用状況別企業割合.....	122

(変形労働時間制)

第19表	産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、変形労働時間制の種類別企業割合.....	124
第20表	産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、変形労働時間制の種類別 適用労働者割合.....	125

(みなし労働時間制)

第21表	産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、みなし労働時間制の種類別 企業割合	126
第22表	産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、みなし労働時間制の種類別 適用労働者割合	127
第23表	産業・企業規模、専門業務型裁量労働制を採用している企業の適用業務別企業割合	128
第24表	産業・企業規模、専門業務型裁量労働制適用業務別採用企業割合 (当該業務がある企業=100)	130

(高度プロフェッショナル制度)

第25表	産業・企業規模、高度プロフェッショナル制度の採用の有無別企業割合及び 適用労働者割合	132
------	---	-----

(勤務間インターバル制度)

第26表	産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別 企業割合	134
第27表	産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び 平均勤務間隔時間	135
第28表	産業・企業規模、勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業割合	136

賃金制度

(時間外労働の割増賃金率)

第29表	中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の 割増賃金率の定め方別企業割合	141
第30表	産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合	144
第31表	産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び限度時間を超える 時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合	145
第32表	中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の 定め有無及び割増賃金率階級別企業割合	146
第33表	産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び 平均代替休暇取得労働者数	152

(諸手当)

第34表	産業・企業規模、手当の種類別制度有企業割合(令和元年11月分)	154
第35表	産業・企業規模、常用労働者1人平均所定内賃金額及び手当の種類別常用労働者1人 平均賃金額構成比(令和元年11月分)	156
第36表	産業・企業規模、手当の種類別支給企業割合(令和元年11月分)	158

第37表	産業・企業規模、手当の種類別支給した労働者1人平均支給額（令和元年11月分）	160
------	--	-----

IV 時系列表

時系列1表	産業・企業規模別、1企業平均1日の所定労働時間	165
時系列2表	産業・企業規模別、労働者1人平均1日の所定労働時間	166
時系列3表	産業・企業規模別、1企業平均週所定労働時間	167
時系列4表	産業・企業規模別、労働者1人平均週所定労働時間	168
時系列5表	産業・企業規模別、何らかの週休2日制採用企業割合	169
時系列6表	産業・企業規模別、完全週休2日制採用企業割合	170
時系列7表	産業・企業規模別、何らかの週休2日制適用労働者割合	171
時系列8表	産業・企業規模別、完全週休2日制適用労働者割合	172
時系列9表	産業・企業規模別、1企業平均年間休日総数	173
時系列10表	産業・企業規模別、労働者1人平均年間休日総数	174
時系列11表	産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の付与日数	175
時系列12表	産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得日数	176
時系列13表	産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得率	177
時系列14表	産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合	178
時系列15表	産業・企業規模別、1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数	179
時系列16表	産業・企業規模別、1年単位の変形労働時間制を採用している企業割合	180
時系列17表	産業・企業規模別、1か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合	181
時系列18表	産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合	182
時系列19表	産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合	183
時系列20表	産業・企業規模別、専門業務型裁量労働制を採用している企業割合	184

V 調査票

令和2年就労条件総合調査	調査票	187
--------------	-----	-----

I 調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、従来個別に実施してきた「給与構成調査」、「賃金制度調査」及び「労働時間制度調査」を1つに統合し、昭和41年10月以降「賃金労働時間制度総合調査」として昭和58年まで実施した。更に、「労働者福祉施設制度等調査」と統合し、昭和59年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成12年度より名称を「就労条件総合調査」と変更し、調査対象期日を12月末日現在から翌1月1日現在に変更し、調査年を表章することとした。

2 調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

(2) 調査の範囲及び対象

ア 地域
全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）〕

ウ 企業

事業所母集団データベース（平成29年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記イに該当する産業で常用労働者30人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約6,400社。

(3) 調査の時期

令和2年1月1日現在の状況について調査を行った。ただし、年間については、平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間の状況について調査を行った。

(4) 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項

(5) 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者へ郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施した。

(6) 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(7) 調査系統

厚生労働省一民間事業者一報告者

(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数	6,406	有効回答数	4,191	有効回答率	65.4%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

3 用語の説明

調査結果の概要及び統計表に用いられた主な用語は次のとおりである。

(1) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める産業をいう。ただし、一部の中分類については合併し、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称報告書で使用する名称		報告書で使用する名称	
E 09～11・13・15・20・32	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	E 1	消費関連
E 12・14・16～19・21～24	木材・木製品製造業（家具を除く）、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	E 2	素材関連
E 25～31	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	E 3	機械関連
I 50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	I 50～55	卸売業
I 56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	I 56～61	小売業

企業の産業の決定は、調査企業の主な生産品の名称又は事業の内容により、日本標準産業分類に従って行った。企業活動が2つ以上の産業に及んだ場合には、企業の主たる活動が行われている産業によって分類した。

企業の常用労働者の産業区分は、一括して企業の産業に分類した。

(2) 企業規模

本社、本店のほか支社、支店、工場、営業所などを含む同一企業に属する全常用労働者数によって区分した。

(3) 常用労働者及び調査対象労働者

「常用労働者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「令和2年調査の対象となる労働者」とは、期間を定めずに雇われている労働者より下記に該当するパートタイム労働者及び船員を除いた労働者である。

「パートタイム労働者」

1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

企業1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の（ア）～（ウ）の制度をいう。

（ア）「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

（イ）「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

（ウ）「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務間インターバル制度」

労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいう。なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しない。

「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考) 労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額		常時使用する 労働者数(※)
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(例) 製造業(左表「上記以外の業種」)の場合

資本金	労働者数	中小企業 or 大企業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5億円	100人	中小企業
5億円	500人	大企業

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしなない。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

「時間外労働」

法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいう。

「時間外労働の割増賃金率」

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く)とされている。(労働基準法第37条第1項)

「所定内給与」

賃金総額のうち、所定外賃金(時間外手当、深夜手当、臨時作業手当など)を除いた賃金をいう。

「諸手当」

基本給を補充するものとして通勤手当、住宅手当などの名称で支給され、支給条件に該当している場合のみ支給する、賞与等の算定基礎とならない等の性格を持っている賃金をいう。

「業績手当」

労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の量的成果及び会社全体として達成した業績に対して支給する賃金をいう。

「勤務手当」

- ①「役付手当」とは、管理、監督などの職制上の地位にある者に対して支給する賃金をいう。
- ②「特殊作業手当」とは、危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に対して支給する賃金をいう。
- ③「特殊勤務手当」とは、通常の労働者と異なる交替制勤務など特殊な勤務をしている者に

対して支給する賃金をいう。

④「技能手当、技術（資格）手当」とは、特定の技能、検査資格などを有する者に対して支給する賃金をいう。

「精皆勤手当、出勤手当」

出勤奨励のための出勤日数を基準として支給する賃金をいう。

「通勤手当」

通勤費の全額又は一部として支給する賃金（定期乗車券、回数券等による現物支給を含む。）をいう。なお、令和元年11月を含む1か月以上の期間を対象として通勤手当が支給されている場合、1か月分に換算した額を記入する。

「生活手当」

①「家族手当、扶養手当、育児支援手当」とは、配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給（扶養の有無を問わない。）する賃金をいう。

②「地域手当、勤務地手当」とは、特定地域に勤務又は居住している者に対して、物価格差を補うために支給する賃金をいう。

③「住宅手当」とは、住宅費（持家に係る費用、賃貸住宅の家賃等）の補助として支給する賃金をいう。

④「単身赴任手当、別居手当」とは、単身赴任等で、家族と別居している者に対して支給する賃金をいう。

⑤「上記以外の生活手当」とは、上記①～④の生活手当に該当しないもので、生活補助として支給する賃金（寒冷地手当、食事手当など）をいう。

「調整手当」

諸事由により生じた賃金の不均衡を調整し、均衡を図るために支給する賃金をいう。

4 調査対象の抽出

- (1) この調査は、平成29年次フレームにより把握された全国約191,300の民営企業の中から層化無作為抽出法によって調査対象約6,400企業を抽出した。
- (2) 目標精度は、産業（製造業及び卸売業、小売業は中分類をとりまとめた分類、他は大分類）、企業規模別に設定し、下記の算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ企業数の全企業数に対する割合が50%のときの標準誤差が5%以内になるように設定した。

$$S_i \geq \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

- S_i : 目標精度（比率の標準誤差）（= 5%）
 N_i : 母集団企業数
 n_i : 標本企業数
 P : 特定の属性を持つ企業の割合
 i : 産業、企業規模区分

5 調査結果利用上の注意

- (1) この調査では、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）を対象としている。
- (2) この調査は標本調査で、報告書掲載の数値は母集団に復元したものである。表章単位未満は、四捨五入した。
- (3) 調査票の記入に当たり、企業全体の記入が困難な場合には、適用労働者の最も多いものについて記入することとしている。
- (4) 企業割合は、断りのない限り、該当企業数の総企業数に対する割合である。
- (5) この調査は、昭和45年から調査単位を事業所から企業に変更し、昭和50年には新たにサービス業を追加した。また、平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」とし、平成27年からは「常用労働者が30人以上の民営企業（複合サービス事業を含む）」に範囲を拡大したため、過去の調査と比較して用いる場合には注意を要する。
- (6) この調査の統計表等に用いてある符号等は次のとおりである。
 - 「 - 」 ----- 調査を行ったが該当数値が得られなかった場合
 - 「 0.0 」 ----- 四捨五入の結果が、表章単位未満の場合
 - 「 X 」 ----- サンプル数が少ないため掲載しない場合
 - 「 … 」 ----- 該当する数値が不明の場合又は数値を表章することが不適切な場合
- (7) 集計の際、不明扱いとしたものは、表章していないことなどから、構成比の合計は必ずしも100.0%とならない場合がある。

(参考) 調査項目の変遷

[労働時間制]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 所定労働時間	
(1) 1日の所定労働時間	S49年以降毎年
(2) 労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者	H31, R2
(3) 週の所定労働時間	S41年以降毎年
(4) 年間所定労働時間	S51, 54, 57～60, 63, H1
2 週休制	S41年以降毎年
3 週休日以外の休日	S41～49, 51～58, 60～H8
4 年間休日総数	S49～51, 54, 55, 57, 58, 60年以降毎年
5 年次有給休暇制度	
(1) 年次有給休暇の付与日数	S41, 43, 44, 46, 51～53, 55年以降毎年
(2) 年次有給休暇の取得状況	S55年以降毎年
(3) 年次有給休暇の計画的付与制度	S63～H3, 6, 7, 9年以降毎年
(4) 年次有給休暇の時間単位取得制度	H23年以降毎年
6 変形労働時間制	S63年以降毎年
7 みなし労働時間制	S63, H2, 3, 6年以降毎年
8 夏期休暇制度	S41～44, 46～49, 51
9 連続休暇制度	
(1) 年末・年始	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(2) ゴールデンウィーク	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(3) 夏期休暇	S56, 59, 62, H2, 3, 6
10 特別休暇制度	
(1) 夏季休暇	H14～17, 19, 24, 25, 30～R2
(2) 病気休暇	S52, 56, 59, 63, H2, 6, 7, 9, 14～17, 19, 24, 25, H29～R2
(3) 結婚休暇	S63, H2, 6, 7
(4) 忌引休暇	S63, H2, 6, 7
(5) 配偶者出産休暇	S63, H2, 6
(6) 育児休業（休暇・休職）	H2
(7) 介護休業（看護休暇、看護休職）	S63, H2, 6
(8) リフレッシュ休暇	S63, H2, 6, 7, 9, 14～17, 19, 24, 25, 30～R2
(9) 有給教育訓練休暇	H6, 7, 9
(10) ボランティア休暇	H7, 9, 14～17, 19, 24, 25, 30～R2
(11) 教育訓練休暇	H14～17, 19, 24, 25, 30～R2
(12) 長期休暇	H13, 18
(13) 1週間以上の長期の休暇	H14～17, 19, 24, 25, 30～R2
11 特別休暇取得状況	S63
12 勤務形態	S50
(1) 交替制	S41～43, 45～50, 54, 57, H1, 4, 11
(2) 所定内深夜労働	S54, H8, 10, 11, 13, 17
13 出欠勤状況	
(1) 欠勤率（欠勤日数）	S56, 60, 63, H5
(2) 出勤率	S55, 57
14 臨時休業日数	S50
15 教育訓練休暇制度	S48
16 所定外労働の上限の定め等	S41, 42, 56, H25
17 賃金割増率	S41, 43, 45, 46, 48, 50, 54, 58
18 パートタイム労働者の労働時間制度	S44
19 週休2日制についての今後の方針	S49, 51, 52
20 週休2日制の導入又は拡大状況	S60
21 労働時間制度についての今後の方針	S51
22 労働時間制の変更状況	S41～58
23 勤務間インターバル制度	H29～R2

(注)Sは「昭和」、Hは「平成」、Rは「令和」の略である。以下同じ。

[賃金制度]

調 査 項 目	調 査 年
1 賃金支払形態（日給、月給等）	S41, 44, 49, 53, 55, H3, 8, 10, 14, 16, 17, 19, 22, 26
2 賃金体系	
(1) 基本給の決め方	S41～59, 62, H1, 4, 8, 10, 13, 21, 24, 29
(2) 基本給の別建ての有無	S45～59, 62, H1, 4, 6, 8, 10
(3) 出来高払い制	S47, 48
(4) 職務給制度	S42
(5) 職能給制度	S42
(6) 職務給・職能給における等級等	S62
(7) 総合（決定）給制度	S42, 43
(8) 基本給の決定要素のウエイトの変化	H13
(9) 時間外労働の割増賃金率	H23年以降毎年
3 賃金構成	
(1) 基本給の支給総額	S41～59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(2) 諸手当の支給総額	S41～59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(3) 賃金の構成	S41～59, 61, 62, H1, 2, 8, 11
(4) 基本給に占める職能部分の割合	H6
4 賃金表	
(1) 賃金表の採用状況	H6
(2) 賃金表の要素	H6
(3) 賃金表の形態（表示方式）	H6
(4) 昇給方法	H6
5 賃金制度の改定状況	S45, 55～59, 62, H3, 8, 11, 16, 19, 22, 26, 29
6 手当制度	
(1) 諸手当の採用状況	S41～59, 61, H2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(2) 家族手当制度	S43, 46, 47, 52, 61, H4, 9
(3) 通勤手当制度	S43, 47, 52
(4) 住宅手当制度	S43～47, 52
(5) 役付手当制度	S61
7 賞与制度	S41, 42, 46, 52, 55, 58, H6, 21, 24, 29
8 年俸制	H6, 14, 18, 24
9 初任給制度	
(1) 初任給の決め方	S41
(2) 初任給の改定状況	H3
10 基本給昇給基準線の変化	S62
11 人事考課制度	S41
12 職務評価制度	S41
13 業績給制度	S41
14 職能資格制度	H6
15 定期昇給制度	S41, 45～48, 51, 52, 55, 57, 62, H8, 10
16 業績の賃金への反映	H13, 16
17 業績評価制度	H13, 16, 19, 22, 24
18 技能検定、職業訓練制度と賃金制度	S41, 42, 44
19 配置転換と賃金制度	S41
20 定年制と賃金制度	S41, 62
21 パートタイム労働者の賃金制度	S44
22 中途採用者の賃金（決め方）	S42, 46, 56, 62
23 モデル賃金（基本給）	S55, 57
24 海外勤務者の賃金制度	H3

[退職給付(一時金・年金)制度・支給実態]

調 査 項 目	調 査 年
1 退職給付(一時金・年金)制度の形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
2 退職一時金制度	
(1) 支払準備形態	S46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(2) 支給に必要な最低勤続年数	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(3) 算定基礎額	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(4) 保全措置	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(5) 早期退職者優遇制度の導入	S53
(6) 算定に用いる支給率	S56
(7) 特別加算	S56
(8) 定昇・ベアの増額分の算定基礎額反映	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
3 退職給付(年金)制度	
(1) 支払準備形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(2) 年金原資の拠出制	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(3) 年金受給資格	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(4) 保証期間	S41, 43, 46, 50, 53, 56
(5) 支給開始時期	S41, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(6) 支給開始時期の選択	H5
(7) 支給期間による形態	S50, 53, 60, H1, 5, 9, 15
(8) 年金を一時金として支給の選択	S56, 60, H1, 5, 9, 15
(9) 遺族給付制度	S41, 50, 53
(10) 退職給付の打切支給制度	S50
(11) 年金額のスライド制	S53, 56, 60, H1, 5, 9
(12) 年金の受給状況	H5
(13) 財政、資金運営の情報公開	H9, 15
4 退職給付(一時金・年金)制度の見直し状況	
(1) 退職一時金制度の見直し	S56, H9, 15, 20, 25, 30
(2) 退職給付(年金)制度の見直し	S53, 56, H5, 9, 15, 20, 25, 30
(3) 適格退職年金制度の見直し	H20
(4) 退職給付(一時金・年金)制度の縮小又は廃止による給与の拡大の状況	H25, 30
5 パートタイム労働者の退職金制度	S50, 60, H1
6 退職給付(一時金・年金)制度における定年延長、勤務延長	H9, 15
7 早期退職者優遇制度	H15
8 退職給付(一時金・年金)支給実態	
(1) 定年制	S53
(2) 退職事由	H9, 15, 20, 25, 30
(3) モデル条件別退職一時金額	S41, 43, 46, 50, 53, 56, H1
(4) モデル条件別年金現価額	S50, 53, 56, H1
(5) モデル条件別所定内賃金	S43, 46, 50, 53, 56, H1
(6) モデル条件別退職金算定基礎額	S50, 53, 56, H1
(7) モデル条件別年金月額	S56, H1
(8) 定年退職者の退職一時金額	S53, 56 , 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(9) 定年退職者の年金現価額	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(10) 定年退職者の退職時の所定内賃金	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(11) 定年退職者の退職給付算定基礎額	S53, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(12) 定年退職者の年金月額	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30

[福祉施設・制度]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 福祉施設	
(1) 住宅施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, H2, 6, 14
(2) 医療保健施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58, 61
(3) 食事施設	S24, 32, 39, 47, 52, 58, H14
(4) 余暇施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6, 14
(5) 生活援護施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58
(6) 通勤施設	S32, 39
(7) 体育施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6
2 福祉制度	
(1) 持家援助制度	S39, 47, 48, 49, 51, 52, 54, 55, 57, 58, 61, 62, H2, 6, 11, 16, 21, 26, 31
(2) 貯蓄制度	S32, 39, 48, 49, 51, 52, 54, 55, 57, 62, H2, 4, 8, 11, 16, 21, 26, 31
(3) 持株制度	S47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H4, 8, 11, 16, 21, 26
(4) 社内保険制度	S32, 39, 47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H8, 11, 16, 21, 26
(5) 貸付金制度	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 57, 58, 62, H2
(6) 奨学制度	S39, 48, 54, 57
(7) 慶弔見舞制度	S39, 47, 48, 52
(8) 労災付加給付制度	S47, 48, 50, 53, 56, 63
(9) 生活援護制度	S39, 47, 48, 52, 55, 58
(10) 健康管理制度	S39, 47, 55, 58, 61, H2, 6, 14
(11) 余暇制度	S24, 32, 39, 47, 48, 49, 52
(12) 表彰制度	S48, 55
(13) 定年退職者に対する福利厚生制度	S55, 58, 61, H6, 8, 21, 26
(14) 単身赴任者に対する援助制度	S58, 61, H2, 6, 10, 16
(15) 退職準備のための体系的な指導・援助制度	S61
(16) 退職準備支援	H14
(17) 福利厚生施策	S61, H2, 6, 10, 19
(18) 通勤対策	H2, 6, 10, 17
(19) 新幹線通勤補助制度	H2
(20) 自己啓発援助制度	H6, 14
(21) ストックオプション制度	H11, 16, 21, 26
(22) カフェテリアプラン	H14

(注)「企業直営福利施設調査報告(昭和24年、32年)」、「企業福祉施設調査報告(昭和39年)」、「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和47～58年、平成2、6年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和61年、62年、平成4年、8年、10年、11年)」

[職場外の生活設計]

調 査 項 目	調 査 年
1 ボランティア休暇制度	H4, 7, 9
2 リフレッシュ休暇制度	S63, H2, 6, 7, 9
3 O B会援助制度	H4
4 社会貢献、職場外活動別支援・援助制度	
(1) 地域社会活動	H8
(2) 社会福祉活動	H8
(3) 防災・災害援助活動	H8
(4) ドナー登録・提供	H8
(5) 国際支援活動	H8
(6) 海外留学	H8
(7) 自己啓発のための社外講座や研修への参加	H8, 11, 17
(8) リフレッシュ・ゆとり活動	H8, 11, 17
(9) ボランティア活動	H11, 17

[労働費用]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 労働費用総額	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
2 現金給与総額	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
3 現金給与以外の労働費用	
(1) 現物給与の費用	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(2) 退職給付等の費用	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(3) 法定福利費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(4) 法定外福利費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(5) 教育訓練費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
(6) 募集費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28
4 海外勤務者の労働費用	H3
5 派遣労働者関係費用等	H3, 7, 10, 18, 23, 28
6 労働費用の動向	H14

(注) 「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和47年～58年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和59年、60年、63年、平成3年、7年、10年)」

[出向制度]

調 査 項 目	調 査 年
1 出向制度の実施状況	H7, 13
2 出向元企業	
(1) 出向者の年齢区分	H7, 13
(2) 今後の見通し	H7
(3) 年齢の決め	H7
(4) 出向前の職種	H7, 13
(5) 出向の目的	H7
(6) 出向命令の本人の同意	H7, 13
(7) 組合との手続き	H7
(8) 出向先企業との関係	H7, 13
(9) 在籍出向者の労働条件	H7, 13
(10) 移籍出向への変更	H7, 13
(11) 復帰後の地位	H7
(12) 出向者への対応	H7, 13
3 出向先企業	
(1) 受入後の職種	H7, 13
(2) 職種・地位の変化	H7, 13
(3) 受入の目的	H7
(4) 受入の問題点	H7

[定年制等]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 定年制等に関する事項 定年制の有無及び実施状況	H17～29
2 定年後の措置に関する事項	
(1) 勤務延長制度、再雇用制度の有無及び実施状況	H17～29
(2) 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲	H17～25
(3) 勤務延長制度、再雇用制度の適用基準の内容	H17～25
(4) 勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢	H17～29
(5) 勤務延長制度、再雇用制度の雇用契約期間	H24～29
(6) 勤務延長制度、再雇用制度の賃金	H24～29
3 高年齢者雇用確保措置の導入状況	H18
4 65歳以上の人が働くことができる仕組み	H20～23

(注) 平成17年調査から雇用管理調査より移管された。

Ⅱ 調査結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分（平成31年調査7時間46分）、労働者1人平均7時間46分（同7時間45分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間24分（同39時間26分）、労働者1人平均39時間03分（同39時間03分）となっている。

週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、「1,000人以上」が39時間00分、「300～999人」が39時間09分、「100～299人」が39時間12分、「30～99人」が39時間30分となっている。産業別にみると、「金融業, 保険業」が38時間17分で最も短く、「宿泊業, 飲食サービス業」が39時間51分で最も長くなっている。（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

企業規模・産業・年	(単位：時間、分)				(単位：%)	
	1日の所定労働時間		週所定労働時間		構成比割合	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	全企業 ³⁾	労働者計 ⁴⁾
令和2年調査計	7：47	7：46	39：24	39：03	[100.0]	<100.0>
1,000人以上	7：46	7：45	39：00	38：46	[2.3]	< 37.6>
300～999人	7：46	7：46	39：09	39：04	[7.1]	< 20.1>
100～299人	7：47	7：47	39：12	39：06	[21.4]	< 20.6>
30～99人	7：47	7：47	39：30	39：26	[69.2]	< 21.7>
鉱業, 採石業, 砂利採取業	7：43	7：39	39：06	38：34	[0.1]	< 0.0>
建設業	7：44	7：47	39：45	39：27	[6.2]	< 4.9>
製造業	7：51	7：50	39：25	39：10	[20.7]	< 26.5>
電気・ガス・熱供給・水道業	7：42	7：39	38：37	38：16	[0.1]	< 0.5>
情報通信業	7：42	7：38	38：34	38：12	[3.4]	< 5.2>
運輸業, 郵便業	7：44	7：46	39：46	39：14	[7.5]	< 8.3>
卸売業, 小売業	7：47	7：46	39：31	39：04	[18.4]	< 14.7>
金融業, 保険業	7：39	7：32	38：17	37：43	[0.9]	< 3.9>
不動産業, 物品賃貸業	7：48	7：45	39：09	38：55	[1.9]	< 1.9>
学術研究, 専門・技術サービス業	7：44	7：42	38：46	38：32	[2.6]	< 2.9>
宿泊業, 飲食サービス業	7：48	7：51	39：51	39：47	[6.2]	< 3.0>
生活関連サービス業, 娯楽業	7：42	7：43	39：21	39：34	[4.3]	< 2.4>
教育, 学習支援業	7：46	7：39	39：24	38：58	[3.2]	< 3.2>
医療, 福祉	7：48	7：45	39：19	39：03	[16.6]	< 14.4>
複合サービス事業	7：36	7：48	38：42	39：11	[0.4]	< 1.6>
サービス業(他に分類されないもの)	7：45	7：47	39：11	39：16	[7.5]	< 6.5>
平成31年調査計	7：46	7：45	39：26	39：03		

注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。

3) [] 内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

4) < > 内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は82.5%（平成31年調査82.1%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は44.9%（同44.3%）となっている。これを企業規模別にみると、「1,000人以上」が65.8%、「300～999人」が55.2%、「100～299人」が50.7%、「30～99人」が41.4%となっている。（第2表）

第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制		完全週休2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
令和2年調査計	100.0	9.2	82.5	37.5	44.9	8.3
1,000人以上	100.0	2.8	88.4	22.6	65.8	8.8
300～999人	100.0	2.8	86.6	31.5	55.2	10.6
100～299人	100.0	6.7	84.1	33.4	50.7	9.2
30～99人	100.0	10.8	81.4	39.9	41.4	7.8
平成31年調査計	100.0	10.2	82.1	37.8	44.3	7.7

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は85.9%（平成31年調査85.3%）、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は58.0%（同57.0%）となっている（第3表）。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・年	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制		完全週休2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
令和2年調査計	100.0	4.4	85.9	27.8	58.0	9.8
1,000人以上	100.0	1.5	89.0	16.0	73.0	9.5
300～999人	100.0	2.9	85.6	28.4	57.2	11.6
100～299人	100.0	5.9	84.3	33.7	50.6	9.8
30～99人	100.0	9.1	82.4	41.0	41.4	8.4
平成31年調査計	100.0	4.5	85.3	28.3	57.0	10.2

注：1) 監視又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めのない者は除外している。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）の年間休日総数の1企業平均は109.9日（平成31年調査108.9日）、労働者1人平均は116.0日（同114.7日）となっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が116.6日、「300～999人」が114.9日、「100～299人」が113.0日、「30～99人」が108.3日となっている。（第4表）

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

(単位：%)

企業規模・年	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数 1) (日)	労働者1人平均年間休日総数 2) (日)
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
令和2年調査計	100.0	1.6	3.1	4.7	7.4	32.7	18.7	28.9	2.9	109.9	116.0
1,000人以上	100.0	0.2	0.7	0.7	2.5	22.5	22.0	48.8	2.7	116.6	120.1
300～999人	100.0	0.3	1.4	1.9	3.2	27.4	21.0	41.6	3.3	114.9	117.2
100～299人	100.0	0.3	1.8	3.8	4.5	29.3	22.6	34.5	3.1	113.0	114.4
30～99人	100.0	2.1	3.7	5.4	8.9	34.7	17.2	25.2	2.8	108.3	109.6
平成31年調査計	100.0	1.3	3.6	5.7	8.6	32.8	18.7	27.5	1.8	108.9	114.7

注：1) 「1企業平均年間休日総数」は、平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 「労働者1人平均年間休日総数」は、平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は労働者1人平均18.0日（平成31年調査18.0日）、そのうち労働者が取得した日数は10.1日（同9.4日）で、取得率は56.3%（同52.4%）となっており、取得日数は過去最多（昭和59年以降）、取得率は過去最高（昭和59年以降）となった。

取得率を企業規模別にみると、「1,000人以上」が63.1%、「300～999人」が53.1%、「100～299人」が52.3%、「30～99人」が51.1%となっている。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が76.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が41.2%と最も低くなっている。（第5表）

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均 取得日数 ²⁾ (日)	労働者1人平均 取得率 ³⁾ (%)
令和2年調査計	18.0	10.1	56.3
男	18.4	9.9	53.7
女	17.1	10.4	60.7
1,000人以上	18.9	11.9	63.1
300～999人	17.9	9.5	53.1
100～299人	17.6	9.2	52.3
30～99人	17.0	8.7	51.1
鉱業、採石業、砂利採取業	17.7	11.3	63.9
建設業	17.9	8.0	44.9
製造業	18.6	11.9	64.1
電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	15.0	76.8
情報通信業	19.3	12.3	64.0
運輸業、郵便業	17.7	10.0	56.5
卸売業、小売業	18.0	8.0	44.7
金融業、保険業	18.9	11.6	61.2
不動産業、物品賃貸業	17.6	9.2	52.5
学術研究、専門・技術サービス業	18.6	11.8	63.2
宿泊業、飲食サービス業	16.2	6.7	41.2
生活関連サービス業、娯楽業	16.8	7.8	46.7
教育、学習支援業	18.4	8.6	46.4
医療、福祉	16.7	8.9	53.4
複合サービス事業	19.5	14.2	72.7
サービス業(他に分類されないもの)	17.2	9.3	54.2
平成31年調査計	18.0	9.4	52.4

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

2) 「取得日数」は、平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(%)である。

年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は43.2%（平成31年調査22.2%）となっており、計画的付与日数階級別にみると、「5～6日」が66.6%（平成31年調査39.6%）と最も高くなっている（第6表）。

第6表 年次有給休暇の計画的付与制度¹⁾の有無、計画的付与日数階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ²⁾³⁾		年次有給休暇の計画的付与日数								年次有給休暇の計画的付与制度がない企業
				1～2日	3～4日	5～6日	7～8日	9～10日	11～12日	13～14日	15日以上	
				令和2年調査計	100.0	43.2	(100.0)	(8.1)	(8.4)	(66.6)	(2.0)	
1,000人以上	100.0	46.4	(100.0)	(7.1)	(9.6)	(67.2)	(3.1)	(4.2)	(2.3)	(1.0)	(1.2)	53.6
300～999人	100.0	46.9	(100.0)	(5.6)	(11.9)	(71.3)	(2.5)	(2.3)	(1.3)	(0.1)	(0.2)	53.1
100～299人	100.0	45.0	(100.0)	(9.1)	(9.8)	(69.5)	(2.2)	(3.5)	(1.5)	(0.2)	(0.6)	55.0
30～99人	100.0	42.2	(100.0)	(8.1)	(7.5)	(65.1)	(1.9)	(6.6)	(1.7)	(1.2)	(2.5)	57.8
平成31年調査計	100.0	22.2	(100.0)	(14.6)	(21.8)	(39.6)	(5.0)	(7.9)	(3.6)	(2.1)	(2.7)	77.8

注：1) 「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、労使協定により前もって休暇取得日を割り振る制度のことである。
 なお、平成31年4月から全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む。）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられた。
 2) ()内の数値は、「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした割合である。
 3) 「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、「年次有給休暇の計画的付与日数」が「不明」の企業を含む。

(5) 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は58.9%（平成31年調査59.0%）となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「夏季休暇」41.3%（同42.9%）、「病気休暇」23.3%（同25.7%）、「リフレッシュ休暇」13.1%（同13.1%）、「ボランティア休暇」4.6%（同4.5%）、「教育訓練休暇」4.3%（同5.8%）、「左記以外の1週間以上の長期の休暇」16.0%（同14.4%）となっている（第7表）。

第7表 特別休暇¹⁾制度の有無、種類別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	特別休暇制度がある企業	特別休暇制度の種類（複数回答）						特別休暇制度がない企業
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	左記以外の1週間以上の長期の休暇 ²⁾	
			令和2年調査計	100.0	58.9	41.3	23.3	13.1	
1,000人以上	100.0	76.4	37.0	39.9	43.3	22.5	4.9	26.0	23.6
300～999人	100.0	71.1	44.7	32.1	30.4	11.6	4.0	24.7	28.9
100～299人	100.0	63.9	43.1	28.5	18.9	5.9	2.9	20.8	36.1
30～99人	100.0	55.5	40.5	20.2	8.6	2.9	4.8	13.3	44.5
平成31年調査計	100.0	59.0	42.9	25.7	13.1	4.5	5.8	14.4	41.0

注：1) 「特別休暇」とは、法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度（慣行も含む。）として認められている休暇をいう。
 2) 「1週間以上の長期の休暇」には、例えば、年末年始、5月の連休期間などがあるが、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分は含まない。

(6) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は59.6%（平成31年調査62.6%）となっている。企業規模別にみると、「1,000人以上」が77.9%、「300～999人」が72.5%、「100～299人」が64.4%、「30～99人」が56.2%となっている。

これを変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が33.9%、「1か月単位の変形労働時間制」が23.9%、「フレックスタイム制」が6.1%となっている。（第8表）

第8表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制	
			令和2年調査計	100.0	59.6	
1,000人以上	100.0	77.9	22.6	50.6	28.7	22.1
300～999人	100.0	72.5	28.4	41.2	13.8	27.5
100～299人	100.0	64.4	33.1	30.1	9.0	35.6
30～99人	100.0	56.2	35.1	19.3	3.7	43.8
平成31年調査計	100.0	62.6	35.6	25.4	5.0	37.4

注：1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は51.5%（平成31年調査53.7%）となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は19.1%、「1か月単位の変形労働時間制」は23.0%、「フレックスタイム制」は9.3%となっている（第9表）。

第9表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制	
			令和2年調査計	100.0	51.5	
1,000人以上	100.0	49.1	7.3	25.0	16.7	50.9
300～999人	100.0	54.7	17.9	28.8	8.0	45.3
100～299人	100.0	52.7	26.2	22.0	4.4	47.3
30～99人	100.0	51.5	34.1	15.0	2.4	48.5
平成31年調査計	100.0	53.7	21.4	23.9	8.2	46.3

注：1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(7) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.0%（平成31年調査14.2%）となっており、これをみなし労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が11.4%、「専門業務型裁量労働制」が1.8%、「企画業務型裁量労働制」が0.8%となっている（第10表）。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			令和2年調査計	100.0	13.0	
1,000人以上	100.0	26.1	17.1	10.6	4.8	73.9
300～999人	100.0	16.9	14.1	3.6	1.6	83.1
100～299人	100.0	17.3	15.8	2.0	1.2	82.7
30～99人	100.0	10.8	9.6	1.3	0.5	89.2
平成31年調査計	100.0	14.2	12.4	2.3	0.6	85.8

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.9%（平成31年調査9.1%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が7.6%、「専門業務型裁量労働制」が1.0%、「企画業務型裁量労働制」が0.2%となっている（第11表）。

第11表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			令和2年調査計	100.0	8.9	
1,000人以上	100.0	11.4	9.2	1.8	0.3	88.6
300～999人	100.0	7.9	7.0	0.8	0.1	92.1
100～299人	100.0	8.6	7.6	0.7	0.3	91.4
30～99人	100.0	5.8	5.3	0.3	0.3	94.2
平成31年調査計	100.0	9.1	7.4	1.3	0.4	90.9

(8) 勤務間インターバル制度

1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者が「全員」の企業割合は32.4%(平成31年調査32.9%)、「ほとんど全員」の企業割合は33.7%(同35.0%)となっている。また、「ほとんどいない」の企業割合は2.1%(同3.0%)、「全くいない」の企業割合は13.1%(同10.7%)となっている。(第12表)

第12表 実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業 ¹⁾	全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の4分の3程度いる	ほとんど全員	全員
令和2年調査計	100.0	13.1	2.1	2.8	4.8	8.7	33.7	32.4
1,000人以上	100.0	6.8	5.5	3.4	7.2	15.1	49.0	8.0
300～999人	100.0	7.5	3.5	3.5	6.2	13.1	51.0	13.7
100～299人	100.0	10.5	2.5	2.6	4.6	11.7	40.6	26.2
30～99人	100.0	14.7	1.8	2.7	4.7	7.2	29.4	37.0
平成31年調査計	100.0	10.7	3.0	2.9	5.1	9.3	35.0	32.9

注：1) 「全企業」には、「実際の終業時刻から始業時刻までの間隔」が「不明」の企業を含む。

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が4.2%(平成31年調査3.7%)、「導入を予定又は検討している」が15.9%(同15.3%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が78.3%(同80.2%)となっている(第13表)。

第13表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

(単位：%)

企業規模・年	全企業 ¹⁾	導入している	1企業平均間隔時間 ²⁾	導入を予定又は検討している	導入予定はなく、検討もしていない
			(時間、分)		
令和2年調査計	100.0	4.2	10：46	15.9	78.3
1,000人以上	100.0	11.2	9：49	30.7	57.4
300～999人	100.0	7.9	10：11	25.1	66.4
100～299人	100.0	3.8	10：53	20.6	75.0
30～99人	100.0	3.7	10：59	13.1	81.2
平成31年調査計	100.0	3.7	10：57	15.3	80.2

注：1) 「全企業」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。

2) 「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が56.7%（平成31年調査53.0%）と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が13.7%（同19.2%）となっている。

また、「当該制度を知らなかったため」の全企業に対する企業割合は10.7%（同15.4%）となっている。（第14表）

第14表 勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない理由別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	導入予定はなく、 検討もしていない企業 ¹⁾		導入予定はなく、検討もしていない理由					
			（複数回答）					
			夜間も含め、常時顧客や 取引相手の対応が 必要なため	人員不足や仕事量が多い ことから、当該制度を 導入すると業務に 支障が生じるため	当該制度を導入すると 労働時間管理が 煩雑になるため			
令和2年調査計	[78.3]	100.0	[7.4]	9.4	[9.3]	11.8	[8.5]	10.9
1,000人以上		100.0		22.3		25.9		25.2
300～999人		100.0		12.1		16.7		15.4
100～299人		100.0		14.0		15.5		14.9
30～99人		100.0		7.6		10.0		9.0
平成31年調査計	[80.2]	100.0	[6.6]	8.2	[9.1]	11.3	[6.4]	8.0

（単位：％）

企業規模・年	導入予定はなく、 検討もしていない企業 ¹⁾		導入予定はなく、検討もしていない理由			
			（複数回答）			
			超過勤務の機会が少なく、 当該制度を導入する 必要性を感じないため	その他	当該制度を 知らなかったため	
令和2年調査計	[44.3]	56.7	[6.6]	8.4	[10.7]	13.7
1,000人以上		38.1		14.8		3.3
300～999人		49.9		15.1		6.5
100～299人		57.0		9.1		8.5
30～99人		57.5		7.6		16.0
平成31年調査計	[42.5]	53.0	[7.4]	9.2	[15.4]	19.2

注：1) 「導入予定はなく、検討もしていない企業」には「導入予定はなく、検討もしていない理由」が「不明」の企業も含む。

2) [] 内の数値は、全企業に対する企業割合である。

2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は81.6%（平成31年調査84.0%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.3%（同94.9%）、「26%以上」とする企業割合は4.5%（同5.0%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が21.3%、「300～999人」が13.5%、「100～299人」が5.9%、「30～99人」が2.5%となっている。（第15表）

第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	定めていない
			一律に定めている ¹⁾²⁾	時間外労働の割増賃金率階級				
				25%	26%以上			
令和2年調査計	100.0	93.1	81.6 (100.0)	(93.3)	(4.5)	11.5	6.9	
1,000人以上	100.0	99.8	84.0 (100.0)	(78.3)	(21.3)	15.8	0.2	
300～999人	100.0	98.7	84.0 (100.0)	(86.0)	(13.5)	14.6	1.3	
100～299人	100.0	96.0	85.2 (100.0)	(93.1)	(5.9)	10.8	4.0	
30～99人	100.0	91.4	80.1 (100.0)	(94.6)	(2.5)	11.3	8.6	
平成31年調査計	100.0	93.8	84.0 (100.0)	(94.9)	(5.0)	9.7	6.2	

注：1) ()内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

2) 「一律に定めている」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は31.1%（平成31年調査27.3%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は37.2%（同38.5%）、「50%以上」とする企業割合は60.1%（同60.6%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が25.9%、「中小企業以外」が58.7%となっている。（第16表）

第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率¹⁾の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・ 中小企業該当区分・ 年	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 ²⁾	定めている ³⁾⁴⁾	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級		定めていない	
			25～ 49%	50% 以上		
			令和2年調査計	[93.1]		100.0
1,000人以上	[99.8]	100.0	86.0 (100.0)	(3.2)	(94.4)	14.0
300～999人	[98.7]	100.0	61.3 (100.0)	(11.7)	(87.3)	38.7
100～299人	[96.0]	100.0	36.3 (100.0)	(25.6)	(73.6)	63.7
30～99人	[91.4]	100.0	24.1 (100.0)	(54.4)	(41.5)	75.9
中小企業	[93.2]	100.0	25.9 (100.0)	(53.0)	(44.1)	74.1
中小企業以外	[92.6]	100.0	58.7 (100.0)	(-)	(97.7)	41.3
平成31年調査計	[93.8]	100.0	27.3 (100.0)	(38.5)	(60.6)	72.7

注：1) 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上とされているが、中小企業については適用が猶予されており、令和5年4月1日から適用となる。

2) []内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。

3) ()内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

4) 「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

(3) 諸手当

令和元年11月分の常用労働者1人平均所定内賃金は319.7千円となっており、そのうち諸手当は47.5千円、所定内賃金に占める諸手当の割合は14.9%となっている。

また、所定内賃金に占める諸手当の割合を企業規模別にみると、規模が小さいほど高くなっている。(第17表)

第17表 賃金の種類別常用労働者1人平均所定内賃金及び構成比(令和元年11月分)

企業規模・年	所定内賃金					
	計 ¹⁾		基本給		諸手当	
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
令和2年調査計	319.7	(100.0)	272.2	(85.1)	47.5	(14.9)
1,000人以上	359.6	(100.0)	309.9	(86.2)	49.7	(13.8)
300~999人	314.3	(100.0)	268.4	(85.4)	45.9	(14.6)
100~299人	294.6	(100.0)	248.6	(84.4)	46.0	(15.6)
30~99人	280.5	(100.0)	233.8	(83.4)	46.7	(16.6)
平成27年調査計 ²⁾	311.6	(100.0)	269.4	(86.4)	42.2	(13.6)

注:1) ()内の数値は、所定内賃金(「基本給」と「諸手当」の計)を100とした割合である。

2) 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

令和元年11月分の諸手当を支給した企業割合を諸手当の種類別(複数回答)にみると、「通勤手当など」が92.3%で最も高く、次いで「役付手当など」86.9%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」68.6%などとなっている。

企業規模別にみると、「特殊作業手当など」「特殊勤務手当など」、「地域手当、勤務地手当など」「住宅手当など」「単身赴任手当、別居手当など」、及び「調整手当など」は、規模が大きいほど支給企業割合が高く、「役付手当など」「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。(第18表)

第18表 諸手当の種類別支給企業割合(令和元年11月分)

企業規模・年	計	業績手当など(個人、部門・グループ、会社別)	勤務手当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など(1か月分に換算)
			役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格)手当など		
令和2年調査計	100.0	13.9	86.9	12.2	24.2	50.8	25.5	92.3
1,000人以上	100.0	15.9	82.1	20.2	43.4	49.6	9.6	94.4
300~999人	100.0	15.4	86.0	19.9	36.9	53.8	13.7	96.8
100~299人	100.0	13.6	86.7	13.9	29.6	55.9	21.2	94.8
30~99人	100.0	13.8	87.2	10.6	20.4	48.8	28.7	91.0
平成27年調査計 ¹⁾	100.0	13.7	87.7	11.5	24.0	47.7	29.3	91.7

複数回答(単位:%)

企業規模・年	生活手当					調整手当など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当(寒冷地手当、食事手当など)		
令和2年調査計	68.6	12.2	47.2	13.1	15.3	31.5	13.9
1,000人以上	75.6	35.7	61.7	66.6	27.9	52.6	23.0
300~999人	76.0	25.4	60.9	41.4	23.2	43.4	20.7
100~299人	72.5	17.1	54.1	22.0	18.1	39.4	14.6
30~99人	66.3	8.4	43.0	5.3	13.1	27.0	12.6
平成27年調査計 ¹⁾	66.9	12.5	45.8	13.8	16.2	32.5	10.8

注:1) 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

令和元年11月分として支給された労働者1人平均の諸手当の支給額を諸手当の種類別にみると、「業績手当など」が52.2千円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」47.6千円、「役付手当など」41.6千円となっている（第19表）。

第19表 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額（令和元年11月分）

（単位：千円）

企業規模・年	業績手当など（個人、部門・グループ、会社別）	勤 務 手 当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など（1か月分に換算）
		役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術（資格）手当など		
令和2年調査計	52.2	41.6	14.4	25.0	18.8	9.0	11.7
1,000人以上	50.1	50.3	12.6	25.4	17.8	6.4	13.3
300～999人	56.5	38.1	11.8	28.5	15.6	7.6	11.4
100～299人	46.0	38.8	13.3	22.6	18.9	7.9	10.8
30～99人	59.0	37.1	19.6	22.0	21.8	11.2	10.3
平成27年調査計 ¹⁾	57.1	38.8	14.0	25.5	20.3	10.5	11.5

（単位：千円）

企業規模・年	生 活 手 当					調整手当など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当（寒冷地手当、食事手当など）		
令和2年調査計	17.6	22.8	17.8	47.6	8.7	26.0	32.0
1,000人以上	22.2	23.3	21.3	47.6	7.6	24.0	37.3
300～999人	16.0	23.0	17.0	47.7	9.0	27.5	26.4
100～299人	15.3	20.2	16.4	46.1	9.8	28.2	30.6
30～99人	12.8	22.3	14.2	49.6	9.3	24.9	32.4
平成27年調査計 ¹⁾	17.3	22.8	17.0	46.1	9.3	26.1	30.5

注：1) 平成27年調査計の数値は、平成26年11月分である。

Ⅲ 統 計 表

集計事項一覽表

集計事項一覧表

I 企業の属性 II 労働時間制度 III 賃金制度

◎=集計項目

●=表頭事項

○=表側事項

△=欄外事項

報告書表番号	原表番号	集計項目			II 労働時間																
					I 企業の属性				1 所定労働時間		2 週休制	3 年間休日総数	4 年次有給休暇				5 特別休暇制度				
		企業割合	労働者割合	平均値	産業	企業規模	労働組合の有無	業務	1日の所定労働時間	週所定労働時間	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者	週休制の形態	年間休日総数	年間延付与日数・取得日数・取得率	計画的付与制度の有無	計画的付与日数	時間単位取得制度の有無	時間単位取得日数	種類・制度の有無	賃金の支給状況	1回あたりの最高付与日数
1	1	◎		◎	○	○	△		●												
2	2		◎	◎	○	○	△		●												
3	3	◎		◎	○	△	△			●※1											
4	4		◎	◎	○	△	△			●											
5・6	5	◎		◎	△	○	△			●※1		○※2									
7	6-1	◎			○	△	△					●※2									
-	6-2	◎			○	△	△					●									
8	7		◎		○	△	△					●									
9	8	◎	◎		○	△	△			●											
10	9	◎		◎	○	○	△					●									
11	10		◎	◎	○	○	△					●									
-	11-1~3			◎	○	△	●						●								
12	12-1~3			◎	○	○	△						●		●						
-	13-1~3			◎	○	○	△					●※2		●							
12・13	14	◎		◎	○	△	△							●	●						
14	15	◎		◎	○	△	△									●	●				
15・16	16	◎			○	○												●		●	
16	17	◎			○	○												●		●	
16	18			◎	○	○												●		●	●
17	19			◎	○	○												●		●	
18	20	◎			○	○												●			
19	21	◎			○	○	△														
20	22		◎		○	○	△														
21	23	◎			○	○	△														
22	24		◎		○	○	△														
23	25	◎			○	○	△														
24	26	◎			○	○	△	●													
25	27	◎			○	○	△														
25	28		◎		○	○	△														
-	29	◎			○	○	△														
26	30	◎			○	○	△														
27	31	◎		◎	○	○	△														
28	32	◎			○	○	△														
29	301	◎			○	△															
30	302	◎		◎	○	△															
31	303	◎		◎	○	△															
32	304	◎		◎	○	△															
33	305	◎		◎	○	△															

※1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を集計している。
 ※2 企業において最も多くの労働者に適用される週休制の形態を集計している。

制 度										Ⅲ 賃 金 制 度										報告書表番号	原表番号		
6 変形労働時間制		7 みなし労働時間制		8 高度プロフェッショナル制度		9 勤務間インターバル制度						1 時間外労働の割増賃金率											
年間の最高付与日数	平成30年1年間における利用の有無	種類、採用（適用）の有無		制度採用の有無		適用労働者数	労働者が従事する業務	通年で実際の勤務間隔が11時間以上の労働者の状況	勤務間インターバル制度の導入状況	具体的な時間の設定状況	制度を導入していない理由	時間外労働の割増賃金率の定め方	時間外労働の割増賃金率の定め方	時間外労働の割増賃金率	特別条項付き時間外労働協定締結の有無	中小企業該当区分	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	代替休暇制度の有無	代替休暇取得労働者数		
		種類、採用（適用）の有無	種類、採用（適用）の有無	専門業務型裁量労働の適用業務																			
																					1	1	
																						2	2
																						3	3
																						4	4
																						5・6	5
																						7	6-1
																						-	6-2
																						8	7
																						9	8
																						10	9
																						11	10
																						-	11-1~3
																						12	12-1~3
																						-	13-1~3
																						12・13	14
																						14	15
																						15・16	16
																						16	17
																						16	18
●																						17	19
	●																					18	20
		●																				19	21
			●																			20	22
				●																		21	23
					●																	22	24
						●																23	25
							●															24	26
								●														25	27
									●													25	28
										●												-	29
											●											26	30
												●										27	31
													●									28	32
														●								29	301
															●							30	302
																●						31	303
																	●					32	304
																		●				33	305
																			●				
																				●			
																					●		
																						△	
																						△	

Ⅲ 賃金制度（続き）

◎＝集計項目

●＝表頭事項

○＝表側事項

△＝欄外事項

報告書番号	原表番号	集計項目			I 企業の属性		Ⅲ 賃金制度					報告書番号	原表番号
		企業割合	労働者割合	平均値	産業	企業規模	2 諸手当						
							所定内賃金		諸手当				
							基本給	諸手当（所定外賃金を除く）	制度の有無	項目別支給者数	項目別支給総額		
34	306	◎			○	△			●			34	306
35	307			◎	○	○	●	●			●	35	307
36	308	◎			○	○					●	36	308
37	309			◎	○	○				●	●	37	309

労働時間制度

第1表 産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合
及び1企業平均1日の所定労働時間

産業・企業規模	全企業	(単位：%)								1企業平均 1日の所定 労働時間 (時間：分)
		時間分 6:29 以下	時間分 6:30 ～ 6:59	時間分 7:00	時間分 7:01 ～ 7:29	時間分 7:30 ～ 7:59	時間分 8:00	時間分 8:01 以上		
T 調査産業計	100.0	0.2	1.1	5.7	3.5	30.6	58.3	0.6	7:47	
1,000人以上	100.0	-	0.3	4.1	4.0	43.4	47.4	0.8	7:46	
100～999人	100.0	0.3	0.4	4.2	4.5	34.2	55.7	0.7	7:47	
300～999人	100.0	0.1	0.7	3.9	4.3	38.4	52.2	0.5	7:46	
100～299人	100.0	0.3	0.4	4.3	4.6	32.8	56.9	0.7	7:47	
30～99人	100.0	0.1	1.3	6.4	3.0	28.8	59.7	0.6	7:47	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	1.0	14.5	35.9	48.6	-	7:43	
D 建設業	100.0	-	2.1	7.5	4.6	31.4	54.4	-	7:44	
E 製造業	100.0	-	0.3	1.6	2.3	34.6	60.2	1.0	7:51	
1,000人以上	100.0	-	-	0.6	1.7	54.0	43.6	-	7:49	
100～999人	100.0	-	0.1	0.6	3.1	34.5	60.2	1.5	7:52	
300～999人	100.0	-	0.6	1.0	2.6	45.1	49.8	1.0	7:51	
100～299人	100.0	-	-	0.5	3.3	31.2	63.3	1.6	7:53	
30～99人	100.0	-	0.4	2.0	2.0	34.0	60.7	0.9	7:51	
E1 消費関連	100.0	-	0.9	3.6	4.1	34.3	55.8	1.4	7:48	
E2 素材関連	100.0	-	0.1	1.4	1.8	38.1	58.2	0.4	7:51	
E3 機械関連	100.0	-	-	-	1.3	31.2	66.2	1.3	7:54	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.2	-	4.7	69.2	24.9	-	7:42	
G 情報通信業	100.0	0.4	-	11.3	3.0	36.4	48.9	-	7:42	
H 運輸業，郵便業	100.0	-	1.5	15.3	1.6	23.0	57.6	0.9	7:44	
I 卸売業，小売業	100.0	-	1.3	3.9	3.8	34.9	54.8	1.3	7:47	
50～55卸売業	100.0	-	-	5.0	3.7	43.3	46.8	1.3	7:45	
56～61小売業	100.0	-	2.4	3.0	3.9	28.4	61.2	1.2	7:48	
J 金融業，保険業	100.0	-	0.6	8.3	9.9	50.9	30.3	-	7:39	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.4	-	4.5	2.2	34.3	58.6	-	7:48	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	1.1	-	9.6	2.5	35.1	51.6	-	7:44	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	2.1	4.2	6.1	20.2	66.3	1.0	7:48	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	2.5	10.1	2.0	37.3	48.0	-	7:42	
O 教育，学習支援業	100.0	0.1	1.0	7.5	6.9	28.2	54.6	1.8	7:46	
P 医療，福祉	100.0	0.3	-	5.9	3.4	24.0	66.4	-	7:48	
Q 複合サービス事業	100.0	-	0.5	1.7	10.9	59.6	26.7	0.5	7:36	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.9	3.0	4.5	3.6	26.5	61.4	0.1	7:45	

注：企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間についての割合であり、「1企業平均1日の所定労働時間」はその平均である。

第2表 産業・企業規模、1日の所定労働時間階級別適用労働者割合
及び労働者1人平均1日の所定労働時間

(単位：%)

産業・企業規模	労働者計	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	労働者 1人平均 1日の所定 労働時間 (時間：分)
		6:29 以下	6:30 ～ 6:59	7:00	7:01 ～ 7:29	7:30 ～ 7:59	8:00	8:01 以上		
T 調査産業計	100.0	0.1	0.5	4.3	3.9	41.7	48.9	0.5	7:46	
1,000人以上	100.0	-	0.4	3.7	4.1	51.1	40.3	0.4	7:45	
100～999人	100.0	0.3	0.3	4.0	4.3	38.2	52.0	0.8	7:47	
300～999人	100.0	0.1	0.6	4.0	4.2	41.0	49.5	0.6	7:46	
100～299人	100.0	0.5	0.1	4.1	4.4	35.4	54.5	1.0	7:47	
30～99人	100.0	0.1	1.1	5.9	2.7	32.7	57.1	0.3	7:47	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	2.3	27.8	32.7	37.2	-	7:39	
D 建設業	100.0	-	1.0	3.2	3.0	37.6	55.2	-	7:47	
E 製造業	100.0	-	0.2	0.8	2.1	48.4	47.8	0.8	7:50	
1,000人以上	100.0	-	-	0.3	1.0	61.6	37.1	-	7:49	
100～999人	100.0	-	0.2	0.6	3.7	39.1	54.6	1.8	7:52	
300～999人	100.0	-	0.4	0.8	3.4	47.9	46.7	0.9	7:50	
100～299人	100.0	-	-	0.5	4.0	30.9	61.9	2.7	7:54	
30～99人	100.0	-	0.4	1.9	1.7	37.7	57.8	0.5	7:51	
E1 消費関連	100.0	-	0.5	1.5	3.9	37.8	54.8	1.5	7:51	
E2 素材関連	100.0	-	0.2	1.5	3.9	53.9	39.5	1.0	7:48	
E3 機械関連	100.0	-	-	-	0.3	49.4	50.0	0.3	7:52	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	0.1	-	0.6	94.2	5.2	-	7:39	
G 情報通信業	100.0	0.3	-	9.3	7.7	51.8	31.0	-	7:38	
H 運輸業，郵便業	100.0	-	0.6	8.3	3.8	28.5	57.2	1.6	7:46	
I 卸売業，小売業	100.0	-	0.3	2.6	5.8	42.0	48.0	1.2	7:46	
50～55卸売業	100.0	-	-	3.6	7.6	46.8	41.5	0.5	7:43	
56～61小売業	100.0	-	0.6	1.7	4.3	38.0	53.7	1.7	7:48	
J 金融業，保険業	100.0	-	0.0	18.1	8.9	48.7	24.2	-	7:32	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.2	-	4.5	5.3	43.0	47.1	-	7:45	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.1	-	10.2	3.3	49.8	36.7	-	7:42	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	1.6	1.8	2.5	20.9	73.1	0.1	7:51	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	4.6	8.5	2.1	30.7	54.0	-	7:43	
O 教育，学習支援業	100.0	0.6	0.6	9.9	5.3	48.4	34.6	0.7	7:39	
P 医療，福祉	100.0	0.5	-	4.0	3.7	39.2	52.6	-	7:45	
Q 複合サービス事業	100.0	-	0.3	0.1	3.6	33.2	62.5	0.3	7:48	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.5	2.5	3.1	2.5	32.0	59.4	0.0	7:47	

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

2 「労働者1人平均1日の所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間についての割合であり、企業の全労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均したものである。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		計					
産	業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分
				34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59
T	調査産業計	100.0	96.7	0.7	2.4	2.2	10.1
C	鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	99.0	-	3.9	6.8	8.6
D	建設業	100.0	94.5	0.2	0.2	1.5	7.7
E	製造業	100.0	98.2	0.0	1.0	2.8	10.1
E1	消費関連	100.0	100.0	0.0	1.3	5.7	10.3
E2	素材関連	100.0	96.6	-	1.6	1.8	12.9
E3	機械関連	100.0	98.1	-	0.0	1.1	7.0
F	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	4.2	6.1	17.2
G	情報通信業	100.0	100.0	0.6	12.1	3.0	19.7
H	運輸業，郵便業	100.0	94.1	-	1.6	0.2	5.0
I	卸売業，小売業	100.0	93.9	-	1.8	3.0	13.8
50～55	卸売業	100.0	97.0	-	3.0	3.8	21.4
56～61	小売業	100.0	91.4	-	0.8	2.4	7.8
J	金融業，保険業	100.0	100.0	0.6	10.6	6.9	23.3
K	不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	1.8	2.9	1.2	13.4
L	学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.9	1.4	9.6	2.0	14.8
M	宿泊業，飲食サービス業	100.0	95.8	1.0	1.0	2.7	2.3
N	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	96.4	1.9	3.8	0.2	4.0
O	教育，学習支援業	100.0	96.9	1.4	2.0	4.3	3.9
P	医療，福祉	100.0	99.4	0.9	3.0	2.1	11.9
Q	複合サービス事業	100.0	99.2	0.5	0.4	5.5	36.8
R	サービス業(他に分類されないもの)	100.0	95.4	3.7	1.4	0.6	6.5

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-1）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
10.9	6.6	63.9	3.3	1.1	1.7	0.5	39：24	T
13.6	8.7	57.3	1.0	1.0	-	-	39：06	C
7.6	10.6	66.8	5.5	3.2	1.2	1.1	39：45	D
13.3	12.2	58.9	1.8	0.7	0.5	0.7	39：25	E
10.7	10.7	61.3	-	-	-	-	39：16	E1
15.1	11.4	53.9	3.4	0.9	0.4	2.0	39：26	E2
13.8	14.3	61.9	1.9	0.9	0.9	-	39：33	E3
36.1	5.5	30.8	-	-	-	-	38：37	F
13.5	1.8	49.3	-	-	-	-	38：34	G
10.0	4.3	73.0	5.9	4.2	1.7	-	39：46	H
9.8	5.0	60.5	6.1	1.3	3.6	1.2	39：31	I
14.6	5.1	49.0	3.0	0.0	2.0	1.0	39：04	50～55
6.0	4.9	69.6	8.6	2.3	5.0	1.4	39：52	56～61
22.4	5.6	30.7	-	-	-	-	38：17	J
13.4	3.4	63.9	-	-	-	-	39：09	K
15.5	5.0	50.5	1.1	-	-	1.1	38：46	L
3.5	1.8	83.5	4.2	1.1	3.1	-	39：51	M
20.2	9.7	56.6	3.6	0.4	3.1	0.2	39：21	N
10.9	7.1	67.2	3.1	0.9	1.4	0.9	39：24	O
9.9	2.1	69.6	0.6	-	0.6	-	39：19	P
7.7	5.5	42.6	0.8	0.4	0.4	-	38：42	Q
8.1	9.5	65.5	4.6	0.7	3.3	0.6	39：11	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		1,000人以上					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	98.5	0.1	3.4	3.9	15.0	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	100.0	-	-	-	14.5	
E 製造業	100.0	100.0	0.5	2.1	3.0	9.3	
E1 消費関連	100.0	100.0	2.4	-	7.3	7.3	
E2 素材関連	100.0	100.0	-	6.2	4.8	19.4	
E3 機械関連	100.0	100.0	-	0.6	-	4.2	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	8.0	6.3	
G 情報通信業	100.0	100.0	-	10.3	7.7	30.8	
H 運輸業，郵便業	100.0	97.9	-	0.7	7.0	14.0	
I 卸売業，小売業	100.0	95.4	-	2.0	5.2	11.9	
50～55 卸売業	100.0	97.3	-	2.7	16.2	17.5	
56～61 小売業	100.0	94.9	-	1.7	1.7	10.2	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	14.9	12.7	27.7	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	-	29.0	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	11.1	3.8	22.0	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	97.7	-	-	-	1.0	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	100.0	-	3.1	3.1	9.3	
O 教育，学習支援業	100.0	100.0	-	-	1.4	8.9	
P 医療，福祉	100.0	100.0	-	7.7	3.1	26.1	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	-	-	-	53.7	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	97.2	-	2.8	2.8	18.9	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-2）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業	
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上			
21.5	6.8	47.8	1.5	0.7	0.8	-	39 : 00	T	
X	X	X	X	X	X	X	X	X	C
26.1	7.9	51.4	-	-	-	-	39 : 12	D	
36.9	8.7	39.4	-	-	-	-	38 : 59	E	
31.3	3.6	48.2	-	-	-	-	38 : 59	E1	
37.2	8.4	24.0	-	-	-	-	38 : 28	E2	
39.3	11.2	44.8	-	-	-	-	39 : 16	E3	
77.7	-	8.0	-	-	-	-	38 : 20	F	
25.6	-	25.6	-	-	-	-	38 : 06	G	
9.1	13.3	53.8	2.1	2.1	-	-	39 : 09	H	
16.7	4.7	54.9	4.6	2.0	2.6	-	39 : 15	I	
23.0	-	37.9	2.7	2.7	-	-	38 : 33	50～55	
14.8	6.2	60.3	5.1	1.7	3.4	-	39 : 28	56～61	
12.8	6.4	25.5	-	-	-	-	37 : 52	J	
17.4	5.8	47.9	-	-	-	-	38 : 56	K	
40.8	3.8	18.6	-	-	-	-	38 : 12	L	
1.0	9.3	86.5	2.3	2.3	-	-	39 : 58	M	
6.2	-	78.4	-	-	-	-	39 : 24	N	
53.1	7.8	28.8	-	-	-	-	38 : 56	O	
18.1	8.4	36.5	-	-	-	-	38 : 34	P	
6.7	-	39.6	-	-	-	-	38 : 34	Q	
9.4	6.6	56.6	2.8	-	2.8	-	39 : 11	R	

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		100～999人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	98.6	0.4	2.6	3.6	13.9	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	90.9	-	9.1	9.1	9.1	
D 建設業	100.0	98.9	1.1	1.5	2.5	7.2	
E 製造業	100.0	99.3	-	1.1	3.5	14.2	
E1 消費関連	100.0	100.0	-	1.5	4.4	15.3	
E2 素材関連	100.0	98.0	-	2.0	2.8	18.2	
E3 機械関連	100.0	100.0	-	-	3.4	9.6	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	2.1	2.2	23.4	
G 情報通信業	100.0	100.0	1.8	14.3	1.2	17.3	
H 運輸業，郵便業	100.0	98.3	-	5.7	0.3	7.4	
I 卸売業，小売業	100.0	97.7	-	3.3	7.1	18.1	
50～55 卸売業	100.0	100.0	-	3.8	9.4	19.5	
56～61 小売業	100.0	95.8	-	3.0	5.1	16.9	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	6.2	5.4	21.8	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	1.5	0.7	4.3	16.0	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	1.2	10.1	3.0	16.0	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	-	-	2.2	0.8	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	93.2	-	-	0.7	7.9	
O 教育，学習支援業	100.0	98.1	1.9	4.2	2.8	9.6	
P 医療，福祉	100.0	100.0	0.9	1.2	4.3	18.1	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.8	-	7.0	43.5	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	94.8	-	1.1	1.7	9.7	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-3）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
12.2	5.9	59.8	1.4	0.3	0.8	0.3	39：12	T
18.2	-	45.5	9.1	9.1	-	-	38：53	C
12.4	5.8	68.5	1.1	-	1.1	-	39：23	D
12.3	9.9	58.3	0.7	-	0.5	0.1	39：15	E
8.7	4.0	66.1	-	-	-	-	39：13	E1
14.6	13.4	47.0	2.0	-	1.6	0.4	39：07	E2
13.0	11.3	62.6	-	-	-	-	39：25	E3
44.7	6.4	21.2	-	-	-	-	38：33	F
20.8	1.8	42.9	-	-	-	-	38：14	G
6.0	5.0	73.9	1.7	0.3	1.3	-	39：27	H
10.2	5.1	53.9	2.3	0.2	1.4	0.7	39：04	I
16.2	4.1	47.0	-	-	-	-	38：44	50～55
5.1	5.9	59.7	4.2	0.4	2.5	1.3	39：20	56～61
22.2	5.4	39.0	-	-	-	-	38：39	J
12.2	11.5	53.8	-	-	-	-	39：05	K
21.4	1.8	46.4	-	-	-	-	38：34	L
9.0	5.7	82.3	-	-	-	-	39：45	M
12.9	8.6	63.1	6.8	1.4	4.7	0.7	39：48	N
13.0	11.9	54.7	1.9	-	1.9	-	39：04	O
14.3	2.2	58.9	-	-	-	-	39：01	P
8.5	3.9	36.4	-	-	-	-	38：28	Q
9.7	5.7	66.9	5.2	2.3	1.1	1.7	39：37	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		300～999人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	99.0	0.2	2.6	3.7	12.5	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	
D 建設業	100.0	100.0	-	1.6	6.5	12.9	
E 製造業	100.0	98.9	-	1.1	2.3	10.3	
E1 消費関連	100.0	100.0	-	-	6.9	10.3	
E2 素材関連	100.0	96.6	-	3.4	1.7	15.3	
E3 機械関連	100.0	100.0	-	-	-	6.3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	8.3	25.0	
G 情報通信業	100.0	100.0	2.3	13.6	4.5	25.0	
H 運輸業，郵便業	100.0	98.4	-	1.6	1.6	3.2	
I 卸売業，小売業	100.0	99.1	-	3.5	7.2	17.2	
50～55 卸売業	100.0	100.0	-	6.5	11.3	21.0	
56～61 小売業	100.0	98.5	-	1.5	4.4	14.7	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	7.4	7.4	25.9	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	-	2.8	5.6	11.1	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	6.5	2.2	23.9	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	-	-	3.3	3.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	90.9	-	-	3.0	-	
O 教育，学習支援業	100.0	100.0	3.5	1.8	-	14.0	
P 医療，福祉	100.0	100.0	-	1.4	2.8	11.3	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	1.5	-	6.2	50.8	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	98.0	-	4.1	2.0	6.1	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-4）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
17.7	7.0	55.3	1.0	0.5	0.1	0.4	39：09	T
-	-	-	-	-	-	-	-	C
11.3	6.5	61.3	-	-	-	-	39：10	D
24.0	13.7	47.5	1.1	-	0.6	0.6	39：15	E
13.8	12.1	56.9	-	-	-	-	39：13	E1
32.2	10.2	33.9	3.4	-	1.7	1.7	39：05	E2
23.8	17.5	52.4	-	-	-	-	39：25	E3
58.3	8.3	-	-	-	-	-	38：15	F
20.5	2.3	31.8	-	-	-	-	38：05	G
9.5	11.1	71.4	1.6	1.6	-	-	39：37	H
11.8	5.7	53.7	0.9	0.9	-	-	38：57	I
16.1	3.2	41.9	-	-	-	-	38：29	50～55
8.8	7.4	61.8	1.5	1.5	-	-	39：16	56～61
22.2	7.4	29.6	-	-	-	-	38：22	J
19.4	16.7	44.4	-	-	-	-	39：02	K
21.7	2.2	43.5	-	-	-	-	38：40	L
13.3	-	80.0	-	-	-	-	39：36	M
15.2	3.0	69.7	9.1	6.1	-	3.0	39：57	N
22.8	15.8	42.1	-	-	-	-	38：42	O
18.3	5.6	60.6	-	-	-	-	39：17	P
4.6	3.1	33.8	-	-	-	-	38：18	Q
22.4	-	63.3	2.0	-	-	2.0	39：22	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		100～299人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	98.4	0.5	2.6	3.6	14.4	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	90.9	-	9.1	9.1	9.1	
D 建設業	100.0	98.6	1.4	1.4	1.4	5.6	
E 製造業	100.0	99.5	-	1.1	3.9	15.3	
E1 消費関連	100.0	100.0	-	1.9	3.7	16.7	
E2 素材関連	100.0	98.4	-	1.6	3.2	19.0	
E3 機械関連	100.0	100.0	-	-	4.6	10.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	2.9	-	22.9	
G 情報通信業	100.0	100.0	1.6	14.5	-	14.5	
H 運輸業，郵便業	100.0	98.3	-	6.8	-	8.5	
I 卸売業，小売業	100.0	97.2	-	3.3	7.0	18.5	
50～55 卸売業	100.0	100.0	-	2.9	8.8	19.1	
56～61 小売業	100.0	94.6	-	3.6	5.4	17.9	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	5.6	4.2	19.4	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	2.0	-	3.9	17.6	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	1.6	11.5	3.3	13.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	-	-	1.9	-	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	93.9	-	-	-	10.2	
O 教育，学習支援業	100.0	97.4	1.3	5.2	3.9	7.8	
P 医療，福祉	100.0	100.0	1.2	1.2	4.8	20.2	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	-	-	7.8	35.9	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	93.7	-	-	1.6	11.1	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-5）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
10.4	5.6	61.4	1.6	0.3	1.1	0.3	39：12	T
18.2	-	45.5	9.1	9.1	-	-	38：53	C
12.7	5.6	70.4	1.4	-	1.4	-	39：27	D
8.8	8.8	61.6	0.5	-	0.5	-	39：15	E
7.4	1.9	68.5	-	-	-	-	39：13	E1
9.5	14.3	50.8	1.6	-	1.6	-	39：08	E2
9.2	9.2	66.2	-	-	-	-	39：25	E3
40.0	5.7	28.6	-	-	-	-	38：40	F
21.0	1.6	46.8	-	-	-	-	38：18	G
5.1	3.4	74.6	1.7	-	1.7	-	39：25	H
9.6	4.9	54.0	2.8	-	1.9	0.9	39：06	I
16.2	4.4	48.5	-	-	-	-	38：49	50～55
3.6	5.4	58.9	5.4	-	3.6	1.8	39：22	56～61
22.2	4.2	44.4	-	-	-	-	38：49	J
9.8	9.8	56.9	-	-	-	-	39：06	K
21.3	1.6	47.5	-	-	-	-	38：32	L
7.5	7.5	83.0	-	-	-	-	39：48	M
12.2	10.2	61.2	6.1	-	6.1	-	39：45	N
9.1	10.4	59.7	2.6	-	2.6	-	39：12	O
13.1	1.2	58.3	-	-	-	-	38：56	P
12.5	4.7	39.1	-	-	-	-	38：39	Q
4.8	7.9	68.3	6.3	3.2	1.6	1.6	39：43	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		30～99人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	95.9	0.9	2.2	1.6	8.3	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	-	3.3	6.7	6.7	
D 建設業	100.0	93.6	-	-	1.3	7.7	
E 製造業	100.0	97.6	-	0.9	2.4	8.4	
E1 消費関連	100.0	100.0	-	1.2	6.1	8.5	
E2 素材関連	100.0	96.0	-	1.3	1.3	10.7	
E3 機械関連	100.0	97.1	-	-	-	5.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	5.9	7.8	15.7	
G 情報通信業	100.0	100.0	-	11.1	3.7	20.4	
H 運輸業，郵便業	100.0	92.3	-	-	-	3.8	
I 卸売業，小売業	100.0	92.4	-	1.2	1.4	12.3	
50～55 卸売業	100.0	95.8	-	2.8	1.4	22.2	
56～61 小売業	100.0	89.7	-	-	1.5	4.4	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	1.4	13.9	6.9	23.6	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	2.0	3.9	-	11.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.4	1.6	9.4	1.6	14.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	94.1	1.5	1.5	2.9	2.9	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	97.4	2.6	5.1	-	2.6	
O 教育，学習支援業	100.0	96.2	1.3	1.3	5.1	1.3	
P 医療，福祉	100.0	99.1	0.9	3.7	0.9	8.4	
Q 複合サービス事業	100.0	97.0	-	1.5	3.0	17.9	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	95.7	5.8	1.4	-	4.3	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-6）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
10.0	6.8	66.1	4.1	1.4	2.1	0.6	39：30	T
13.3	10.0	60.0	-	-	-	-	39：10	C
6.4	11.5	66.7	6.4	3.8	1.3	1.3	39：49	D
13.0	13.2	59.7	2.4	0.9	0.5	1.0	39：30	E
11.0	13.4	59.8	-	-	-	-	39：17	E1
14.7	10.7	57.3	4.0	1.3	-	2.7	39：35	E2
13.0	15.9	62.3	2.9	1.4	1.4	-	39：38	E3
25.5	5.9	39.2	-	-	-	-	38：42	F
9.3	1.9	53.7	-	-	-	-	38：45	G
11.5	3.8	73.1	7.7	5.8	1.9	-	39：55	H
9.4	4.9	63.1	7.6	1.6	4.5	1.4	39：41	I
13.9	5.6	50.0	4.2	-	2.8	1.4	39：12	50～55
5.9	4.4	73.5	10.3	2.9	5.9	1.5	40：04	56～61
25.0	5.6	23.6	-	-	-	-	38：02	J
13.7	-	68.6	-	-	-	-	39：12	K
12.5	6.3	53.1	1.6	-	-	1.6	38：52	L
1.5	-	83.8	5.9	1.5	4.4	-	39：53	M
23.1	10.3	53.8	2.6	-	2.6	-	39：11	N
7.7	5.1	74.4	3.8	1.3	1.3	1.3	39：33	O
7.5	1.9	75.7	0.9	-	0.9	-	39：29	P
6.0	10.4	58.2	3.0	1.5	1.5	-	39：17	Q
7.2	11.6	65.2	4.3	-	4.3	-	38：58	R

はその平均である。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		計					
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調 査 産 業 計	100.0	98.1	1.4	3.4	4.1	14.4	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	98.8	0.3	4.9	5.5	36.0	
D 建 設 業	100.0	97.1	0.5	0.9	1.6	10.6	
E 製 造 業	100.0	98.9	0.8	1.8	3.9	11.1	
E1 消 費 関 連	100.0	99.4	1.2	1.1	5.9	11.8	
E2 素 材 関 連	100.0	97.4	1.0	4.1	7.4	14.1	
E3 機 械 関 連	100.0	99.6	0.4	0.7	1.0	9.1	
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	99.8	0.6	0.7	4.4	15.5	
G 情 報 通 信 業	100.0	99.8	1.3	8.9	7.8	27.0	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.1	2.5	2.4	3.8	7.4	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	96.4	1.1	3.0	6.9	17.4	
50～55 卸 売 業	100.0	98.7	0.7	3.2	9.0	19.8	
56～61 小 売 業	100.0	94.5	1.4	2.8	5.0	15.3	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.4	19.2	8.0	33.1	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	99.7	2.2	2.7	1.9	20.9	
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	99.1	1.2	10.0	3.5	15.3	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	96.1	1.7	0.7	1.2	4.7	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	93.5	2.7	3.9	2.2	5.0	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	98.0	2.2	2.1	2.2	10.5	
P 医 療 , 福 祉	100.0	99.2	1.4	1.7	3.7	17.9	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99.9	0.8	0.1	2.4	25.4	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	97.6	3.3	3.6	0.9	9.4	

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-1）

（単位：％）

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
18.7	6.8	49.4	1.9	0.6	1.0	0.3	39：03	T
8.4	3.4	40.3	1.2	1.2	-	-	38：34	C
15.9	8.4	59.2	2.9	1.5	0.8	0.6	39：27	D
25.5	11.0	44.8	1.1	0.3	0.4	0.4	39：10	E
21.3	8.2	49.9	0.6	0.2	0.2	0.2	39：04	E1
22.5	12.0	36.3	2.6	0.2	1.0	1.3	39：01	E2
29.1	11.5	47.8	0.4	0.3	0.1	0.0	39：18	E3
71.1	2.5	5.0	0.2	0.2	-	-	38：16	F
22.5	1.2	31.2	0.2	0.1	0.1	0.0	38：12	G
16.5	7.4	57.2	2.9	1.6	1.1	0.2	39：14	H
14.4	5.2	48.4	3.6	1.0	2.0	0.5	39：04	I
21.2	3.5	41.3	1.3	0.4	0.4	0.5	38：44	50～55
8.6	6.8	54.5	5.5	1.5	3.4	0.5	39：20	56～61
10.8	2.8	25.7	0.0	-	0.0	0.0	37：43	J
16.4	8.5	47.1	0.3	0.2	0.0	0.1	38：55	K
28.4	4.7	36.0	0.9	0.4	0.1	0.4	38：32	L
5.2	3.4	79.2	3.9	1.3	2.4	0.2	39：47	M
12.9	6.4	60.4	6.5	0.6	4.3	1.5	39：34	N
31.9	8.0	41.0	2.0	0.6	0.9	0.5	38：58	O
15.6	4.5	54.4	0.8	0.1	0.8	0.0	39：03	P
2.9	1.0	67.2	0.1	0.0	0.1	0.0	39：11	Q
12.9	5.9	61.7	2.4	0.6	1.5	0.3	39：16	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		1,000人以上					
産 業	労働者計	40時間以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59以下	35:00～35:59	36:00～36:59	37:00～37:59	
T 調査産業計	100.0	99.5	1.2	3.8	5.0	17.0	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	100.0	0.4	0.6	-	13.5	
E 製造業	100.0	100.0	0.7	2.0	4.1	10.4	
E1 消費関連	100.0	100.0	1.7	0.0	7.5	9.8	
E2 素材関連	100.0	100.0	0.8	5.3	13.5	16.4	
E3 機械関連	100.0	100.0	0.5	1.2	0.3	8.6	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.6	0.1	3.7	14.6	
G 情報通信業	100.0	99.9	1.2	5.2	14.6	33.5	
H 運輸業, 郵便業	100.0	99.8	4.4	0.6	8.8	9.3	
I 卸売業, 小売業	100.0	97.8	1.4	1.7	7.5	17.3	
50～55 卸売業	100.0	98.4	0.3	1.6	16.9	18.2	
56～61 小売業	100.0	97.5	2.0	1.7	2.6	16.8	
J 金融業, 保険業	100.0	100.0	0.3	23.1	8.1	37.2	
K 不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0	1.6	0.5	0.5	30.8	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	99.2	0.6	13.2	5.1	13.4	
M 宿泊業, 飲食サービス業	100.0	98.3	0.5	0.2	0.2	5.7	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	94.5	3.9	5.5	1.1	7.0	
O 教育, 学習支援業	100.0	100.0	0.1	0.7	0.9	14.5	
P 医療, 福祉	100.0	99.9	0.5	2.1	2.8	27.5	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.1	0.0	0.0	11.9	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	99.5	1.9	2.8	1.3	15.8	

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのとおり適用される労働者を指す。
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全労働者1人平均として算出したものである。

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-2）

（単位：％）

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業	
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上			
27.8	5.8	38.9	0.5	0.2	0.2	0.0	38：46	T	
X	X	X	X	X	X	X	X	X	C
32.5	5.2	47.8	-	-	-	-	39：10	D	
39.0	8.6	35.1	0.0	-	0.0	0.0	38：58	E	
44.1	1.8	35.1	0.0	-	-	0.0	38：48	E1	
33.5	11.8	18.7	0.0	-	0.0	-	38：25	E2	
39.9	8.8	40.7	0.0	-	0.0	0.0	39：11	E3	
79.2	1.2	0.5	-	-	-	-	38：11	F	
28.1	0.0	17.3	0.1	0.0	0.0	0.0	38：00	G	
27.2	7.8	41.5	0.2	0.1	0.1	-	38：39	H	
20.6	4.0	45.3	2.2	1.0	1.2	-	38：55	I	
35.8	-	25.4	1.6	1.6	-	-	38：18	50～55	
12.7	6.1	55.6	2.5	0.7	1.8	-	39：15	56～61	
6.6	1.8	22.9	-	-	-	-	37：27	J	
17.0	9.3	40.4	-	-	-	-	38：52	K	
41.9	6.1	18.9	0.8	0.8	-	-	38：13	L	
1.8	4.4	85.6	1.7	1.4	0.2	0.0	39：50	M	
8.5	0.0	68.5	5.5	-	5.4	0.0	39：24	N	
54.5	5.2	24.1	-	-	-	-	38：49	O	
23.0	7.2	36.7	0.1	-	0.1	-	38：44	P	
1.2	0.0	86.8	0.0	0.0	0.0	0.0	39：41	Q	
13.5	5.7	58.6	0.5	0.4	0.1	0.0	39：11	R	

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		100～999人						
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59		
T 調 査 産 業 計	100.0	98.4	1.2	3.5	4.4	14.5		
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	94.7	0.5	9.1	4.4	15.6		
D 建 設 業	100.0	99.2	1.0	2.1	3.4	10.1		
E 製 造 業	100.0	98.5	0.6	1.8	4.4	13.1		
E1 消 費 関 連	100.0	98.9	1.3	1.9	5.6	13.3		
E2 素 材 関 連	100.0	96.9	0.4	3.8	6.1	15.9		
E3 機 械 関 連	100.0	99.5	0.3	0.1	2.3	10.5		
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	99.7	0.4	1.6	5.2	19.5		
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	1.9	12.3	1.4	22.0		
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	98.3	1.1	5.5	1.2	7.9		
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	97.6	0.6	4.6	8.8	18.5		
50～55 卸 売 業	100.0	100.0	0.2	4.8	10.5	17.1		
56～61 小 売 業	100.0	95.4	1.0	4.5	7.2	19.9		
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.4	8.5	7.8	22.6		
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	99.8	0.9	1.8	4.1	14.1		
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	99.2	1.5	7.3	2.8	17.4		
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	99.1	0.6	1.0	2.3	4.1		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	91.2	1.5	0.6	3.3	6.1		
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	98.4	5.5	4.0	1.7	10.4		
P 医 療 , 福 祉	100.0	99.7	1.5	1.1	4.7	16.5		
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99.9	2.3	0.1	6.6	50.4		
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	96.6	2.1	5.2	1.0	7.2		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-3）

(単位：%)

時間分 38:00～ 38:59	時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間 超	時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
14.6	6.9	53.3	1.6	0.4	0.9	0.3	39：05	T
17.5	-	47.6	5.3	5.3	-	-	38：51	C
13.1	7.0	62.4	0.8	0.1	0.6	0.1	39：18	D
16.6	11.3	50.8	1.5	0.3	1.0	0.3	39：14	E
14.0	6.2	56.6	1.1	0.4	0.5	0.2	39：06	E1
18.2	12.3	40.2	3.1	0.1	2.4	0.6	39：07	E2
16.7	13.4	56.3	0.5	0.4	0.1	-	39：23	E3
52.8	7.0	13.1	0.3	0.3	-	-	38：32	F
22.7	1.5	38.2	-	-	-	-	38：16	G
8.4	8.5	65.8	1.7	0.4	1.1	0.2	39：23	H
11.4	6.1	47.5	2.4	1.0	1.0	0.4	38：53	I
17.1	3.9	46.4	0.0	0.0	0.0	-	38：41	50～55
6.1	8.1	48.5	4.6	1.9	1.9	0.8	39：05	56～61
20.9	5.1	34.7	-	-	-	-	38：26	J
16.7	12.2	50.0	0.2	0.1	0.0	0.1	39：03	K
21.0	2.3	46.9	0.8	0.1	0.1	0.7	38：44	L
10.7	4.9	75.6	0.9	0.4	0.4	0.1	39：41	M
6.6	6.0	67.1	8.8	1.3	4.9	2.7	39：59	N
16.5	14.0	46.3	1.6	0.0	1.5	0.1	38：44	O
15.4	4.3	56.2	0.3	0.0	0.3	-	39：01	P
5.8	2.2	32.7	0.1	-	0.0	0.0	38：18	Q
15.1	3.4	62.6	3.4	1.0	1.7	0.6	39：29	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		300～999人						
産 業	労働者計	40時間以下	時間分	時間分	時間分	時間分		
			34:59以下	35:00～35:59	36:00～36:59	37:00～37:59		
T 調査産業計	100.0	98.8	1.1	3.8	4.4	13.0		
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-		
D 建設業	100.0	99.8	0.7	2.1	5.4	16.1		
E 製造業	100.0	98.4	0.2	1.8	4.6	10.1		
E1 消費関連	100.0	99.3	0.2	0.1	8.0	10.0		
E2 素材関連	100.0	96.5	0.3	4.9	7.3	12.6		
E3 機械関連	100.0	99.3	0.2	0.2	1.1	8.3		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	-	8.8	16.7		
G 情報通信業	100.0	100.0	2.0	11.0	2.6	27.9		
H 運輸業，郵便業	100.0	98.6	0.4	3.0	1.6	5.4		
I 卸売業，小売業	100.0	98.1	0.8	5.3	7.6	17.1		
50～55 卸売業	100.0	100.0	0.1	7.0	12.3	16.8		
56～61 小売業	100.0	96.6	1.4	3.9	3.9	17.3		
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.4	9.3	10.0	25.7		
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	0.4	3.3	2.5	12.4		
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.8	0.7	5.3	2.4	18.8		
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	99.4	1.3	0.1	0.0	9.2		
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	91.5	0.9	1.2	7.2	1.1		
O 教育，学習支援業	100.0	100.0	8.1	1.9	0.2	12.6		
P 医療，福祉	100.0	99.6	0.6	1.4	3.9	9.6		
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	3.1	0.1	5.3	54.8		
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	99.4	3.1	10.6	0.7	2.2		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-4）

(単位：%)

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
18.7	7.9	50.0	1.2	0.5	0.3	0.3	39：04	T
-	-	-	-	-	-	-	-	C
12.3	6.8	56.4	0.2	0.2	-	-	39：04	D
24.0	13.3	44.3	1.6	0.3	1.0	0.4	39：15	E
17.6	11.8	51.6	0.7	0.2	0.2	0.2	39：05	E1
29.3	12.1	30.1	3.5	-	2.6	0.9	39：10	E2
22.9	14.9	51.7	0.7	0.5	0.2	-	39：23	E3
66.3	8.2	-	-	-	-	-	38：19	F
22.3	1.9	32.3	-	-	-	-	38：12	G
13.4	13.6	61.3	1.4	0.8	0.2	0.5	39：25	H
13.4	5.1	48.8	1.9	1.9	0.0	-	38：52	I
18.8	2.6	42.5	0.0	0.0	0.0	-	38：30	50～55
9.2	7.0	53.9	3.4	3.4	-	-	39：09	56～61
20.3	4.9	29.5	-	-	-	-	38：14	J
24.0	17.5	39.8	-	-	-	-	38：58	K
23.9	2.5	45.2	1.2	-	-	1.2	38：51	L
17.0	1.3	70.4	0.6	0.6	-	-	39：35	M
4.6	4.6	71.9	8.5	2.5	0.2	5.8	40：02	N
23.1	18.3	35.7	-	-	-	-	38：20	O
18.6	7.3	58.3	0.4	0.0	0.3	-	39：18	P
4.1	1.8	30.9	-	-	-	-	38：12	Q
22.9	0.2	59.7	0.6	0.1	0.3	0.2	39：11	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		100～299人						
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59		
T 調 査 産 業 計	100.0	98.1	1.3	3.2	4.5	16.0		
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	94.7	0.5	9.1	4.4	15.6		
D 建 設 業	100.0	98.6	1.3	2.1	1.7	4.9		
E 製 造 業	100.0	98.6	0.9	1.9	4.2	15.7		
E1 消 費 関 連	100.0	98.6	2.0	3.2	4.0	15.7		
E2 素 材 関 連	100.0	97.2	0.6	2.8	5.0	18.9		
E3 機 械 関 連	100.0	99.8	0.4	0.0	3.6	12.9		
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	99.3	0.9	3.4	1.2	22.6		
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	1.7	13.9	0.0	15.0		
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	98.1	1.6	7.4	0.9	9.9		
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	97.1	0.4	4.0	9.9	20.1		
50～55 卸 売 業	100.0	100.0	0.3	2.9	8.9	17.3		
56～61 小 売 業	100.0	93.9	0.5	5.2	11.0	23.0		
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.3	7.1	4.0	17.0		
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	99.7	1.5	0.2	5.8	15.9		
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	99.7	2.5	9.6	3.2	15.9		
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	98.9	-	1.6	4.0	0.2		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	90.8	2.1	0.1	-	10.4		
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	96.7	2.7	6.3	3.2	8.0		
P 医 療 , 福 祉	100.0	99.7	2.3	0.8	5.4	22.8		
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99.8	0.0	0.0	10.0	38.9		
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	94.0	1.2	0.3	1.2	11.7		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-5）

（単位：％）

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
10.6	5.9	56.5	1.9	0.3	1.4	0.3	39：06	T
17.5	-	47.6	5.3	5.3	-	-	38：51	C
13.8	7.2	67.6	1.4	-	1.2	0.2	39：30	D
9.7	9.4	56.8	1.4	0.3	1.0	0.2	39：12	E
11.4	2.3	60.1	1.4	0.5	0.7	0.2	39：07	E1
8.2	12.5	49.3	2.8	0.1	2.2	0.4	39：04	E2
9.7	11.7	61.5	0.2	0.2	-	-	39：24	E3
37.9	5.7	27.6	0.7	0.7	-	-	38：46	F
23.0	1.1	45.2	-	-	-	-	38：20	G
4.6	4.4	69.3	1.9	0.1	1.8	-	39：21	H
9.4	7.1	46.2	2.9	0.0	2.0	0.8	38：55	I
15.7	5.0	49.8	-	-	-	-	38：51	50～55
2.5	9.5	42.2	6.1	0.1	4.2	1.7	38：59	56～61
22.0	5.5	44.0	-	-	-	-	38：48	J
8.9	6.5	60.9	0.3	0.1	0.1	0.1	39：07	K
17.6	2.2	48.7	0.3	0.1	0.1	-	38：36	L
5.8	7.7	79.5	1.1	0.3	0.7	0.1	39：45	M
8.2	7.1	63.0	9.2	0.4	8.8	0.0	39：56	N
9.6	9.6	57.3	3.3	0.1	3.1	0.1	39：08	O
12.5	1.6	54.3	0.3	-	0.3	-	38：47	P
10.2	3.3	37.4	0.2	-	0.1	0.1	38：32	Q
7.9	6.4	65.3	6.0	1.9	3.0	1.0	39：45	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		30～99人						
産 業	労働者計	40時間以下	時間分	時間分	時間分	時間分		
			34:59以下	35:00～35:59	36:00～36:59	37:00～37:59		
T 調査産業計	100.0	95.3	2.1	2.4	2.0	10.0		
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	0.5	5.7	9.2	7.8		
D 建設業	100.0	93.9	0.1	0.3	1.2	9.2		
E 製造業	100.0	97.3	1.2	1.5	2.5	9.1		
E1 消費関連	100.0	99.6	0.6	0.9	4.8	11.3		
E2 素材関連	100.0	95.1	2.2	3.0	2.3	8.6		
E3 機械関連	100.0	97.7	0.6	0.2	0.7	7.7		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.6	1.0	5.3	10.2	16.6		
G 情報通信業	100.0	99.0	0.3	10.0	5.3	22.2		
H 運輸業，郵便業	100.0	91.3	1.6	0.2	-	3.9		
I 卸売業，小売業	100.0	92.5	1.8	1.3	2.4	15.2		
50～55 卸売業	100.0	96.6	2.0	1.7	1.0	25.4		
56～61 小売業	100.0	87.3	1.5	0.7	4.1	2.2		
J 金融業，保険業	100.0	99.9	1.6	12.9	7.3	23.8		
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	99.1	5.4	7.6	0.2	18.1		
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.7	2.0	8.4	1.4	15.3		
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	89.4	4.7	0.9	1.3	4.3		
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	96.3	3.5	7.8	1.4	2.0		
O 教育，学習支援業	100.0	92.9	1.8	2.3	6.0	2.0		
P 医療，福祉	100.0	97.1	1.9	2.9	2.1	11.6		
Q 複合サービス事業	100.0	95.4	1.1	2.7	3.2	18.1		
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	96.7	7.6	1.3	-	4.5		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-6）

(単位：%)

時間分 38:00～ 38:59	時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間 超	時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
11.5	8.1	59.2	4.7	1.5	2.3	0.9	39：26	T
9.2	7.0	60.7	-	-	-	-	39：06	C
8.4	11.3	63.4	6.1	3.4	1.5	1.2	39：43	D
13.5	15.4	54.0	2.7	0.8	0.3	1.7	39：29	E
11.9	17.1	52.9	0.4	-	-	0.4	39：17	E1
16.2	11.8	51.1	4.9	0.8	-	4.1	39：35	E2
11.6	18.2	58.7	2.3	1.5	0.8	-	39：34	E3
24.6	5.7	35.3	1.4	1.4	-	-	38：38	F
8.5	3.3	49.4	1.0	0.6	0.4	-	38：36	G
12.8	5.2	67.5	8.7	5.7	2.6	0.5	39：53	H
13.4	5.0	53.5	7.5	1.1	5.1	1.3	39：33	I
18.1	5.2	43.3	3.4	0.3	1.4	1.6	39：09	50～55
7.6	4.7	66.3	12.7	2.1	9.7	0.9	40：05	56～61
25.0	6.9	22.5	0.1	-	0.0	0.0	38：02	J
14.9	0.6	52.4	0.9	0.7	0.1	0.2	38：46	K
14.7	5.8	51.1	1.3	0.1	0.5	0.8	38：52	L
2.2	0.1	75.8	10.6	2.2	7.8	0.6	39：51	M
25.4	11.6	44.5	3.7	0.1	2.7	0.9	39：04	N
6.5	4.9	69.5	7.1	2.8	2.1	2.2	39：37	O
8.3	2.2	68.3	2.9	0.3	2.5	0.0	39：26	P
7.1	10.6	52.7	4.6	2.0	2.5	0.1	39：19	Q
7.5	11.2	64.5	3.3	-	3.2	0.1	38：55	R

ない者は含まない。

労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第5表 産業（T,E,I）、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業		計						
企業規模、週休制の形態		全企業	40時間 以下	時間分 34:59 以下	時間分 35:00～ 35:59	時間分 36:00～ 36:59	時間分 37:00～ 37:59	時間分 38:00～ 38:59
企 業 規 模 計		100.0	96.7	0.7	2.4	2.2	10.1	10.9
週休1日制又は1日半制		100.0	84.6	0.1	0.9	0.6	5.0	4.6
何らかの週休2日制		100.0	97.8	0.5	2.3	2.4	10.9	11.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	95.9	0.6	1.2	2.6	9.7	9.6
完全週休2日制		100.0	99.4	0.4	3.2	2.3	12.0	12.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	99.1	3.7	4.8	1.8	7.3	13.7
1,000 人 以 上		100.0	98.5	0.1	3.4	3.9	15.0	21.5
週休1日制又は1日半制		100.0	100.0	-	1.5	-	5.6	13.5
何らかの週休2日制		100.0	98.3	-	3.4	3.9	15.9	21.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	95.1	-	3.4	5.2	7.3	14.1
完全週休2日制		100.0	99.4	-	3.4	3.5	18.8	24.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	1.2	4.0	4.7	9.4	20.9
100 ～ 999 人		100.0	98.6	0.4	2.6	3.6	13.9	12.2
週休1日制又は1日半制		100.0	89.7	0.7	0.9	3.6	10.7	2.1
何らかの週休2日制		100.0	99.3	0.4	2.7	3.7	14.3	13.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	98.5	0.4	2.9	4.5	13.7	9.4
完全週休2日制		100.0	99.8	0.5	2.6	3.2	14.7	15.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	97.2	-	2.7	2.7	12.6	10.4
300 ～ 999 人		100.0	99.0	0.2	2.6	3.7	12.5	17.7
週休1日制又は1日半制		100.0	92.6	5.5	3.5	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	99.4	0.1	2.6	4.0	12.3	18.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	98.4	0.1	1.8	5.3	11.2	14.3
完全週休2日制		100.0	100.0	0.1	3.1	3.3	13.0	21.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	97.5	-	2.3	1.9	16.7	15.3
100 ～ 299 人		100.0	98.4	0.5	2.6	3.6	14.4	10.4
週休1日制又は1日半制		100.0	89.3	-	0.6	4.1	12.1	2.4
何らかの週休2日制		100.0	99.3	0.5	2.8	3.6	15.0	11.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	98.6	0.4	3.3	4.2	14.4	7.9
完全週休2日制		100.0	99.7	0.6	2.4	3.2	15.3	13.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	97.1	-	2.9	3.0	11.1	8.6
30 ～ 99 人		100.0	95.9	0.9	2.2	1.6	8.3	10.0
週休1日制又は1日半制		100.0	83.4	-	0.9	-	3.8	5.1
何らかの週休2日制		100.0	97.2	0.5	2.1	1.8	9.3	10.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	95.0	0.7	0.5	1.9	8.4	9.6
完全週休2日制		100.0	99.2	0.4	3.5	1.8	10.2	10.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	5.7	5.9	1.3	4.6	15.1

注： 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（3-1）

(単位：%)

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	企業規模、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
6.6	63.9	3.3	1.1	1.7	0.5	39:24	企 業 規 模 計 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
9.8	63.6	15.4	6.4	7.3	1.7	40:12	
6.4	64.0	2.2	0.5	1.2	0.5	39:23	
10.7	61.6	4.1	1.1	2.3	0.7	39:30	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
2.8	66.1	0.6	0.0	0.3	0.2	39:17	
5.0	62.7	0.9	0.5	0.3	0.1	38:48	
6.8	47.8	1.5	0.7	0.8	-	39:00	1,000 人 以 上 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
14.9	64.5	-	-	-	-	39:27	
6.3	46.9	1.7	0.8	0.9	-	38:59	
9.3	55.8	4.9	2.6	2.3	-	39:19	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
5.3	43.9	0.6	0.2	0.4	-	38:52	
8.9	50.9	-	-	-	-	38:59	
5.9	59.8	1.4	0.3	0.8	0.3	39:12	100 ～ 999 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
8.8	62.9	10.3	2.2	4.4	3.7	39:47	
6.0	59.0	0.7	0.1	0.6	0.1	39:08	
10.7	56.9	1.5	0.2	1.1	0.2	39:10	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
3.0	60.4	0.2	-	0.2	-	39:07	
3.6	65.2	2.8	1.4	1.0	0.3	39:21	
7.0	55.3	1.0	0.5	0.1	0.4	39:09	300 ～ 999 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
11.4	72.1	7.4	3.5	3.9	-	39:16	
7.0	54.7	0.6	0.2	-	0.3	39:08	
10.8	54.8	1.6	0.7	-	1.0	39:14	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
4.9	54.6	-	-	-	-	39:05	
5.2	56.1	2.5	1.5	-	1.0	39:15	
5.6	61.4	1.6	0.3	1.1	0.3	39:12	100 ～ 299 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
8.5	61.6	10.7	2.0	4.5	4.2	39:51	
5.6	60.5	0.7	-	0.7	-	39:08	
10.7	57.6	1.4	-	1.4	-	39:08	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
2.3	62.5	0.3	-	0.3	-	39:08	
3.0	68.7	2.9	1.4	1.4	-	39:23	
6.8	66.1	4.1	1.4	2.1	0.6	39:30	30 ～ 99 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
10.0	63.7	16.6	7.4	8.0	1.3	40:18	
6.5	66.8	2.8	0.7	1.5	0.6	39:30	
10.7	63.3	5.0	1.4	2.6	0.9	39:37	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
2.5	70.1	0.8	-	0.4	0.4	39:23	
5.6	61.9	-	-	-	-	38:32	

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日数が多いものをいう。

第5表 産業（T, E, I）、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業		E 製造業						
企業規模、週休制の形態		全企業	40時間 以下	時間分 34:59 以下	時間分 35:00～ 35:59	時間分 36:00～ 36:59	時間分 37:00～ 37:59	時間分 38:00～ 38:59
企 業 規 模 計		100.0	98.2	0.0	1.0	2.8	10.1	13.3
週休1日制又は1日半制		100.0	92.2	-	-	-	20.8	-
何らかの週休2日制		100.0	98.3	-	0.7	2.6	9.7	13.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	96.6	-	0.2	3.6	7.9	9.2
完全週休2日制		100.0	100.0	-	1.1	1.6	11.4	16.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	99.6	0.1	4.2	5.7	8.4	22.5
1,000 人 以 上		100.0	100.0	0.5	2.1	3.0	9.3	36.9
週休1日制又は1日半制		-	-	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	100.0	-	2.3	3.3	9.5	37.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	100.0	-	8.2	12.9	13.3	31.3
完全週休2日制		100.0	100.0	-	1.1	1.5	8.7	38.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	6.7	-	-	7.6	33.5
100 ～ 999 人		100.0	99.3	-	1.1	3.5	14.2	12.3
週休1日制又は1日半制		100.0	93.7	-	-	-	20.1	-
何らかの週休2日制		100.0	99.5	-	0.8	3.2	13.9	13.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	98.8	-	0.7	4.0	9.5	9.1
完全週休2日制		100.0	100.0	-	0.8	2.7	16.6	16.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	98.7	-	4.4	6.9	15.6	4.3
300 ～ 999 人		100.0	98.9	-	1.1	2.3	10.3	24.0
週休1日制又は1日半制		100.0	66.7	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	100.0	-	1.3	1.5	10.5	25.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	100.0	-	4.1	1.7	5.8	23.3
完全週休2日制		100.0	100.0	-	-	1.5	12.6	26.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	94.9	-	-	9.2	10.2	16.3
100 ～ 299 人		100.0	99.5	-	1.1	3.9	15.3	8.8
週休1日制又は1日半制		100.0	100.0	-	-	-	24.8	-
何らかの週休2日制		100.0	99.4	-	0.6	3.7	14.9	9.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	98.5	-	-	4.5	10.4	5.9
完全週休2日制		100.0	100.0	-	1.0	3.2	18.1	12.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	5.9	6.0	17.5	-
30 ～ 99 人		100.0	97.6	-	0.9	2.4	8.4	13.0
週休1日制又は1日半制		100.0	92.0	-	-	-	20.9	-
何らかの週休2日制		100.0	97.8	-	0.6	2.3	7.9	12.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	95.9	-	-	3.4	7.3	9.0
完全週休2日制		100.0	100.0	-	1.2	1.0	8.5	15.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	4.3	5.3	5.3	30.3

注： 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（3-2）

(単位：%)

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	企業規模、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
12.2	58.9	1.8	0.7	0.5	0.7	39:25	企 業 規 模 計 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
23.7	47.7	7.8	7.0	0.8	-	39:37	
11.7	60.6	1.7	0.4	0.5	0.8	39:27	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
14.6	61.0	3.4	0.8	1.0	1.6	39:36	
9.0	60.3	-	-	-	-	39:19	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
10.4	48.3	0.4	-	-	0.4	39:02	
8.7	39.4	-	-	-	-	38:59	1,000 人 以 上 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制
-	-	-	-	-	-	-	
7.7	40.1	-	-	-	-	38:59	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
12.8	21.4	-	-	-	-	38:20	
6.7	43.6	-	-	-	-	39:07	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
20.1	32.0	-	-	-	-	38:51	
9.9	58.3	0.7	-	0.5	0.1	39:15	100 ～ 999 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制
-	73.6	6.3	-	6.3	-	39:42	
10.0	58.2	0.5	-	0.5	-	39:16	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
11.3	64.2	1.2	-	1.2	-	39:24	
9.1	54.4	-	-	-	-	39:10	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
11.5	56.0	1.3	-	-	1.3	39:08	
13.7	47.5	1.1	-	0.6	0.6	39:15	300 ～ 999 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制
-	66.7	33.3	-	33.3	-	41:10	
14.2	47.1	-	-	-	-	39:11	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
15.6	49.5	-	-	-	-	39:11	
13.6	46.0	-	-	-	-	39:11	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
11.2	48.1	5.1	-	-	5.1	39:32	
8.8	61.6	0.5	-	0.5	-	39:15	100 ～ 299 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制
-	75.2	-	-	-	-	39:21	
8.7	61.6	0.6	-	0.6	-	39:17	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
10.4	67.4	1.5	-	1.5	-	39:27	
7.5	57.4	-	-	-	-	39:10	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
11.6	58.9	-	-	-	-	39:00	
13.2	59.7	2.4	0.9	0.5	1.0	39:30	30 ～ 99 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制
27.1	44.0	8.0	8.0	-	-	39:36	
12.6	62.4	2.2	0.5	0.5	1.1	39:33	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
15.6	60.4	4.1	1.0	1.0	2.1	39:40	
9.1	64.6	-	-	-	-	39:24	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
9.6	45.2	-	-	-	-	38:59	

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日数が多いものをいう。

第5表 産業（T,E,I）、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業		I 卸売業,小売業						
企業規模、週休制の形態		全企業	40時間 以下	時間分 34:59 以下	時間分 35:00～ 35:59	時間分 36:00～ 36:59	時間分 37:00～ 37:59	時間分 38:00～ 38:59
企 業 規 模 計		100.0	93.9	-	1.8	3.0	13.8	9.8
週休1日制又は1日半制		100.0	74.9	-	-	-	1.5	1.5
何らかの週休2日制		100.0	96.1	-	1.6	3.5	15.9	10.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	95.2	-	1.7	4.7	14.6	11.1
完全週休2日制		100.0	97.0	-	1.6	2.4	17.2	9.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	99.2	-	6.4	2.3	10.7	16.2
1,000 人 以 上		100.0	95.4	-	2.0	5.2	11.9	16.7
週休1日制又は1日半制		X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制		100.0	94.5	-	2.4	6.3	13.1	16.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	84.5	-	4.4	4.4	8.9	13.3
完全週休2日制		100.0	100.0	-	1.2	7.3	15.4	17.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	-	-	7.4	22.5
100 ～ 999 人		100.0	97.7	-	3.3	7.1	18.1	10.2
週休1日制又は1日半制		100.0	90.0	-	-	-	10.0	10.0
何らかの週休2日制		100.0	98.4	-	3.7	7.5	18.9	9.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	98.1	-	6.7	8.6	22.5	9.0
完全週休2日制		100.0	98.6	-	1.4	6.7	16.3	10.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	97.3	-	2.7	8.0	16.7	14.2
300 ～ 999 人		100.0	99.1	-	3.5	7.2	17.2	11.8
週休1日制又は1日半制		100.0	-	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	100.0	-	3.0	8.3	16.7	12.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	100.0	-	-	11.0	22.1	15.3
完全週休2日制		100.0	100.0	-	5.8	5.8	11.6	10.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	93.5	-	6.5	-	20.9	4.8
100 ～ 299 人		100.0	97.2	-	3.3	7.0	18.5	9.6
週休1日制又は1日半制		100.0	90.0	-	-	-	10.0	10.0
何らかの週休2日制		100.0	97.8	-	3.9	7.3	19.8	8.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	97.3	-	9.7	7.6	22.7	6.2
完全週休2日制		100.0	98.1	-	-	7.0	17.8	10.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	-	13.8	13.8	20.8
30 ～ 99 人		100.0	92.4	-	1.2	1.4	12.3	9.4
週休1日制又は1日半制		100.0	72.1	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	95.3	-	0.8	1.8	14.9	10.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	94.6	-	-	3.4	12.3	11.8
完全週休2日制		100.0	96.1	-	1.7	-	17.8	8.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	8.3	-	8.3	16.7

注： 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（3-3）

(単位：%)

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	企業規模、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
5.0	60.5	6.1	1.3	3.6	1.2	39:31	企業規模計 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
10.2	61.7	25.1	9.9	13.6	1.5	40:37	
3.7	60.9	3.9	0.1	2.5	1.3	39:24	
7.3	55.9	4.8	0.1	3.5	1.1	39:23	
0.3	65.9	3.0	-	1.5	1.4	39:24	
9.5	54.2	0.8	0.8	-	-	39:05	
4.7	54.9	4.6	2.0	2.6	-	39:15	
X	X	X	X	X	X	X	
3.6	52.9	5.5	2.4	3.1	-	39:12	
4.4	48.9	15.5	6.7	8.9	-	39:33	
3.2	55.0	-	-	-	-	39:00	
11.9	58.2	-	-	-	-	39:24	
5.1	53.9	2.3	0.2	1.4	0.7	39:04	1,000人以上 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
10.0	60.0	10.0	-	-	10.0	40:02	
4.7	53.8	1.6	-	1.6	-	38:59	
10.4	40.8	1.9	-	1.9	-	38:44	
0.5	63.3	1.4	-	1.4	-	39:10	
5.4	50.3	2.7	2.7	-	-	39:00	
5.7	53.7	0.9	0.9	-	-	38:57	
-	-	-	-	-	-	-	
4.5	54.6	-	-	-	-	38:56	
7.4	44.2	-	-	-	-	38:49	
1.9	64.1	-	-	-	-	39:03	
12.9	48.4	6.5	6.5	-	-	39:03	
4.9	54.0	2.8	-	1.9	0.9	39:06	100～999人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
10.0	60.0	10.0	-	-	10.0	40:02	
4.7	53.5	2.2	-	2.2	-	39:00	
11.7	39.3	2.7	-	2.7	-	38:42	
-	63.0	1.9	-	1.9	-	39:13	
-	51.7	-	-	-	-	38:58	
4.9	63.1	7.6	1.6	4.5	1.4	39:41	
10.3	61.8	27.9	11.8	16.2	-	40:44	
3.4	64.0	4.7	-	2.9	1.8	39:33	
6.4	60.8	5.4	-	3.9	1.5	39:35	
-	67.8	3.9	-	1.7	2.2	39:32	
11.1	55.5	-	-	-	-	39:06	
							30～99人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日数が多いものをいう。

第6表 産業（C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R）、主な週休制の形態、主な

産業、週休制の形態	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	38:00～ 38:59
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	99.0	-	3.9	6.8	8.6	13.6
週休1日制又は1日半制	100.0	85.4	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	100.0	-	4.3	7.5	9.6	15.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	4.6	10.8	4.6	20.0
完全週休2日制	100.0	100.0	-	3.7	-	21.1	3.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	X	X	X	X	X	X	X
D 建設業	100.0	94.5	0.2	0.2	1.5	7.7	7.6
週休1日制又は1日半制	100.0	72.4	-	-	-	0.2	-
何らかの週休2日制	100.0	97.4	0.2	0.3	1.8	9.3	9.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.9	0.3	0.3	2.3	11.1	10.2
完全週休2日制	100.0	100.0	-	0.2	0.9	6.2	7.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	-	0.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	4.2	6.1	17.2	36.1
週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	100.0	-	4.7	6.9	16.0	40.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	17.4	10.6	13.1	33.9
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	5.5	17.1	43.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	38.3	-
G 情報通信業	100.0	100.0	0.6	12.1	3.0	19.7	13.5
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	0.4	12.3	3.1	20.2	12.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	7.3	5.2	1.5	7.3	22.5
完全週休2日制	100.0	100.0	-	12.7	3.2	20.9	12.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	10.0	-	10.0	10.0
H 運輸業，郵便業	100.0	94.1	-	1.6	0.2	5.0	10.0
週休1日制又は1日半制	100.0	79.4	-	0.5	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	98.1	-	1.5	0.3	6.5	12.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97.3	-	1.5	0.4	7.7	10.8
完全週休2日制	100.0	99.8	-	1.6	-	4.0	16.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	92.8	-	7.2	0.2	2.5	9.2
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.6	10.6	6.9	23.3	22.4
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	0.6	10.5	7.1	23.0	22.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	15.9	-	10.1	31.9
完全週休2日制	100.0	100.0	0.7	10.3	7.4	23.6	22.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	13.3	-	34.1	13.3
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	1.8	2.9	1.2	13.4	13.4
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	1.9	3.1	1.3	13.9	12.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	4.7	-	1.6	9.4	8.3
完全週休2日制	100.0	100.0	-	5.1	1.1	17.0	15.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	4.0	27.5

注：1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（2-1）

（単位：％）

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産業、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
8.7	57.3	1.0	1.0	-	-	39:06	C 鉱業，採石業，砂利採取業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	85.4	14.6	14.6	-	-	40:05	
9.7	53.8	-	-	-	-	39:00	
13.8	46.2	-	-	-	-	38:53	
-	71.6	-	-	-	-	39:15	
X	X	X	X	X	X	X	
10.6	66.8	5.5	3.2	1.2	1.1	39:45	D 建設業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	72.1	27.6	8.7	10.2	8.7	41:16	
12.9	63.8	2.6	2.6	-	-	39:31	
17.1	54.5	4.1	4.1	-	-	39:26	
5.7	79.7	-	-	-	-	39:39	
-	99.5	-	-	-	-	39:59	
5.5	30.8	-	-	-	-	38:37	F 電気・ガス・熱供給・水道業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	100.0	-	-	-	-	40:00	
6.2	25.3	-	-	-	-	38:32	
7.6	17.4	-	-	-	-	38:02	
5.7	28.3	-	-	-	-	38:42	
-	61.7	-	-	-	-	39:03	
1.8	49.3	-	-	-	-	38:34	G 情報通信業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
X	X	X	X	X	X	X	
1.8	49.6	-	-	-	-	38:34	
-	56.1	-	-	-	-	37:45	
1.9	49.2	-	-	-	-	38:37	
-	70.1	-	-	-	-	39:05	
4.3	73.0	5.9	4.2	1.7	-	39:46	H 運輸業，郵便業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
6.9	71.9	20.6	13.9	6.7	-	40:30	
3.9	73.2	1.9	1.9	-	-	39:35	
5.2	71.7	2.7	2.7	-	-	39:35	
1.2	76.4	0.2	0.2	-	-	39:35	
0.7	72.9	7.2	-	7.2	-	39:37	
5.6	30.7	-	-	-	-	38:17	J 金融業，保険業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
X	X	X	X	X	X	X	
5.8	30.1	-	-	-	-	38:17	
15.9	26.1	-	-	-	-	38:26	
5.3	30.3	-	-	-	-	38:16	
-	39.3	-	-	-	-	38:18	
3.4	63.9	-	-	-	-	39:09	K 不動産業，物品賃貸業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
X	X	X	X	X	X	X	
3.6	63.5	-	-	-	-	39:08	
4.9	71.1	-	-	-	-	39:15	
2.8	58.4	-	-	-	-	39:03	
-	68.5	-	-	-	-	39:33	

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第6表 産業（C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R）、主な週休制の形態、主な

産業、週休制の形態	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	38:00～ 38:59
L 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	98.9	1.4	9.6	2.0	14.8	15.5
週休1日制又は1日半制	-	-	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	98.8	1.5	10.0	2.1	14.1	14.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	91.6	8.4	8.4	-	10.7	19.1
完全週休2日制	100.0	100.0	0.4	10.2	2.4	14.7	13.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	1.4	-	28.9	37.3
M 宿泊業, 飲食サービス業	100.0	95.8	1.0	1.0	2.7	2.3	3.5
週休1日制又は1日半制	100.0	95.4	-	4.6	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	95.6	1.4	-	3.7	1.7	4.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	93.6	2.1	-	1.2	2.5	5.8
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	8.9	-	2.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	21.1	0.6
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	96.4	1.9	3.8	0.2	4.0	20.2
週休1日制又は1日半制	100.0	97.1	-	-	-	-	41.2
何らかの週休2日制	100.0	96.0	2.4	2.4	0.2	5.1	18.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	92.3	4.5	4.5	0.4	1.9	15.4
完全週休2日制	100.0	100.0	-	0.1	-	8.5	21.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	26.9	0.7	-	-
O 教育, 学習支援業	100.0	96.9	1.4	2.0	4.3	3.9	10.9
週休1日制又は1日半制	100.0	86.6	1.6	3.0	3.0	6.7	3.1
何らかの週休2日制	100.0	97.6	0.5	2.1	4.9	3.6	12.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.9	-	2.4	2.4	4.7	6.4
完全週休2日制	100.0	98.1	0.9	2.0	6.9	2.7	17.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	10.9	-	-	3.4	2.7
P 医療, 福祉	100.0	99.4	0.9	3.0	2.1	11.9	9.9
週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	-	-	6.0	24.3	12.2
何らかの週休2日制	100.0	99.2	1.1	2.8	2.2	12.0	9.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97.8	-	1.6	2.2	14.8	7.3
完全週休2日制	100.0	100.0	1.7	3.5	2.2	10.6	10.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	4.8	-	6.3	12.0
Q 複合サービス事業	100.0	99.2	0.5	0.4	5.5	36.8	7.7
週休1日制又は1日半制	100.0	94.5	-	-	-	-	12.3
何らかの週休2日制	100.0	99.5	0.6	0.5	6.2	39.4	7.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	98.7	1.6	1.3	4.5	19.2	6.9
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	7.1	50.9	7.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	53.3	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	95.4	3.7	1.4	0.6	6.5	8.1
週休1日制又は1日半制	100.0	74.5	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	97.4	-	1.7	0.7	8.0	8.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	93.7	-	-	0.6	9.2	7.7
完全週休2日制	100.0	99.8	-	2.8	0.8	7.2	9.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	96.3	36.7	-	0.8	-	10.0

注：1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤4休
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（2-2）

(単位：%)

時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分	時間 分	時間 分	1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産業、週休制の形態
			40:01～ 42:00	42:01～ 44:00	44:01 以上		
5.0	50.5	1.1	-	-	1.1	38:46	L 学術研究, 専門・技術サービス業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	-	-	-	-	-	-	
5.3	51.4	1.2	-	-	1.2	38:46	
10.7	34.2	8.4	-	-	8.4	38:48	
4.4	54.1	-	-	-	-	38:46	
-	32.4	-	-	-	-	38:44	M 宿泊業, 飲食サービス業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
1.8	83.5	4.2	1.1	3.1	-	39:51	
3.4	87.5	4.6	-	4.6	-	40:07	
1.4	82.6	4.4	1.5	2.9	-	39:48	
1.7	80.3	6.4	2.2	4.2	-	39:49	
0.9	87.6	-	-	-	-	39:45	N 生活関連サービス業, 娯楽業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	78.3	-	-	-	-	39:30	
9.7	56.6	3.6	0.4	3.1	0.2	39:21	
16.7	39.2	2.9	-	2.9	-	39:19	
9.3	58.2	4.0	0.4	3.4	0.2	39:25	
17.7	47.9	7.7	0.8	6.4	0.4	39:20	O 教育, 学習支援業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	69.6	-	-	-	-	39:30	
-	72.3	-	-	-	-	38:37	
7.1	67.2	3.1	0.9	1.4	0.9	39:24	
12.0	57.0	13.4	-	3.0	10.4	39:37	
7.0	67.0	2.4	1.1	1.4	-	39:26	P 医療, 福祉 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
14.6	66.4	3.1	2.4	0.7	-	39:33	
0.9	67.5	1.9	-	1.9	-	39:20	
3.2	79.7	-	-	-	-	38:46	
2.1	69.6	0.6	-	0.6	-	39:19	
2.6	54.8	-	-	-	-	39:01	Q 複合サービス事業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
2.4	69.3	0.8	-	0.8	-	39:19	
7.0	65.0	2.2	-	2.2	-	39:23	
0.0	71.6	-	-	-	-	39:17	
-	76.9	-	-	-	-	39:27	
5.5	42.6	0.8	0.4	0.4	-	38:42	R サービス業(他に分類されないもの) 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
11.0	71.2	5.5	5.5	-	-	39:47	
5.2	40.1	0.5	-	0.5	-	38:37	
14.5	50.6	1.3	-	1.3	-	39:03	
-	34.1	-	-	-	-	38:22	
-	46.7	-	-	-	-	38:40	R サービス業(他に分類されないもの) 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
9.5	65.5	4.6	0.7	3.3	0.6	39:11	
23.2	51.3	25.5	4.6	16.2	4.6	40:43	
8.2	70.1	2.6	-	2.4	0.2	39:36	
20.5	55.7	6.3	-	5.8	0.6	39:43	
0.2	79.6	0.2	-	0.2	-	39:32	R サービス業(他に分類されないもの) 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
9.2	39.6	3.7	3.7	-	-	34:38	

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-1）

企業規模		計					
		(単位：%)					
産	業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	
T	調査産業計	100.0	9.2	82.5	37.5	44.9	8.3
C	鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	6.8	90.3	63.1	27.1	2.9
D	建設業	100.0	12.2	82.3	51.9	30.4	5.5
E	製造業	100.0	4.8	86.0	41.8	44.2	9.2
E1	消費関連	100.0	6.9	86.0	51.6	34.3	7.1
E2	素材関連	100.0	3.8	85.9	38.6	47.3	10.3
E3	機械関連	100.0	3.8	86.2	36.3	49.9	10.0
F	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.5	88.6	24.1	64.5	7.9
G	情報通信業	100.0	1.4	96.7	5.3	91.4	1.9
H	運輸業，郵便業	100.0	20.1	74.7	50.9	23.9	5.2
I	卸売業，小売業	100.0	11.8	80.3	40.0	40.4	7.9
50～55	卸売業	100.0	4.0	86.5	41.0	45.4	9.6
56～61	小売業	100.0	18.0	75.5	39.1	36.4	6.5
J	金融業，保険業	100.0	0.4	96.7	3.9	92.8	2.9
K	不動産業，物品賃貸業	100.0	0.6	94.5	37.8	56.7	4.9
L	学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	95.6	13.3	82.3	4.4
M	宿泊業，飲食サービス業	100.0	22.6	72.4	49.2	23.1	5.0
N	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	13.6	79.4	41.7	37.7	6.9
O	教育，学習支援業	100.0	8.5	83.5	37.1	46.4	8.0
P	医療，福祉	100.0	5.0	81.4	27.5	53.9	13.6
Q	複合サービス事業	100.0	7.6	89.5	32.3	57.2	2.9
R	サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.1	81.8	32.4	49.4	10.2

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-2）

企業規模		1,000人以上					
		(単位：%)					
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	2.8	88.4	22.6	65.8	8.8	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	2.6	94.7	6.6	88.1	2.6	
E 製造業	100.0	-	92.1	14.6	77.5	7.9	
E1 消費関連	100.0	-	85.6	25.3	60.3	14.4	
E2 素材関連	100.0	-	93.8	20.7	73.2	6.2	
E3 機械関連	100.0	-	93.9	6.1	87.9	6.1	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	16.0	84.0	-	
G 情報通信業	100.0	-	100.0	5.1	94.9	-	
H 運輸業，郵便業	100.0	4.9	85.3	35.7	49.6	9.8	
I 卸売業，小売業	100.0	2.6	83.0	29.3	53.7	14.4	
50～55 卸売業	100.0	-	93.3	27.1	66.2	6.7	
56～61 小売業	100.0	3.4	79.7	30.0	49.7	16.8	
J 金融業，保険業	100.0	-	97.9	-	97.9	2.1	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	5.8	88.4	17.4	71.0	5.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	95.1	-	95.1	4.9	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.9	83.6	35.9	47.7	9.5	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	3.1	85.9	31.3	54.6	11.0	
O 教育，学習支援業	100.0	16.9	78.9	19.4	59.6	4.1	
P 医療，福祉	100.0	1.5	87.8	38.5	49.3	10.6	
Q 複合サービス事業	100.0	-	93.3	10.1	83.2	6.7	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.9	89.7	22.7	66.9	9.4	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-3）

企業規模		100～999人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	5.8	84.7	32.9	51.8	9.5	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	9.1	90.9	45.5	45.5	-	
D 建設業	100.0	2.9	96.0	31.3	64.6	1.1	
E 製造業	100.0	2.1	88.3	34.5	53.8	9.6	
E1 消費関連	100.0	2.9	84.3	37.9	46.3	12.8	
E2 素材関連	100.0	3.6	83.5	32.8	50.7	12.9	
E3 機械関連	100.0	-	95.7	33.5	62.2	4.3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	93.6	27.7	65.9	6.4	
G 情報通信業	100.0	0.6	93.5	4.8	88.7	5.9	
H 運輸業，郵便業	100.0	8.7	82.9	49.2	33.8	8.4	
I 卸売業，小売業	100.0	6.9	84.6	35.9	48.7	8.5	
50～55 卸売業	100.0	-	94.4	32.7	61.7	5.6	
56～61 小売業	100.0	12.7	76.3	38.6	37.7	11.0	
J 金融業，保険業	100.0	0.9	94.4	1.8	92.7	4.7	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.5	91.2	31.3	60.0	7.3	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	96.4	12.5	83.9	3.6	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.5	87.4	56.4	31.0	6.1	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	9.3	86.2	44.3	41.9	4.5	
O 教育，学習支援業	100.0	18.7	75.0	29.9	45.1	6.2	
P 医療，福祉	100.0	5.8	77.6	27.9	49.7	16.6	
Q 複合サービス事業	100.0	3.8	92.3	29.4	62.9	3.9	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.3	79.4	25.7	53.7	10.3	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-4）

企業規模		300～999人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	2.8	86.6	31.5	55.2	10.6	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	
D 建設業	100.0	3.2	96.8	27.4	69.4	-	
E 製造業	100.0	1.7	87.5	26.9	60.6	10.8	
E1 消費関連	100.0	-	87.9	41.4	46.6	12.1	
E2 素材関連	100.0	5.1	81.4	25.4	55.9	13.6	
E3 機械関連	100.0	-	92.1	19.0	73.0	7.9	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	41.7	58.3	-	
G 情報通信業	100.0	2.3	88.6	4.5	84.1	9.1	
H 運輸業，郵便業	100.0	15.9	76.2	42.9	33.3	7.9	
I 卸売業，小売業	100.0	-	86.5	41.5	44.9	13.5	
50～55 卸売業	100.0	-	90.3	29.0	61.3	9.7	
56～61 小売業	100.0	-	83.8	50.0	33.8	16.2	
J 金融業，保険業	100.0	-	94.4	-	94.4	5.6	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	94.4	25.0	69.4	5.6	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	95.7	10.9	84.8	4.3	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	3.3	83.3	50.0	33.3	13.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	6.1	87.9	42.4	45.5	6.1	
O 教育，学習支援業	100.0	7.0	84.2	33.3	50.9	8.8	
P 医療，福祉	100.0	1.4	85.9	29.6	56.3	12.7	
Q 複合サービス事業	100.0	-	96.9	24.6	72.3	3.1	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.1	83.7	30.6	53.1	12.2	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-5）

企業規模		100～299人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	6.7	84.1	33.4	50.7	9.2	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	9.1	90.9	45.5	45.5	-	
D 建設業	100.0	2.8	95.8	32.4	63.4	1.4	
E 製造業	100.0	2.2	88.6	36.8	51.7	9.3	
E1 消費関連	100.0	3.7	83.3	37.0	46.3	13.0	
E2 素材関連	100.0	3.2	84.1	34.9	49.2	12.7	
E3 機械関連	100.0	-	96.9	38.5	58.5	3.1	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	91.4	22.9	68.6	8.6	
G 情報通信業	100.0	-	95.2	4.8	90.3	4.8	
H 運輸業，郵便業	100.0	6.8	84.7	50.8	33.9	8.5	
I 卸売業，小売業	100.0	9.3	83.9	33.9	50.0	6.8	
50～55 卸売業	100.0	-	95.6	33.8	61.8	4.4	
56～61 小売業	100.0	17.9	73.2	33.9	39.3	8.9	
J 金融業，保険業	100.0	1.4	94.4	2.8	91.7	4.2	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	2.0	90.2	33.3	56.9	7.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	96.7	13.1	83.6	3.3	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	7.5	88.7	58.5	30.2	3.8	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	10.2	85.7	44.9	40.8	4.1	
O 教育，学習支援業	100.0	23.4	71.4	28.6	42.9	5.2	
P 医療，福祉	100.0	7.1	75.0	27.4	47.6	17.9	
Q 複合サービス事業	100.0	7.8	87.5	34.4	53.1	4.7	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12.7	77.8	23.8	54.0	9.5	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-6）

企業規模		30～99人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	10.8	81.4	39.9	41.4	7.8	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	6.7	90.0	66.7	23.3	3.3	
D 建設業	100.0	14.1	79.5	56.4	23.1	6.4	
E 製造業	100.0	6.0	84.9	45.7	39.1	9.1	
E1 消費関連	100.0	8.5	86.6	57.3	29.3	4.9	
E2 素材関連	100.0	4.0	86.7	41.3	45.3	9.3	
E3 機械関連	100.0	5.8	81.2	39.1	42.0	13.0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.9	84.3	23.5	60.8	9.8	
G 情報通信業	100.0	1.9	98.1	5.6	92.6	-	
H 運輸業，郵便業	100.0	25.0	71.2	51.9	19.2	3.8	
I 卸売業，小売業	100.0	13.9	78.7	41.8	36.9	7.4	
50～55 卸売業	100.0	5.6	83.3	44.4	38.9	11.1	
56～61 小売業	100.0	20.6	75.0	39.7	35.3	4.4	
J 金融業，保険業	100.0	-	98.6	6.9	91.7	1.4	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	96.1	41.2	54.9	3.9	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	95.3	14.1	81.3	4.7	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	29.4	66.2	47.1	19.1	4.4	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	15.4	76.9	41.0	35.9	7.7	
O 教育，学習支援業	100.0	3.8	87.2	41.0	46.2	9.0	
P 医療，福祉	100.0	4.7	83.2	27.1	56.1	12.1	
Q 複合サービス事業	100.0	17.9	82.1	43.3	38.8	-	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.2	82.6	36.2	46.4	10.1	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-1）

企業規模		計					
		(単位：%)					
産	業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	
T	調査産業計	100.0	4.4	85.9	27.8	58.0	9.8
C	鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.8	93.3	41.4	51.8	1.9
D	建設業	100.0	6.2	90.3	34.6	55.7	3.5
E	製造業	100.0	2.0	89.0	25.4	63.6	9.0
E1	消費関連	100.0	3.7	84.0	37.5	46.5	12.3
E2	素材関連	100.0	3.2	84.4	34.1	50.3	12.4
E3	機械関連	100.0	0.6	93.8	15.4	78.4	5.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.3	96.5	13.3	83.2	3.2
G	情報通信業	100.0	0.6	96.2	4.1	92.2	3.2
H	運輸業，郵便業	100.0	9.9	71.9	43.8	28.1	18.2
I	卸売業，小売業	100.0	3.6	84.2	37.9	46.3	12.2
	50～55 卸売業	100.0	1.1	89.3	31.9	57.5	9.6
	56～61 小売業	100.0	5.7	79.8	43.0	36.8	14.5
J	金融業，保険業	100.0	0.1	97.9	0.4	97.6	1.9
K	不動産業，物品賃貸業	100.0	0.5	93.1	24.6	68.5	6.4
L	学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	96.3	6.9	89.4	3.7
M	宿泊業，飲食サービス業	100.0	8.2	78.0	43.8	34.2	13.8
N	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.2	78.9	39.9	39.0	6.9
O	教育，学習支援業	100.0	11.8	81.3	29.0	52.3	6.8
P	医療，福祉	100.0	4.7	82.3	29.6	52.8	13.0
Q	複合サービス事業	100.0	1.1	96.3	11.1	85.2	2.5
R	サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.5	82.7	22.7	60.0	9.8

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-2）

企業規模		1,000人以上		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	1.5	89.0	16.0	73.0	9.5	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	1.4	97.1	5.2	91.9	1.5	
E 製造業	100.0	-	93.3	10.2	83.0	6.7	
E1 消費関連	100.0	-	80.6	13.7	66.9	19.4	
E2 素材関連	100.0	-	92.6	32.8	59.7	7.4	
E3 機械関連	100.0	-	95.9	2.0	93.9	4.1	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	97.9	7.9	90.0	2.1	
G 情報通信業	100.0	-	98.8	2.3	96.4	1.2	
H 運輸業，郵便業	100.0	1.6	61.6	34.9	26.7	36.8	
I 卸売業，小売業	100.0	2.3	81.4	28.6	52.8	16.3	
50～55 卸売業	100.0	-	81.8	15.5	66.3	18.2	
56～61 小売業	100.0	3.5	81.2	35.4	45.8	15.4	
J 金融業，保険業	100.0	-	98.5	-	98.5	1.5	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.2	96.0	13.5	82.4	3.9	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	97.8	1.9	95.9	2.2	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	2.1	82.5	31.2	51.3	15.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	11.6	84.6	25.1	59.5	3.9	
O 教育，学習支援業	100.0	12.1	80.4	23.0	57.4	7.5	
P 医療，福祉	100.0	0.9	90.7	32.3	58.4	8.4	
Q 複合サービス事業	100.0	-	97.9	2.9	95.0	2.1	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	3.3	89.6	12.9	76.7	7.1	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-3）

企業規模		100～999人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	4.4	84.9	31.1	53.8	10.7	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.3	94.5	50.9	43.6	0.2	
D 建設業	100.0	2.2	96.6	27.7	68.9	1.2	
E 製造業	100.0	1.7	87.2	31.2	56.0	11.1	
E1 消費関連	100.0	0.9	86.1	38.6	47.5	13.0	
E2 素材関連	100.0	4.3	80.0	30.6	49.4	15.7	
E3 機械関連	100.0	-	93.8	27.3	66.5	6.2	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	93.4	34.4	59.0	6.6	
G 情報通信業	100.0	0.9	92.3	4.8	87.6	6.8	
H 運輸業，郵便業	100.0	9.4	81.3	49.5	31.8	9.3	
I 卸売業，小売業	100.0	2.8	85.1	38.5	46.6	12.0	
50～55 卸売業	100.0	0.2	94.3	29.7	64.6	5.6	
56～61 小売業	100.0	5.3	76.7	46.7	30.0	18.0	
J 金融業，保険業	100.0	0.5	96.3	0.7	95.6	3.1	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.0	92.0	27.0	65.0	7.0	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	95.9	10.6	85.3	4.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	4.4	76.2	51.9	24.3	19.4	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.3	81.2	42.1	39.1	6.4	
O 教育，学習支援業	100.0	14.4	79.4	27.7	51.7	6.2	
P 医療，福祉	100.0	5.5	79.6	29.5	50.1	14.8	
Q 複合サービス事業	100.0	2.0	94.5	23.8	70.8	3.5	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	9.9	79.2	25.0	54.2	10.9	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-4）

企業規模		300～999人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	2.9	85.6	28.4	57.2	11.6	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	
D 建設業	100.0	2.0	97.0	27.0	70.0	1.0	
E 製造業	100.0	1.5	85.0	25.5	59.5	13.5	
E1 消費関連	100.0	-	83.0	38.8	44.3	17.0	
E2 素材関連	100.0	4.4	77.9	25.1	52.9	17.7	
E3 機械関連	100.0	-	91.3	19.8	71.6	8.7	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	98.0	43.4	54.6	2.0	
G 情報通信業	100.0	1.6	89.3	4.9	84.4	9.0	
H 運輸業，郵便業	100.0	14.2	75.5	43.1	32.4	10.3	
I 卸売業，小売業	100.0	-	84.0	38.7	45.2	16.0	
50～55 卸売業	100.0	-	93.1	26.1	67.1	6.9	
56～61 小売業	100.0	-	76.6	48.8	27.8	23.4	
J 金融業，保険業	100.0	-	96.7	-	96.7	3.3	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	94.8	22.2	72.5	5.2	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	94.2	8.4	85.8	5.8	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.9	65.8	45.7	20.1	33.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.2	80.0	46.3	33.7	7.8	
O 教育，学習支援業	100.0	9.7	84.2	28.0	56.2	6.1	
P 医療，福祉	100.0	3.8	85.9	28.8	57.1	10.3	
Q 複合サービス事業	100.0	-	97.2	20.9	76.4	2.8	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.0	86.6	25.1	61.5	12.4	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-5）

企業規模		100～299人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	5.9	84.3	33.7	50.6	9.8	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.3	94.5	50.9	43.6	0.2	
D 建設業	100.0	2.5	96.2	28.3	67.9	1.3	
E 製造業	100.0	1.9	89.1	36.4	52.7	8.9	
E1 消費関連	100.0	1.5	88.2	38.4	49.8	10.3	
E2 素材関連	100.0	4.3	81.9	35.6	46.3	13.8	
E3 機械関連	100.0	-	96.6	35.8	60.8	3.4	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	88.3	24.5	63.8	11.7	
G 情報通信業	100.0	-	95.9	4.5	91.4	4.1	
H 運輸業，郵便業	100.0	5.7	85.8	54.4	31.4	8.5	
I 卸売業，小売業	100.0	5.7	86.3	38.3	48.1	7.9	
50～55 卸売業	100.0	0.3	95.3	32.9	62.4	4.4	
56～61 小売業	100.0	11.6	76.7	44.1	32.6	11.7	
J 金融業，保険業	100.0	1.5	95.6	1.9	93.7	2.9	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	2.1	89.0	32.2	56.8	8.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	97.8	13.0	84.8	2.2	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	7.0	84.2	56.7	27.5	8.8	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.4	82.2	38.6	43.7	5.3	
O 教育，学習支援業	100.0	19.4	74.4	27.3	47.0	6.3	
P 医療，福祉	100.0	7.1	73.9	30.2	43.7	19.0	
Q 複合サービス事業	100.0	7.2	87.3	31.4	55.9	5.5	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	18.1	72.4	24.9	47.5	9.5	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-6）

企業規模		30～99人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	9.1	82.4	41.0	41.4	8.4	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	7.4	88.7	59.4	29.3	3.9	
D 建設業	100.0	12.0	81.6	57.0	24.7	6.4	
E 製造業	100.0	6.6	83.3	47.1	36.3	10.1	
E1 消費関連	100.0	11.3	83.9	57.5	26.4	4.8	
E2 素材関連	100.0	5.1	81.7	41.2	40.5	13.1	
E3 機械関連	100.0	4.3	84.8	44.9	39.8	11.0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.9	88.0	25.8	62.1	8.2	
G 情報通信業	100.0	1.3	98.7	6.8	92.0	-	
H 運輸業，郵便業	100.0	23.0	73.1	48.4	24.7	3.9	
I 卸売業，小売業	100.0	6.4	85.5	46.9	38.5	8.1	
50～55 卸売業	100.0	3.5	86.0	46.6	39.3	10.5	
56～61 小売業	100.0	10.1	84.8	47.3	37.5	5.1	
J 金融業，保険業	100.0	-	98.1	4.6	93.5	1.9	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.1	90.6	37.4	53.3	9.3	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	94.0	10.4	83.6	6.0	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	20.6	74.8	48.9	25.9	4.7	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	18.8	71.4	47.2	24.2	9.8	
O 教育，学習支援業	100.0	7.2	86.4	44.0	42.4	6.4	
P 医療，福祉	100.0	6.4	80.4	26.8	53.6	13.2	
Q 複合サービス事業	100.0	18.5	81.2	41.7	39.5	0.4	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.6	79.8	32.2	47.6	11.7	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第9表 産業・企業規模、労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる企業割合及び労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいない	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者が不明	労働者計	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者
T 調査産業計	100.0	40.6	59.4	-	100.0	6.0
1,000人以上	100.0	46.2	53.8	-	100.0	6.8
100～999人	100.0	45.2	54.8	-	100.0	5.8
300～999人	100.0	50.5	49.5	-	100.0	6.3
100～299人	100.0	43.4	56.6	-	100.0	5.4
30～99人	100.0	38.6	61.4	-	100.0	5.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	29.2	70.8	-	100.0	1.7
D 建設業	100.0	38.2	61.8	-	100.0	8.2
E 製造業	100.0	42.7	57.3	-	100.0	6.7
1,000人以上	100.0	47.2	52.8	-	100.0	7.9
100～999人	100.0	49.6	50.4	-	100.0	6.3
300～999人	100.0	59.0	41.0	-	100.0	7.7
100～299人	100.0	46.8	53.2	-	100.0	5.1
30～99人	100.0	39.6	60.4	-	100.0	4.7
E1 消費関連連	100.0	39.0	61.0	-	100.0	5.8
E2 素材関連連	100.0	44.1	55.9	-	100.0	6.1
E3 機械関連連	100.0	44.5	55.5	-	100.0	7.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	46.0	54.0	-	100.0	10.3
G 情報通信業	100.0	45.7	54.3	-	100.0	10.6
H 運輸業，郵便業	100.0	44.8	55.2	-	100.0	4.0
I 卸売業，小売業	100.0	36.4	63.6	-	100.0	6.9
50～55卸売業	100.0	43.6	56.4	-	100.0	9.0
56～61小売業	100.0	30.7	69.3	-	100.0	5.1
J 金融業，保険業	100.0	40.4	59.6	-	100.0	9.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	34.2	65.8	-	100.0	7.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	48.9	51.1	-	100.0	8.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	42.4	57.6	-	100.0	6.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	37.1	62.9	-	100.0	5.2
O 教育，学習支援業	100.0	42.6	57.4	-	100.0	4.1
P 医療，福祉	100.0	39.7	60.3	-	100.0	2.6
Q 複合サービス事業	100.0	32.3	67.7	-	100.0	3.3
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.9	58.1	-	100.0	4.0

第10表 産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数

産業・企業規模	全企業	年間休日総数階級								1企業 平均年間 休日総数 (日)
		69日 以下	70～ 79日	80～ 89日	90～ 99日	100～ 109日	110～ 119日	120～ 129日	130日 以上	
		(単位：%)								
T 調査産業計	100.0	1.6	3.1	4.7	7.4	32.7	18.7	28.9	2.9	109.9
1,000人以上	100.0	0.2	0.7	0.7	2.5	22.5	22.0	48.8	2.7	116.6
100～999人	100.0	0.3	1.7	3.3	4.2	28.8	22.2	36.2	3.1	113.4
300～999人	100.0	0.3	1.4	1.9	3.2	27.4	21.0	41.6	3.3	114.9
100～299人	100.0	0.3	1.8	3.8	4.5	29.3	22.6	34.5	3.1	113.0
30～99人	100.0	2.1	3.7	5.4	8.9	34.7	17.2	25.2	2.8	108.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	1.0	8.7	5.8	56.3	7.8	20.3	-	106.7
D 建設業	100.0	1.2	4.3	8.6	12.0	34.0	10.5	26.0	3.3	107.6
E 製造業	100.0	0.3	0.2	2.8	4.0	28.1	35.4	26.0	3.2	113.3
1,000人以上	100.0	-	-	-	-	7.7	12.8	77.6	1.8	121.6
100～999人	100.0	-	0.5	0.9	1.8	17.1	35.8	39.4	4.5	117.2
300～999人	100.0	-	0.6	-	2.5	13.8	24.9	53.4	4.9	119.6
100～299人	100.0	-	0.5	1.1	1.6	18.1	39.1	35.1	4.4	116.5
30～99人	100.0	0.4	-	3.7	5.1	33.4	36.0	18.8	2.7	111.4
E1 消費関連	100.0	0.9	-	6.5	7.6	40.0	24.2	18.5	2.3	109.5
E2 素材関連	100.0	-	0.4	-	2.1	24.7	38.4	32.5	1.9	115.1
E3 機械関連	100.0	-	-	2.2	2.8	20.8	42.5	26.1	5.4	114.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.2	1.2	1.2	1.2	4.7	19.9	66.0	4.7	120.1
G 情報通信業	100.0	-	0.2	-	0.4	4.9	5.6	85.2	3.8	123.2
H 運輸業，郵便業	100.0	4.5	10.1	13.0	7.0	42.3	8.1	14.8	0.1	100.4
I 卸売業，小売業	100.0	4.0	3.1	5.1	7.8	36.2	20.6	20.7	2.5	107.0
50～55卸売業	100.0	1.0	1.3	1.3	4.3	29.3	29.4	29.4	4.1	113.5
56～61小売業	100.0	6.3	4.5	8.2	10.7	41.7	13.6	13.9	1.2	101.9
J 金融業，保険業	100.0	-	-	0.4	-	1.0	6.9	90.0	1.6	123.3
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	1.4	0.4	5.5	32.7	21.6	36.7	1.7	114.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.2	0.3	-	1.1	8.3	19.5	58.2	12.4	121.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	5.2	9.4	10.6	15.6	46.2	4.8	8.3	-	98.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	1.0	4.9	6.7	20.8	30.9	14.8	18.8	2.0	105.6
O 教育，学習支援業	100.0	-	1.7	4.9	7.9	21.4	16.2	36.4	11.5	115.2
P 医療，福祉	100.0	-	1.5	1.8	4.6	39.1	17.0	34.1	1.9	112.4
Q 複合サービス事業	100.0	1.4	0.8	2.7	10.0	14.6	12.0	57.1	1.3	115.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.0	4.5	3.4	11.0	33.4	10.7	33.3	3.6	110.4

注：企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「1企業平均年間休日総数」はその平均である。

第11表 産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者1人平均年間休日総数

産業・企業規模	労働者計	年間休日総数階級								適用労働者 1人平均年 間休日総 数 (日)
		69日 以下	70～ 79日	80～ 89日	90～ 99日	100～ 109日	110～ 119日	120～ 129日	130日 以上	
T 調査産業計	100.0	0.5	1.2	2.0	3.2	20.9	20.9	48.0	3.3	116.0
1,000人以上	100.0	0.3	0.4	0.2	0.7	10.4	18.9	65.8	3.2	120.1
100～999人	100.0	0.3	1.2	2.0	2.5	23.6	23.2	43.7	3.6	115.8
300～999人	100.0	0.2	1.0	1.0	2.1	21.1	20.8	49.9	3.9	117.2
100～299人	100.0	0.3	1.3	3.0	2.9	26.0	25.6	37.5	3.3	114.4
30～99人	100.0	1.2	2.4	4.9	8.9	33.7	20.0	26.0	2.9	109.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	2.5	4.2	3.2	34.1	7.2	48.8	-	112.9
D 建設業	100.0	0.6	1.7	3.9	6.3	21.5	12.1	45.2	8.8	115.6
E 製造業	100.0	0.0	0.1	0.8	1.6	11.8	22.8	58.8	3.9	119.5
1,000人以上	100.0	-	-	-	-	1.8	7.8	87.5	2.9	123.4
100～999人	100.0	-	0.4	0.5	1.4	13.1	31.4	47.9	5.4	119.3
300～999人	100.0	-	0.2	-	1.8	9.2	24.8	59.3	4.8	121.6
100～299人	100.0	-	0.5	0.9	0.9	16.8	37.5	37.3	6.0	117.2
30～99人	100.0	0.1	-	3.4	5.5	31.2	39.4	16.9	3.5	111.5
E1 消費関連	100.0	0.1	-	2.7	4.6	24.4	30.7	33.1	4.4	115.2
E2 素材関連	100.0	-	0.5	-	1.6	14.2	29.4	51.4	2.9	118.7
E3 機械関連	100.0	-	-	0.6	0.4	5.7	16.2	72.8	4.3	121.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.5	8.5	90.2	0.5	123.8
G 情報通信業	100.0	-	0.4	-	0.2	4.9	5.2	84.2	5.1	123.9
H 運輸業，郵便業	100.0	1.8	4.8	6.3	6.1	32.8	31.7	16.2	0.2	107.4
I 卸売業，小売業	100.0	0.4	1.1	2.2	4.0	28.0	30.5	30.8	3.0	113.3
50～55卸売業	100.0	0.2	0.8	0.7	2.1	17.0	23.0	50.7	5.4	118.4
56～61小売業	100.0	0.7	1.3	3.5	5.6	37.9	37.4	12.6	0.9	108.7
J 金融業，保険業	100.0	-	-	0.1	-	0.1	0.7	98.8	0.2	123.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	0.1	0.3	1.8	15.3	21.4	59.6	1.6	118.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.4	0.2	-	0.3	3.5	14.2	71.3	10.1	123.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	1.7	2.5	6.8	10.6	57.5	14.4	6.5	-	103.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	5.3	2.6	6.3	16.7	32.5	13.4	20.8	2.3	105.1
O 教育，学習支援業	100.0	-	2.9	5.0	5.2	14.0	14.5	48.9	9.3	116.3
P 医療，福祉	100.0	-	0.9	0.7	1.4	33.6	25.0	36.4	2.0	114.4
Q 複合サービス事業	100.0	0.3	0.1	0.3	2.0	3.9	7.2	86.0	0.2	121.7
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.0	1.5	2.0	4.6	25.4	17.9	46.4	1.2	114.1

注：企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「適用労働者1人平均年間休日総数」は、その適用を受ける労働者により加重平均したものである。

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		計			性別			計	
産 業	業	企 業 規 模 計			1,000人以上			100～999	
		平均付与日数 ¹⁾	平均取得日数 ²⁾	平均取得率 ³⁾	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数
		日	日	%	日	日	%	日	日
T	調査産業計	18.0	10.1	56.3	18.9	11.9	63.1	17.7	9.3
C	鉱業，採石業，砂利採取業	17.7	11.3	63.9	X	X	X	19.2	10.6
D	建設業	17.9	8.0	44.9	18.6	8.6	46.3	18.9	8.5
E	製造業	18.6	11.9	64.1	19.4	13.7	70.7	18.2	10.8
E1	消費関連	17.8	9.4	52.7	18.4	9.8	53.4	17.5	9.7
E2	素材関連	18.4	11.5	62.4	19.5	13.2	68.0	18.1	10.7
E3	機械関連	19.0	13.2	69.2	19.7	14.7	75.0	18.6	11.5
F	電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	15.0	76.8	19.9	16.6	83.1	18.6	11.0
G	情報通信業	19.3	12.3	64.0	19.9	13.9	69.9	19.2	11.5
H	運輸業，郵便業	17.7	10.0	56.5	18.9	12.1	64.0	17.3	8.9
I	卸売業，小売業	18.0	8.0	44.7	18.7	8.6	45.8	17.8	7.9
50～55	卸売業	18.7	9.2	49.4	19.5	10.8	55.3	18.3	8.9
56～61	小売業	17.3	6.9	39.9	18.2	7.0	38.7	17.3	7.0
J	金融業，保険業	18.9	11.6	61.2	19.1	12.3	64.2	18.4	10.0
K	不動産業，物品賃貸業	17.6	9.2	52.5	18.1	10.3	56.7	17.7	8.9
L	学術研究，専門・技術サービス業	18.6	11.8	63.2	19.4	13.0	67.3	18.6	11.6
M	宿泊業，飲食サービス業	16.2	6.7	41.2	16.1	6.6	40.7	16.7	6.8
N	生活関連サービス業，娯楽業	16.8	7.8	46.7	16.6	8.0	48.2	16.4	7.7
O	教育，学習支援業	18.4	8.6	46.4	19.0	8.5	44.5	18.7	8.0
P	医療，福祉	16.7	8.9	53.4	17.8	9.1	51.1	16.4	9.1
Q	複合サービス事業	19.5	14.2	72.7	19.6	17.5	89.1	19.5	7.6
R	サービス業(他に分類されないもの)	17.2	9.3	54.2	17.1	10.2	59.5	17.6	8.5

注：1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。
 2) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-1）

人	300～999人			100～299人			30～99人			産 業	
	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数		平均 取得率
	%	日	日	%	日	日	%	日	日	%	
	52.7	17.9	9.5	53.1	17.6	9.2	52.3	17.0	8.7	51.1	T
	55.0	-	-	-	19.2	10.6	55.0	16.9	10.2	60.1	C
	45.0	18.5	8.8	47.2	19.1	8.3	43.1	16.6	7.3	43.8	D
	59.3	18.4	11.2	60.7	17.9	10.4	58.0	17.5	9.9	56.7	E
	55.5	17.2	9.4	54.8	17.7	9.9	56.0	17.8	8.4	47.4	E1
	59.0	18.6	11.5	61.8	17.6	9.9	56.3	17.6	10.6	60.4	E2
	61.6	18.8	11.7	62.1	18.3	11.2	61.0	17.1	10.2	60.0	E3
	59.2	18.9	10.9	57.4	18.3	11.2	61.2	18.1	11.4	62.8	F
	59.8	19.6	12.2	62.2	18.6	10.6	56.6	18.0	10.4	57.5	G
	51.4	18.0	8.7	48.2	16.8	9.0	53.9	16.5	8.3	50.2	H
	44.5	17.9	7.7	43.0	17.7	8.1	45.9	17.4	7.6	43.7	I
	48.6	19.1	9.3	48.6	17.7	8.6	48.5	18.5	8.5	45.7	50～55
	40.5	16.9	6.3	37.4	17.6	7.6	43.3	16.1	6.5	40.7	56～61
	54.2	18.2	10.4	56.7	18.7	9.4	50.2	18.7	9.7	51.8	J
	50.5	17.7	9.4	53.0	17.7	8.4	47.6	16.4	8.0	48.8	K
	62.6	18.9	12.3	65.1	18.1	10.7	59.3	17.3	9.5	55.1	L
	40.5	17.1	7.5	44.0	16.4	6.3	38.2	15.8	6.7	42.4	M
	47.3	16.1	8.4	52.3	16.6	7.2	43.0	17.4	7.8	44.8	N
	42.7	19.1	7.6	39.6	18.3	8.4	45.8	17.2	9.6	56.0	O
	55.2	16.2	8.8	54.0	16.6	9.4	56.3	16.5	8.5	51.4	P
	38.8	19.9	7.7	38.7	18.5	7.3	39.3	18.6	7.2	38.6	Q
	48.3	17.2	8.4	48.9	18.0	8.6	47.7	16.4	9.7	58.9	R

年次有給休暇

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		計		×		性別		男	
産 業	業	企 業 規 模 計			1,000人以上			100～999	
		平均付与日数 ¹⁾	平均取得日数 ²⁾	平均取得率 ³⁾	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数
		日	日	%	日	日	%	日	日
T	調査産業計	18.4	9.9	53.7	19.2	11.7	61.1	18.3	9.0
C	鉱業，採石業，砂利採取業	17.7	11.0	62.5	X	X	X	20.0	10.6
D	建設業	18.0	7.6	42.5	18.8	8.2	43.5	19.0	8.2
E	製造業	18.8	11.5	61.3	19.5	13.2	67.8	18.4	10.5
E1	消費関連	18.4	9.0	49.0	18.6	9.3	50.2	18.1	9.3
E2	素材関連	18.6	11.2	60.1	19.6	13.1	66.6	18.3	10.3
E3	機械関連	19.0	12.6	66.0	19.7	14.1	71.8	18.7	11.1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	14.8	75.7	20.0	16.6	83.1	18.8	10.9
G	情報通信業	19.7	12.3	62.7	20.0	13.7	68.3	19.8	11.6
H	運輸業，郵便業	18.0	10.1	55.8	19.2	12.1	62.7	17.7	9.0
I	卸売業，小売業	18.5	7.4	40.1	19.4	8.0	41.4	18.3	7.2
50～55	卸売業	19.0	8.6	45.2	19.9	10.5	52.6	18.7	8.2
56～61	小売業	18.0	6.1	34.2	19.0	6.2	32.6	17.8	6.3
J	金融業，保険業	19.2	10.3	54.0	19.4	11.0	56.8	18.6	9.3
K	不動産業，物品賃貸業	18.2	8.6	47.2	18.5	9.5	51.2	18.2	8.0
L	学術研究，専門・技術サービス業	19.0	11.8	61.8	19.7	13.0	66.2	18.8	11.5
M	宿泊業，飲食サービス業	17.2	6.3	36.5	16.9	6.2	36.6	17.6	6.0
N	生活関連サービス業，娯楽業	17.6	6.8	38.5	17.5	6.7	38.2	17.3	7.1
O	教育，学習支援業	19.0	7.8	40.9	19.4	7.4	38.4	19.1	7.3
P	医療，福祉	17.0	8.0	47.3	17.7	7.9	45.0	16.8	8.3
Q	複合サービス事業	19.8	14.7	74.3	19.9	17.8	89.7	19.7	6.9
R	サービス業(他に分類されないもの)	17.2	8.8	51.0	16.8	9.9	58.8	17.8	7.6

注：1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。
 2) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-2）

人	300～999人			100～299人			30～99人			産 業	
	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数		平均 取得率
	%	日	日	%	日	日	%	日	日	%	
	49.2	18.4	9.2	49.8	18.1	8.8	48.5	17.4	8.4	48.3	T
	53.2	-	-	-	20.0	10.6	53.2	16.9	10.2	60.1	C
	42.9	18.8	8.4	44.7	19.2	7.9	41.3	16.7	6.9	41.3	D
	56.7	18.7	10.8	57.9	18.2	10.1	55.5	17.8	9.6	53.9	E
	51.5	17.8	9.0	50.6	18.4	9.6	52.1	18.7	8.1	43.2	E1
	56.2	18.8	10.9	57.8	17.9	9.8	54.5	17.8	10.2	57.4	E2
	59.3	18.9	11.4	60.2	18.5	10.8	58.3	17.3	9.9	56.9	E3
	58.0	19.1	10.7	56.2	18.5	11.1	60.1	18.3	11.4	62.5	F
	58.7	20.1	12.5	62.2	19.3	10.4	53.7	18.4	10.3	56.0	G
	50.9	18.2	8.5	46.7	17.2	9.3	54.2	16.6	8.3	49.9	H
	39.7	18.5	7.0	37.8	18.1	7.5	41.4	18.0	7.1	39.2	I
	43.8	19.7	8.3	42.0	17.9	8.1	45.6	18.9	7.8	41.0	50～55
	35.3	17.3	5.7	33.0	18.3	6.8	37.2	16.2	5.6	34.6	56～61
	49.7	18.3	9.5	52.1	19.2	8.8	46.1	19.3	8.9	46.1	J
	44.1	18.2	8.5	46.7	18.3	7.5	41.1	17.3	7.9	45.8	K
	61.0	19.1	12.2	63.7	18.2	10.3	56.5	18.0	9.4	52.2	L
	34.3	18.4	7.1	38.6	17.0	5.3	31.1	17.0	6.6	39.1	M
	40.7	17.0	7.5	43.9	17.6	6.8	38.4	18.0	6.4	35.5	N
	38.3	19.5	7.0	35.8	18.6	7.7	41.2	18.2	9.2	50.6	O
	49.1	16.5	8.1	48.8	17.1	8.5	49.4	16.8	7.6	45.2	P
	35.2	20.3	7.1	35.2	18.4	6.5	35.1	19.0	7.1	37.2	Q
	42.6	17.0	7.1	41.7	18.6	8.1	43.4	16.7	9.6	57.3	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		計			×		性別		女	
産	業	企業規模計			1,000人以上			100～999		
		平均付与日数 ¹⁾	平均取得日数 ²⁾	平均取得率 ³⁾	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数	
		日	日	%	日	日	%	日	日	
T	調査産業計	17.1	10.4	60.7	18.1	11.6	64.2	16.8	10.1	
C	鉱業，採石業，砂利採取業	17.7	12.8	72.5	X	X	X	14.8	10.2	
D	建設業	17.0	10.4	61.1	17.8	11.0	61.8	17.9	11.1	
E	製造業	17.7	12.4	70.0	19.3	14.6	75.6	17.0	11.7	
E1	消費関連	16.7	10.2	61.2	17.9	11.4	63.8	16.3	10.6	
E2	素材関連	17.6	12.6	71.2	18.9	14.5	76.7	17.2	11.9	
E3	機械関連	18.5	14.0	75.8	20.1	16.0	79.7	17.6	12.7	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	18.8	15.3	81.5	19.5	17.0	87.2	17.0	11.7	
G	情報通信業	18.3	12.6	68.5	19.4	14.6	75.5	17.8	11.3	
H	運輸業，郵便業	16.7	10.9	65.3	17.1	12.1	70.5	16.1	10.1	
I	卸売業，小売業	16.8	9.0	53.5	17.2	9.3	54.0	16.5	9.1	
50～55	卸売業	17.5	10.5	60.0	18.3	11.0	60.2	17.1	10.6	
56～61	小売業	16.2	7.7	47.8	16.5	8.2	49.8	16.0	7.6	
J	金融業，保険業	18.5	12.3	66.2	18.8	12.9	68.4	18.1	11.2	
K	不動産業，物品賃貸業	16.4	10.5	64.1	16.9	11.9	70.3	16.8	10.9	
L	学術研究，専門・技術サービス業	17.8	12.3	68.8	18.0	12.9	71.6	18.0	12.5	
M	宿泊業，飲食サービス業	15.1	7.5	49.3	14.8	6.8	45.8	15.9	8.6	
N	生活関連サービス業，娯楽業	16.5	9.1	55.1	15.7	9.2	58.9	16.8	8.9	
O	教育，学習支援業	17.8	9.4	52.6	18.6	9.4	50.3	18.1	8.9	
P	医療，福祉	16.6	9.3	56.4	18.0	9.6	53.2	16.3	9.5	
Q	複合サービス事業	18.9	13.5	71.5	18.9	16.7	88.3	19.1	8.9	
R	サービス業(他に分類されないもの)	17.0	10.6	62.5	18.2	10.7	58.8	16.7	10.7	

注：1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。
 2) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-3）

人	300～999人			100～299人			30～99人			産 業	
	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数		平均 取得率
	%	日	日	%	日	日	%	日	日	%	
	60.0	16.8	10.0	59.8	16.7	10.1	60.2	16.4	9.4	57.3	T
	69.1	-	-	-	14.8	10.2	69.1	17.0	10.3	60.8	C
	61.9	17.4	11.7	66.9	18.4	10.5	57.1	15.8	9.5	60.0	D
	68.9	17.2	12.4	72.2	16.9	11.2	66.2	16.7	10.6	63.9	E
	64.8	16.0	10.1	63.5	16.5	10.9	65.6	16.5	9.0	54.3	E1
	69.0	17.8	13.8	77.6	16.8	10.5	62.4	17.2	12.0	69.9	E2
	72.6	17.7	13.1	74.1	17.4	12.4	71.1	16.2	11.4	70.7	E3
	68.9	17.2	11.7	68.0	16.9	11.8	69.8	17.8	12.4	69.7	F
	63.8	18.1	11.7	64.5	17.4	11.0	62.9	17.1	10.5	61.6	G
	62.4	17.1	10.4	60.8	15.5	9.9	63.6	16.6	9.5	57.3	H
	54.8	16.4	8.8	53.7	16.7	9.3	55.9	16.8	8.6	51.2	I
	61.9	17.3	11.8	67.9	16.9	9.6	56.7	17.7	10.1	56.9	50～55
	47.6	15.6	6.4	40.6	16.5	9.0	54.9	16.0	7.4	46.2	56～61
	61.8	18.1	11.7	64.8	18.1	10.3	56.9	17.8	10.9	61.2	J
	65.0	16.9	11.0	65.1	16.5	10.7	64.8	15.1	8.2	54.4	K
	69.5	18.1	12.7	70.4	18.0	12.4	68.6	17.2	10.8	63.1	L
	53.7	16.5	9.6	58.0	15.6	8.0	51.3	14.7	7.3	49.7	M
	53.3	17.0	10.5	61.7	16.6	7.7	46.4	16.8	9.2	54.7	N
	49.0	18.5	8.5	46.1	17.9	9.2	51.5	16.4	10.0	60.7	O
	58.1	16.1	9.1	56.3	16.5	9.9	59.8	16.1	8.8	54.8	P
	46.8	19.3	9.0	46.5	18.5	8.8	47.8	18.1	7.7	42.9	Q
	63.7	17.1	10.4	60.7	16.2	11.0	67.9	15.5	10.3	66.8	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		有		×		性別		計			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上				100～	
		年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調 査 産 業 計	[43.2]	18.3	10.4	57.1	[46.4]	19.4	12.3	63.6	[45.4]	17.8
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[33.0]	15.3	9.0	59.0	[X]	X	X	X	[9.1]	X
D	建 設 業	[46.2]	17.7	7.7	43.8	[54.0]	18.8	8.0	42.7	[45.7]	18.4
E	製 造 業	[54.2]	18.9	12.1	63.8	[56.8]	20.1	14.1	70.0	[58.1]	18.2
E1	消 費 関 連	[42.7]	17.8	9.8	55.0	[51.7]	18.0	10.9	60.6	[51.8]	17.5
E2	素 材 関 連	[53.9]	18.6	11.2	60.3	[61.4]	19.8	12.4	62.6	[51.6]	18.1
E3	機 械 関 連	[65.1]	19.5	13.3	68.0	[56.4]	20.5	15.1	73.7	[68.6]	18.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[29.9]	20.6	14.1	68.5	[22.3]	X	X	X	[25.5]	18.6
G	情 報 通 信 業	[36.7]	20.5	12.6	61.7	[33.3]	21.8	14.3	65.4	[32.7]	20.3
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[48.7]	17.5	9.8	55.9	[48.2]	18.7	10.8	57.9	[40.8]	16.8
I	卸 売 業 , 小 売 業	[41.5]	17.9	8.4	46.8	[51.7]	18.9	9.1	48.2	[51.1]	17.5
	50～55 卸 売 業	[43.7]	18.6	9.2	49.8	[69.0]	19.6	10.9	55.4	[55.3]	18.4
	56～61 小 売 業	[39.8]	17.2	7.4	43.3	[46.3]	18.3	7.5	41.1	[47.5]	16.5
J	金 融 業 , 保 険 業	[51.8]	18.8	10.6	56.5	[55.3]	19.0	11.1	58.3	[56.9]	18.2
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[46.8]	17.6	9.1	51.4	[59.5]	18.1	9.5	52.6	[45.0]	17.8
L	学術研究,専門・技術サービス業	[42.2]	19.4	12.7	65.6	[33.5]	21.2	15.1	71.1	[38.7]	18.8
M	宿泊業,飲食サービス業	[37.5]	16.7	6.0	36.3	[45.4]	16.7	6.2	37.0	[46.1]	17.3
N	生活関連サービス業,娯楽業	[40.4]	16.3	8.2	50.6	[40.5]	17.0	7.5	44.0	[38.5]	15.6
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[47.8]	18.2	9.0	49.5	[34.2]	18.6	9.3	50.3	[44.1]	18.9
P	医 療 , 福 祉	[35.6]	16.8	8.9	53.1	[30.5]	17.8	9.6	53.6	[35.9]	16.5
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[46.8]	19.6	16.2	82.4	[46.3]	19.7	18.3	93.0	[48.9]	19.2
R	サービス業(他に分類されないもの)	[31.2]	17.4	8.9	51.3	[40.6]	17.3	10.1	58.4	[37.7]	17.8

注：1) []内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-4）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産業
平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.4	52.8	[46.9]	18.1	9.6	53.0	[45.0]	17.5	9.2	52.6	[42.2]	17.1	9.0	52.4	T
X	X	[-]	-	-	-	[9.1]	X	X	X	[36.7]	15.5	9.0	58.0	C
8.7	47.0	[74.2]	18.4	8.4	45.8	[38.0]	18.5	9.1	49.2	[46.2]	16.5	6.8	41.3	D
10.7	58.5	[60.7]	18.7	11.1	59.6	[57.3]	17.8	10.2	57.5	[52.6]	17.6	10.1	57.3	E
9.5	54.2	[51.7]	17.3	9.4	54.1	[51.9]	17.6	9.6	54.3	[39.0]	18.2	8.9	49.2	E1
10.5	57.9	[54.2]	18.7	11.3	60.5	[50.8]	17.6	9.7	55.1	[54.7]	17.6	10.7	60.8	E2
11.3	60.8	[71.4]	19.2	11.7	60.8	[67.7]	18.0	10.9	60.7	[63.8]	17.2	10.1	58.4	E3
10.3	55.6	[16.7]	X	X	X	[28.6]	18.5	10.5	56.6	[33.3]	17.9	11.0	61.5	F
12.3	60.8	[38.6]	20.3	13.0	64.2	[30.6]	20.2	11.2	55.6	[38.9]	18.2	9.9	54.3	G
9.0	53.7	[41.3]	17.5	9.3	53.0	[40.7]	16.3	8.9	54.3	[51.9]	16.4	9.0	54.9	H
8.1	46.0	[41.5]	17.8	7.4	41.8	[54.5]	17.3	8.5	49.3	[37.7]	17.3	8.0	46.5	I
8.7	47.3	[48.4]	19.4	9.0	46.3	[57.4]	17.6	8.5	48.2	[38.9]	17.7	8.5	47.9	50～55
7.3	44.5	[36.8]	15.9	5.6	35.3	[51.8]	17.0	8.6	50.7	[36.8]	16.6	7.4	44.4	56～61
9.7	53.1	[59.3]	17.7	9.6	54.4	[55.6]	19.2	9.8	51.0	[45.8]	18.7	9.6	51.5	J
8.6	48.5	[38.9]	17.1	9.1	53.4	[47.1]	18.3	8.2	44.9	[47.1]	16.4	8.8	53.6	K
12.6	67.3	[37.0]	19.1	13.5	70.5	[39.3]	18.4	11.6	62.9	[43.8]	17.7	9.5	53.7	L
6.4	37.2	[60.0]	18.0	5.6	31.1	[41.5]	17.0	6.8	40.0	[33.8]	15.9	5.4	34.2	M
8.1	51.8	[51.5]	14.8	8.5	57.1	[34.7]	16.9	7.3	43.0	[41.0]	17.3	8.9	51.4	N
8.2	43.4	[47.4]	19.1	7.8	40.8	[42.9]	18.6	8.6	46.0	[50.0]	16.6	10.0	60.2	O
8.6	52.0	[36.6]	16.1	8.3	51.7	[35.7]	16.8	8.8	52.2	[35.5]	16.8	9.4	55.6	P
8.1	42.1	[56.9]	19.5	8.1	41.7	[40.6]	18.2	7.9	43.4	[41.8]	19.8	7.3	37.2	Q
8.1	45.6	[36.7]	18.8	8.6	46.1	[38.1]	17.1	7.7	45.1	[27.5]	16.7	8.9	53.6	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		有		×		性別		男			
産	業	企 業 規 模 計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	18.7	10.1	54.2	[…]	19.8	11.9	60.2	[…]	18.2
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[…]	15.2	9.1	59.8	[…]	X	X	X	[…]	X
D	建設業	[…]	17.8	7.3	41.1	[…]	18.9	7.4	39.3	[…]	18.6
E	製造業	[…]	19.1	11.5	59.9	[…]	20.3	13.1	64.8	[…]	18.4
E1	消費関連	[…]	18.3	9.6	52.4	[…]	18.2	10.6	58.2	[…]	18.0
E2	素材関連	[…]	18.7	10.8	57.8	[…]	20.0	12.1	60.4	[…]	18.3
E3	機械関連	[…]	19.6	12.4	63.1	[…]	20.7	14.0	67.5	[…]	18.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	20.8	13.9	66.8	[…]	X	X	X	[…]	18.8
G	情報通信業	[…]	20.8	12.5	60.0	[…]	22.0	14.0	63.8	[…]	20.6
H	運輸業,郵便業	[…]	17.7	9.8	55.3	[…]	18.9	10.7	56.8	[…]	17.0
I	卸売業,小売業	[…]	18.5	8.0	43.1	[…]	19.6	9.0	45.7	[…]	18.0
	50～55 卸売業	[…]	19.1	8.9	46.9	[…]	20.0	10.9	54.6	[…]	18.8
	56～61 小売業	[…]	17.9	6.8	38.1	[…]	19.2	7.0	36.7	[…]	17.1
J	金融業,保険業	[…]	18.9	9.6	50.9	[…]	19.3	10.2	52.7	[…]	18.3
K	不動産業,物品賃貸業	[…]	18.1	8.4	46.1	[…]	18.5	8.7	46.9	[…]	18.1
L	学術研究,専門・技術サービス業	[…]	19.9	12.9	64.9	[…]	21.6	15.1	70.1	[…]	19.0
M	宿泊業,飲食サービス業	[…]	17.4	5.5	31.8	[…]	16.8	5.4	32.2	[…]	17.9
N	生活関連サービス業,娯楽業	[…]	17.7	7.7	43.3	[…]	18.1	6.1	34.0	[…]	16.8
O	教育,学習支援業	[…]	18.9	8.2	43.6	[…]	19.1	8.3	43.2	[…]	19.2
P	医療,福祉	[…]	17.1	8.3	48.3	[…]	18.2	8.8	48.2	[…]	17.0
Q	複合サービス事業	[…]	19.9	16.6	83.8	[…]	19.9	18.6	93.2	[…]	19.6
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	17.3	8.2	47.1	[…]	17.3	9.6	55.6	[…]	17.6

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-5）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.2	50.2	[…]	18.5	9.4	50.7	[…]	18.0	8.9	49.7	[…]	17.4	8.6	49.5	T
X	X	[…]	-	-	-	[…]	X	X	X	[…]	15.3	9.1	59.1	C
8.4	44.8	[…]	18.7	8.1	43.1	[…]	18.6	8.8	47.6	[…]	16.6	6.4	38.6	D
10.4	56.3	[…]	18.8	10.9	57.7	[…]	18.0	9.9	54.8	[…]	17.9	9.8	55.0	E
9.2	51.1	[…]	17.8	9.1	51.0	[…]	18.2	9.3	51.2	[…]	19.2	8.8	46.0	E1
10.2	55.6	[…]	18.9	11.0	58.1	[…]	17.7	9.3	52.9	[…]	17.7	10.2	57.5	E2
11.0	58.6	[…]	19.1	11.3	59.5	[…]	18.2	10.5	57.7	[…]	17.6	9.9	56.2	E3
10.2	54.0	[…]	X	X	X	[…]	18.7	10.4	56.0	[…]	17.9	10.9	61.1	F
12.1	59.0	[…]	20.8	13.1	62.8	[…]	20.2	10.6	52.8	[…]	18.5	9.6	52.2	G
9.0	53.1	[…]	17.6	9.2	52.2	[…]	16.6	8.9	53.7	[…]	16.4	9.1	55.2	H
7.5	41.4	[…]	18.3	6.8	37.0	[…]	17.8	8.0	45.1	[…]	17.9	7.6	42.6	I
8.0	42.7	[…]	19.7	8.0	40.5	[…]	18.0	8.1	44.8	[…]	18.5	8.4	45.3	50～55
6.8	39.6	[…]	16.7	5.3	31.8	[…]	17.5	8.0	45.5	[…]	16.8	6.2	37.1	56～61
8.8	48.2	[…]	17.5	8.6	49.3	[…]	19.7	9.2	46.6	[…]	19.0	8.6	44.9	J
7.7	42.7	[…]	17.3	8.1	46.6	[…]	18.8	7.4	39.4	[…]	17.0	8.5	50.2	K
12.6	66.1	[…]	19.2	13.4	69.4	[…]	18.6	11.3	60.5	[…]	18.4	9.8	53.1	L
5.6	31.5	[…]	18.7	5.0	26.5	[…]	17.5	6.0	34.1	[…]	17.5	5.6	31.8	M
7.5	44.5	[…]	15.2	7.7	50.4	[…]	18.4	7.2	39.4	[…]	18.5	8.4	45.3	N
7.5	39.3	[…]	19.6	7.2	36.8	[…]	18.6	7.9	42.2	[…]	17.9	9.9	55.3	O
8.2	48.1	[…]	15.9	7.9	49.6	[…]	18.0	8.4	46.9	[…]	16.0	7.9	49.4	P
7.5	38.6	[…]	20.0	7.6	38.2	[…]	18.2	7.3	40.0	[…]	20.2	7.0	34.6	Q
7.4	41.8	[…]	18.1	6.9	38.3	[…]	17.4	7.6	43.7	[…]	16.6	8.2	49.1	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		有		×		性別		女			
産	業	企業規模計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	17.3	10.7	62.1	[…]	18.4	12.4	67.4	[…]	16.9
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	[…]	16.4	8.9	54.4	[…]	X	X	X	[…]	X
D	建設業	[…]	16.8	10.4	62.1	[…]	18.1	11.7	64.7	[…]	17.5
E	製造業	[…]	18.0	12.4	69.1	[…]	19.9	15.0	75.3	[…]	17.3
E1	消費関連	[…]	16.8	10.2	60.6	[…]	17.6	12.3	70.2	[…]	16.4
E2	素材関連	[…]	17.9	12.5	69.7	[…]	19.1	13.5	70.8	[…]	17.5
E3	機械関連	[…]	18.9	14.0	73.9	[…]	21.1	16.6	78.6	[…]	17.8
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	18.8	15.1	80.6	[…]	X	X	X	[…]	17.1
G	情報通信業	[…]	19.4	13.4	68.7	[…]	21.0	15.3	73.1	[…]	19.2
H	運輸業, 郵便業	[…]	16.4	10.7	65.5	[…]	16.9	11.2	66.5	[…]	15.6
I	卸売業, 小売業	[…]	16.6	9.3	55.9	[…]	17.3	9.6	55.7	[…]	16.3
	50～55 卸売業	[…]	17.2	10.0	58.4	[…]	18.5	10.7	58.0	[…]	17.2
	56～61 小売業	[…]	16.0	8.5	53.3	[…]	16.2	8.7	53.4	[…]	15.6
J	金融業, 保険業	[…]	18.4	11.8	64.2	[…]	18.5	12.2	66.0	[…]	18.1
K	不動産業, 物品賃貸業	[…]	16.5	10.9	65.9	[…]	16.9	11.7	69.2	[…]	17.0
L	学術研究, 専門・技術サービス業	[…]	18.5	12.8	69.4	[…]	19.4	14.7	75.9	[…]	18.0
M	宿泊業, 飲食サービス業	[…]	15.4	7.0	45.5	[…]	13.8	7.2	52.1	[…]	16.5
N	生活関連サービス業, 娯楽業	[…]	16.4	9.1	55.6	[…]	16.0	7.4	46.1	[…]	17.0
O	教育, 学習支援業	[…]	17.5	9.8	55.9	[…]	18.1	10.1	55.7	[…]	18.4
P	医療, 福祉	[…]	16.6	9.3	56.1	[…]	17.7	9.9	56.2	[…]	16.3
Q	複合サービス事業	[…]	19.0	15.5	81.3	[…]	19.1	17.8	93.4	[…]	18.8
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	17.8	10.9	61.2	[…]	17.9	11.4	63.6	[…]	17.7

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-6）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.9	58.9	[…]	17.0	10.1	59.1	[…]	16.8	9.9	58.7	[…]	16.5	10.0	60.6	T
X	X	[…]	-	-	-	[…]	X	X	X	[…]	16.5	8.5	51.2	C
11.6	66.4	[…]	17.5	11.8	67.3	[…]	17.4	11.2	64.4	[…]	15.7	9.0	57.3	D
11.6	67.0	[…]	17.6	12.1	68.6	[…]	17.0	11.2	65.6	[…]	16.8	10.7	63.3	E
9.9	60.5	[…]	16.4	9.8	59.9	[…]	16.5	10.0	60.9	[…]	16.9	9.1	53.5	E1
11.9	67.7	[…]	17.8	13.1	73.4	[…]	17.3	10.8	62.8	[…]	17.5	12.5	71.5	E2
12.7	71.4	[…]	18.5	13.3	71.7	[…]	17.3	12.3	71.2	[…]	15.9	10.3	65.1	E3
11.3	66.4	[…]	X	X	X	[…]	17.2	10.5	61.3	[…]	18.0	11.6	64.5	F
13.1	68.1	[…]	18.3	12.9	70.5	[…]	20.5	13.4	65.2	[…]	17.3	10.6	61.3	G
10.0	64.2	[…]	16.5	10.6	64.3	[…]	15.0	9.6	64.1	[…]	17.0	11.3	66.3	H
9.3	57.1	[…]	16.2	9.0	55.4	[…]	16.4	9.6	58.2	[…]	16.3	8.7	53.5	I
10.4	60.4	[…]	18.3	12.0	65.8	[…]	16.4	9.3	56.7	[…]	15.9	8.6	54.4	50～55
8.3	53.6	[…]	14.3	6.3	44.0	[…]	16.4	9.8	59.6	[…]	16.7	8.8	52.8	56～61
11.0	60.8	[…]	18.0	11.2	62.0	[…]	18.4	10.8	58.6	[…]	18.1	11.1	61.4	J
11.1	65.3	[…]	16.5	11.6	70.4	[…]	17.5	10.8	61.7	[…]	15.3	9.3	60.9	K
12.9	71.5	[…]	18.3	14.0	76.8	[…]	17.9	12.2	68.3	[…]	18.0	10.4	57.4	L
7.9	48.0	[…]	16.6	6.8	40.7	[…]	16.5	8.4	50.9	[…]	14.9	5.4	35.9	M
9.1	53.8	[…]	16.8	10.5	62.5	[…]	17.2	6.8	39.5	[…]	15.7	9.6	61.4	N
9.1	49.6	[…]	18.1	8.7	48.2	[…]	18.6	9.5	50.8	[…]	15.8	10.2	64.6	O
8.7	53.6	[…]	16.2	8.5	52.5	[…]	16.4	8.9	54.6	[…]	16.3	10.3	62.8	P
9.4	49.8	[…]	18.9	9.5	50.0	[…]	18.3	9.0	49.2	[…]	19.0	8.5	44.6	Q
9.4	53.3	[…]	19.4	10.2	52.7	[…]	15.3	8.3	54.2	[…]	17.9	13.4	74.9	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		無		×		性別		計			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上				100～	
		年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[56.8]	17.7	9.9	55.6	[53.6]	18.4	11.5	62.5	[54.6]	17.7
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[67.0]	18.3	11.9	65.0	[X]	X	X	X	[90.9]	19.6
D	建設業	[53.8]	18.1	8.3	46.1	[46.0]	18.4	9.2	49.7	[54.3]	19.4
E	製造業	[45.8]	18.1	11.7	64.6	[43.2]	18.4	13.3	72.0	[41.9]	18.0
E1	消費関連	[57.3]	17.8	9.0	50.2	[48.3]	18.7	8.5	45.6	[48.2]	17.5
E2	素材関連	[46.1]	18.2	11.9	65.3	[38.6]	19.0	14.5	76.1	[48.4]	18.0
E3	機械関連	[34.9]	18.1	12.9	71.6	[43.6]	18.2	14.0	77.3	[31.4]	18.5
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[70.1]	19.3	15.1	78.4	[77.7]	19.6	16.6	84.5	[74.5]	18.6
G	情報通信業	[63.3]	18.7	12.2	65.3	[66.7]	19.0	13.7	72.1	[67.3]	18.5
H	運輸業,郵便業	[51.3]	18.0	10.3	57.1	[51.8]	19.3	13.8	71.4	[59.2]	17.8
I	卸売業,小売業	[58.5]	18.0	7.7	42.6	[48.3]	18.5	7.8	42.5	[48.9]	18.1
	50～55 卸売業	[56.3]	18.7	9.2	48.8	[31.0]	19.3	10.6	55.1	[44.7]	18.3
	56～61 小売業	[60.2]	17.4	6.5	37.2	[53.7]	18.1	6.5	36.1	[52.5]	17.9
J	金融業,保険業	[48.2]	19.0	12.4	65.4	[44.7]	19.1	13.2	68.8	[43.1]	18.7
K	不動産業,物品賃貸業	[53.2]	17.5	9.4	53.9	[40.5]	18.0	12.3	68.5	[55.0]	17.7
L	学術研究,専門・技術サービス業	[57.8]	18.2	11.3	61.8	[66.5]	18.5	12.1	65.3	[61.3]	18.5
M	宿泊業,飲食サービス業	[62.5]	16.0	7.0	44.0	[54.6]	15.9	6.7	42.5	[53.9]	16.3
N	生活関連サービス業,娯楽業	[59.6]	17.0	7.6	44.7	[59.5]	16.5	8.1	49.3	[61.5]	17.0
O	教育,学習支援業	[52.2]	18.7	8.2	43.7	[65.8]	19.3	7.9	41.1	[55.9]	18.5
P	医療,福祉	[64.4]	16.7	8.9	53.6	[69.5]	17.8	8.9	49.7	[64.1]	16.4
Q	複合サービス事業	[53.2]	19.3	6.9	36.1	[53.7]	18.4	6.8	36.8	[51.1]	19.7
R	サービス業(他に分類されないもの)	[68.8]	17.1	9.5	55.5	[59.4]	17.0	10.2	60.0	[62.3]	17.5

注：1) []内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-7）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.3	52.6	[53.1]	17.7	9.4	53.2	[55.0]	17.6	9.2	52.1	[57.8]	16.9	8.5	50.1	T
10.6	54.1	[-]	-	-	-	[90.9]	19.6	10.6	54.1	[63.3]	17.9	11.0	61.4	C
8.3	42.7	[25.8]	19.0	9.7	51.1	[62.0]	19.5	7.7	39.6	[53.8]	16.7	7.8	46.6	D
10.9	60.6	[39.3]	18.0	11.2	62.6	[42.7]	18.1	10.7	58.9	[47.4]	17.2	9.6	55.8	E
10.0	57.1	[48.3]	16.9	9.5	55.8	[48.1]	17.8	10.3	57.9	[61.0]	17.4	8.0	45.9	E1
10.8	60.3	[45.8]	18.4	11.7	63.5	[49.2]	17.7	10.2	57.7	[45.3]	17.4	10.4	59.8	E2
11.7	63.4	[28.6]	18.1	11.8	65.0	[32.3]	19.1	11.7	61.5	[36.2]	16.8	10.5	62.8	E3
11.2	60.0	[83.3]	18.9	10.9	57.9	[71.4]	18.2	11.5	63.0	[66.7]	18.2	11.5	63.3	F
11.0	59.1	[61.4]	19.1	11.6	60.7	[69.4]	17.9	10.2	57.2	[61.1]	17.9	10.6	59.4	G
8.7	49.3	[58.7]	18.5	8.1	44.0	[59.3]	17.2	9.2	53.6	[48.1]	16.6	7.5	45.4	H
7.8	43.0	[58.5]	18.0	8.0	44.1	[45.5]	18.1	7.6	41.8	[62.3]	17.5	7.4	41.9	I
9.2	50.2	[51.6]	18.7	9.6	51.4	[42.6]	17.9	8.7	48.9	[61.1]	19.1	8.5	44.3	50～55
6.7	37.3	[63.2]	17.6	6.8	38.7	[48.2]	18.3	6.5	35.6	[63.2]	15.7	6.1	38.5	56～61
10.4	55.6	[40.7]	19.0	11.4	60.0	[44.4]	18.3	9.0	49.1	[54.2]	18.7	9.7	52.1	J
9.2	52.1	[61.1]	18.1	9.6	52.9	[52.9]	17.0	8.6	50.9	[52.9]	16.5	7.1	42.7	K
11.1	59.9	[63.0]	18.8	11.7	62.0	[60.7]	18.0	10.3	57.3	[56.3]	17.0	9.6	56.3	L
7.0	42.8	[40.0]	16.8	8.4	49.8	[58.5]	16.0	5.8	36.6	[66.2]	15.8	7.5	47.3	M
7.5	44.4	[48.5]	17.7	8.3	46.9	[65.3]	16.5	7.1	43.0	[59.0]	17.4	7.2	41.3	N
7.7	41.8	[52.6]	19.1	7.3	38.1	[57.1]	17.9	8.2	45.5	[50.0]	17.7	9.2	51.9	O
9.3	56.9	[63.4]	16.3	9.0	55.1	[64.3]	16.5	9.7	58.7	[64.5]	16.3	8.0	49.3	P
7.0	35.5	[43.1]	20.3	7.1	34.9	[59.4]	18.6	6.8	36.7	[58.2]	17.7	7.1	39.8	Q
8.7	49.6	[63.3]	16.7	8.4	50.0	[61.9]	18.5	9.1	49.1	[72.5]	16.3	9.9	60.8	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		無		×		性別		男			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	18.2	9.7	53.2	[…]	18.6	11.6	62.3	[…]	18.3
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[…]	18.3	11.6	63.1	[…]	X	X	X	[…]	20.4
D	建設業	[…]	18.2	8.0	44.0	[…]	18.6	8.9	47.7	[…]	19.5
E	製造業	[…]	18.3	11.6	63.3	[…]	18.5	13.4	72.3	[…]	18.5
E1	消費関連	[…]	18.5	8.4	45.3	[…]	19.0	8.0	41.8	[…]	18.3
E2	素材関連	[…]	18.5	11.7	63.2	[…]	19.0	14.4	75.7	[…]	18.3
E3	機械関連	[…]	18.1	12.9	71.1	[…]	18.2	14.2	78.4	[…]	18.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.3	15.0	77.7	[…]	19.6	16.7	85.1	[…]	18.8
G	情報通信業	[…]	19.0	12.3	64.4	[…]	19.1	13.5	70.8	[…]	19.3
H	運輸業,郵便業	[…]	18.4	10.4	56.3	[…]	19.7	14.0	70.9	[…]	18.3
I	卸売業,小売業	[…]	18.5	6.8	36.8	[…]	19.1	6.6	34.6	[…]	18.5
	50～55 卸売業	[…]	19.0	8.2	43.1	[…]	19.8	9.5	48.0	[…]	18.6
	56～61 小売業	[…]	18.1	5.5	30.6	[…]	18.7	5.2	27.6	[…]	18.3
J	金融業,保険業	[…]	19.4	11.2	57.6	[…]	19.5	12.0	61.3	[…]	19.1
K	不動産業,物品賃貸業	[…]	18.2	8.9	49.0	[…]	18.5	12.1	65.5	[…]	18.3
L	学術研究,専門・技術サービス業	[…]	18.5	11.1	59.7	[…]	18.7	12.0	63.9	[…]	18.6
M	宿泊業,飲食サービス業	[…]	17.1	6.7	39.4	[…]	17.0	6.8	39.7	[…]	17.4
N	生活関連サービス業,娯楽業	[…]	17.5	6.4	36.4	[…]	17.4	6.8	39.2	[…]	17.6
O	教育,学習支援業	[…]	19.1	7.3	38.5	[…]	19.5	6.9	35.4	[…]	19.0
P	医療,福祉	[…]	17.0	7.9	46.7	[…]	17.4	7.5	43.0	[…]	16.7
Q	複合サービス事業	[…]	19.6	6.2	31.8	[…]	19.1	5.7	29.6	[…]	19.9
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	17.2	9.0	52.5	[…]	16.6	10.0	60.0	[…]	17.9

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-8）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
8.8	48.1	[…]	18.3	9.0	49.0	[…]	18.3	8.7	47.3	[…]	17.4	8.3	47.4	T
10.7	52.5	[…]	-	-	-	[…]	20.4	10.7	52.5	[…]	17.9	10.9	60.6	C
7.9	40.5	[…]	19.3	9.4	49.0	[…]	19.6	7.3	37.3	[…]	16.8	7.5	44.5	D
10.6	57.3	[…]	18.4	10.7	58.1	[…]	18.5	10.5	56.7	[…]	17.7	9.3	52.6	E
9.5	52.1	[…]	17.6	8.8	50.0	[…]	18.7	10.0	53.4	[…]	18.3	7.5	41.0	E1
10.4	56.8	[…]	18.6	10.7	57.4	[…]	18.1	10.2	56.3	[…]	17.9	10.2	57.3	E2
11.4	60.8	[…]	18.5	11.4	61.7	[…]	19.0	11.4	59.7	[…]	16.9	9.8	58.2	E3
11.1	58.9	[…]	19.1	10.9	56.9	[…]	18.4	11.4	61.7	[…]	18.4	11.6	63.2	F
11.3	58.5	[…]	19.7	12.2	61.8	[…]	18.9	10.2	54.2	[…]	18.3	10.7	58.4	G
8.9	48.7	[…]	18.8	7.9	42.1	[…]	17.9	9.8	54.8	[…]	16.7	7.5	44.8	H
7.0	37.9	[…]	18.6	7.2	38.5	[…]	18.3	6.8	37.3	[…]	18.1	6.7	36.7	I
8.4	45.3	[…]	19.7	8.7	43.9	[…]	17.6	8.2	46.8	[…]	19.1	7.3	38.2	50～55
5.8	31.8	[…]	17.7	6.0	33.8	[…]	19.0	5.7	29.8	[…]	15.8	5.1	32.2	56～61
9.9	51.6	[…]	19.5	10.9	56.0	[…]	18.6	8.5	45.6	[…]	19.4	9.2	47.1	J
8.3	45.3	[…]	18.8	8.8	46.7	[…]	17.7	7.6	43.2	[…]	17.7	7.2	40.6	K
10.8	57.9	[…]	19.1	11.5	60.2	[…]	18.0	9.8	54.2	[…]	17.7	9.1	51.3	L
6.3	36.3	[…]	18.2	8.1	44.5	[…]	16.6	4.7	28.4	[…]	16.8	7.2	42.7	M
6.9	39.2	[…]	18.0	7.4	40.9	[…]	17.3	6.6	38.1	[…]	17.6	5.0	28.5	N
7.1	37.1	[…]	19.3	6.7	34.5	[…]	18.7	7.5	39.9	[…]	18.4	8.6	46.6	O
8.3	49.7	[…]	16.8	8.1	48.5	[…]	16.5	8.5	51.2	[…]	17.2	7.5	43.4	P
6.3	31.7	[…]	20.7	6.5	31.5	[…]	18.5	6.0	32.1	[…]	18.2	7.1	39.0	Q
7.7	43.0	[…]	16.6	7.1	42.8	[…]	19.3	8.4	43.2	[…]	16.7	10.0	60.2	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		無		×		性別		女			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	16.9	10.1	59.6	[…]	17.9	11.0	61.4	[…]	16.6
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	[…]	18.0	13.8	76.6	[…]	X	X	X	[…]	14.8
D	建設業	[…]	17.1	10.3	59.9	[…]	17.5	10.2	58.4	[…]	18.4
E	製造業	[…]	17.1	12.2	71.3	[…]	18.4	14.0	76.2	[…]	16.7
E1	消費関連	[…]	16.6	10.3	61.9	[…]	18.2	10.4	56.9	[…]	16.2
E2	素材関連	[…]	17.2	12.6	73.3	[…]	18.7	16.5	88.2	[…]	16.9
E3	機械関連	[…]	17.6	14.1	79.7	[…]	18.4	15.1	81.9	[…]	17.0
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	18.8	15.3	81.7	[…]	19.5	16.9	86.6	[…]	17.0
G	情報通信業	[…]	17.9	12.2	68.5	[…]	18.9	14.4	76.4	[…]	17.1
H	運輸業, 郵便業	[…]	17.0	11.0	65.0	[…]	17.4	12.9	74.1	[…]	16.8
I	卸売業, 小売業	[…]	16.9	8.7	51.3	[…]	17.1	8.9	51.9	[…]	16.8
	50～55 卸売業	[…]	17.9	11.1	61.7	[…]	18.0	11.6	64.5	[…]	17.0
	56～61 小売業	[…]	16.3	7.0	43.2	[…]	16.8	7.9	46.8	[…]	16.6
J	金融業, 保険業	[…]	18.7	12.8	68.4	[…]	19.1	13.5	70.8	[…]	18.0
K	不動産業, 物品賃貸業	[…]	16.2	10.1	62.0	[…]	17.0	12.5	73.4	[…]	16.6
L	学術研究, 専門・技術サービス業	[…]	17.4	11.9	68.5	[…]	17.4	12.1	69.5	[…]	18.0
M	宿泊業, 飲食サービス業	[…]	15.0	7.7	51.0	[…]	15.0	6.7	44.5	[…]	15.5
N	生活関連サービス業, 娯楽業	[…]	16.6	9.1	54.9	[…]	15.6	9.5	61.0	[…]	16.6
O	教育, 学習支援業	[…]	18.1	9.0	49.6	[…]	19.0	8.8	46.5	[…]	17.8
P	医療, 福祉	[…]	16.6	9.4	56.5	[…]	18.2	9.4	51.5	[…]	16.3
Q	複合サービス事業	[…]	18.8	8.4	44.7	[…]	17.4	8.3	47.9	[…]	19.4
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	16.6	10.5	63.2	[…]	18.4	10.3	56.0	[…]	16.4

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-9）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
10.1	60.9	[…]	16.6	10.0	60.4	[…]	16.7	10.2	61.5	[…]	16.3	9.0	54.9	T
9.9	67.1	[…]	-	-	-	[…]	14.8	9.9	67.1	[…]	17.3	11.8	68.0	C
10.5	57.1	[…]	17.2	11.3	66.0	[…]	18.9	10.2	54.0	[…]	15.9	10.1	63.5	D
12.0	71.8	[…]	16.6	12.9	78.0	[…]	16.8	11.2	67.0	[…]	16.4	10.6	64.6	E
11.4	70.7	[…]	15.3	10.8	70.6	[…]	16.7	11.8	70.8	[…]	16.0	8.9	55.2	E1
11.9	70.4	[…]	17.8	14.8	83.4	[…]	16.4	10.2	62.0	[…]	16.8	11.3	67.4	E2
12.8	75.5	[…]	16.5	12.9	77.9	[…]	18.1	12.8	70.7	[…]	16.7	13.5	80.7	E3
11.8	69.5	[…]	17.2	11.5	66.6	[…]	16.8	12.3	73.0	[…]	17.7	12.7	71.7	F
10.5	61.3	[…]	18.0	11.0	60.7	[…]	16.2	10.0	61.8	[…]	17.0	10.5	61.8	G
10.1	60.2	[…]	18.0	10.1	56.0	[…]	16.1	10.2	63.1	[…]	16.2	7.9	48.6	H
8.8	52.3	[…]	16.6	8.7	52.5	[…]	17.1	8.9	52.0	[…]	17.0	8.5	49.9	I
10.8	63.7	[…]	16.5	11.5	69.9	[…]	17.6	10.0	56.8	[…]	19.0	11.1	58.4	50～55
6.8	41.0	[…]	16.6	6.4	38.4	[…]	16.5	7.6	45.9	[…]	15.6	6.7	42.7	56～61
11.4	63.2	[…]	18.2	12.5	68.8	[…]	17.7	9.8	55.0	[…]	17.5	10.7	61.1	J
10.7	64.7	[…]	17.1	10.8	62.9	[…]	15.6	10.6	68.3	[…]	14.9	6.9	46.2	K
12.3	68.2	[…]	18.0	12.1	67.5	[…]	18.2	12.5	68.9	[…]	16.6	11.1	67.0	L
9.0	58.2	[…]	16.5	11.1	67.6	[…]	14.9	7.7	51.8	[…]	14.5	8.3	57.0	M
8.8	52.9	[…]	17.2	10.4	60.6	[…]	16.3	8.0	49.2	[…]	17.3	9.0	52.3	N
8.6	48.4	[…]	18.8	8.2	43.8	[…]	17.1	8.9	52.3	[…]	17.1	9.7	56.7	O
9.9	60.6	[…]	16.1	9.4	58.3	[…]	16.6	10.4	62.9	[…]	16.0	8.1	50.8	P
8.5	43.8	[…]	19.8	8.4	42.3	[…]	18.6	8.7	46.9	[…]	17.3	7.2	41.5	Q
11.1	68.1	[…]	16.3	10.5	64.5	[…]	16.5	12.0	72.8	[…]	14.7	9.3	63.6	R

第13表 産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾²⁾	年次有給休暇の			
			1～2日	3～4日	5～6日	7～8日
T 調査産業計	100.0	43.2 (100.0)	(8.1)	(8.4)	(66.6)	(2.0)
1,000人以上	100.0	46.4 (100.0)	(7.1)	(9.6)	(67.2)	(3.1)
100～999人	100.0	45.4 (100.0)	(8.2)	(10.3)	(70.0)	(2.3)
300～999人	100.0	46.9 (100.0)	(5.6)	(11.9)	(71.3)	(2.5)
100～299人	100.0	45.0 (100.0)	(9.1)	(9.8)	(69.5)	(2.2)
30～99人	100.0	42.2 (100.0)	(8.1)	(7.5)	(65.1)	(1.9)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	33.0 (100.0)	(-)	(17.6)	(73.5)	(-)
D 建設業	100.0	46.2 (100.0)	(11.2)	(7.2)	(66.4)	(2.7)
E 製造業	100.0	54.2 (100.0)	(13.8)	(13.0)	(63.9)	(1.1)
1,000人以上	100.0	56.8 (100.0)	(17.5)	(14.5)	(51.3)	(3.3)
100～999人	100.0	58.1 (100.0)	(16.9)	(14.5)	(60.1)	(1.3)
300～999人	100.0	60.7 (100.0)	(12.5)	(23.8)	(56.0)	(2.4)
100～299人	100.0	57.3 (100.0)	(18.3)	(11.6)	(61.5)	(0.9)
30～99人	100.0	52.6 (100.0)	(12.3)	(12.3)	(66.1)	(0.9)
E1 消費関連	100.0	42.7 (100.0)	(9.3)	(7.0)	(76.0)	(0.5)
E2 素材関連	100.0	53.9 (100.0)	(17.5)	(17.2)	(58.0)	(2.8)
E3 機械関連	100.0	65.1 (100.0)	(13.4)	(13.0)	(61.7)	(-)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.9 (100.0)	(6.2)	(14.4)	(62.8)	(2.4)
G 情報通信業	100.0	36.7 (100.0)	(5.4)	(9.3)	(69.2)	(1.6)
H 運輸業，郵便業	100.0	48.7 (100.0)	(5.7)	(0.1)	(74.5)	(0.4)
I 卸売業，小売業	100.0	41.5 (100.0)	(8.0)	(10.1)	(63.5)	(4.1)
50～55 卸売業	100.0	43.7 (100.0)	(7.0)	(19.2)	(58.7)	(5.8)
56～61 小売業	100.0	39.8 (100.0)	(8.8)	(2.2)	(67.8)	(2.6)
J 金融業，保険業	100.0	51.8 (100.0)	(2.8)	(8.6)	(69.4)	(4.6)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	46.8 (100.0)	(8.3)	(10.6)	(63.2)	(0.4)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	42.2 (100.0)	(4.9)	(10.4)	(72.7)	(1.2)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	37.5 (100.0)	(7.3)	(11.0)	(61.7)	(1.1)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	40.4 (100.0)	(1.0)	(5.7)	(69.8)	(-)
O 教育，学習支援業	100.0	47.8 (100.0)	(2.2)	(3.2)	(63.0)	(2.0)
P 医療，福祉	100.0	35.6 (100.0)	(5.2)	(3.9)	(68.4)	(3.5)
Q 複合サービス事業	100.0	46.8 (100.0)	(5.3)	(2.0)	(85.3)	(1.1)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	31.2 (100.0)	(2.7)	(6.9)	(73.7)	(0.6)

注：1) ()内の数値は、「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした割合である。
 2) 「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、計画的付与日数が「不明」の企業を含む。

付与日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

(単位：%)

計画的付与日数				1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数 (日)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	産業・企業規模
9～10日	11～12日	13～14日	15日以上			
(5.5)	(1.7)	(0.9)	(1.9)	5.3	56.8	T 調査産業計
(4.2)	(2.3)	(1.0)	(1.2)	5.3	53.6	1,000人以上
(3.2)	(1.4)	(0.1)	(0.5)	5.0	54.6	100～999人
(2.3)	(1.3)	(0.1)	(0.2)	4.9	53.1	300～999人
(3.5)	(1.5)	(0.2)	(0.6)	5.0	55.0	100～299人
(6.6)	(1.7)	(1.2)	(2.5)	5.5	57.8	30～99人
(8.8)	(-)	(-)	(-)	5.2	67.0	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(2.5)	(-)	(0.1)	(4.7)	5.2	53.8	D 建設業
(2.9)	(0.6)	(0.6)	(1.1)	4.7	45.8	E 製造業
(1.9)	(2.4)	(-)	(1.3)	4.7	43.2	1,000人以上
(2.2)	(1.7)	(-)	(-)	4.5	41.9	100～999人
(-)	(1.1)	(-)	(-)	4.3	39.3	300～999人
(2.9)	(2.0)	(-)	(-)	4.5	42.7	100～299人
(3.2)	(-)	(0.9)	(1.7)	4.8	47.4	30～99人
(4.3)	(-)	(-)	(2.0)	5.0	57.3	E1 消費関連
(0.6)	(0.1)	(-)	(1.7)	4.4	46.1	E2 素材関連
(4.0)	(1.4)	(1.4)	(0.1)	4.7	34.9	E3 機械関連
(-)	(-)	(3.9)	(-)	4.9	70.1	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(1.1)	(3.2)	(-)	(1.1)	5.1	63.3	G 情報通信業
(2.8)	(-)	(-)	(5.5)	5.6	51.3	H 運輸業，郵便業
(4.5)	(2.4)	(1.1)	(3.2)	5.5	58.5	I 卸売業，小売業
(3.3)	(0.2)	(2.3)	(-)	5.0	56.3	50～55卸売業
(5.5)	(4.3)	(-)	(6.1)	6.0	60.2	56～61小売業
(5.8)	(6.1)	(-)	(0.8)	5.6	48.2	J 金融業，保険業
(6.1)	(5.8)	(1.2)	(-)	5.4	53.2	K 不動産業，物品賃貸業
(2.7)	(3.0)	(0.9)	(0.7)	5.2	57.8	L 学術研究，専門・技術サービス業
(11.9)	(3.8)	(-)	(-)	5.5	62.5	M 宿泊業，飲食サービス業
(7.2)	(4.6)	(-)	(-)	5.6	59.6	N 生活関連サービス業，娯楽業
(14.5)	(1.8)	(1.8)	(4.2)	6.5	52.2	O 教育，学習支援業
(8.4)	(1.7)	(1.7)	(-)	5.6	64.4	P 医療，福祉
(2.2)	(0.3)	(-)	(-)	4.9	53.2	Q 複合サービス事業
(12.1)	(0.6)	(3.3)	(0.3)	5.8	68.8	R サービス業(他に分類されないもの)

第14表 産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の 時間単位取得制度 がある企業 ¹⁾²⁾		年次有給休暇の		
				1日	2日	3日
T 調査産業計	100.0	22.1	(100.0)	(1.9)	(2.7)	(3.3)
1,000人以上	100.0	29.4	(100.0)	(1.1)	(1.3)	(2.9)
100～999人	100.0	23.9	(100.0)	(1.3)	(2.0)	(3.0)
300～999人	100.0	28.4	(100.0)	(2.6)	(3.0)	(3.2)
100～299人	100.0	22.4	(100.0)	(0.8)	(1.6)	(2.9)
30～99人	100.0	21.1	(100.0)	(2.2)	(3.0)	(3.5)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	23.3	(100.0)	(-)	(-)	(-)
D 建設業	100.0	24.0	(100.0)	(-)	(4.7)	(1.0)
E 製造業	100.0	16.1	(100.0)	(6.5)	(4.5)	(7.6)
1,000人以上	100.0	35.2	(100.0)	(1.7)	(5.8)	(-)
100～999人	100.0	16.9	(100.0)	(0.8)	(0.8)	(5.5)
300～999人	100.0	22.1	(100.0)	(2.5)	(2.5)	(2.0)
100～299人	100.0	15.4	(100.0)	(-)	(-)	(7.1)
30～99人	100.0	15.2	(100.0)	(9.5)	(6.2)	(9.2)
E1 消費関連	100.0	14.6	(100.0)	(-)	(-)	(3.4)
E2 素材関連	100.0	13.7	(100.0)	(21.6)	(7.6)	(2.5)
E3 機械関連	100.0	20.0	(100.0)	(-)	(5.3)	(14.1)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.2	(100.0)	(-)	(-)	(2.0)
G 情報通信業	100.0	27.4	(100.0)	(1.4)	(4.3)	(4.6)
H 運輸業，郵便業	100.0	2.8	(100.0)	(3.4)	(-)	(-)
I 卸売業，小売業	100.0	23.1	(100.0)	(3.0)	(3.3)	(3.7)
50～55 卸売業	100.0	28.9	(100.0)	(0.3)	(1.4)	(1.4)
56～61 小売業	100.0	18.5	(100.0)	(6.3)	(5.7)	(6.6)
J 金融業，保険業	100.0	35.2	(100.0)	(-)	(-)	(5.0)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	20.6	(100.0)	(-)	(1.0)	(6.6)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	38.5	(100.0)	(-)	(3.3)	(0.4)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	10.8	(100.0)	(3.5)	(9.6)	(-)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	16.3	(100.0)	(-)	(-)	(-)
O 教育，学習支援業	100.0	44.2	(100.0)	(0.1)	(-)	(2.0)
P 医療，福祉	100.0	37.9	(100.0)	(0.3)	(1.1)	(2.8)
Q 複合サービス事業	100.0	39.5	(100.0)	(1.1)	(1.3)	(2.8)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.4	(100.0)	(-)	(1.6)	(1.6)

注：1) ()内の数値は、「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」を100とした割合である。
 2) 「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、時間単位取得日数が「不明」の企業を含む。

可能日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数

(単位：%)

時間単位取得可能日数				1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数(日)	年次有給休暇の時間単位取得制度がない企業	産業・企業規模
4日	5日	6～9日	10日以上			
(1.2)	(62.1)	(1.4)	(8.2)	5.4	77.9	T 調査産業計
(2.4)	(80.3)	(2.8)	(2.7)	5.3	70.6	1,000人以上
(1.5)	(74.5)	(1.3)	(6.5)	5.3	76.1	100～999人
(1.9)	(74.7)	(1.8)	(5.1)	5.3	71.6	300～999人
(1.3)	(74.3)	(1.1)	(7.0)	5.4	77.6	100～299人
(1.0)	(55.6)	(1.4)	(9.3)	5.4	78.9	30～99人
(-)	(83.3)	(-)	(-)	5.0	76.7	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(1.2)	(64.9)	(-)	(14.3)	5.6	76.0	D 建設業
(3.1)	(53.1)	(1.9)	(5.0)	4.6	83.9	E 製造業
(6.6)	(81.9)	(0.8)	(1.5)	4.9	64.8	1,000人以上
(2.7)	(75.4)	(0.6)	(3.1)	5.0	83.1	100～999人
(8.9)	(76.0)	(2.0)	(2.0)	4.8	77.9	300～999人
(-)	(75.1)	(-)	(3.5)	5.0	84.6	100～299人
(3.1)	(40.7)	(2.6)	(6.1)	4.5	84.8	30～99人
(-)	(58.3)	(6.7)	(0.9)	5.2	85.4	E1 消費関連連
(-)	(49.4)	(-)	(2.5)	3.8	86.3	E2 素材関連連
(7.4)	(52.3)	(0.1)	(9.4)	5.0	80.0	E3 機械関連連
(-)	(83.4)	(-)	(3.9)	5.5	66.8	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(0.3)	(72.8)	(4.3)	(1.4)	4.9	72.6	G 情報通信業
(-)	(89.9)	(-)	(-)	4.9	97.2	H 運輸業，郵便業
(2.5)	(59.2)	(0.5)	(9.5)	5.5	76.9	I 卸売業，小売業
(4.6)	(67.8)	(0.3)	(10.3)	5.7	71.1	50～55卸売業
(-)	(48.6)	(0.6)	(8.6)	5.2	81.5	56～61小売業
(-)	(84.6)	(2.4)	(2.8)	5.4	64.8	J 金融業，保険業
(-)	(52.2)	(-)	(13.3)	6.2	79.4	K 不動産業，物品賃貸業
(0.4)	(75.2)	(0.8)	(10.2)	6.0	61.5	L 学術研究，専門・技術サービス業
(-)	(54.7)	(-)	(11.7)	5.2	89.2	M 宿泊業，飲食サービス業
(-)	(31.9)	(-)	(6.0)	6.7	83.7	N 生活関連サービス業，娯楽業
(-)	(66.5)	(-)	(8.9)	5.7	55.8	O 教育，学習支援業
(0.0)	(66.0)	(2.5)	(9.5)	5.6	62.1	P 医療，福祉
(-)	(69.2)	(1.3)	(3.2)	5.1	60.5	Q 複合サービス事業
(3.3)	(61.6)	(1.6)	(-)	4.9	88.6	R サービス業(他に分類されないもの)

第15表 産業・企業規模、特別休暇制度の有無、

産業・企業規模	全企業	特別休暇 制度がある 企業	特 別 休 暇 制 度 の		
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ シユ休暇
T 調 査 産 業 計	100.0	58.9	41.3	23.3	13.1
1,000 人 以 上	100.0	76.4	37.0	39.9	43.3
100 ～ 999 人	100.0	65.7	43.5	29.4	21.8
300 ～ 999 人	100.0	71.1	44.7	32.1	30.4
100 ～ 299 人	100.0	63.9	43.1	28.5	18.9
30 ～ 99 人	100.0	55.5	40.5	20.2	8.6
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	61.1	40.8	18.5	10.7
D 建 設 業	100.0	65.6	56.4	23.6	8.4
E 製 造 業	100.0	57.7	41.8	19.9	12.1
1,000 人 以 上	100.0	84.8	39.7	37.8	58.2
100 ～ 999 人	100.0	68.3	46.8	28.2	24.3
300 ～ 999 人	100.0	68.7	40.1	27.3	37.4
100 ～ 299 人	100.0	68.1	48.9	28.5	20.3
30 ～ 99 人	100.0	52.4	39.8	15.8	5.6
E1 消 費 関 連	100.0	49.2	35.8	14.7	6.6
E2 素 材 関 連	100.0	64.1	44.7	21.8	15.7
E3 機 械 関 連	100.0	58.7	44.3	22.5	13.4
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	84.9	52.4	39.3	42.5
G 情 報 通 信 業	100.0	80.3	53.2	31.4	28.8
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	45.3	36.4	13.2	5.1
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	53.1	35.6	20.1	12.0
50～55 卸 売 業	100.0	59.9	46.5	22.7	15.8
56～61 小 売 業	100.0	47.8	26.9	18.0	8.9
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	83.2	36.3	43.5	39.0
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	67.8	48.8	26.4	19.5
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	79.5	67.5	28.0	21.4
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	40.2	23.3	20.5	7.8
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	51.0	41.4	14.5	14.1
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	74.1	55.7	39.4	11.8
P 医 療 , 福 祉	100.0	65.9	41.8	29.9	17.3
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	80.7	47.5	33.0	22.9
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	58.2	37.4	26.2	10.1

注：1)「左記以外の1週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積点は含まない。

特別休暇制度の種類別企業割合

(単位：%)

種類 (複数回答)			特別休暇 制度がない 企業	産業・企業規模
ボランティア 休暇	教育訓練 休暇	左記以外の 1週間以上 の長期の 休暇 ¹⁾		
4.6	4.3	16.0	41.1	T 調査産業計
22.5	4.9	26.0	23.6	1,000人以上
7.4	3.2	21.8	34.3	100～999人
11.6	4.0	24.7	28.9	300～999人
5.9	2.9	20.8	36.1	100～299人
2.9	4.8	13.3	44.5	30～99人
9.6	1.0	13.5	38.9	C 鉱業，採石業，砂利採取業
5.5	11.5	14.8	34.4	D 建設業
4.1	4.0	21.0	42.3	E 製造業
29.7	7.2	33.3	15.2	1,000人以上
8.7	3.7	26.5	31.7	100～999人
13.7	5.0	30.7	31.3	300～999人
7.2	3.3	25.2	31.9	100～299人
1.4	4.0	18.3	47.6	30～99人
3.1	3.5	13.9	50.8	E1 消費関連
4.4	3.8	26.6	35.9	E2 素材関連
4.8	4.6	21.6	41.3	E3 機械関連
19.2	8.6	22.7	15.1	F 電気・ガス・熱供給・水道業
7.5	3.2	17.4	19.7	G 情報通信業
0.9	4.3	8.0	54.7	H 運輸業，郵便業
2.2	2.5	12.7	46.9	I 卸売業，小売業
4.1	0.6	12.8	40.1	50～55 卸売業
0.6	4.1	12.6	52.2	56～61 小売業
18.0	3.1	34.7	16.8	J 金融業，保険業
5.0	1.8	17.3	32.2	K 不動産業，物品賃貸業
10.5	8.3	26.1	20.5	L 学術研究，専門・技術サービス業
0.5	2.7	4.8	59.8	M 宿泊業，飲食サービス業
10.1	2.8	11.5	49.0	N 生活関連サービス業，娯楽業
9.1	5.5	34.8	25.9	O 教育，学習支援業
6.7	5.0	17.2	34.1	P 医療，福祉
3.6	1.0	29.8	19.3	Q 複合サービス事業
3.0	4.1	13.0	41.8	R サービス業(他に分類されないもの)

第16-1表 産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	夏季休暇制度 がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均1回 当たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[41.3]	100.0	79.7	4.0	16.4	4.5	4.4	4.3	5.0
1,000人以上	[37.0]	100.0	85.6	2.4	12.0	5.0	4.9	5.0	5.8
100～999人	[43.5]	100.0	84.7	1.4	13.9	4.4	4.4	6.7	4.7
300～999人	[44.7]	100.0	85.0	0.8	14.2	4.5	4.4	7.2	5.1
100～299人	[43.1]	100.0	84.5	1.6	13.8	4.4	4.3	6.6	4.6
30～99人	[40.5]	100.0	77.3	5.1	17.6	4.5	4.4	3.9	5.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[40.8]	100.0	64.3	-	35.7	4.4	3.9	-	5.8
D 建設業	[56.4]	100.0	62.9	2.4	34.6	4.5	4.5	3.1	4.6
E 製造業	[41.8]	100.0	67.2	6.4	26.5	5.6	5.5	4.7	6.2
1,000人以上	[39.7]	100.0	74.4	-	25.6	6.1	5.7	-	7.4
100～999人	[46.8]	100.0	72.0	4.2	23.9	5.5	5.4	6.2	5.7
300～999人	[40.1]	100.0	72.4	2.8	24.8	5.6	5.1	X	6.9
100～299人	[48.9]	100.0	71.9	4.5	23.6	5.5	5.5	5.6	5.4
30～99人	[39.8]	100.0	64.6	7.6	27.8	5.7	5.6	4.4	6.4
E1 消費関連	[35.8]	100.0	61.8	7.3	30.9	4.9	4.9	3.0	5.4
E2 素材関連	[44.7]	100.0	72.5	4.1	23.4	5.9	5.8	5.2	6.8
E3 機械関連	[44.3]	100.0	65.5	8.0	26.5	5.9	5.7	5.6	6.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[52.4]	100.0	90.7	-	9.3	3.4	3.4	-	3.4
G 情報通信業	[53.2]	100.0	96.7	0.2	3.1	3.9	3.9	X	2.6
H 運輸業，郵便業	[36.4]	100.0	68.9	11.1	20.0	4.0	3.9	X	3.6
I 卸売業，小売業	[35.6]	100.0	86.1	3.4	10.6	4.5	4.5	3.3	5.3
50～55 卸売業	[46.5]	100.0	86.4	2.8	10.8	4.4	4.3	X	5.8
56～61 小売業	[26.9]	100.0	85.7	4.1	10.2	4.7	4.9	X	4.7
J 金融業，保険業	[36.3]	100.0	95.5	-	4.5	4.4	4.3	-	X
K 不動産業，物品賃貸業	[48.8]	100.0	91.2	2.8	6.0	3.6	3.7	X	2.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	[67.5]	100.0	91.5	0.5	8.0	4.2	4.1	X	4.5
M 宿泊業，飲食サービス業	[23.3]	100.0	89.6	0.3	10.1	3.7	3.6	X	4.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	[41.4]	100.0	88.4	4.5	7.1	4.0	4.0	X	3.4
O 教育，学習支援業	[55.7]	100.0	92.2	1.6	6.2	6.1	6.2	X	4.2
P 医療，福祉	[41.8]	100.0	87.6	1.5	10.9	3.7	3.7	X	3.5
Q 複合サービス事業	[47.5]	100.0	95.6	3.3	1.1	3.4	3.4	3.3	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[37.4]	100.0	71.1	7.7	21.2	4.1	3.9	3.7	5.0

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する夏季休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-2表 産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	病気休暇制度 がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均 1回当 たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[23.3]	100.0	45.3	17.0	37.8	147.2	67.9	212.4	244.4
1,000人以上	[39.9]	100.0	50.1	20.8	29.1	275.8	104.4	519.1	451.2
100～999人	[29.4]	100.0	46.7	15.6	37.7	193.5	84.4	300.7	328.0
300～999人	[32.1]	100.0	52.5	12.5	35.1	232.0	95.2	420.7	384.5
100～299人	[28.5]	100.0	44.6	16.7	38.7	177.2	79.7	264.2	301.1
30～99人	[20.2]	100.0	44.1	17.6	38.3	103.9	52.2	128.8	173.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[18.5]	100.0	68.6	15.7	15.7	54.5	42.2	X	X
D 建設業	[23.6]	100.0	42.4	17.4	40.2	90.2	50.3	99.4	156.7
E 製造業	[19.9]	100.0	43.8	19.2	37.0	157.1	24.5	245.8	299.0
1,000人以上	[37.8]	100.0	57.1	26.2	16.7	248.1	48.8	561.4	394.3
100～999人	[28.2]	100.0	36.4	17.0	46.6	241.1	33.2	436.1	374.2
300～999人	[27.3]	100.0	42.0	16.2	41.8	308.7	65.8	395.7	504.6
100～299人	[28.5]	100.0	34.7	17.3	48.0	218.4	22.6	450.4	330.6
30～99人	[15.8]	100.0	48.5	20.3	31.2	70.9	16.0	32.3	191.2
E1 消費関連	[14.7]	100.0	42.2	19.7	38.2	169.2	26.2	408.9	279.6
E2 素材関連	[21.8]	100.0	51.1	15.3	33.6	127.3	21.5	187.7	289.0
E3 機械関連	[22.5]	100.0	37.5	22.8	39.7	191.7	29.0	198.8	314.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[39.3]	100.0	73.9	13.8	12.3	182.5	65.5	581.4	365.0
G 情報通信業	[31.4]	100.0	55.3	18.0	26.7	172.3	62.7	229.2	315.0
H 運輸業，郵便業	[13.2]	100.0	22.3	29.3	48.4	100.8	28.5	83.2	245.1
I 卸売業，小売業	[20.1]	100.0	40.6	16.4	43.0	136.2	39.3	47.0	317.6
50～55 卸売業	[22.7]	100.0	40.1	17.7	42.2	202.2	60.2	96.5	427.5
56～61 小売業	[18.0]	100.0	41.1	15.1	43.8	87.0	22.2	26.9	221.7
J 金融業，保険業	[43.5]	100.0	63.2	21.6	15.3	251.3	110.5	724.0	281.7
K 不動産業，物品賃貸業	[26.4]	100.0	45.7	22.2	32.1	261.1	58.4	810.2	110.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[28.0]	100.0	69.5	4.8	25.7	163.6	96.4	417.4	380.5
M 宿泊業，飲食サービス業	[20.5]	100.0	45.0	14.4	40.6	49.5	50.3	10.5	72.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	[14.5]	100.0	52.8	4.0	43.2	133.4	125.6	X	169.7
O 教育，学習支援業	[39.4]	100.0	56.1	23.3	20.6	172.4	111.5	369.3	105.8
P 医療，福祉	[29.9]	100.0	43.5	16.8	39.7	137.6	80.7	160.1	206.2
Q 複合サービス事業	[33.0]	100.0	55.9	31.7	12.5	311.2	104.6	497.0	585.3
R サービス業(他に分類されないもの)	[26.2]	100.0	46.0	9.6	44.3	207.9	120.6	417.1	276.2

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する病気休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-3表 産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	リフレッシュ休暇制度がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均1回当たり最高付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[13.1]	100.0	93.2	1.4	5.4	5.7	5.5	7.8	9.0
1,000人以上	[43.3]	100.0	94.2	2.2	3.6	7.7	7.5	14.2	8.7
100～999人	[21.8]	100.0	93.4	0.9	5.8	5.9	5.9	8.5	5.4
300～999人	[30.4]	100.0	95.4	1.3	3.4	6.2	6.1	X	5.8
100～299人	[18.9]	100.0	92.3	0.7	7.0	5.7	5.7	X	5.3
30～99人	[8.6]	100.0	92.8	1.8	5.4	5.2	4.8	X	13.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[10.7]	100.0	90.7	-	9.3	4.7	4.2	-	X
D 建設業	[8.4]	100.0	99.0	-	1.0	4.2	4.2	-	X
E 製造業	[12.1]	100.0	95.8	1.4	2.8	6.0	6.0	X	5.6
1,000人以上	[58.2]	100.0	97.9	-	2.1	6.8	6.8	-	9.8
100～999人	[24.3]	100.0	93.1	2.4	4.5	5.7	5.6	X	5.0
300～999人	[37.4]	100.0	95.6	1.8	2.7	7.8	7.6	X	X
100～299人	[20.3]	100.0	91.8	2.8	5.5	4.4	4.3	X	X
30～99人	[5.6]	100.0	100.0	-	-	6.3	6.3	-	-
E1 消費関連	[6.6]	100.0	92.3	-	7.7	5.1	5.1	-	5.3
E2 素材関連	[15.7]	100.0	99.2	-	0.8	5.4	5.4	-	X
E3 機械関連	[13.4]	100.0	93.2	3.7	3.1	7.3	7.1	X	X
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[42.5]	100.0	98.5	1.5	-	6.4	6.5	X	-
G 情報通信業	[28.8]	100.0	98.4	-	1.6	7.8	7.8	-	X
H 運輸業，郵便業	[5.1]	100.0	82.6	-	17.4	4.4	4.6	-	3.4
I 卸売業，小売業	[12.0]	100.0	96.7	0.4	2.9	5.9	5.9	X	8.7
50～55 卸売業	[15.8]	100.0	97.8	0.2	1.9	6.5	6.4	X	X
56～61 小売業	[8.9]	100.0	95.1	0.7	4.3	5.0	4.9	X	X
J 金融業，保険業	[39.0]	100.0	98.4	1.6	-	6.5	6.5	X	-
K 不動産業，物品賃貸業	[19.5]	100.0	99.0	-	1.0	6.4	6.3	-	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[21.4]	100.0	98.3	-	1.7	5.5	5.5	-	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[7.8]	100.0	52.7	0.9	46.4	7.8	3.8	X	12.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	[14.1]	100.0	98.0	0.4	1.6	4.8	4.7	X	X
O 教育，学習支援業	[11.8]	100.0	90.9	-	9.1	5.6	5.5	-	X
P 医療，福祉	[17.3]	100.0	90.5	4.2	5.3	4.4	4.4	X	X
Q 複合サービス事業	[22.9]	100.0	97.8	-	2.2	5.2	5.1	-	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[10.1]	100.0	91.5	0.8	7.7	6.2	6.0	X	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するリフレッシュ休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-4表 産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	ボランティア休暇 制度がある企業 ¹⁾		賃金の支給状況			1企業平均 1回当 たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給
			有給		無給		全額	一部	
			全額	一部					
T 調査産業計	[4.6]	100.0	73.7	9.0	17.3	22.3	7.9	120.9	104.5
1,000人以上	[22.5]	100.0	76.1	4.8	19.1	54.2	10.2	441.1	136.1
100～999人	[7.4]	100.0	77.3	6.1	16.5	25.7	9.0	186.1	144.1
300～999人	[11.6]	100.0	78.9	4.4	16.7	46.6	8.7	440.8	207.6
100～299人	[5.9]	100.0	76.4	7.2	16.4	12.0	9.3	12.4	60.4
30～99人	[2.9]	100.0	69.2	13.1	17.7	6.3	5.5	X	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[9.6]	100.0	89.7	-	10.3	5.6	5.7	-	X
D 建設業	[5.5]	100.0	61.0	39.0	-	12.4	11.6	X	-
E 製造業	[4.1]	100.0	78.4	2.4	19.2	62.1	12.1	758.2	223.0
1,000人以上	[29.7]	100.0	69.2	8.7	22.1	119.9	9.8	683.8	169.8
100～999人	[8.7]	100.0	72.3	1.8	25.9	66.8	14.8	X	244.6
300～999人	[13.7]	100.0	77.5	4.8	17.7	155.6	18.3	X	500.7
100～299人	[7.2]	100.0	69.3	-	30.7	11.6	13.0	-	X
30～99人	[1.4]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-
E1 消費関連	[3.1]	100.0	95.1	1.2	3.8	38.8	8.5	X	X
E2 素材関連	[4.4]	100.0	80.1	1.4	18.5	34.3	11.0	852.1	55.5
E3 機械関連	[4.8]	100.0	67.1	4.0	28.8	100.2	16.9	607.0	228.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[19.2]	100.0	93.6	-	6.4	9.0	9.4	-	X
G 情報通信業	[7.5]	100.0	69.5	12.5	18.0	37.4	5.7	162.7	89.7
H 運輸業，郵便業	[0.9]	100.0	59.4	11.7	28.9	26.4	6.8	X	87.6
I 卸売業，小売業	[2.2]	100.0	90.0	-	10.0	11.5	10.8	-	X
50～55 卸売業	[4.1]	100.0	100.0	-	-	11.3	11.3	-	-
56～61 小売業	[0.6]	100.0	36.2	-	63.8	13.0	4.0	-	X
J 金融業，保険業	[18.0]	100.0	89.6	2.2	8.2	25.0	7.6	X	195.7
K 不動産業，物品賃貸業	[5.0]	100.0	67.6	27.2	5.2	4.7	4.5	X	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[10.5]	100.0	86.2	3.8	9.9	5.5	5.3	X	9.5
M 宿泊業，飲食サービス業	[0.5]	100.0	86.2	-	13.8	4.5	X	-	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[10.1]	100.0	74.1	5.7	20.2	5.6	5.5	X	X
O 教育，学習支援業	[9.1]	100.0	86.7	-	13.3	8.2	4.8	-	X
P 医療，福祉	[6.7]	100.0	61.2	14.0	24.9	4.8	5.0	X	X
Q 複合サービス事業	[3.6]	100.0	80.8	-	19.2	3.7	3.7	-	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[3.0]	100.0	69.6	-	30.4	3.7	2.9	-	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するボランティア休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-5表 産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	教育訓練休暇 制度がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均1回 当たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[4.3]	100.0	78.1	8.1	13.8	73.7	14.3	25.6	316.9
1,000人以上	[4.9]	100.0	65.2	7.4	27.4	173.5	47.2	167.5	511.1
100～999人	[3.2]	100.0	79.9	4.7	15.4	81.9	25.2	X	642.8
300～999人	[4.0]	100.0	72.6	5.9	21.5	202.9	62.8	X	642.8
100～299人	[2.9]	100.0	83.3	4.1	12.6	10.4	10.4	X	X
30～99人	[4.8]	100.0	78.1	9.0	12.9	66.3	8.6	X	273.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[1.0]	X	X	X	X	X	X	X	X
D 建設業	[11.5]	100.0	72.2	9.3	18.5	8.5	43.3	X	X
E 製造業	[4.0]	100.0	92.1	2.6	5.3	47.1	16.5	205.1	598.3
1,000人以上	[7.2]	100.0	54.7	14.2	31.1	193.6	17.3	X	458.6
100～999人	[3.7]	100.0	77.1	7.6	15.3	99.5	26.5	X	X
300～999人	[5.0]	100.0	63.0	24.0	13.0	208.8	32.4	X	X
100～299人	[3.3]	100.0	83.6	-	16.4	24.5	24.5	-	X
30～99人	[4.0]	100.0	100.0	-	-	13.2	13.2	-	-
E1 消費関連	[3.5]	100.0	98.5	-	1.5	29.0	11.2	-	X
E2 素材関連	[3.8]	100.0	87.5	2.8	9.8	7.2	7.5	X	X
E3 機械関連	[4.6]	100.0	91.8	4.2	4.0	118.0	36.9	321.2	628.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[8.6]	100.0	100.0	-	-	105.3	105.3	-	-
G 情報通信業	[3.2]	100.0	82.7	-	17.3	134.7	2.3	-	730.1
H 運輸業，郵便業	[4.3]	100.0	33.8	31.6	34.7	264.3	X	X	X
I 卸売業，小売業	[2.5]	100.0	93.4	-	6.6	28.3	28.3	-	X
50～55 卸売業	[0.6]	100.0	47.2	-	52.8	X	X	-	X
56～61 小売業	[4.1]	100.0	98.6	-	1.4	3.4	3.4	-	X
J 金融業，保険業	[3.1]	100.0	92.4	7.6	-	13.2	6.9	X	-
K 不動産業，物品賃貸業	[1.8]	X	X	X	X	X	X	X	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[8.3]	100.0	71.2	14.2	14.6	8.3	5.3	X	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[2.7]	100.0	61.3	-	38.7	7.1	X	-	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[2.8]	100.0	85.9	14.1	-	X	X	X	-
O 教育，学習支援業	[5.5]	100.0	92.4	4.7	2.9	37.7	30.0	X	X
P 医療，福祉	[5.0]	100.0	74.9	12.4	12.8	X	X	X	X
Q 複合サービス事業	[1.0]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	[4.1]	100.0	81.9	-	18.1	X	X	-	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する教育訓練休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-6表 産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均1回当たり最高付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[16.0]	100.0	77.5	3.9	18.5	11.8	9.1	19.6	23.8
1,000人以上	[26.0]	100.0	83.3	4.4	12.3	21.3	11.3	189.7	23.6
100～999人	[21.8]	100.0	83.2	3.2	13.6	12.7	10.4	8.1	33.9
300～999人	[24.7]	100.0	86.7	2.4	10.9	18.7	10.3	7.4	90.9
100～299人	[20.8]	100.0	81.8	3.5	14.7	10.2	10.4	8.2	8.6
30～99人	[13.3]	100.0	73.3	4.4	22.3	10.6	8.1	11.5	20.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[13.5]	100.0	57.0	-	43.0	7.6	7.0	-	X
D 建設業	[14.8]	100.0	89.8	1.5	8.7	8.0	8.1	X	7.2
E 製造業	[21.0]	100.0	64.8	4.6	30.6	12.8	8.6	32.7	18.7
1,000人以上	[33.3]	100.0	72.3	5.6	22.1	47.2	9.7	520.8	29.7
100～999人	[26.5]	100.0	75.4	7.8	16.8	16.2	8.5	7.7	59.0
300～999人	[30.7]	100.0	79.5	5.4	15.1	37.7	9.4	7.7	205.4
100～299人	[25.2]	100.0	73.8	8.7	17.4	8.4	8.1	7.6	10.2
30～99人	[18.3]	100.0	58.0	2.5	39.4	8.8	8.7	X	8.7
E1 消費関連	[13.9]	100.0	63.5	3.8	32.7	10.7	7.7	X	8.0
E2 素材関連	[26.6]	100.0	75.6	1.8	22.6	10.5	9.1	71.9	8.9
E3 機械関連	[21.6]	100.0	51.9	8.6	39.5	16.1	8.5	8.7	27.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[22.7]	100.0	97.1	-	2.9	7.6	7.6	-	X
G 情報通信業	[17.4]	100.0	89.1	0.9	10.0	10.2	9.9	X	X
H 運輸業，郵便業	[8.0]	100.0	64.4	34.3	1.3	11.5	11.2	11.9	X
I 卸売業，小売業	[12.7]	100.0	73.0	5.1	22.0	9.7	8.1	X	17.0
50～55 卸売業	[12.8]	100.0	75.6	-	24.4	11.2	7.6	-	25.3
56～61 小売業	[12.6]	100.0	70.8	9.2	20.0	8.3	8.6	X	7.1
J 金融業，保険業	[34.7]	100.0	96.4	-	3.6	24.1	24.2	-	X
K 不動産業，物品賃貸業	[17.3]	100.0	93.8	-	6.2	8.7	8.6	-	10.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[26.1]	100.0	74.3	5.5	20.2	9.5	9.6	X	8.7
M 宿泊業，飲食サービス業	[4.8]	100.0	93.3	-	6.7	8.5	8.4	-	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[11.5]	100.0	92.3	0.7	7.0	9.3	9.4	X	X
O 教育，学習支援業	[34.8]	100.0	86.8	-	13.2	12.4	8.2	-	63.4
P 医療，福祉	[17.2]	100.0	85.1	-	14.9	14.3	8.9	-	57.9
Q 複合サービス事業	[29.8]	100.0	84.9	11.5	3.5	8.1	8.1	7.0	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[13.0]	100.0	78.4	3.5	18.1	8.2	8.1	X	8.0

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するその他1週間以上の長期の休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-1表 産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
1企業平均年間の最高付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	病気休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	136.8	65.8	195.7	221.1
1,000人以上	181.6	101.3	269.5	277.4
100～999人	159.1	76.9	203.1	254.1
300～999人	174.4	86.0	247.9	294.2
100～299人	152.5	72.2	187.0	239.0
30～99人	114.9	54.4	182.7	184.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	66.7	58.4	X	X
D 建設業	112.8	84.8	134.5	312.1
E 製造業	131.9	26.8	210.1	258.4
1,000人以上	139.3	58.0	258.1	218.1
100～999人	169.2	29.6	272.8	275.3
300～999人	204.5	63.5	232.1	339.1
100～299人	159.0	19.6	287.1	258.1
30～99人	90.2	21.3	X	229.1
E1 消費関連	117.4	29.3	329.7	261.0
E2 素材関連	102.0	31.4	118.1	204.1
E3 機械関連	181.5	15.6	221.1	314.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	102.8	43.2	213.8	365.0
G 情報通信業	124.2	43.5	162.2	238.8
H 運輸業，郵便業	116.5	48.6	80.1	212.7
I 卸売業，小売業	138.2	49.0	166.1	240.9
50～55卸売業	179.8	58.9	264.4	302.1
56～61小売業	86.9	36.4	24.1	175.4
J 金融業，保険業	177.0	99.1	347.1	273.4
K 不動産業，物品賃貸業	109.1	48.1	318.0	110.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	133.2	89.9	209.2	312.6
M 宿泊業，飲食サービス業	68.2	57.9	27.3	97.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	113.4	100.0	X	129.6
O 教育，学習支援業	140.4	106.2	250.1	88.9
P 医療，福祉	150.9	86.2	192.6	223.7
Q 複合サービス事業	202.5	106.2	273.8	365.0
R サービス業(他に分類されないもの)	165.4	85.1	286.3	181.2

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-2表 産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別1企業平均年間の最高付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	ボランティア休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	19.7	11.6	71.4	67.0
1,000人以上	28.8	9.8	177.9	81.4
100～999人	25.1	14.3	102.2	95.2
300～999人	44.4	21.8	192.0	145.3
100～299人	10.9	9.1	X	33.9
30～99人	9.1	8.6	X	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	7.2	7.6	-	X
D 建設業	13.1	12.2	X	-
E 製造業	35.8	14.3	275.8	156.7
1,000人以上	57.9	14.9	203.4	145.5
100～999人	40.3	11.5	X	159.1
300～999人	105.6	12.4	X	319.9
100～299人	10.6	11.2	-	X
30～99人	18.5	18.5	-	-
E1 消費関連連	25.7	8.9	X	X
E2 素材関連連	26.1	20.9	215.1	X
E3 機械関連連	52.3	11.4	280.7	131.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5.6	5.7	-	X
G 情報通信業	31.2	6.1	162.7	46.1
H 運輸業，郵便業	13.7	6.1	X	42.6
I 卸売業，小売業	7.2	6.2	-	30.0
50～55卸売業	6.4	6.4	-	-
56～61小売業	13.4	3.7	-	X
J 金融業，保険業	17.9	8.8	X	100.4
K 不動産業，物品賃貸業	5.0	5.0	X	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	5.6	5.4	X	X
M 宿泊業，飲食サービス業	4.6	4.8	-	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	5.8	5.7	X	X
O 教育，学習支援業	9.4	5.2	-	X
P 医療，福祉	20.7	21.8	X	X
Q 複合サービス事業	3.6	3.6	-	X
R サービス業(他に分類されないもの)	19.1	23.7	-	X

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-3表 産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
1企業平均年間の最高付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	教育訓練休暇制度 がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	68.8	48.2	29.0	188.9
1,000人以上	133.6	55.1	147.1	323.0
100～999人	96.6	71.3	X	365.0
300～999人	163.1	71.5	X	365.0
100～299人	69.8	71.2	X	X
30～99人	56.1	37.3	X	159.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X
D 建設業	9.2	36.5	X	X
E 製造業	41.0	14.7	321.2	365.0
1,000人以上	158.5	12.7	X	365.0
100～999人	62.4	19.1	X	X
300～999人	166.6	27.2	X	X
100～299人	17.0	17.0	-	X
30～99人	11.7	11.7	-	-
E1 消費関連	18.2	12.3	-	X
E2 素材関連	18.9	18.9	X	X
E3 機械関連	96.3	13.3	321.2	365.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	130.1	130.1	-	-
G 情報通信業	68.3	2.3	-	365.0
H 運輸業，郵便業	128.5	X	X	X
I 卸売業，小売業	16.2	16.2	-	X
50～55卸売業	X	X	-	X
56～61小売業	X	X	-	X
J 金融業，保険業	12.5	6.1	X	-
K 不動産業，物品賃貸業	X	X	X	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	12.6	7.9	X	X
M 宿泊業，飲食サービス業	X	X	-	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	X	X	X	-
O 教育，学習支援業	31.6	29.5	X	X
P 医療，福祉	117.7	117.7	X	X
Q 複合サービス事業	X	X	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	X	X	-	X

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-4表 産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別1企業平均年間の最高付与日数

					(単位：日)														
産業・企業規模					その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業	賃金の支給			無給										
						有給		無給											
						全額	一部												
T	調	査	産	業	計	20.5	13.5	22.2	64.8										
	1,000	人	以	上		21.6	13.4	137.7	32.1										
	100	～	999	人		20.6	19.5	8.0	32.0										
	300	～	999	人		19.6	13.0	7.0	88.2										
	100	～	299	人		21.1	23.2	8.4	9.4										
	30	～	99	人		20.4	9.4	19.4	81.5										
C	鉱	業	採	石	業	X	X	-	X										
D	建	設			業	8.3	8.3	X	X										
E	製	造			業	13.8	10.2	31.3	20.0										
	1,000	人	以	上		40.7	14.3	225.8	38.8										
	100	～	999	人		14.0	9.1	X	32.5										
	300	～	999	人		29.3	9.2	X	X										
	100	～	299	人		9.1	9.0	X	10.0										
	30	～	99	人		11.9	10.6	X	13.4										
E1	消	費	関	連		11.7	7.8	X	17.2										
E2	素	材	関	連		12.6	11.3	X	X										
E3	機	械	関	連		16.6	10.7	15.5	22.0										
F	電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業	13.8	7.4	-	X		
G	情	報	通	信	業	9.5	9.1	X	X										
H	運	輸	業	，	郵	便	業	17.9	16.0	X	X								
I	卸	売	業	，	小	売	業	12.7	8.8	X	156.1								
	50～55	卸	売	業		18.6	7.7	-	X										
	56～61	小	売	業		9.4	9.5	X	X										
J	金	融	業	，	保	険	業	18.6	18.7	-	X								
K	不	動	産	業	，	物	品	賃	貸	業	22.1	22.6	-	X					
L	学	術	研	究	，	専	門	・	技	術	サ	ー	ビ	ス	業	18.0	11.3	X	43.1
M	宿	泊	業	，	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業	11.3	10.1	-	X				
N	生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	，	娛	楽	業	7.2	7.2	X	X		
O	教	育	，	学	習	支	援	業	15.2	9.6	-	64.0							
P	医	療	，	福	祉				50.7	24.5	-	X							
Q	複	合	サ	ー	ビ	ス	事	業	8.0	7.3	X	X							
R	サ	ー	ビ	ス	業	(他	に	分	類	さ	れ	な	い	も	の)	8.6	9.1	X	7.4

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第18表 産業・企業規模、特別休暇制度の種類、

産業・企業規模	全企業	夏季 休暇	利用状況		病気 休暇	利用状況		リフレッ ッシュ休暇	利用状況	
			有	無		有	無		有	無
T 調査産業計	100.0	41.3	38.4	2.9	23.3	14.7	8.6	13.1	10.3	2.8
1,000人以上	100.0	37.0	36.1	0.9	39.9	36.1	3.9	43.3	40.3	3.0
100～999人	100.0	43.5	40.9	2.6	29.4	22.2	7.1	21.8	18.4	3.4
300～999人	100.0	44.7	42.7	2.0	32.1	27.1	5.0	30.4	27.2	3.3
100～299人	100.0	43.1	40.3	2.8	28.5	20.6	7.9	18.9	15.5	3.4
30～99人	100.0	40.5	37.4	3.1	20.2	10.9	9.3	8.6	6.0	2.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	40.8	40.8	-	18.5	14.6	3.9	10.7	10.7	-
D 建設業	100.0	56.4	51.8	4.5	23.6	15.9	7.7	8.4	7.9	0.6
E 製造業	100.0	41.8	38.8	3.0	19.9	12.5	7.4	12.1	10.3	1.8
1,000人以上	100.0	39.7	39.7	-	37.8	36.3	1.5	58.2	56.3	1.9
100～999人	100.0	46.8	44.8	2.1	28.2	20.6	7.7	24.3	21.5	2.8
300～999人	100.0	40.1	38.4	1.7	27.3	24.9	2.4	37.4	36.3	1.1
100～299人	100.0	48.9	46.7	2.2	28.5	19.2	9.3	20.3	17.0	3.3
30～99人	100.0	39.8	36.3	3.5	15.8	8.3	7.4	5.6	4.2	1.4
E1 消費関連	100.0	35.8	32.7	3.1	14.7	6.9	7.7	6.6	6.0	0.6
E2 素材関連	100.0	44.7	41.1	3.6	21.8	14.8	7.0	15.7	11.8	3.9
E3 機械関連	100.0	44.3	41.9	2.4	22.5	15.1	7.4	13.4	12.5	0.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	52.4	52.4	-	39.3	32.0	7.3	42.5	37.5	5.0
G 情報通信業	100.0	53.2	52.8	0.4	31.4	23.5	7.9	28.8	26.4	2.4
H 運輸業，郵便業	100.0	36.4	35.9	0.5	13.2	7.9	5.2	5.1	4.3	0.7
I 卸売業，小売業	100.0	35.6	32.4	3.2	20.1	9.8	10.3	12.0	9.9	2.0
50～55 卸売業	100.0	46.5	43.0	3.5	22.7	10.8	11.9	15.8	11.9	3.9
56～61 小売業	100.0	26.9	24.0	2.9	18.0	8.9	9.1	8.9	8.4	0.5
J 金融業，保険業	100.0	36.3	34.9	1.5	43.5	27.5	16.0	39.0	34.6	4.3
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	48.8	44.5	4.4	26.4	13.8	12.6	19.5	16.0	3.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	67.5	64.8	2.6	28.0	19.5	8.6	21.4	16.4	5.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	23.3	20.6	2.7	20.5	9.3	11.2	7.8	4.6	3.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	41.4	36.5	4.9	14.5	6.7	7.8	14.1	10.5	3.7
O 教育，学習支援業	100.0	55.7	51.6	4.2	39.4	24.3	15.1	11.8	5.7	6.1
P 医療，福祉	100.0	41.8	38.8	3.1	29.9	22.7	7.3	17.3	12.5	4.8
Q 複合サービス事業	100.0	47.5	44.6	2.9	33.0	22.2	10.8	22.9	19.6	3.3
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	37.4	35.3	2.1	26.2	18.2	7.9	10.1	6.3	3.7

平成31年・令和元年の利用状況別企業割合

(単位：%)

ボラン ティア 休暇	利用状況		教育訓 練休暇	利用状況		左記以外 の1週間 以上の長期 の休暇	利用状況		産業・企業規模
	有	無		有	無		有	無	
	4.6	0.7		3.9	4.3		2.2	2.1	
22.5	9.3	13.2	4.9	2.6	2.3	26.0	23.2	2.8	1,000人以上
7.4	0.9	6.5	3.2	1.2	2.0	21.8	17.2	4.6	100～999人
11.6	2.5	9.2	4.0	2.0	2.0	24.7	21.2	3.5	300～999人
5.9	0.3	5.6	2.9	0.9	2.0	20.8	15.9	4.9	100～299人
2.9	0.3	2.6	4.8	2.6	2.1	13.3	10.1	3.2	30～99人
9.6	3.8	5.8	1.0	1.0	-	13.5	13.5	-	C 鉱業，採石業，砂利採取業
5.5	1.5	4.0	11.5	5.8	5.7	14.8	13.5	1.3	D 建設業
4.1	0.8	3.3	4.0	2.1	1.9	21.0	18.6	2.4	E 製造業
29.7	14.7	15.1	7.2	4.3	2.9	33.3	29.5	3.7	1,000人以上
8.7	0.5	8.1	3.7	0.3	3.4	26.5	23.7	2.8	100～999人
13.7	2.3	11.4	5.0	1.1	3.9	30.7	27.7	3.0	300～999人
7.2	-	7.2	3.3	-	3.3	25.2	22.5	2.8	100～299人
1.4	0.5	1.0	4.0	2.7	1.3	18.3	16.2	2.1	30～99人
3.1	0.3	2.7	3.5	0.9	2.6	13.9	11.1	2.8	E1 消費関連
4.4	0.5	3.9	3.8	2.2	1.7	26.6	25.1	1.5	E2 素材関連
4.8	1.5	3.3	4.6	3.0	1.6	21.6	18.7	2.9	E3 機械関連
19.2	8.6	10.5	8.6	4.4	4.2	22.7	18.0	4.7	F 電気・ガス・熱供給・水道業
7.5	3.2	4.3	3.2	2.9	0.3	17.4	12.6	4.8	G 情報通信業
0.9	0.1	0.8	4.3	4.1	0.1	8.0	5.8	2.2	H 運輸業，郵便業
2.2	0.2	2.0	2.5	1.5	1.1	12.7	8.7	4.0	I 卸売業，小売業
4.1	0.2	3.9	0.6	0.2	0.3	12.8	10.2	2.6	50～55 卸売業
0.6	0.1	0.5	4.1	2.4	1.7	12.6	7.5	5.1	56～61 小売業
18.0	5.2	12.8	3.1	0.5	2.6	34.7	29.4	5.2	J 金融業，保険業
5.0	0.6	4.4	1.8	0.4	1.4	17.3	14.2	3.0	K 不動産業，物品賃貸業
10.5	4.0	6.6	8.3	6.6	1.7	26.1	17.8	8.3	L 学術研究，専門・技術サービス業
0.5	0.0	0.5	2.7	-	2.7	4.8	4.0	0.8	M 宿泊業，飲食サービス業
10.1	0.2	9.9	2.8	2.3	0.6	11.5	8.2	3.2	N 生活関連サービス業，娯楽業
9.1	0.6	8.5	5.5	2.6	2.9	34.8	24.4	10.5	O 教育，学習支援業
6.7	0.3	6.4	5.0	0.7	4.3	17.2	12.5	4.7	P 医療，福祉
3.6	1.3	2.3	1.0	0.5	0.4	29.8	25.4	4.4	Q 複合サービス事業
3.0	0.1	2.9	4.1	3.5	0.6	13.0	9.1	3.8	R サービス業(他に分類されないもの)

第19表 産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、
変形労働時間制の種類別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類 (複数回答)			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制	
T 調査産業計	100.0	59.6	33.9	23.9	6.1	40.4
1,000人以上	100.0	77.9	22.6	50.6	28.7	22.1
100～999人	100.0	66.4	31.9	32.9	10.2	33.6
300～999人	100.0	72.5	28.4	41.2	13.8	27.5
100～299人	100.0	64.4	33.1	30.1	9.0	35.6
30～99人	100.0	56.2	35.1	19.3	3.7	43.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	72.8	57.3	13.6	10.6	27.2
D 建設業	100.0	59.7	55.5	7.1	1.1	40.3
E 製造業	100.0	61.6	48.7	10.2	7.3	38.4
1,000人以上	100.0	83.9	28.6	39.7	57.4	16.1
100～999人	100.0	67.3	47.5	14.7	14.7	32.7
300～999人	100.0	72.3	37.8	25.3	23.6	27.7
100～299人	100.0	65.8	50.5	11.5	12.1	34.2
30～99人	100.0	58.5	49.7	7.4	2.7	41.5
E1 消費関連	100.0	71.5	59.9	11.2	6.0	28.5
E2 素材関連	100.0	58.8	44.4	10.3	7.3	41.2
E3 機械関連	100.0	55.6	42.9	9.1	8.5	44.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.7	24.1	50.6	14.2	30.3
G 情報通信業	100.0	44.8	6.9	12.6	30.0	55.2
H 運輸業，郵便業	100.0	76.3	57.8	20.6	4.1	23.7
I 卸売業，小売業	100.0	52.9	30.3	22.5	4.0	47.1
50～55 卸売業	100.0	49.8	35.4	13.1	5.2	50.2
56～61 小売業	100.0	55.3	26.3	29.8	3.1	44.7
J 金融業，保険業	100.0	31.9	3.4	18.4	14.4	68.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	51.0	25.7	19.1	10.3	49.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	43.7	16.5	11.5	18.0	56.3
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	62.1	21.8	40.8	2.0	37.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	46.7	22.9	24.9	2.1	53.3
O 教育，学習支援業	100.0	65.5	49.5	17.9	1.3	34.5
P 医療，福祉	100.0	67.9	16.5	51.5	3.2	32.1
Q 複合サービス事業	100.0	60.2	36.2	26.5	16.5	39.8
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	56.1	31.8	19.8	10.4	43.9

注：1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

第20表 産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、
変形労働時間制の種類別適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
T 調査産業計	100.0	51.5	19.1	23.0	9.3	48.5
1,000人以上	100.0	49.1	7.3	25.0	16.7	50.9
100～999人	100.0	53.7	22.1	25.3	6.2	46.3
300～999人	100.0	54.7	17.9	28.8	8.0	45.3
100～299人	100.0	52.7	26.2	22.0	4.4	47.3
30～99人	100.0	51.5	34.1	15.0	2.4	48.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	66.3	32.8	8.6	24.9	33.7
D 建設業	100.0	39.2	31.8	4.7	2.7	60.8
E 製造業	100.0	50.7	23.5	10.6	16.5	49.3
1,000人以上	100.0	49.7	5.6	12.9	31.2	50.3
100～999人	100.0	51.0	32.7	11.0	7.3	49.0
300～999人	100.0	49.0	23.5	15.4	10.1	51.0
100～299人	100.0	52.9	41.3	6.8	4.8	47.1
30～99人	100.0	52.2	46.2	4.9	1.2	47.8
E1 消費関連連	100.0	61.1	39.5	13.9	7.7	38.9
E2 素材関連連	100.0	51.5	27.5	10.9	13.2	48.5
E3 機械関連連	100.0	46.1	14.9	9.2	22.0	53.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.4	4.5	25.9	28.0	41.6
G 情報通信業	100.0	37.4	2.7	5.4	29.3	62.6
H 運輸業，郵便業	100.0	70.7	34.3	33.7	2.8	29.3
I 卸売業，小売業	100.0	55.5	24.3	24.8	6.1	44.5
50～55 卸売業	100.0	43.5	25.6	8.9	9.0	56.5
56～61 小売業	100.0	66.1	23.1	39.0	3.6	33.9
J 金融業，保険業	100.0	20.8	0.6	11.5	8.7	79.2
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	44.4	23.2	11.8	9.4	55.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	40.1	7.9	9.9	22.3	59.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	60.7	16.8	42.2	1.4	39.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	51.8	19.0	29.0	3.8	48.2
O 教育，学習支援業	100.0	49.2	22.7	26.2	0.3	50.8
P 医療，福祉	100.0	59.4	7.8	50.8	0.8	40.6
Q 複合サービス事業	100.0	38.7	5.4	31.5	1.7	61.3
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	48.5	17.9	22.3	8.3	51.5

注：1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の変形労働時間制」を含む。

第21表 産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、
みなし労働時間制の種類別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類 (複数回答)			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外 みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
T 調査産業計	100.0	13.0	11.4	1.8	0.8	87.0
1,000人以上	100.0	26.1	17.1	10.6	4.8	73.9
100～999人	100.0	17.2	15.4	2.4	1.3	82.8
300～999人	100.0	16.9	14.1	3.6	1.6	83.1
100～299人	100.0	17.3	15.8	2.0	1.2	82.7
30～99人	100.0	10.8	9.6	1.3	0.5	89.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.9	4.9	-	1.0	94.1
D 建設業	100.0	11.6	11.6	0.1	1.1	88.4
E 製造業	100.0	16.5	15.2	2.2	0.7	83.5
1,000人以上	100.0	36.1	21.9	19.1	10.4	63.9
100～999人	100.0	21.1	20.0	2.9	0.4	78.9
300～999人	100.0	24.0	20.8	5.0	1.8	76.0
100～299人	100.0	20.2	19.7	2.2	-	79.8
30～99人	100.0	14.0	13.0	1.4	0.5	86.0
E1 消費関連	100.0	17.4	16.5	1.6	0.2	82.6
E2 素材関連	100.0	18.1	16.9	1.6	0.2	81.9
E3 機械関連	100.0	14.1	12.4	3.3	1.5	85.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.3	10.0	0.7	1.3	88.7
G 情報通信業	100.0	30.5	15.5	18.5	1.6	69.5
H 運輸業，郵便業	100.0	7.2	6.8	-	0.4	92.8
I 卸売業，小売業	100.0	15.8	15.3	0.9	0.9	84.2
50～55 卸売業	100.0	20.7	19.8	2.0	1.2	79.3
56～61 小売業	100.0	11.8	11.8	-	0.7	88.2
J 金融業，保険業	100.0	16.8	14.4	1.8	3.2	83.2
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	20.0	20.0	0.8	0.4	80.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	29.6	21.2	10.2	2.5	70.4
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	9.2	8.1	-	1.3	90.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	7.8	5.9	-	1.9	92.2
O 教育，学習支援業	100.0	10.0	5.4	5.0	0.0	90.0
P 医療，福祉	100.0	4.5	3.9	0.6	-	95.5
Q 複合サービス事業	100.0	13.9	12.9	1.1	0.2	86.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.5	13.1	0.3	1.7	86.5

第22表 産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、
みなし労働時間制の種類別適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外 みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
T 調査産業計	100.0	8.9	7.6	1.0	0.2	91.1
1,000人以上	100.0	11.4	9.2	1.8	0.3	88.6
100～999人	100.0	8.2	7.3	0.7	0.2	91.8
300～999人	100.0	7.9	7.0	0.8	0.1	92.1
100～299人	100.0	8.6	7.6	0.7	0.3	91.4
30～99人	100.0	5.8	5.3	0.3	0.3	94.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	2.7	2.6	-	0.1	97.3
D 建設業	100.0	6.6	6.6	0.0	0.0	93.4
E 製造業	100.0	6.7	6.0	0.5	0.2	93.3
1,000人以上	100.0	6.4	5.0	1.0	0.4	93.6
100～999人	100.0	8.5	8.2	0.2	0.0	91.5
300～999人	100.0	9.7	9.4	0.2	0.1	90.3
100～299人	100.0	7.3	7.1	0.2	-	92.7
30～99人	100.0	4.1	4.0	0.1	0.0	95.9
E1 消費関連	100.0	6.0	5.1	0.6	0.3	94.0
E2 素材関連	100.0	8.0	7.4	0.3	0.2	92.0
E3 機械関連	100.0	6.2	5.5	0.6	0.2	93.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.1	5.0	0.0	0.1	94.9
G 情報通信業	100.0	13.0	4.3	8.4	0.3	87.0
H 運輸業，郵便業	100.0	10.1	9.7	-	0.3	89.9
I 卸売業，小売業	100.0	10.7	10.5	0.0	0.2	89.3
50～55 卸売業	100.0	13.0	12.6	0.1	0.3	87.0
56～61 小売業	100.0	8.6	8.5	-	0.1	91.4
J 金融業，保険業	100.0	16.2	15.1	0.0	1.1	83.8
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	9.9	9.8	0.1	0.0	90.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	20.2	13.7	5.9	0.5	79.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.2	5.5	-	0.6	93.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	7.5	6.0	-	1.5	92.5
O 教育，学習支援業	100.0	17.4	8.5	9.0	0.0	82.6
P 医療，福祉	100.0	5.8	5.8	0.1	-	94.2
Q 複合サービス事業	100.0	4.8	4.8	-	-	95.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	6.5	6.5	0.0	0.1	93.5

第23表 産業・企業規模、専門業務型裁量労働制

産業・企業規模	全企業	専門業務型裁量労働制を採用している企業	適用業務の						
			新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント
T 調査産業計	100.0	1.8	0.7	0.6	0.2	0.4	0.2	0.1	0.3
1,000人以上	100.0	10.6	6.5	3.1	0.8	1.2	0.7	0.4	0.7
100～999人	100.0	2.4	1.0	0.8	0.4	0.6	0.3	0.0	0.2
300～999人	100.0	3.6	1.7	1.0	0.5	0.7	0.3	0.1	0.1
100～299人	100.0	2.0	0.7	0.7	0.4	0.6	0.3	0.0	0.2
30～99人	100.0	1.3	0.4	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	100.0	0.1	0.1	0.1	-	0.0	-	-	-
E 製造業	100.0	2.2	1.9	0.5	0.1	0.3	-	0.0	0.0
1,000人以上	100.0	19.1	17.7	8.2	-	1.8	-	1.3	1.0
100～999人	100.0	2.9	1.9	-	0.4	1.0	-	-	-
300～999人	100.0	5.0	4.6	-	-	0.9	-	-	-
100～299人	100.0	2.2	1.1	-	0.5	1.1	-	-	-
30～99人	100.0	1.4	1.4	0.5	-	-	-	-	-
E1 消費関連	100.0	1.6	0.6	0.1	0.4	1.0	-	0.0	-
E2 素材関連	100.0	1.6	1.6	0.1	-	0.0	-	-	-
E3 機械関連	100.0	3.3	3.3	1.3	-	0.1	-	0.0	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.7	0.7	0.7	-	-	-	-	-
G 情報通信業	100.0	18.5	3.8	9.9	5.4	4.9	5.1	1.3	5.1
H 運輸業，郵便業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
I 卸売業，小売業	100.0	0.9	0.2	0.5	-	0.1	-	-	-
50～55 卸売業	100.0	2.0	0.5	1.1	-	0.3	-	-	-
56～61 小売業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
J 金融業，保険業	100.0	1.8	-	0.3	-	0.6	-	-	-
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.8	0.8	-	-	0.4	-	-	-
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	10.2	2.6	2.4	0.4	2.9	0.5	1.6	0.6
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
O 教育，学習支援業	100.0	5.0	1.0	0.4	-	-	-	-	-
P 医療，福祉	100.0	0.6	0.0	-	-	-	-	-	0.6
Q 複合サービス事業	100.0	1.1	0.5	-	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.3	0.2	0.2	-	0.0	0.1	-	-

注：「専門業務型裁量労働制を採用している企業」には、「適用業務の種類」が「不明」の企業を含む。

を採用している企業の適用業務別企業割合

(単位：%)

種 類 (複 数 回 答)												産業・企業規模
インテリア アコーデ ィネーター	ゲーム用 ソフトウエ アの創作	証券アナ リスト	金融商品 の開発	大学に おける 教授研究	公認 会計士	弁護士	建築士	不動産 鑑定士	弁理士	税理士	中小企業 診断士	
-	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.1	-	T
-	0.1	0.2	-	2.7	0.1	0.1	0.0	-	0.2	-	-	1,000人以上
-	0.1	-	0.0	0.2	-	0.0	0.0	-	-	0.0	-	100~999人
-	-	-	0.0	0.6	-	0.0	0.1	-	-	-	-	300~999人
-	0.2	-	-	0.1	-	-	0.0	-	-	0.0	-	100~299人
-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-	0.1	-	30~99人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C
-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	D
-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	E
-	-	-	-	-	0.3	0.3	-	-	0.9	-	-	1,000人以上
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100~999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300~999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100~299人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30~99人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	E2
-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	E3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F
-	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	G
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H
-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	I
-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50~55
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56~61
-	-	0.5	0.3	-	-	0.3	-	-	-	-	-	J
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	K
-	-	0.0	-	0.1	1.1	-	0.5	-	-	3.7	-	L
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	M
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	N
-	-	-	-	4.6	-	-	-	-	-	-	-	O
-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	P
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R

第24表 産業・企業規模、専門業務型裁量
(当該業務がある)

産業・企業規模	適用業務の							
	新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリアコーディネーター
T 調査産業計	7.5	8.5	16.1	13.5	24.4	30.9	40.6	-
1,000人以上	19.1	9.6	16.7	17.9	58.3	43.6	33.5	-
100～999人	6.6	6.4	18.7	17.0	38.5	24.4	38.9	-
300～999人	7.2	4.9	20.0	12.8	47.4	16.1	11.6	-
100～299人	6.2	7.5	18.2	19.5	36.3	32.8	64.3	-
30～99人	6.3	10.4	13.2	10.3	15.7	31.2	41.7	-
C 鉱業,採石業,砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	1.2	3.8	-	1.2	-	-	-	-
E 製造業	6.9	4.3	8.8	7.1	-	4.3	50.0	-
1,000人以上	21.7	13.2	-	15.1	-	62.9	50.0	-
100～999人	4.5	-	25.4	17.0	-	-	-	-
300～999人	6.5	-	-	10.6	-	-	-	-
100～299人	3.3	-	33.1	20.0	-	-	-	-
30～99人	7.2	7.6	-	-	-	-	-	-
E1 消費関連連	2.2	0.4	11.1	8.1	-	2.0	-	-
E2 素材関連連	5.7	1.6	-	0.7	-	-	-	-
E3 機械関連連	12.9	8.9	-	9.8	-	X	50.0	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10.4	8.3	-	-	-	-	-	-
G 情報通信業	17.3	17.0	27.2	46.2	31.5	51.6	32.6	-
H 運輸業,郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
I 卸売業,小売業	2.9	6.5	-	3.2	-	-	-	-
50～55 卸売業	4.3	10.1	-	4.7	-	-	-	-
56～61 小売業	-	-	-	-	-	-	-	-
J 金融業,保険業	-	2.2	-	50.2	-	-	-	-
K 不動産業,物品賃貸業	41.8	-	-	40.6	-	-	-	-
L 学術研究,専門・技術サービス業	27.9	12.3	13.7	33.5	45.8	77.4	32.2	-
M 宿泊業,飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
N 生活関連サービス業,娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-
O 教育,学習支援業	44.1	8.9	-	-	-	-	-	-
P 医療,福祉	23.1	-	-	-	-	-	X	-
Q 複合サービス事業	14.3	-	-	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	5.3	4.4	-	2.8	X	-	-	-

注：専門業務型裁量労働制適用業務がある企業に対する採用企業割合である。

労働制適用業務別採用企業割合
企業＝100)

(単位：%)

種 類 (複 数 回 答)											産業・企業規模
ゲーム用 ソフトウェア の創作	証券ア ナリスト	金融商品 の開発	大学に おける 教授研究	公認 会計士	弁護士	建築士	不動産 鑑定士	弁理士	税理士	中小企業 診断士	
48.7	5.1	6.3	22.0	14.0	1.9	0.3	-	7.5	17.8	-	T
X	14.3	-	53.9	2.6	1.7	0.5	-	12.2	-	-	1,000人以上
100.0	-	15.2	22.5	-	4.2	1.0	-	-	7.5	-	100～999人
-	-	25.0	24.3	-	4.8	1.0	-	-	-	-	300～999人
100.0	-	-	20.0	-	-	1.0	-	-	9.7	-	100～299人
-	-	-	9.4	28.7	-	-	-	-	22.2	-	30～99人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C
-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	D
-	-	-	-	3.5	2.2	-	-	8.8	-	-	E
-	-	-	-	6.3	4.0	-	-	14.3	-	-	1,000人以上
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100～999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300～999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100～299人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30～99人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E1
-	-	-	-	-	-	-	-	16.8	-	-	E2
-	-	-	-	6.0	5.2	-	-	5.4	-	-	E3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F
47.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	G
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	I
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50～55
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56～61
-	6.1	6.9	-	-	11.3	-	-	-	-	-	J
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	K
-	X	-	9.8	50.8	-	3.0	-	-	72.0	-	L
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	M
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	N
-	-	-	26.2	-	-	-	-	-	-	-	O
-	-	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	P
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R

第25表 産業・企業規模、高度プロフェッショナル制度の採用の有無別
企業割合及び適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	採用状況		労働者計	高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者
		高度プロフェッショナル制度を採用している企業	高度プロフェッショナル制度を採用していない企業		
T 調査産業計	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
1,000人以上	100.0	0.2	99.8	100.0	0.0
100～999人	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
300～999人	100.0	0.2	99.8	100.0	0.0
100～299人	100.0	-	100.0	100.0	-
30～99人	100.0	-	100.0	100.0	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	100.0	100.0	-
D 建設業	100.0	0.1	99.9	100.0	0.0
E 製造業	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
1,000人以上	100.0	-	100.0	100.0	-
100～999人	100.0	0.2	99.8	100.0	0.0
300～999人	100.0	0.7	99.3	100.0	0.0
100～299人	100.0	-	100.0	100.0	-
30～99人	100.0	-	100.0	100.0	-
E1 消費関連	100.0	-	100.0	100.0	-
E2 素材関連	100.0	-	100.0	100.0	-
E3 機械関連	100.0	0.1	99.9	100.0	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	100.0	-
G 情報通信業	100.0	-	100.0	100.0	-
H 運輸業，郵便業	100.0	-	100.0	100.0	-
I 卸売業，小売業	100.0	-	100.0	100.0	-
50～55卸売業	100.0	-	100.0	100.0	-
56～61小売業	100.0	-	100.0	100.0	-
J 金融業，保険業	100.0	0.3	99.7	100.0	0.0
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	100.0	100.0	-
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	100.0	100.0	-
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	100.0	100.0	-
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	100.0	100.0	-
O 教育，学習支援業	100.0	-	100.0	100.0	-
P 医療，福祉	100.0	-	100.0	100.0	-
Q 複合サービス事業	100.0	-	100.0	100.0	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	-	100.0	100.0	-

第26表 産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の4分の3程度いる	ほとんど全員	全員	不明
T 調査産業計	100.0	13.1	2.1	2.8	4.8	8.7	33.7	32.4	2.3
1,000人以上	100.0	6.8	5.5	3.4	7.2	15.1	49.0	8.0	5.1
100～999人	100.0	9.7	2.7	2.8	5.0	12.1	43.2	23.1	1.4
300～999人	100.0	7.5	3.5	3.5	6.2	13.1	51.0	13.7	1.5
100～299人	100.0	10.5	2.5	2.6	4.6	11.7	40.6	26.2	1.4
30～99人	100.0	14.7	1.8	2.7	4.7	7.2	29.4	37.0	2.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	14.5	-	-	-	3.9	43.7	37.9	-
D 建設業	100.0	11.7	2.5	5.0	8.6	12.5	30.2	28.0	1.5
E 製造業	100.0	12.1	2.6	1.6	3.8	7.5	38.3	32.7	1.4
1,000人以上	100.0	6.6	3.7	0.5	4.3	18.2	55.8	7.0	3.8
100～999人	100.0	7.1	3.4	1.2	4.3	9.6	52.1	20.9	1.4
300～999人	100.0	5.1	5.5	1.4	5.9	10.6	61.1	9.7	0.7
100～299人	100.0	7.7	2.7	1.1	3.9	9.3	49.4	24.3	1.7
30～99人	100.0	14.3	2.2	1.7	3.6	6.3	32.0	38.4	1.3
E1 消費関連	100.0	14.6	3.3	2.4	3.9	5.1	34.4	34.6	1.7
E2 素材関連	100.0	11.4	2.7	2.0	1.7	7.3	41.1	32.8	1.0
E3 機械関連	100.0	10.5	1.8	0.4	6.0	10.0	39.0	30.9	1.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.1	1.8	2.4	1.3	6.8	53.6	19.7	3.2
G 情報通信業	100.0	3.2	0.6	3.2	5.3	14.3	64.2	8.6	0.6
H 運輸業，郵便業	100.0	16.0	2.4	15.2	6.7	18.2	24.8	14.7	2.1
I 卸売業，小売業	100.0	17.1	1.3	1.2	6.6	7.6	33.5	29.8	2.9
50～55卸売業	100.0	14.0	0.1	2.4	2.8	6.7	41.9	29.9	2.2
56～61小売業	100.0	19.5	2.2	0.3	9.6	8.2	26.9	29.8	3.5
J 金融業，保険業	100.0	7.0	2.1	0.6	1.3	3.5	46.3	36.4	2.8
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	17.4	2.7	2.2	2.2	7.4	26.5	38.7	2.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	7.1	5.6	3.1	3.1	13.7	49.7	16.4	1.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	16.1	4.4	3.7	6.7	10.3	27.1	28.6	3.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.7	2.8	2.7	2.9	1.3	31.4	40.6	3.7
O 教育，学習支援業	100.0	13.0	1.1	0.3	2.5	1.7	27.8	50.6	2.9
P 医療，福祉	100.0	10.0	1.4	0.5	3.7	7.1	31.9	43.9	1.5
Q 複合サービス事業	100.0	14.2	2.6	0.5	2.9	9.2	51.3	19.2	0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.1	1.7	1.2	3.3	9.0	26.4	39.3	4.9

第27表 産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別
企業割合及び平均勤務間隔時間

産業・企業規模	全企業	導入している	(単位：%)			
			制度導入企業の 平均勤務 間隔時間 (時間：分)	導入を予定又 は 検討している	導入予定はな く、検討もし ていない	不明
T 調査産業計	100.0	4.2	10 : 46	15.9	78.3	1.6
1,000人以上	100.0	11.2	9 : 49	30.7	57.4	0.7
100～999人	100.0	4.8	10 : 36	21.7	72.9	0.6
300～999人	100.0	7.9	10 : 11	25.1	66.4	0.6
100～299人	100.0	3.8	10 : 53	20.6	75.0	0.6
30～99人	100.0	3.7	10 : 59	13.1	81.2	2.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	2.9	X	17.4	76.7	2.9
D 建設業	100.0	4.7	12 : 23	15.7	77.4	2.2
E 製造業	100.0	3.6	10 : 18	17.9	77.6	0.9
1,000人以上	100.0	17.3	9 : 35	29.1	53.3	0.3
100～999人	100.0	4.6	10 : 05	25.3	69.5	0.7
300～999人	100.0	10.5	9 : 48	29.3	59.1	1.1
100～299人	100.0	2.8	10 : 24	24.1	72.6	0.6
30～99人	100.0	2.8	10 : 38	14.5	81.7	1.0
E1 消費関連	100.0	5.8	10 : 46	14.0	80.1	0.1
E2 素材関連	100.0	1.1	10 : 00	20.3	76.7	1.9
E3 機械関連	100.0	4.2	9 : 53	19.1	76.2	0.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.5	9 : 32	15.1	80.2	1.2
G 情報通信業	100.0	4.2	10 : 31	27.9	67.5	0.4
H 運輸業，郵便業	100.0	12.1	10 : 02	21.0	65.2	1.8
I 卸売業，小売業	100.0	3.5	10 : 34	14.0	81.6	0.9
50～55卸売業	100.0	2.0	11 : 30	17.0	79.0	2.0
56～61小売業	100.0	4.8	10 : 15	11.6	83.7	-
J 金融業，保険業	100.0	6.9	10 : 12	16.0	76.5	0.6
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	2.7	10 : 27	11.9	84.0	1.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	3.7	9 : 34	22.0	74.3	-
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	1.6	9 : 14	21.4	75.9	1.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	1.0	9 : 31	9.4	85.8	3.8
O 教育，学習支援業	100.0	2.1	12 : 42	7.7	86.7	3.5
P 医療，福祉	100.0	4.0	12 : 08	13.4	80.7	1.8
Q 複合サービス事業	100.0	0.5	X	14.5	84.4	0.5
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.4	11 : 17	12.3	78.9	4.5

注：「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている
間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

第28表 産業・企業規模、勤務間インターバル制度を

産業・企業規模	全企業	導入予定はなく、 検討もしていない企業	導入予定はなく、	
			夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため
T 調査産業計	100.0	78.3 (100.0)	7.4 (9.4)	9.3 (11.8)
1,000人以上	100.0	57.4 (100.0)	12.8 (22.3)	14.9 (25.9)
100～999人	100.0	72.9 (100.0)	9.9 (13.6)	11.5 (15.8)
300～999人	100.0	66.4 (100.0)	8.0 (12.1)	11.1 (16.7)
100～299人	100.0	75.0 (100.0)	10.5 (14.0)	11.6 (15.5)
30～99人	100.0	81.2 (100.0)	6.2 (7.6)	8.2 (10.0)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	76.7 (100.0)	3.9 (5.1)	8.8 (11.5)
D 建設業	100.0	77.4 (100.0)	13.6 (17.6)	14.4 (18.6)
E 製造業	100.0	77.6 (100.0)	3.5 (4.5)	8.6 (11.1)
1,000人以上	100.0	53.3 (100.0)	10.0 (18.8)	9.4 (17.6)
100～999人	100.0	69.5 (100.0)	4.9 (7.1)	13.2 (19.0)
300～999人	100.0	59.1 (100.0)	4.7 (7.9)	11.4 (19.2)
100～299人	100.0	72.6 (100.0)	5.0 (6.9)	13.8 (18.9)
30～99人	100.0	81.7 (100.0)	2.7 (3.4)	6.6 (8.1)
E1 消費関連	100.0	80.1 (100.0)	2.4 (3.0)	9.1 (11.4)
E2 素材関連	100.0	76.7 (100.0)	2.8 (3.7)	5.5 (7.2)
E3 機械関連	100.0	76.2 (100.0)	5.3 (6.9)	11.3 (14.8)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.2 (100.0)	16.7 (20.8)	3.9 (4.8)
G 情報通信業	100.0	67.5 (100.0)	7.7 (11.4)	8.6 (12.7)
H 運輸業，郵便業	100.0	65.2 (100.0)	9.9 (15.2)	12.0 (18.4)
I 卸売業，小売業	100.0	81.6 (100.0)	6.6 (8.1)	7.6 (9.3)
50～55卸売業	100.0	79.0 (100.0)	5.3 (6.7)	5.4 (6.8)
56～61小売業	100.0	83.7 (100.0)	7.6 (9.1)	9.3 (11.2)
J 金融業，保険業	100.0	76.5 (100.0)	3.2 (4.1)	2.8 (3.7)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	84.0 (100.0)	4.9 (5.8)	5.9 (7.0)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	74.3 (100.0)	6.3 (8.5)	9.8 (13.2)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	75.9 (100.0)	11.4 (15.1)	12.5 (16.4)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	85.8 (100.0)	5.7 (6.6)	6.2 (7.2)
O 教育，学習支援業	100.0	86.7 (100.0)	4.9 (5.6)	5.9 (6.8)
P 医療，福祉	100.0	80.7 (100.0)	8.3 (10.3)	9.6 (11.9)
Q 複合サービス事業	100.0	84.4 (100.0)	3.4 (4.1)	12.8 (15.2)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	78.9 (100.0)	10.4 (13.2)	9.7 (12.3)

136 注：()内の数値は、「導入予定はなく、検討もしていない企業」を100とした割合である。

導入していない理由別企業割合

(単位：%)

検討もしていない理由（複数回答）					産業・企業規模
当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他	当該制度を知らなかったため	不明	
8.5 (10.9)	44.3 (56.7)	6.6 (8.4)	10.7 (13.7)	1.6 (2.1)	T
14.5 (25.2)	21.9 (38.1)	8.5 (14.8)	1.9 (3.3)	0.8 (1.4)	1,000人以上
10.9 (15.0)	40.4 (55.4)	7.6 (10.4)	5.9 (8.0)	1.2 (1.6)	100～999人
10.2 (15.4)	33.2 (49.9)	10.0 (15.1)	4.3 (6.5)	0.9 (1.4)	300～999人
11.2 (14.9)	42.8 (57.0)	6.8 (9.1)	6.4 (8.5)	1.3 (1.7)	100～299人
7.3 (9.0)	46.7 (57.5)	6.1 (7.6)	13.0 (16.0)	1.8 (2.2)	30～99人
10.7 (14.0)	52.4 (68.3)	4.9 (6.4)	5.8 (7.6)	- (-)	C
5.8 (7.5)	32.2 (41.6)	6.2 (8.0)	13.5 (17.4)	1.3 (1.7)	D
10.7 (13.8)	47.4 (61.1)	4.5 (5.8)	10.3 (13.3)	2.4 (3.1)	E
13.2 (24.8)	21.5 (40.4)	11.3 (21.1)	- (-)	- (-)	1,000人以上
9.8 (14.2)	40.6 (58.4)	6.8 (9.7)	5.3 (7.7)	1.0 (1.4)	100～999人
11.4 (19.3)	29.2 (49.4)	12.8 (21.7)	3.1 (5.2)	0.6 (0.9)	300～999人
9.4 (12.9)	44.0 (60.6)	4.9 (6.8)	6.0 (8.3)	1.1 (1.5)	100～299人
11.0 (13.4)	51.0 (62.4)	3.4 (4.1)	12.7 (15.6)	3.0 (3.7)	30～99人
12.0 (15.0)	45.6 (56.9)	5.7 (7.1)	12.5 (15.7)	3.0 (3.8)	E1
10.1 (13.1)	48.7 (63.6)	4.5 (5.8)	10.4 (13.6)	0.1 (0.1)	E2
10.2 (13.4)	47.6 (62.4)	3.5 (4.6)	8.2 (10.8)	4.1 (5.4)	E3
7.4 (9.2)	49.3 (61.4)	5.0 (6.3)	4.2 (5.2)	2.4 (2.9)	F
14.9 (22.0)	40.4 (59.9)	5.9 (8.7)	3.7 (5.5)	0.1 (0.1)	G
5.6 (8.6)	19.2 (29.4)	8.3 (12.7)	15.9 (24.4)	3.2 (4.9)	H
7.8 (9.5)	46.2 (56.6)	8.8 (10.8)	10.6 (13.0)	2.0 (2.5)	I
8.3 (10.5)	48.7 (61.7)	7.0 (8.9)	9.2 (11.6)	2.2 (2.8)	50～55
7.3 (8.8)	44.1 (52.7)	10.2 (12.2)	11.7 (14.0)	1.9 (2.2)	56～61
4.5 (5.9)	59.9 (78.4)	5.6 (7.3)	3.9 (5.2)	1.6 (2.1)	J
9.8 (11.7)	54.3 (64.7)	2.9 (3.4)	12.4 (14.8)	4.9 (5.8)	K
10.7 (14.4)	39.2 (52.7)	9.7 (13.1)	5.3 (7.1)	- (-)	L
10.5 (13.8)	30.5 (40.2)	5.3 (7.0)	19.1 (25.1)	1.1 (1.4)	M
3.1 (3.6)	45.4 (52.9)	7.1 (8.3)	19.9 (23.1)	2.3 (2.6)	N
4.3 (4.9)	54.9 (63.3)	8.6 (10.0)	12.7 (14.7)	1.9 (2.2)	O
9.8 (12.2)	55.4 (68.7)	6.6 (8.2)	4.5 (5.6)	0.4 (0.5)	P
12.6 (15.0)	45.6 (54.0)	8.0 (9.5)	12.2 (14.4)	1.0 (1.2)	Q
5.9 (7.5)	47.1 (59.8)	5.9 (7.5)	10.5 (13.3)	0.4 (0.5)	R

賃金制度

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（3-1）

中小企業該当区分		計 ¹⁾				(単位：%)	
産 業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている ²⁾³⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない		
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている			
T 調 査 産 業 計	100.0	93.1	81.6	11.5	6.9		
1,000 人 以 上	100.0	99.8	84.0	15.8	0.2		
100 ~ 999 人	100.0	96.7	84.9	11.7	3.3		
300 ~ 999 人	100.0	98.7	84.0	14.6	1.3		
100 ~ 299 人	100.0	96.0	85.2	10.8	4.0		
30 ~ 99 人	100.0	91.4	80.1	11.3	8.6		
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	97.1	87.5	9.6	2.9		
D 建 設 業	100.0	94.2	79.7	14.5	5.8		
E 製 造 業	100.0	96.3	86.1	10.2	3.7		
1,000 人 以 上	100.0	100.0	79.9	20.1	-		
100 ~ 999 人	100.0	97.4	86.1	11.4	2.6		
300 ~ 999 人	100.0	100.0	81.9	18.1	-		
100 ~ 299 人	100.0	96.7	87.3	9.3	3.3		
30 ~ 99 人	100.0	95.8	86.3	9.4	4.2		
E1 消 費 関 連	100.0	94.0	85.4	8.5	6.0		
E2 素 材 関 連	100.0	97.2	87.1	10.1	2.8		
E3 機 械 関 連	100.0	97.6	85.8	11.8	2.4		
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	100.0	92.8	78.2	14.6	7.2		
G 情 報 通 信 業	100.0	96.5	84.5	12.0	3.5		
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	93.8	84.6	9.1	6.2		
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	92.7	83.0	9.7	7.3		
50~55 卸 売 業	100.0	93.6	82.1	11.6	6.4		
56~61 小 売 業	100.0	91.9	83.7	8.2	8.1		
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	98.4	68.7	29.7	1.6		
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	91.1	76.8	14.3	8.9		
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	98.9	86.8	12.1	1.1		
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	89.3	80.2	9.1	10.7		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	100.0	82.4	71.5	10.9	17.6		
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	81.6	71.5	10.1	18.4		
P 医 療 , 福 祉	100.0	93.7	79.1	14.6	6.3		
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	98.2	80.0	18.2	1.8		
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	92.2	80.4	11.8	7.8		

注：1) 「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。

2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

3) 「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（3-2）

中小企業該当区分		中小企業に該当				(単位：%)
産 業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている ¹⁾²⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない	
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている		
T 調 査 産 業 計	100.0	93.2	82.6	10.5	6.8	
1,000 人 以 上	100.0	99.5	90.1	9.4	0.5	
100 ~ 999 人	100.0	96.1	86.1	10.1	3.9	
300 ~ 999 人	100.0	98.8	90.4	8.4	1.2	
100 ~ 299 人	100.0	95.6	85.2	10.4	4.4	
30 ~ 99 人	100.0	92.1	81.5	10.6	7.9	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	96.8	87.3	9.6	3.2	
D 建 設 業	100.0	94.0	79.2	14.8	6.0	
E 製 造 業	100.0	96.6	86.9	9.6	3.4	
1,000 人 以 上	100.0	100.0	87.8	12.2	-	
100 ~ 999 人	100.0	97.0	86.8	10.2	3.0	
300 ~ 999 人	100.0	100.0	83.9	16.1	-	
100 ~ 299 人	100.0	96.5	87.3	9.2	3.5	
30 ~ 99 人	100.0	96.4	87.0	9.4	3.6	
E1 消 費 関 連	100.0	95.3	87.8	7.4	4.7	
E2 素 材 関 連	100.0	97.0	87.0	10.0	3.0	
E3 機 械 関 連	100.0	97.3	86.0	11.3	2.7	
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	100.0	91.5	78.0	13.5	8.5	
G 情 報 通 信 業	100.0	95.6	84.4	11.2	4.4	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	93.3	86.6	6.7	6.7	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	93.1	85.6	7.5	6.9	
50~55 卸 売 業	100.0	93.6	85.3	8.3	6.4	
56~61 小 売 業	100.0	92.7	85.9	6.9	7.3	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	98.4	70.0	28.4	1.6	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	91.8	75.3	16.4	8.2	
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	98.7	88.5	10.1	1.3	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	90.9	82.2	8.6	9.1	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	100.0	81.8	72.0	9.8	18.2	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	79.1	70.6	8.5	20.9	
P 医 療 , 福 祉	100.0	93.7	78.2	15.4	6.3	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	96.3	85.6	10.7	3.7	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	91.3	81.1	10.2	8.7	

注：1) 1 か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

2) 「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め方の有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（3-3）

中小企業該当区分		中小企業に該当しない		(単位：%)		
産 業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている ¹⁾²⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない	
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている		
T 調 査 産 業 計	100.0	92.6	75.8	16.8	7.4	
1,000 人 以 上	100.0	99.9	82.6	17.3	0.1	
100 ～ 999 人	100.0	98.0	82.2	15.8	2.0	
300 ～ 999 人	100.0	98.5	78.8	19.7	1.5	
100 ～ 299 人	100.0	97.4	85.2	12.3	2.6	
30 ～ 99 人	100.0	82.8	64.6	18.2	17.2	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	100.0	89.5	10.5	-	
D 建 設 業	100.0	99.0	90.5	8.5	1.0	
E 製 造 業	100.0	94.1	78.3	15.8	5.9	
1,000 人 以 上	100.0	100.0	78.5	21.5	-	
100 ～ 999 人	100.0	100.0	82.2	17.8	-	
300 ～ 999 人	100.0	100.0	79.9	20.1	-	
100 ～ 299 人	100.0	100.0	89.0	11.0	-	
30 ～ 99 人	100.0	81.5	72.3	9.2	18.5	
E1 消 費 関 連	100.0	82.0	63.0	19.0	18.0	
E2 素 材 関 連	100.0	100.0	88.6	11.4	-	
E3 機 械 関 連	100.0	100.0	83.8	16.2	-	
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	100.0	100.0	79.1	20.9	-	
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	84.6	15.4	-	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	100.0	56.0	44.0	-	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	90.7	70.9	19.8	9.3	
50～55 卸 売 業	100.0	93.9	65.5	28.4	6.1	
56～61 小 売 業	100.0	88.5	74.5	14.0	11.5	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	98.4	66.5	31.8	1.6	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	88.3	83.3	5.0	11.7	
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	100.0	78.5	21.5	-	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	81.5	69.8	11.6	18.5	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	100.0	85.3	68.9	16.4	14.7	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	87.1	73.7	13.5	12.9	
P 医 療 , 福 祉	100.0	93.7	81.5	12.1	6.3	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99.2	77.2	22.0	0.8	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	100.0	73.0	27.0	-	

注：1) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

2) 「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第30表 産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

産 業 ・ 企 業 規 模	時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業 ^{1) 2) 3)}		時間外労働の割増賃金率				
			25%	26%以上	26~34%	35~49%	50%以上
T 調 査 産 業 計	[81.6]	100.0	93.3	4.5	3.4	0.6	0.4
1,000 人 以 上	[84.0]	100.0	78.3	21.3	18.9	1.3	1.0
100 ~ 999 人	[84.9]	100.0	91.4	7.8	6.6	0.5	0.6
300 ~ 999 人	[84.0]	100.0	86.0	13.5	11.6	1.1	0.9
100 ~ 299 人	[85.2]	100.0	93.1	5.9	5.0	0.4	0.6
30 ~ 99 人	[80.1]	100.0	94.6	2.5	1.5	0.6	0.3
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[87.5]	100.0	83.4	16.6	12.2	4.5	-
D 建 設 業	[79.7]	100.0	97.2	2.6	1.1	-	1.6
E 製 造 業	[86.1]	100.0	88.9	10.0	8.0	1.1	0.9
1,000 人 以 上	[79.9]	100.0	39.2	59.3	56.7	2.5	-
100 ~ 999 人	[86.1]	100.0	81.9	16.8	15.1	1.1	0.7
300 ~ 999 人	[81.9]	100.0	64.5	33.9	30.3	2.8	0.8
100 ~ 299 人	[87.3]	100.0	86.8	12.0	10.7	0.6	0.6
30 ~ 99 人	[86.3]	100.0	93.3	5.7	3.7	1.0	1.0
E1 消 費 関 連	[85.4]	100.0	93.7	4.8	2.1	1.2	1.5
E2 素 材 関 連	[87.1]	100.0	87.3	11.2	9.5	1.6	-
E3 機 械 関 連	[85.8]	100.0	86.2	13.5	11.8	0.4	1.2
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[78.2]	100.0	66.9	32.4	27.7	2.3	2.3
G 情 報 通 信 業	[84.5]	100.0	93.2	6.8	4.2	1.4	1.1
H 運 輸 業 , 郵 便 業	[84.6]	100.0	95.4	3.0	2.6	0.1	0.2
I 卸 売 業 , 小 売 業	[83.0]	100.0	92.5	3.2	2.4	0.7	0.1
50~55 卸 売 業	[82.1]	100.0	92.7	2.4	2.4	-	-
56~61 小 売 業	[83.7]	100.0	92.4	3.9	2.3	1.3	0.2
J 金 融 業 , 保 険 業	[68.7]	100.0	94.9	5.1	5.1	-	-
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[76.8]	100.0	89.8	6.1	6.1	-	-
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[86.8]	100.0	90.3	6.7	4.7	1.3	0.7
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[80.2]	100.0	97.2	1.0	0.2	0.7	0.1
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[71.5]	100.0	94.0	2.6	0.9	0.6	1.1
O 教 育 , 学 習 支 援 業	[71.5]	100.0	95.4	3.0	1.8	1.2	-
P 医 療 , 福 祉	[79.1]	100.0	96.2	0.3	0.2	0.1	0.0
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	[80.0]	100.0	98.8	0.7	-	-	0.7
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[80.4]	100.0	93.7	5.2	5.1	-	0.1

注：1) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

2) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業割合である。

3) 「時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第31表 産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び
限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

産 業・企業規模	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 ¹⁾	特別条項付き 時間外労働協定 を結んでいる ²⁾³⁾	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率					特別条項付 き時間外勞 働協定を結 んでいない
			25%	26%以上	26~34%	35~49%	50%以上	
T 調 査 産 業 計	[93.1] 100.0	46.3 (100.0)	(76.1) (18.0) (7.4) (3.2) (7.3)	53.7				
1,000 人 以 上	[99.8] 100.0	84.4 (100.0)	(59.7) (38.0) (19.5) (2.7) (15.8)	15.6				
100 ~ 999 人	[96.7] 100.0	59.8 (100.0)	(72.3) (24.5) (10.8) (3.1) (10.6)	40.2				
300 ~ 999 人	[98.7] 100.0	69.3 (100.0)	(67.1) (30.3) (14.6) (3.9) (11.8)	30.7				
100 ~ 299 人	[96.0] 100.0	56.6 (100.0)	(74.5) (22.1) (9.2) (2.8) (10.1)	43.4				
30 ~ 99 人	[91.4] 100.0	39.0 (100.0)	(79.9) (12.1) (4.2) (3.3) (4.5)	61.0				
C 鉱業、採石業、砂利採取業	[97.1] 100.0	50.0 (100.0)	(56.2) (43.8) (26.0) (7.9) (9.9)	50.0				
D 建 設 業	[94.2] 100.0	40.3 (100.0)	(86.1) (10.5) (2.7) (-) (7.7)	59.7				
E 製 造 業	[96.3] 100.0	67.3 (100.0)	(77.3) (18.6) (11.1) (3.0) (4.5)	32.7				
1,000 人 以 上	[100.0] 100.0	92.2 (100.0)	(32.7) (66.2) (48.2) (3.2) (14.8)	7.8				
100 ~ 999 人	[97.4] 100.0	83.1 (100.0)	(71.6) (24.4) (15.8) (2.8) (5.8)	16.9				
300 ~ 999 人	[100.0] 100.0	89.2 (100.0)	(56.4) (40.4) (27.2) (4.8) (8.4)	10.8				
100 ~ 299 人	[96.7] 100.0	81.2 (100.0)	(76.8) (18.9) (11.9) (2.1) (4.9)	18.8				
30 ~ 99 人	[95.8] 100.0	59.7 (100.0)	(82.9) (12.7) (6.4) (3.1) (3.1)	40.3				
E1 消 費 関 連	[94.0] 100.0	61.3 (100.0)	(82.9) (9.5) (4.2) (2.5) (2.7)	38.7				
E2 素 材 関 連	[97.2] 100.0	67.2 (100.0)	(79.4) (18.3) (11.4) (2.2) (4.8)	32.8				
E3 機 械 関 連	[97.6] 100.0	72.7 (100.0)	(71.2) (25.5) (15.9) (4.2) (5.4)	27.3				
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[92.8] 100.0	56.0 (100.0)	(55.1) (40.4) (38.0) (-) (2.4)	44.0				
G 情 報 通 信 業	[96.5] 100.0	75.1 (100.0)	(85.8) (13.0) (5.9) (3.6) (3.6)	24.9				
H 運 輸 業 ， 郵 便 業	[93.8] 100.0	43.5 (100.0)	(83.2) (12.2) (5.8) (2.2) (4.2)	56.5				
I 卸 売 業 ， 小 売 業	[92.7] 100.0	46.1 (100.0)	(69.0) (19.5) (5.8) (3.8) (9.9)	53.9				
50~55 卸 売 業	[93.6] 100.0	42.9 (100.0)	(69.8) (21.4) (7.1) (4.5) (9.8)	57.1				
56~61 小 売 業	[91.9] 100.0	48.6 (100.0)	(68.4) (18.1) (4.9) (3.3) (10.0)	51.4				
J 金 融 業 ， 保 険 業	[98.4] 100.0	55.8 (100.0)	(67.8) (31.3) (12.1) (5.6) (13.6)	44.2				
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[91.1] 100.0	42.8 (100.0)	(74.2) (19.9) (7.3) (4.6) (8.1)	57.2				
L 学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[98.9] 100.0	60.8 (100.0)	(80.7) (17.1) (10.0) (0.1) (7.0)	39.2				
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[89.3] 100.0	43.6 (100.0)	(68.4) (20.9) (2.3) (7.2) (11.4)	56.4				
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[82.4] 100.0	38.1 (100.0)	(77.8) (13.5) (2.4) (8.0) (3.0)	61.9				
O 教 育 ， 学 習 支 援 業	[81.6] 100.0	31.6 (100.0)	(69.2) (19.2) (5.3) (4.4) (9.5)	68.4				
P 医 療 ， 福 祉	[93.7] 100.0	19.5 (100.0)	(75.6) (17.6) (2.5) (2.9) (12.3)	80.5				
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	[98.2] 100.0	64.1 (100.0)	(61.8) (35.0) (3.2) (3.6) (28.2)	35.9				
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[92.2] 100.0	45.3 (100.0)	(75.7) (22.0) (10.9) (1.3) (9.7)	54.7				

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業を100とした割合である。

3) 「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業には、「限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分		計 ¹⁾							
産 業・企業規模		時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ²⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている ³⁾⁴⁾		1か月60時間			
						25～49%		25%	
T	調 査 産 業 計	[93.1]	100.0	31.1	(100.0)	(37.2)	(33.3)		
	1,000 人 以 上	[99.8]	100.0	86.0	(100.0)	(3.2)	(3.0)		
	100 ～ 999 人	[96.7]	100.0	42.6	(100.0)	(20.5)	(16.4)		
	300 ～ 999 人	[98.7]	100.0	61.3	(100.0)	(11.7)	(9.9)		
	100 ～ 299 人	[96.0]	100.0	36.3	(100.0)	(25.6)	(20.1)		
	30 ～ 99 人	[91.4]	100.0	24.1	(100.0)	(54.4)	(50.1)		
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[97.1]	100.0	22.0	(100.0)	(54.9)	(54.9)		
D	建 設 業	[94.2]	100.0	29.9	(100.0)	(30.3)	(29.7)		
E	製 造 業	[96.3]	100.0	31.5	(100.0)	(42.3)	(37.3)		
	1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	93.3	(100.0)	(2.0)	(0.6)		
	100 ～ 999 人	[97.4]	100.0	37.3	(100.0)	(28.7)	(20.3)		
	300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	63.7	(100.0)	(11.0)	(10.1)		
	100 ～ 299 人	[96.7]	100.0	29.0	(100.0)	(41.0)	(27.3)		
	30 ～ 99 人	[95.8]	100.0	27.1	(100.0)	(54.6)	(51.3)		
	E1 消 費 関 連	[94.0]	100.0	33.1	(100.0)	(58.2)	(52.8)		
	E2 素 材 関 連	[97.2]	100.0	30.6	(100.0)	(38.6)	(34.8)		
	E3 機 械 関 連	[97.6]	100.0	31.1	(100.0)	(31.1)	(25.4)		
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	[92.8]	100.0	44.9	(100.0)	(20.5)	(16.1)		
G	情 報 通 信 業	[96.5]	100.0	46.8	(100.0)	(37.2)	(37.2)		
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[93.8]	100.0	26.7	(100.0)	(69.0)	(52.6)		
I	卸 売 業 , 小 売 業	[92.7]	100.0	32.3	(100.0)	(37.8)	(35.6)		
	50～55 卸 売 業	[93.6]	100.0	30.1	(100.0)	(41.4)	(36.5)		
	56～61 小 売 業	[91.9]	100.0	34.1	(100.0)	(35.3)	(34.9)		
J	金 融 業 , 保 険 業	[98.4]	100.0	54.7	(100.0)	(10.7)	(8.2)		
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[91.1]	100.0	37.4	(100.0)	(27.9)	(26.7)		
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	[98.9]	100.0	35.0	(100.0)	(32.7)	(29.4)		
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[89.3]	100.0	33.5	(100.0)	(45.8)	(39.8)		
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	[82.4]	100.0	33.8	(100.0)	(31.0)	(28.9)		
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[81.6]	100.0	36.1	(100.0)	(30.4)	(30.4)		
P	医 療 , 福 祉	[93.7]	100.0	23.9	(100.0)	(18.4)	(17.9)		
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[98.2]	100.0	70.5	(100.0)	(7.0)	(5.0)		
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[92.2]	100.0	27.0	(100.0)	(46.9)	(37.9)		

注：1) 「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。

2) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

3) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

4) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（3-1）

(単位：%)

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産 業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(3.9)	(60.1)	(59.6)	(0.2)	(0.4)	68.9	T 調 査 産 業 計
(0.3)	(94.4)	(92.2)	(1.0)	(1.2)	14.0	1,000 人 以 上
(4.1)	(78.6)	(77.7)	(0.3)	(0.7)	57.4	100 ～ 999 人
(1.8)	(87.3)	(85.5)	(0.5)	(1.2)	38.7	300 ～ 999 人
(5.4)	(73.6)	(73.2)	(0.1)	(0.3)	63.7	100 ～ 299 人
(4.2)	(41.5)	(41.5)	(-)	(-)	75.9	30 ～ 99 人
(-)	(45.1)	(45.1)	(-)	(-)	78.0	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
(0.6)	(65.9)	(65.3)	(0.4)	(0.2)	70.1	D 建 設 業
(5.0)	(55.3)	(54.8)	(0.4)	(0.1)	68.5	E 製 造 業
(1.4)	(94.8)	(90.5)	(2.7)	(1.7)	6.7	1,000 人 以 上
(8.5)	(70.5)	(69.7)	(0.8)	(-)	62.7	100 ～ 999 人
(0.9)	(87.1)	(85.2)	(1.9)	(-)	36.3	300 ～ 999 人
(13.7)	(59.0)	(59.0)	(-)	(-)	71.0	100 ～ 299 人
(3.3)	(42.1)	(42.1)	(-)	(-)	72.9	30 ～ 99 人
(5.5)	(38.9)	(38.9)	(-)	(-)	66.9	E1 消 費 関 連
(3.8)	(60.8)	(60.2)	(0.4)	(0.2)	69.4	E2 素 材 関 連
(5.7)	(65.2)	(64.1)	(0.9)	(0.2)	68.9	E3 機 械 関 連
(4.4)	(75.0)	(75.0)	(-)	(-)	55.1	F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業
(-)	(62.6)	(62.6)	(-)	(-)	53.2	G 情 報 通 信 業
(16.4)	(31.0)	(30.9)	(-)	(0.2)	73.3	H 運 輸 業 , 郵 便 業
(2.3)	(55.4)	(54.4)	(0.0)	(1.0)	67.7	I 卸 売 業 , 小 売 業
(5.0)	(47.1)	(45.9)	(0.1)	(1.1)	69.9	50～55 卸 売 業
(0.3)	(61.4)	(60.5)	(-)	(0.9)	65.9	56～61 小 売 業
(2.4)	(88.0)	(87.6)	(-)	(0.4)	45.3	J 金 融 業 , 保 険 業
(1.2)	(68.1)	(68.1)	(-)	(-)	62.6	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
(3.2)	(65.8)	(64.0)	(0.9)	(0.9)	65.0	L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業
(6.0)	(48.6)	(47.6)	(-)	(1.0)	66.5	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
(2.1)	(67.2)	(67.1)	(-)	(0.1)	66.2	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
(-)	(68.7)	(68.3)	(-)	(0.5)	63.9	O 教 育 , 学 習 支 援 業
(0.5)	(81.5)	(81.5)	(-)	(-)	76.1	P 医 療 , 福 祉
(2.1)	(91.6)	(90.8)	(-)	(0.8)	29.5	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
(9.0)	(53.1)	(52.8)	(0.3)	(-)	73.0	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

である。

労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分		中小企業に該当					
産 業・企業規模		時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える 時間外労働に係る 割増賃金率を 定めている ²⁾³⁾		1か月60時間	
						25～49%	25%
T	調 査 産 業 計	[93.2]	100.0	25.9	(100.0)	(53.0)	(47.4)
	1,000 人 以 上	[99.5]	100.0	52.5	(100.0)	(27.5)	(25.1)
	100 ～ 999 人	[96.1]	100.0	31.0	(100.0)	(39.8)	(31.9)
	300 ～ 999 人	[98.8]	100.0	35.8	(100.0)	(44.5)	(37.7)
	100 ～ 299 人	[95.6]	100.0	30.1	(100.0)	(38.8)	(30.5)
	30 ～ 99 人	[92.1]	100.0	24.0	(100.0)	(59.1)	(54.5)
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[96.8]	100.0	17.6	(100.0)	(75.0)	(75.0)
D	建 設 業	[94.0]	100.0	27.3	(100.0)	(35.1)	(34.4)
E	製 造 業	[96.6]	100.0	27.2	(100.0)	(53.8)	(47.5)
	1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	67.0	(100.0)	(18.9)	(6.1)
	100 ～ 999 人	[97.0]	100.0	28.2	(100.0)	(45.0)	(31.7)
	300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	36.2	(100.0)	(38.5)	(35.4)
	100 ～ 299 人	[96.5]	100.0	26.9	(100.0)	(46.5)	(30.9)
	30 ～ 99 人	[96.4]	100.0	26.6	(100.0)	(57.7)	(54.3)
	E1 消 費 関 連	[95.3]	100.0	31.3	(100.0)	(67.3)	(61.0)
	E2 素 材 関 連	[97.0]	100.0	26.7	(100.0)	(47.8)	(43.1)
	E3 機 械 関 連	[97.3]	100.0	24.0	(100.0)	(45.3)	(37.0)
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	[91.5]	100.0	36.3	(100.0)	(30.2)	(23.7)
G	情 報 通 信 業	[95.6]	100.0	34.7	(100.0)	(62.5)	(62.5)
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[93.3]	100.0	26.6	(100.0)	(74.3)	(56.6)
I	卸 売 業 , 小 売 業	[93.1]	100.0	25.7	(100.0)	(57.7)	(54.2)
	50～55 卸 売 業	[93.6]	100.0	23.9	(100.0)	(62.3)	(54.8)
	56～61 小 売 業	[92.7]	100.0	27.2	(100.0)	(54.3)	(53.7)
J	金 融 業 , 保 険 業	[98.4]	100.0	38.0	(100.0)	(24.5)	(18.9)
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[91.8]	100.0	32.6	(100.0)	(39.1)	(37.4)
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	[98.7]	100.0	25.3	(100.0)	(54.6)	(49.2)
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[90.9]	100.0	29.8	(100.0)	(60.9)	(52.9)
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	[81.8]	100.0	25.6	(100.0)	(49.5)	(46.2)
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[79.1]	100.0	34.4	(100.0)	(47.9)	(47.9)
P	医 療 , 福 祉	[93.7]	100.0	17.9	(100.0)	(33.1)	(32.3)
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[96.3]	100.0	44.7	(100.0)	(33.4)	(23.5)
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[91.3]	100.0	23.6	(100.0)	(59.8)	(48.3)

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

3) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（3-2）

					(単位：%)	産 業・企業規模
を超える時間外労働に係る割増賃金率					1 か月60時間を を超える時間外労働 に係る割増賃 金率を定めてい ない	
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(5.6)	(44.1)	(43.9)	(0.1)	(0.1)	74.1	T 調 査 産 業 計
(2.4)	(71.1)	(71.1)	(-)	(-)	47.5	1,000 人 以 上
(8.0)	(59.6)	(59.0)	(0.3)	(0.3)	69.0	100 ～ 999 人
(6.8)	(55.5)	(52.8)	(1.1)	(1.6)	64.2	300 ～ 999 人
(8.2)	(60.6)	(60.4)	(0.2)	(-)	69.9	100 ～ 299 人
(4.6)	(37.0)	(37.0)	(-)	(-)	76.0	30 ～ 99 人
(-)	(25.0)	(25.0)	(-)	(-)	82.4	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
(0.7)	(60.5)	(60.3)	(0.2)	(-)	72.7	D 建 設 業
(6.3)	(43.7)	(43.5)	(0.2)	(-)	72.8	E 製 造 業
(12.8)	(81.1)	(81.1)	(-)	(-)	33.0	1,000 人 以 上
(13.3)	(55.0)	(54.3)	(0.7)	(-)	71.8	100 ～ 999 人
(3.1)	(61.5)	(57.9)	(3.6)	(-)	63.8	300 ～ 999 人
(15.5)	(53.5)	(53.5)	(-)	(-)	73.1	100 ～ 299 人
(3.5)	(38.8)	(38.8)	(-)	(-)	73.4	30 ～ 99 人
(6.3)	(29.5)	(29.5)	(-)	(-)	68.7	E1 消 費 関 連
(4.7)	(52.2)	(52.2)	(-)	(-)	73.3	E2 素 材 関 連
(8.3)	(50.2)	(49.6)	(0.6)	(-)	76.0	E3 機 械 関 連
(6.5)	(67.4)	(67.4)	(-)	(-)	63.7	F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業
(-)	(37.5)	(37.5)	(-)	(-)	65.3	G 情 報 通 信 業
(17.7)	(25.7)	(25.7)	(-)	(-)	73.4	H 運 輸 業 , 郵 便 業
(3.5)	(34.8)	(34.8)	(-)	(-)	74.3	I 卸 売 業 , 小 売 業
(7.5)	(26.9)	(26.9)	(-)	(-)	76.1	50～55 卸 売 業
(0.5)	(40.6)	(40.6)	(-)	(-)	72.8	56～61 小 売 業
(5.6)	(75.5)	(75.5)	(-)	(-)	62.0	J 金 融 業 , 保 険 業
(1.7)	(55.3)	(55.3)	(-)	(-)	67.4	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
(5.4)	(43.9)	(41.6)	(1.5)	(0.7)	74.7	L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業
(7.9)	(32.9)	(31.9)	(-)	(1.0)	70.2	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
(3.3)	(50.5)	(50.5)	(-)	(-)	74.4	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
(-)	(52.1)	(52.1)	(-)	(-)	65.6	O 教 育 , 学 習 支 援 業
(0.9)	(66.9)	(66.9)	(-)	(-)	82.1	P 医 療 , 福 祉
(9.9)	(63.8)	(63.8)	(-)	(-)	55.3	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
(11.5)	(40.2)	(40.2)	(-)	(-)	76.4	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

である。

労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分		中小企業に該当しない							
産 業・企業規模		時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている ²⁾³⁾		1か月60時間			
						25～49%	25%		
T	調 査 産 業 計	[92.6]	100.0	58.7	(100.0)	(-)	(-)		
	1,000 人 以 上	[99.9]	100.0	93.9	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 999 人	[98.0]	100.0	70.7	(100.0)	(-)	(-)		
	300 ～ 999 人	[98.5]	100.0	82.1	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 299 人	[97.4]	100.0	60.3	(100.0)	(-)	(-)		
	30 ～ 99 人	[82.8]	100.0	25.2	(100.0)	(-)	(-)		
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[100.0]	100.0	66.3	(100.0)	(-)	(-)		
D	建 設 業	[99.0]	100.0	75.3	(100.0)	(-)	(-)		
E	製 造 業	[94.1]	100.0	75.6	(100.0)	(-)	(-)		
	1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	97.9	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 999 人	[100.0]	100.0	85.1	(100.0)	(-)	(-)		
	300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	91.3	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 299 人	[100.0]	100.0	66.3	(100.0)	(-)	(-)		
	30 ～ 99 人	[81.5]	100.0	40.8	(100.0)	(-)	(-)		
	E1 消 費 関 連	[82.0]	100.0	52.5	(100.0)	(-)	(-)		
	E2 素 材 関 連	[100.0]	100.0	80.7	(100.0)	(-)	(-)		
	E3 機 械 関 連	[100.0]	100.0	87.5	(100.0)	(-)	(-)		
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	[100.0]	100.0	88.0	(100.0)	(-)	(-)		
G	情 報 通 信 業	[100.0]	100.0	96.5	(100.0)	(-)	(-)		
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[100.0]	100.0	27.2	(100.0)	(-)	(-)		
I	卸 売 業 , 小 売 業	[90.7]	100.0	63.3	(100.0)	(-)	(-)		
	50～55 卸 売 業	[93.9]	100.0	61.6	(100.0)	(-)	(-)		
	56～61 小 売 業	[88.5]	100.0	64.5	(100.0)	(-)	(-)		
J	金 融 業 , 保 険 業	[98.4]	100.0	82.6	(100.0)	(-)	(-)		
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[88.3]	100.0	58.8	(100.0)	(-)	(-)		
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0	81.1	(100.0)	(-)	(-)		
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[81.5]	100.0	54.3	(100.0)	(-)	(-)		
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	[85.3]	100.0	73.5	(100.0)	(-)	(-)		
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[87.1]	100.0	39.4	(100.0)	(-)	(-)		
P	医 療 , 福 祉	[93.7]	100.0	41.2	(100.0)	(-)	(-)		
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[99.2]	100.0	83.4	(100.0)	(-)	(-)		
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[100.0]	100.0	57.5	(100.0)	(-)	(-)		

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

3) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（3-3）

(単位：%)

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産 業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(-)	(97.7)	(96.4)	(0.3)	(1.0)	41.3	T 調 査 産 業 計
(-)	(97.5)	(95.0)	(1.1)	(1.4)	6.1	1,000 人 以 上
(-)	(98.8)	(97.5)	(0.2)	(1.1)	29.3	100 ～ 999 人
(-)	(98.7)	(97.2)	(0.3)	(1.1)	17.9	300 ～ 999 人
(-)	(98.9)	(97.9)	(-)	(1.0)	39.7	100 ～ 299 人
(-)	(93.3)	(93.3)	(-)	(-)	74.8	30 ～ 99 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	33.7	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
(-)	(100.0)	(97.2)	(1.4)	(1.4)	24.7	D 建 設 業
(-)	(97.8)	(95.9)	(1.4)	(0.5)	24.4	E 製 造 業
(-)	(96.4)	(91.6)	(3.0)	(1.9)	2.1	1,000 人 以 上
(-)	(97.9)	(96.9)	(1.0)	(-)	14.9	100 ～ 999 人
(-)	(97.3)	(96.1)	(1.2)	(-)	8.7	300 ～ 999 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	33.7	100 ～ 299 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	59.2	30 ～ 99 人
(-)	(99.1)	(99.1)	(-)	(-)	47.5	E1 消 費 関 連
(-)	(96.7)	(94.0)	(1.9)	(0.9)	19.3	E2 素 材 関 連
(-)	(98.0)	(95.9)	(1.6)	(0.5)	12.5	E3 機 械 関 連
(-)	(90.9)	(90.9)	(-)	(-)	12.0	F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業
(-)	(99.6)	(99.6)	(-)	(-)	3.5	G 情 報 通 信 業
(-)	(100.0)	(97.9)	(-)	(2.1)	72.8	H 運 輸 業 , 郵 便 業
(-)	(94.8)	(92.0)	(0.1)	(2.8)	36.7	I 卸 売 業 , 小 売 業
(-)	(87.2)	(83.8)	(0.2)	(3.2)	38.4	50～55 卸 売 業
(-)	(100.0)	(97.5)	(-)	(2.5)	35.5	56～61 小 売 業
(-)	(97.7)	(96.9)	(-)	(0.8)	17.4	J 金 融 業 , 保 険 業
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	41.2	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
(-)	(98.5)	(97.4)	(-)	(1.1)	18.9	L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業
(-)	(96.6)	(95.7)	(-)	(0.9)	45.7	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
(-)	(95.2)	(94.9)	(-)	(0.3)	26.5	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
(-)	(97.6)	(96.3)	(-)	(1.3)	60.6	O 教 育 , 学 習 支 援 業
(-)	(99.8)	(99.8)	(-)	(-)	58.8	P 医 療 , 福 祉
(-)	(99.1)	(98.1)	(-)	(1.0)	16.6	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
(-)	(100.0)	(98.5)	(1.5)	(-)	42.5	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

である。

労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

第33表 産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数

中小企業該当区分				中小企業に該当しない				
産 業 ・ 企 業 規 模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている ²⁾		代替休暇制度		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	
	%	%	%	%	制度がある	制度がない		
					平均代替休暇取得労働者数	人		%
T 調 査 産 業 計	[92.6]	100.0	58.7	(100.0)	(21.8)	51.9	(78.2)	41.3
1,000人以上	[99.9]	100.0	93.9	(100.0)	(15.8)	258.5	(84.2)	6.1
100～999人	[98.0]	100.0	70.7	(100.0)	(16.2)	27.2	(83.8)	29.3
300～999人	[98.5]	100.0	82.1	(100.0)	(16.7)	33.8	(83.3)	17.9
100～299人	[97.4]	100.0	60.3	(100.0)	(15.6)	18.4	(84.4)	39.7
30～99人	[82.8]	100.0	25.2	(100.0)	(56.4)	3.9	(43.6)	74.8
C 鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業	[100.0]	100.0	66.3	(100.0)	(66.8)	X	(33.2)	33.7
D 建 設 業	[99.0]	100.0	75.3	(100.0)	(11.3)	281.6	(88.7)	24.7
E 製 造 業	[94.1]	100.0	75.6	(100.0)	(20.5)	97.1	(79.5)	24.4
1,000人以上	[100.0]	100.0	97.9	(100.0)	(17.6)	309.0	(82.4)	2.1
100～999人	[100.0]	100.0	85.1	(100.0)	(18.7)	48.5	(81.3)	14.9
300～999人	[100.0]	100.0	91.3	(100.0)	(23.2)	48.5	(76.8)	8.7
100～299人	[100.0]	100.0	66.3	(100.0)	(-)	-	(100.0)	33.7
30～99人	[81.5]	100.0	40.8	(100.0)	(32.9)	X	(67.1)	59.2
E1 消費関連	[82.0]	100.0	52.5	(100.0)	(11.5)	68.9	(88.5)	47.5
E2 素材関連	[100.0]	100.0	80.7	(100.0)	(15.4)	186.0	(84.6)	19.3
E3 機械関連	[100.0]	100.0	87.5	(100.0)	(27.3)	70.5	(72.7)	12.5
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[100.0]	100.0	88.0	(100.0)	(14.4)	2.8	(85.6)	12.0
G 情 報 通 信 業	[100.0]	100.0	96.5	(100.0)	(28.8)	51.1	(71.2)	3.5
H 運 輸 業 ， 郵 便 業	[100.0]	100.0	27.2	(100.0)	(13.8)	49.9	(86.2)	72.8
I 卸 売 業 ， 小 売 業	[90.7]	100.0	63.3	(100.0)	(27.2)	21.8	(72.8)	36.7
50～55 卸売業	[93.9]	100.0	61.6	(100.0)	(13.7)	83.3	(86.3)	38.4
56～61 小売業	[88.5]	100.0	64.5	(100.0)	(36.4)	6.0	(63.6)	35.5
J 金 融 業 ， 保 険 業	[98.4]	100.0	82.6	(100.0)	(19.4)	38.9	(80.6)	17.4
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	[88.3]	100.0	58.8	(100.0)	(27.2)	14.2	(72.8)	41.2
L 学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0	81.1	(100.0)	(13.0)	77.9	(87.0)	18.9
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	[81.5]	100.0	54.3	(100.0)	(6.1)	X	(93.9)	45.7
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	[85.3]	100.0	73.5	(100.0)	(24.4)	9.2	(75.6)	26.5
O 教 育 ， 学 習 支 援 業	[87.1]	100.0	39.4	(100.0)	(31.3)	9.6	(68.7)	60.6
P 医 療 ， 福 祉	[93.7]	100.0	41.2	(100.0)	(21.3)	13.7	(78.7)	58.8
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	[99.2]	100.0	83.4	(100.0)	(20.6)	99.3	(79.4)	16.6
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[100.0]	100.0	57.5	(100.0)	(14.5)	390.1	(85.5)	42.5

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。

第34表 産業・企業規模、手当の種類別制度有

産業・企業規模	全企業	業績手当 など(個人、部 門・グ ループ、 会社別)						技能手 当、技術 (資格) 手当など	精皆勤手 当、出勤 手当など	通勤手当 など(1 か月分に 換算)
			勤務手当 計	役付手当 など	特殊作業 手当など	特殊勤務 手当など				
T 調査産業計	100.0	13.8	85.2	80.8	11.5	22.0	47.0	24.0	86.4	
1,000人以上	100.0	17.1	88.6	78.6	22.0	42.3	48.0	9.1	92.7	
100～999人	100.0	14.6	87.7	82.0	14.8	29.2	52.2	18.5	90.3	
300～999人	100.0	15.7	88.8	81.3	19.0	34.4	52.0	13.0	92.6	
100～299人	100.0	14.3	87.3	82.3	13.4	27.5	52.2	20.3	89.5	
30～99人	100.0	13.4	84.1	80.3	9.8	18.3	44.9	26.8	84.6	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	6.8	94.2	86.4	28.1	25.3	65.1	34.0	93.2	
D 建設業	100.0	10.3	82.8	77.3	20.7	9.9	66.2	22.0	83.2	
E 製造業	100.0	9.9	90.1	85.2	17.6	26.1	42.9	35.1	93.7	
1,000人以上	100.0	6.4	92.2	72.5	34.6	65.7	42.3	11.6	95.1	
100～999人	100.0	11.7	91.9	81.5	25.9	40.2	46.6	27.5	95.3	
300～999人	100.0	6.8	94.3	80.5	31.9	57.0	46.7	16.7	96.2	
100～299人	100.0	13.1	91.2	81.8	24.1	35.1	46.6	30.8	95.0	
30～99人	100.0	9.3	89.3	87.1	13.6	19.0	41.4	39.0	92.9	
E1 消費関連	100.0	9.0	87.6	83.5	12.2	23.6	36.1	35.3	93.7	
E2 素材関連	100.0	12.0	93.1	88.6	22.5	31.0	46.7	32.9	94.0	
E3 機械関連	100.0	8.5	89.3	83.1	17.3	23.4	45.2	37.1	93.3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.3	94.9	87.7	25.9	49.7	60.5	11.1	92.8	
G 情報通信業	100.0	12.4	88.3	82.7	3.7	19.9	43.1	6.8	87.7	
H 運輸業, 郵便業	100.0	25.7	85.2	77.9	18.6	19.3	49.9	45.3	73.1	
I 卸売業, 小売業	100.0	20.8	79.0	75.5	6.1	11.1	38.2	21.5	83.3	
50～55 卸売業	100.0	15.8	83.4	78.2	9.5	14.8	38.3	26.0	82.2	
56～61 小売業	100.0	24.8	75.6	73.3	3.3	8.2	38.0	17.8	84.2	
J 金融業, 保険業	100.0	14.6	81.5	75.7	4.7	20.9	36.5	1.2	94.6	
K 不動産業, 物品賃貸業	100.0	17.2	87.3	79.0	6.1	12.4	56.9	13.2	84.9	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	8.9	82.2	77.9	9.8	14.7	51.0	9.1	89.6	
M 宿泊業, 飲食サービス業	100.0	14.3	79.1	77.4	1.5	16.0	27.7	9.7	80.4	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	16.1	80.3	75.7	6.1	17.7	39.1	23.2	85.4	
O 教育, 学習支援業	100.0	9.6	89.5	88.0	4.6	10.4	38.3	14.7	92.3	
P 医療, 福祉	100.0	8.8	90.3	87.5	12.2	43.8	64.8	22.0	89.4	
Q 複合サービス事業	100.0	29.4	98.1	96.5	15.3	39.5	64.5	4.4	97.3	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.4	82.4	75.2	12.2	18.3	44.4	21.0	83.0	

企業割合（令和元年11月分）

複数回答（単位：％）

生活手当計	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当（寒冷地手当、食事手当など）	調整手当など	左記のいずれにも該当しないもの	不明		産業・企業規模														
73.2	62.5	11.5	43.7	13.7	13.7	29.3	12.7	-	T	調	査	産	業	計										
91.5	72.7	35.1	60.0	66.7	28.7	51.9	21.9	-		1,000	人	以	上											
82.4	68.6	18.4	52.6	28.5	17.5	38.3	14.9	-		100	～	999	人											
87.4	71.8	24.6	58.3	41.7	22.4	42.2	19.4	-		300	～	999	人											
80.7	67.6	16.4	50.7	24.2	15.9	37.0	13.4	-		100	～	299	人											
68.8	59.7	7.8	39.4	5.8	11.6	24.9	11.5	-		30	～	99	人											
78.6	68.9	8.6	34.0	21.3	15.6	19.4	6.8	-	C	鉱	業	，	採	石	業	，	砂	利	採	取	業			
68.1	60.1	10.6	42.7	21.8	12.3	30.9	9.2	-	D	建	設	業												
80.2	72.9	12.2	40.0	18.7	20.0	23.9	10.6	-	E	製	造	業												
97.0	81.4	37.3	63.0	85.5	49.6	45.2	20.9	-		1,000	人	以	上											
89.7	74.9	26.0	52.1	44.2	25.4	31.6	10.6	-		100	～	999	人											
95.7	80.5	37.5	64.8	67.2	38.7	38.3	18.1	-		300	～	999	人											
87.9	73.1	22.6	48.2	37.3	21.4	29.6	8.3	-		100	～	299	人											
75.7	71.8	5.6	34.2	5.9	16.8	20.0	10.3	-		30	～	99	人											
77.7	70.6	14.0	39.2	13.7	12.8	27.8	8.5	-	E1	消	費	関	連											
80.6	72.5	10.1	43.2	22.5	24.2	24.0	9.5	-	E2	素	材	関	連											
82.2	75.4	12.6	37.3	19.3	22.2	20.3	13.8	-	E3	機	械	関	連											
89.7	84.2	20.1	56.6	29.3	22.0	28.8	16.4	-	F	電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業		
78.2	60.1	18.7	51.1	22.8	12.2	33.8	16.0	-	G	情	報	通	信	業										
65.8	59.2	9.0	25.7	10.3	9.6	30.1	12.7	-	H	運	輸	業	，	郵	便	業								
72.2	57.8	16.6	43.2	15.8	12.8	24.5	11.6	-	I	卸	売	業	，	小	売	業								
79.5	67.2	21.0	45.5	22.2	17.3	27.9	12.1	-		50～55	卸	売	業											
66.4	50.2	13.2	41.3	10.7	9.2	21.8	11.2	-		56～61	小	売	業											
87.4	74.0	18.3	53.4	37.9	27.2	29.0	23.4	-	J	金	融	業	，	保	険	業								
77.0	64.7	13.5	37.8	21.5	16.2	32.1	13.0	-	K	不	動	産	業	，	物	品	賃	貸	業					
78.6	57.0	14.5	58.3	32.2	11.4	32.3	9.4	-	L	学	術	研	究	，	専	門	・	技	術	サ	ー	ビ	ス	業
56.2	45.1	7.8	33.4	6.0	13.0	24.4	7.1	-	M	宿	泊	業	，	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業				
69.2	63.4	12.8	35.2	8.8	15.6	28.4	5.6	-	N	生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	，	娛	楽	業		
82.8	75.8	11.3	59.0	8.0	11.0	37.1	21.0	-	O	教	育	，	学	習	支	援	業							
75.8	63.4	6.6	59.5	2.4	9.5	43.4	19.4	-	P	医	療	，	福	祉										
97.8	97.8	4.0	54.5	4.8	14.3	16.0	14.1	-	Q	複	合	サ	ー	ビ	ス	事	業							
65.4	55.6	7.8	36.3	12.4	12.3	21.1	12.4	-	R	サ	ー	ビ	ス	業	(他	に	分	類	さ	れ	な	い	もの)	

諸
手
当

第35表 産業・企業規模、常用労働者1人平均所定内賃金額及び手当の種類別

産業・企業規模	所 定 内												
	計	基本給	諸手当計	業績手当など (個人、部門・グループ、会社別)	勤務手当計	役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格)手当など	精皆勤手当、出勤手当など			
											千円	%	%
T 調査産業計	319.7	100.0	85.1	14.9	1.2	4.9	3.0	0.2	0.8	1.0	0.3		
1,000人以上	359.6	100.0	86.2	13.8	1.3	4.0	2.5	0.1	0.9	0.5	0.1		
100～999人	304.6	100.0	84.9	15.1	1.1	5.2	3.1	0.1	0.8	1.1	0.3		
300～999人	314.3	100.0	85.4	14.6	1.0	4.8	2.9	0.1	0.9	0.9	0.2		
100～299人	294.6	100.0	84.4	15.6	1.1	5.7	3.4	0.2	0.7	1.4	0.4		
30～99人	280.5	100.0	83.4	16.6	1.5	6.5	3.6	0.3	0.7	1.8	0.9		
C 鉱業，採石業，砂利採取業	358.7	100.0	86.8	13.2	0.1	4.7	3.1	0.3	0.3	0.9	0.4		
D 建設業	354.1	100.0	81.8	18.2	1.9	7.4	5.7	0.4	0.2	1.1	0.5		
E 製造業	322.4	100.0	89.0	11.0	0.2	3.3	2.0	0.1	0.9	0.4	0.3		
1,000人以上	370.0	100.0	90.7	9.3	0.1	2.4	1.1	0.0	1.2	0.1	0.0		
100～999人	296.3	100.0	88.1	11.9	0.4	3.9	2.6	0.1	0.8	0.4	0.3		
300～999人	310.4	100.0	88.6	11.4	0.3	3.7	2.4	0.1	1.0	0.2	0.2		
100～299人	282.9	100.0	87.6	12.4	0.5	4.2	2.8	0.1	0.5	0.6	0.4		
30～99人	271.7	100.0	86.2	13.8	0.5	4.8	3.2	0.1	0.4	1.0	1.1		
E1 消費関連	285.5	100.0	87.3	12.7	0.2	4.8	3.5	0.1	0.7	0.5	0.5		
E2 素材関連	314.9	100.0	88.8	11.2	0.3	3.7	2.0	0.1	1.2	0.4	0.3		
E3 機械関連	341.9	100.0	89.8	10.2	0.2	2.7	1.5	0.1	0.8	0.3	0.2		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	420.6	100.0	83.1	16.9	4.7	3.6	2.1	0.2	1.0	0.3	0.1		
G 情報通信業	388.0	100.0	87.2	12.8	1.0	3.2	2.4	0.0	0.3	0.5	0.1		
H 運輸業，郵便業	275.5	100.0	75.0	25.0	6.3	6.1	3.0	0.3	1.4	1.4	0.8		
I 卸売業，小売業	315.5	100.0	85.4	14.6	1.8	5.0	3.9	0.1	0.2	0.9	0.2		
50～55卸売業	346.3	100.0	86.2	13.8	1.0	4.4	3.6	0.1	0.2	0.5	0.3		
56～61小売業	289.5	100.0	84.6	15.4	2.6	5.7	4.2	0.0	0.2	1.2	0.1		
J 金融業，保険業	363.0	100.0	89.1	10.9	0.2	3.7	3.4	0.0	0.1	0.2	0.0		
K 不動産業，物品賃貸業	316.5	100.0	84.3	15.7	1.4	5.3	3.9	0.0	0.4	1.0	0.1		
L 学術研究，専門・技術サービス業	380.9	100.0	86.5	13.5	0.3	5.1	3.7	0.1	0.2	1.1	0.1		
M 宿泊業，飲食サービス業	260.7	100.0	83.7	16.3	0.3	6.7	5.1	0.0	0.4	1.2	0.3		
N 生活関連サービス業，娯楽業	282.5	100.0	84.7	15.3	2.0	5.4	3.5	0.1	0.7	1.2	0.4		
O 教育，学習支援業	390.9	100.0	85.2	14.8	0.3	3.8	1.9	0.3	0.6	0.9	0.1		
P 医療，福祉	304.3	100.0	81.4	18.6	0.4	8.1	2.8	0.2	2.3	2.8	0.4		
Q 複合サービス事業	330.0	100.0	85.6	14.4	3.6	3.9	3.1	0.1	0.5	0.2	0.0		
R サービス業(他に分類されないもの)	263.0	100.0	85.9	14.1	0.8	4.0	2.1	0.4	0.6	1.0	0.5		

注：手当の種類別の支給総額を合計した数値が、「諸手当（所定外賃金を除く。）」の総額の数値に満たない場合、その

常用労働者1人平均賃金額構成比（令和元年11月分）

賃 金										産業・企業規模
諸 手 当										
通勤手当 など（1 か月分に 換算）	生活手当 計	家族手 当、扶養 手当、育 児支援手 当など	地域手 当、勤務 地手当な ど	住宅手当 など	単身赴任 手当、別 居手当な ど	左記以外 の生活手 当（寒冷 地手当、 食事手当 など）	調整手当 など	左記のい ずれにも 該当しな いもの	不明	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
2.7	3.8	1.3	0.7	1.2	0.3	0.3	0.8	0.9	0.2	T 調 査 産 業 計
2.6	4.5	1.5	1.1	1.2	0.4	0.2	0.5	0.8	0.2	1,000 人 以 上
2.8	3.6	1.3	0.6	1.2	0.3	0.3	1.0	1.0	0.1	100 ～ 999 人
2.7	3.8	1.3	0.7	1.3	0.3	0.3	0.8	1.2	0.1	300 ～ 999 人
2.9	3.4	1.2	0.4	1.2	0.2	0.4	1.1	0.8	0.3	100 ～ 299 人
2.7	2.8	1.1	0.2	1.0	0.1	0.3	1.1	1.0	0.2	30 ～ 99 人
2.0	5.0	1.6	1.6	1.0	0.6	0.3	0.5	0.5	-	C 鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業
2.3	4.3	1.1	0.7	1.4	0.8	0.3	0.7	1.1	0.1	D 建 設 業
2.5	3.4	1.5	0.3	1.0	0.4	0.2	0.3	0.6	0.2	E 製 造 業
2.3	3.7	1.6	0.4	0.9	0.6	0.2	0.1	0.5	0.3	1,000 人 以 上
2.7	3.5	1.5	0.4	1.1	0.3	0.3	0.3	0.6	0.2	100 ～ 999 人
2.5	3.7	1.5	0.4	1.2	0.4	0.2	0.2	0.9	0.0	300 ～ 999 人
2.8	3.3	1.4	0.3	1.0	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	100 ～ 299 人
2.8	2.6	1.3	0.1	0.9	0.0	0.3	0.8	1.0	0.1	30 ～ 99 人
2.4	3.7	1.3	0.7	1.2	0.4	0.2	0.6	0.4	0.1	E1 消 費 関 連
2.4	3.7	1.5	0.3	1.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.0	E2 素 材 関 連
2.6	3.2	1.6	0.2	0.7	0.4	0.2	0.1	0.9	0.4	E3 機 械 関 連
1.8	6.4	3.9	0.6	0.6	0.9	0.4	0.1	0.3	-	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
3.0	4.6	1.3	0.6	2.2	0.2	0.2	0.5	0.6	-	G 情 報 通 信 業
4.0	5.3	2.3	1.8	0.7	0.2	0.4	0.6	1.8	0.2	H 運 輸 業 ， 郵 便 業
2.8	3.3	1.2	0.6	0.9	0.3	0.2	0.6	0.5	0.2	I 卸 売 業 ， 小 売 業
2.7	4.0	1.3	0.7	1.2	0.4	0.3	0.8	0.6	-	50～55 卸 売 業
3.0	2.6	1.2	0.4	0.7	0.2	0.2	0.5	0.5	0.4	56～61 小 売 業
2.3	3.0	1.1	0.3	0.8	0.3	0.4	0.6	1.1	-	J 金 融 業 ， 保 険 業
2.5	3.4	1.2	0.7	1.0	0.3	0.2	0.7	2.3	0.0	K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業
2.5	4.6	1.3	1.2	1.4	0.4	0.2	0.6	0.4	-	L 学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
2.9	3.4	0.8	0.6	1.3	0.1	0.6	1.4	0.4	1.0	M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業
2.9	3.0	1.1	0.3	1.0	0.2	0.4	0.9	0.6	-	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業
2.2	5.7	1.6	1.7	2.1	0.1	0.2	1.1	1.2	0.3	O 教 育 ， 学 習 支 援 業
2.4	3.6	0.8	1.2	1.3	0.1	0.3	2.1	1.5	0.1	P 医 療 ， 福 祉
1.8	4.9	1.7	1.6	1.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
3.2	3.0	1.0	0.2	1.1	0.2	0.5	1.4	1.1	0.1	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

差額を「不明」とした。

第36表 産業・企業規模、手当の種類別

産業・企業規模	計	業績手当 など(個人、部 門・グ ループ、 会社別)	勤務手当				精皆勤手 当、出勤 手当など	通勤手当 など(1 か月分に 換算)
			役付手当 など	特殊作業 手当など	特殊勤務 手当など	技能手 当、技術 (資格) 手当など		
T 調査産業計	100.0	13.9	86.9	12.2	24.2	50.8	25.5	92.3
1,000人以上	100.0	15.9	82.1	20.2	43.4	49.6	9.6	94.4
100～999人	100.0	14.1	86.5	15.4	31.5	55.4	19.3	95.3
300～999人	100.0	15.4	86.0	19.9	36.9	53.8	13.7	96.8
100～299人	100.0	13.6	86.7	13.9	29.6	55.9	21.2	94.8
30～99人	100.0	13.8	87.2	10.6	20.4	48.8	28.7	91.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.2	88.4	29.4	26.4	66.3	36.9	95.8
D 建設業	100.0	11.6	85.3	21.2	11.1	74.0	24.0	89.8
E 製造業	100.0	9.9	87.1	17.7	27.2	43.0	36.7	97.1
1,000人以上	100.0	4.8	74.8	33.5	67.6	44.1	12.7	94.0
100～999人	100.0	11.8	83.6	25.6	41.4	46.7	27.8	97.3
300～999人	100.0	6.0	82.5	31.8	58.8	47.0	16.5	96.1
100～299人	100.0	13.6	84.0	23.6	36.0	46.7	31.3	97.6
30～99人	100.0	9.2	89.0	13.8	19.9	41.3	41.3	97.2
E1 消費関連	100.0	8.8	88.2	12.9	25.9	37.5	37.6	96.3
E2 素材関連	100.0	11.6	88.9	23.4	32.6	46.4	35.3	97.7
E3 機械関連	100.0	9.1	84.3	16.0	22.8	44.3	37.4	97.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.2	89.7	22.6	48.9	61.4	10.9	94.6
G 情報通信業	100.0	12.2	86.4	3.5	20.6	44.9	7.5	91.9
H 運輸業，郵便業	100.0	26.2	85.9	19.7	20.3	54.7	50.1	78.4
I 卸売業，小売業	100.0	21.7	84.3	7.1	12.6	42.2	22.6	91.1
50～55卸売業	100.0	15.8	87.4	11.1	16.0	43.1	28.3	88.5
56～61小売業	100.0	26.5	81.8	3.9	9.9	41.5	18.0	93.1
J 金融業，保険業	100.0	14.2	79.3	4.3	21.3	36.2	1.3	96.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	15.3	86.4	6.3	14.4	59.8	12.0	89.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	7.4	81.6	8.2	14.4	51.1	9.8	92.3
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	13.5	86.8	1.9	20.2	32.3	10.4	85.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	15.2	84.6	7.4	21.9	41.0	23.6	93.1
O 教育，学習支援業	100.0	9.6	93.0	4.4	10.5	39.6	15.8	94.8
P 医療，福祉	100.0	9.8	91.4	12.6	47.8	70.3	21.7	95.4
Q 複合サービス事業	100.0	26.1	97.5	15.3	40.3	63.3	4.6	97.9
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.8	84.4	13.6	19.4	51.1	24.3	93.2

支給企業割合（令和元年11月分）

複数回答(単位：%)

生活手当					調整手当 など	左記のい ずれにも 該当しな いもの	産業・企業規模
家族手 当、扶養 手当、育 児支援手 当など	地域手 当、勤務 地手当な ど	住宅手当 など	単身赴任 手当、別 居手当な ど	左記以外 の生活手 当(寒冷地 手当、食 事手当な ど)			
68.6	12.2	47.2	13.1	15.3	31.5	13.9	T 調 査 産 業 計
75.6	35.7	61.7	66.6	27.9	52.6	23.0	1,000 人 以 上
73.4	19.2	55.8	27.0	19.4	40.4	16.1	100 ～ 999 人
76.0	25.4	60.9	41.4	23.2	43.4	20.7	300 ～ 999 人
72.5	17.1	54.1	22.0	18.1	39.4	14.6	100 ～ 299 人
66.3	8.4	43.0	5.3	13.1	27.0	12.6	30 ～ 99 人
70.5	9.4	32.7	18.9	15.8	17.9	7.4	C 鉱業，採石業，砂利採取業
67.8	12.2	46.8	24.0	14.2	34.0	10.6	D 建 設 業
75.8	12.4	40.4	17.0	21.3	24.8	10.8	E 製 造 業
82.7	38.2	62.6	85.2	48.2	41.6	20.5	1,000 人 以 上
77.0	26.4	52.4	42.1	27.2	31.4	10.7	100 ～ 999 人
82.5	36.9	65.3	65.7	40.7	39.3	18.5	300 ～ 999 人
75.2	23.1	48.4	34.9	23.1	28.9	8.3	100 ～ 299 人
75.1	5.7	34.5	4.1	17.9	21.5	10.5	30 ～ 99 人
72.0	14.4	40.6	12.5	14.0	28.1	7.4	E1 消 費 関 連
75.9	10.7	42.6	18.9	25.2	25.0	10.1	E2 素 材 関 連
79.1	12.5	37.9	19.0	23.8	21.7	14.4	E3 機 械 関 連
86.1	19.8	58.0	25.5	23.0	27.7	17.2	F 電気・ガス・熱供給・水道業
64.9	20.0	54.0	20.1	12.4	36.0	16.2	G 情 報 通 信 業
67.0	9.9	27.7	8.9	11.2	33.2	12.9	H 運 輸 業 ， 郵 便 業
66.1	18.2	49.1	16.5	15.2	27.1	13.1	I 卸 売 業 ， 小 売 業
76.7	24.2	50.4	23.9	20.5	31.7	13.1	50～55 卸 売 業
57.5	13.5	48.0	10.5	11.0	23.4	13.2	56～61 小 売 業
77.4	19.1	53.6	35.2	28.7	28.1	25.0	J 金 融 業 ， 保 険 業
72.4	14.1	41.9	19.2	19.0	37.1	15.2	K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業
59.8	15.1	60.6	29.2	11.9	29.1	10.1	L 学術研究，専門・技術サービス業
54.4	9.8	38.9	4.7	15.3	26.2	9.2	M 宿 泊 業 ， 飲 食 サービス業
65.8	13.5	36.3	7.1	14.7	32.1	7.0	N 生活関連サービス業，娯楽業
80.2	11.6	61.6	6.7	11.1	39.2	21.4	O 教 育 ， 学 習 支 援 業
68.2	6.7	63.8	2.0	10.7	45.6	20.8	P 医 療 ， 福 祉
98.4	3.6	54.5	3.8	13.9	13.2	13.6	Q 複 合 サービス 事 業
62.8	7.8	41.0	12.8	15.0	24.5	15.3	R サービス業(他に分類されないもの)

第37表 産業・企業規模、手当の種類別

産業・企業規模	業績手当など (個人、部門・グループ、会社別)	勤務手当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など (1か月分に換算)
		役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格)手当など		
T 調査産業計	52.2	41.6	14.4	25.0	18.8	9.0	11.7
1,000人以上	50.1	50.3	12.6	25.4	17.8	6.4	13.3
100～999人	50.8	38.4	12.6	25.7	17.4	7.7	11.1
300～999人	56.5	38.1	11.8	28.5	15.6	7.6	11.4
100～299人	46.0	38.8	13.3	22.6	18.9	7.9	10.8
30～99人	59.0	37.1	19.6	22.0	21.8	11.2	10.3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	X	49.0	13.9	9.7	17.2	12.7	10.5
D 建設業	82.3	62.9	21.5	20.8	14.4	13.4	15.3
E 製造業	30.8	32.4	7.3	24.7	15.3	8.0	10.5
1,000人以上	22.3	33.7	4.9	29.0	13.4	3.4	11.6
100～999人	37.2	31.2	7.9	19.4	13.5	6.2	9.8
300～999人	54.5	31.1	7.6	20.6	7.9	6.4	10.3
100～299人	32.0	31.3	8.1	17.5	17.4	6.1	9.4
30～99人	27.0	33.2	11.8	22.1	18.7	10.7	9.6
E1 消費関連	36.7	36.5	9.2	20.7	20.3	9.8	9.7
E2 素材関連	19.5	28.3	8.3	22.2	13.2	7.9	9.8
E3 機械関連	47.7	32.8	5.7	28.6	14.9	7.0	11.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	128.0	31.8	7.6	24.8	11.7	10.0	14.7
G 情報通信業	64.4	49.9	15.9	24.9	31.4	11.5	15.9
H 運輸業, 郵便業	86.2	43.7	19.6	20.7	26.8	11.9	15.8
I 卸売業, 小売業	43.8	41.0	14.0	21.5	18.4	8.3	11.9
50～55 卸売業	63.5	42.1	16.4	28.5	14.2	9.9	13.2
56～61 小売業	39.0	40.2	10.1	15.8	20.9	6.0	10.9
J 金融業, 保険業	47.6	60.2	12.2	16.2	23.2	X	14.8
K 不動産業, 物品賃貸業	42.0	46.7	15.0	31.1	18.3	8.4	11.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	76.8	64.5	15.6	14.8	20.2	7.1	13.6
M 宿泊業, 飲食サービス業	17.6	39.4	8.6	23.2	14.5	5.5	10.8
N 生活関連サービス業, 娯楽業	42.7	35.1	20.7	34.2	23.2	12.1	10.8
O 教育, 学習支援業	57.5	34.3	23.8	26.1	31.2	8.7	11.9
P 医療, 福祉	46.7	41.3	12.9	29.7	19.9	7.8	8.7
Q 複合サービス事業	19.3	38.6	10.4	9.8	5.7	6.7	8.0
R サービス業(他に分類されないもの)	37.6	31.9	21.0	19.8	12.9	10.6	12.5

支給した労働者1人平均支給額（令和元年11月分）

（単位：千円）

生活手当					調整手当など	左記のいずれにも該当しないもの	産業・企業規模
家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当（寒冷地手当、食事手当など）			
17.6	22.8	17.8	47.6	8.7	26.0	32.0	T 調査産業計
22.2	23.3	21.3	47.6	7.6	24.0	37.3	1,000人以上
15.7	22.0	16.7	47.2	9.4	27.9	27.9	100～999人
16.0	23.0	17.0	47.7	9.0	27.5	26.4	300～999人
15.3	20.2	16.4	46.1	9.8	28.2	30.6	100～299人
12.8	22.3	14.2	49.6	9.3	24.9	32.4	30～99人
18.7	26.8	20.8	49.5	6.7	36.8	39.7	C 鉱業，採石業，砂利採取業
15.2	30.1	20.3	49.2	14.0	30.6	59.6	D 建設業
17.6	18.1	16.0	51.3	6.9	17.1	34.1	E 製造業
22.0	19.1	20.9	49.9	8.0	7.2	35.5	1,000人以上
15.5	16.7	14.6	54.8	6.4	21.8	28.1	100～999人
16.2	16.5	17.9	55.8	5.2	18.3	25.4	300～999人
14.8	16.9	12.0	53.1	7.3	24.7	38.1	100～299人
12.0	18.7	10.9	55.1	6.2	22.4	46.2	30～99人
16.6	18.9	17.8	47.8	6.1	27.0	24.7	E1 消費関連
17.3	14.9	15.8	50.4	6.9	21.1	27.0	E2 素材関連
18.0	19.7	15.3	52.7	7.2	9.3	38.4	E3 機械関連
37.2	9.4	13.7	39.8	13.6	16.7	17.0	F 電気・ガス・熱供給・水道業
24.8	23.7	30.7	50.1	12.5	34.6	32.1	G 情報通信業
19.6	20.5	13.2	43.3	12.1	25.2	45.6	H 運輸業，郵便業
16.3	19.8	17.0	45.5	10.5	29.4	18.6	I 卸売業，小売業
17.1	19.7	18.3	46.8	12.4	34.8	21.2	50～55卸売業
15.6	20.0	15.0	43.1	8.0	21.0	16.4	56～61小売業
20.9	24.4	23.6	46.6	5.7	26.3	33.3	J 金融業，保険業
15.5	27.0	22.1	44.3	6.9	25.9	62.2	K 不動産業，物品賃貸業
20.1	23.8	20.3	52.7	9.7	29.9	21.1	L 学術研究，専門・技術サービス業
13.2	18.7	15.2	41.1	10.5	34.5	31.2	M 宿泊業，飲食サービス業
15.2	13.2	17.7	42.9	9.0	23.1	31.3	N 生活関連サービス業，娯楽業
19.5	26.8	20.0	55.1	12.9	29.0	35.7	O 教育，学習支援業
13.8	31.9	14.4	23.7	9.5	28.6	28.2	P 医療，福祉
14.1	31.0	17.2	41.4	12.8	13.5	9.6	Q 複合サービス事業
16.4	10.0	17.5	50.4	6.2	21.5	28.9	R サービス業(他に分類されないもの)

IV 時 系 列 表

[利用上の注意]

平成 21 年から平成 27 年までは、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づき表章し、平成 28 年からは、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。

時系列1表 産業・企業規模別、1企業平均1日の所定労働時間

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	7:42	7:43	7:43	7:44	7:44	7:43	7:45	7:45	7:45	7:45	7:46	7:47
1,000人以上	7:46	7:46	7:48	7:47	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7:46	7:46	7:46
100～999人	7:44	7:44	7:45	7:46	7:46	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:46	7:47
300～999人	7:44	7:45	7:45	7:46	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:46
100～299人	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:47	7:45	7:44	7:45	7:46	7:47
30～99人	7:41	7:42	7:43	7:44	7:43	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7:47	7:47
C 鉱業、採石業、砂利採取業	7:41	7:41	7:39	7:45	7:43	7:43	7:39	7:45	7:40	7:40	7:42	7:43
D 建設業	7:44	7:41	7:43	7:44	7:44	7:41	7:41	7:39	7:40	7:43	7:43	7:44
E 製造業	7:48	7:50	7:50	7:48	7:48	7:47	7:48	7:48	7:47	7:50	7:50	7:51
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7:41	7:38	7:38	7:40	7:40	7:39	7:41	7:39	7:38	7:42	7:42	7:42
G 情報通信業	7:41	7:41	7:43	7:44	7:42	7:42	7:46	7:47	7:45	7:44	7:44	7:42
H 運輸業、郵便業	7:37	7:39	7:36	7:43	7:43	7:37	7:40	7:39	7:41	7:43	7:45	7:44
I 卸売業、小売業	7:38	7:40	7:42	7:42	7:42	7:41	7:42	7:44	7:44	7:46	7:47	7:47
J 金融業、保険業	7:34	7:34	7:36	7:37	7:35	7:34	7:34	7:35	7:35	7:38	7:38	7:39
K 不動産業、物品賃貸業	7:43	7:42	7:42	7:40	7:41	7:42	7:42	7:40	7:38	7:46	7:48	7:48
L 学術研究、専門・技術サービス業	7:39	7:45	7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:47	7:46	7:42	7:44	7:44
M 宿泊業、飲食サービス業	7:40	7:39	7:40	7:48	7:43	7:40	7:46	7:43	7:46	7:45	7:45	7:48
N 生活関連サービス業、娯楽業	7:33	7:31	7:28	7:36	7:37	7:40	7:36	7:39	7:36	7:41	7:37	7:42
O 教育、学習支援業	7:36	7:37	7:38	7:43	7:39	7:41	7:41	7:43	7:40	7:46	7:47	7:46
P 医療、福祉	7:51	7:51	7:52	7:54	7:55	7:54	7:52	7:51	7:48	7:48	7:49	7:48
Q 複合サービス事業	7:36	7:35	7:33	7:35	7:36	7:36
R サービス業	7:44	7:42	7:44	7:45	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7:46	7:43	7:45

(他に分類されないもの)

注：1) 企業において最も多くの労働者が適用される1日の所定労働時間を平均したものである。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列2表 産業・企業規模別、労働者1人平均1日の所定労働時間

(単位：時間、分)

産業・企業規模	年	(単位：時間、分)												
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年	
T 調査産業計		7:44	7:44	7:44	7:45	7:45	7:44	7:45	7:43	7:45	7:43	7:45	7:45	7:46
1,000人以上		7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:43	7:44	7:43	7:44	7:45	7:45
100～999人		7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:43	7:44	7:43	7:45	7:46	7:47
300～999人		7:44	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7:43	7:44	7:43	7:45	7:45	7:46
100～299人		7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:46	7:43	7:45	7:43	7:44	7:46	7:47
30～99人		7:42	7:43	7:43	7:45	7:43	7:43	7:45	7:46	7:45	7:46	7:47	7:46	7:47
C 鉱業、採石業、砂利採取業		7:35	7:36	7:34	7:39	7:36	7:32	7:34	7:33	7:35	7:35	7:34	7:37	7:39
D 建設業		7:47	7:45	7:48	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7:44	7:44	7:45	7:46	7:47
E 製造業		7:50	7:49	7:49	7:49	7:49	7:48	7:49	7:49	7:47	7:47	7:49	7:49	7:50
F 電気・ガス・熱供給・水道業		7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:41	7:40	7:40	7:40	7:40	7:41	7:39
G 情報通信業		7:38	7:40	7:39	7:41	7:40	7:41	7:41	7:41	7:41	7:40	7:41	7:40	7:38
H 運輸業、郵便業		7:40	7:40	7:40	7:44	7:43	7:40	7:42	7:41	7:42	7:42	7:45	7:47	7:46
I 卸売業、小売業		7:41	7:42	7:43	7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7:44	7:45	7:45	7:46
J 金融業、保険業		7:24	7:26	7:25	7:28	7:31	7:27	7:27	7:28	7:31	7:31	7:32	7:32	7:32
K 不動産業、物品賃貸業		7:40	7:40	7:41	7:39	7:40	7:41	7:41	7:39	7:40	7:37	7:46	7:45	7:45
L 学術研究、専門・技術サービス業		7:39	7:40	7:41	7:42	7:42	7:41	7:43	7:44	7:44	7:44	7:41	7:41	7:42
M 宿泊業、飲食サービス業		7:45	7:45	7:45	7:47	7:44	7:43	7:49	7:47	7:46	7:46	7:48	7:50	7:51
N 生活関連サービス業、娯楽業		7:33	7:36	7:34	7:39	7:37	7:39	7:37	7:38	7:37	7:37	7:39	7:42	7:43
O 教育、学習支援業		7:36	7:34	7:35	7:44	7:42	7:39	7:36	7:37	7:36	7:36	7:38	7:42	7:39
P 医療、福祉		7:50	7:49	7:51	7:54	7:55	7:53	7:47	7:47	7:44	7:44	7:44	7:45	7:45
Q 複合サービス事業		7:34	7:47	7:46	7:46	7:48	7:36	7:48
R サービス業		7:46	7:46	7:46	7:49	7:45	7:48	7:47	7:47	7:44	7:44	7:46	7:46	7:47

(他に分類されないもの)

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めないものは除く。)により加重平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列3表 産業・企業規模別、1企業平均週所定労働時間

(単位：時間、分)

産業・企業規模	年	(単位：時間、分)											
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年
T 調査産業計		39:20	39:22	39:23	39:22	39:25	39:29	39:26	39:26	39:25	39:31	39:26	39:24
1,000人以上		38:53	38:55	38:58	39:03	39:04	39:02	38:58	38:58	38:56	38:58	38:58	39:00
100～999人		39:10	39:08	39:07	39:10	39:16	39:18	39:16	39:15	39:10	39:14	39:15	39:12
300～999人		39:03	38:58	38:58	39:04	39:06	39:07	39:02	39:04	39:03	39:09	39:07	39:09
100～299人		39:12	39:11	39:10	39:12	39:19	39:21	39:20	39:18	39:12	39:16	39:17	39:12
30～99人		39:24	39:27	39:30	39:27	39:29	39:34	39:30	39:32	39:32	39:39	39:32	39:30
C 鉱業、採石業、砂利採取業		39:11	39:09	39:14	39:34	39:14	39:30	39:07	39:05	39:11	39:23	39:31	39:06
D 建設業		39:37	39:32	39:32	39:33	39:40	39:35	39:35	39:32	39:34	39:47	39:52	39:45
E 製造業		39:20	39:23	39:26	39:22	39:20	39:19	39:16	39:19	39:17	39:26	39:26	39:25
F 電気・ガス・熱供給・水道業		38:47	38:28	38:27	38:30	38:36	38:31	38:39	38:38	38:39	38:41	38:38	38:37
G 情報通信業		38:29	38:33	38:41	38:47	38:40	38:39	38:53	38:59	38:53	38:50	38:43	38:34
H 運輸業、郵便業		39:39	39:27	39:33	39:32	39:38	39:35	39:32	39:39	39:44	39:50	39:56	39:46
I 卸売業、小売業		39:13	39:21	39:20	39:18	39:22	39:30	39:33	39:33	39:32	39:44	39:34	39:31
J 金融業、保険業		37:55	37:59	38:03	38:08	37:57	37:57	38:00	38:02	38:01	38:21	38:18	38:17
K 不動産業、物品賃貸業		38:59	39:10	39:00	39:03	39:09	39:06	39:12	39:08	39:05	38:59	39:22	39:09
L 学術研究、専門・技術サービス業		38:41	39:00	38:57	39:06	39:05	39:05	38:45	39:02	39:04	38:40	38:51	38:46
M 宿泊業、飲食サービス業		39:50	39:46	39:48	39:48	39:53	40:09	40:17	40:06	40:11	39:56	39:57	39:51
N 生活関連サービス業、娯楽業		39:20	39:21	39:20	39:14	39:41	40:00	39:26	39:28	39:14	39:48	39:05	39:21
O 教育、学習支援業		39:17	39:09	39:16	39:19	39:05	39:14	39:11	39:19	39:12	39:22	39:25	39:24
P 医療、福祉		39:34	39:31	39:42	39:37	39:39	39:40	39:35	39:32	39:22	39:21	39:20	39:19
Q 複合サービス事業		38:38	38:33	38:30	38:46	38:42	38:42
R サービス業		39:29	39:29	39:29	39:29	39:23	39:35	39:18	39:17	39:21	39:35	39:04	39:11

(他に分類されないもの)

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を平均したものである。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列4表 産業・企業規模別、労働者1人平均週所定労働時間

産業・企業規模	(単位：時間、分)											
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和 2年
T 調査産業計	39:00	39:01	39:01	39:03	39:03	39:05	39:03	39:04	39:01	39:02	39:03	39:03
1,000人以上	38:37	38:42	38:40	38:47	38:46	38:46	38:41	38:44	38:44	38:41	38:44	38:46
100～999人	39:05	39:00	38:59	39:03	39:05	39:06	39:07	39:06	39:00	39:03	39:06	39:05
300～999人	39:03	38:55	38:53	38:58	38:56	38:58	38:56	38:58	38:54	39:01	38:59	39:04
100～299人	39:07	39:05	39:03	39:09	39:13	39:13	39:17	39:13	39:05	39:06	39:12	39:06
30～99人	39:23	39:24	39:29	39:25	39:22	39:29	39:26	39:29	39:30	39:35	39:26	39:26
C 鉱業、採石業、砂利採取業	38:47	38:44	38:44	39:01	38:35	38:38	38:28	38:18	38:31	38:30	38:54	38:34
D 建設業	39:22	39:18	39:20	39:23	39:27	39:26	39:23	39:21	39:21	39:33	39:33	39:27
E 製造業	39:07	39:08	39:06	39:11	39:06	39:07	39:03	39:07	39:03	39:07	39:07	39:10
F 電気・ガス・熱供給・水道業	38:26	38:22	38:21	38:22	38:25	38:05	38:27	38:25	38:28	38:24	38:23	38:16
G 情報通信業	38:18	38:24	38:18	38:30	38:25	38:28	38:26	38:28	38:24	38:24	38:21	38:12
H 運輸業、郵便業	39:21	39:13	39:13	39:11	39:14	39:21	39:17	39:16	39:16	39:17	39:26	39:14
I 卸売業、小売業	38:56	38:59	39:02	39:00	39:04	39:09	39:10	39:07	39:04	39:08	38:59	39:04
J 金融業、保険業	37:07	37:16	37:09	37:22	37:33	37:17	37:17	37:25	37:37	37:22	37:40	37:43
K 不動産業、物品賃貸業	38:53	38:53	38:52	38:51	38:48	38:50	38:55	38:44	38:41	38:55	38:58	38:55
L 学術研究、専門・技術サービス業	38:28	38:30	38:32	38:43	38:36	38:30	38:36	38:42	38:46	38:30	38:29	38:32
M 宿泊業、飲食サービス業	39:36	39:37	39:50	39:40	39:31	39:48	39:56	39:42	39:49	39:40	39:43	39:47
N 生活関連サービス業、娯楽業	39:15	39:12	39:27	39:14	39:34	39:46	39:31	39:22	39:07	39:22	39:25	39:34
O 教育、学習支援業	38:54	38:45	38:46	39:08	38:56	39:03	38:57	38:55	38:51	38:58	39:06	38:58
P 医療、福祉	39:33	39:12	39:32	39:37	39:39	39:38	39:19	39:19	39:11	39:00	39:06	39:03
Q 複合サービス事業	38:16	39:08	39:02	39:15	38:23	39:11
R サービス業	39:23	39:13	39:13	39:26	39:11	39:32	39:12	39:13	39:02	39:20	39:07	39:16

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めないものは除く。）により加重平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列5表 産業・企業規模別、何らかの週休2日制採用企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	85.7	87.0	85.5	88.7	85.3	84.3	85.2	88.6	87.2	84.1	82.1	82.5
1,000人以上	91.3	91.2	89.8	91.3	90.2	91.6	86.9	89.6	87.0	86.8	86.1	88.4
100～999人	88.8	89.5	89.2	89.7	89.3	87.4	85.2	88.2	87.6	85.9	86.6	84.7
300～999人	89.3	90.9	89.8	90.2	88.4	87.7	86.5	89.7	89.7	88.6	87.2	86.6
100～299人	88.6	89.1	89.0	89.5	89.6	87.3	84.8	87.8	86.9	85.0	86.3	84.1
30～99人	84.4	86.0	84.0	88.3	83.8	83.0	85.1	88.7	87.1	83.3	80.1	81.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	91.6	89.2	89.3	100.0	96.7	87.3	90.0	95.7	90.3	89.1	87.7	90.3
D 建設業	89.0	89.5	89.3	91.0	89.2	87.7	84.5	83.7	89.2	82.8	82.1	82.3
E 製造業	86.6	89.9	87.8	86.9	85.4	86.5	84.3	90.6	90.4	86.1	84.4	86.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	93.9	97.3	90.5	92.2	89.9	87.0	85.4	90.7	89.6	91.3	94.9	88.6
G 情報通信業	96.8	98.9	96.4	96.8	96.8	97.1	93.3	95.4	94.5	97.5	95.5	96.7
H 運輸業、郵便業	73.8	74.3	72.0	83.9	78.8	76.9	81.6	83.0	78.1	74.2	73.5	74.7
I 卸売業、小売業	85.8	90.2	88.0	88.4	83.7	82.3	80.8	88.7	88.8	88.2	82.1	80.3
J 金融業、保険業	97.2	98.8	99.8	99.5	97.1	95.3	95.9	97.6	98.7	96.5	95.0	96.7
K 不動産業、物品賃貸業	94.1	91.3	94.4	90.7	88.9	90.0	85.3	86.9	90.3	87.7	90.0	94.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	94.9	95.6	91.6	99.3	97.8	94.2	90.8	95.5	93.4	94.6	95.4	95.6
M 宿泊業、飲食サービス業	78.7	77.3	79.8	91.5	79.3	68.1	79.6	85.0	75.1	75.6	70.5	72.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	80.9	75.3	74.2	81.6	84.3	88.3	77.8	86.2	83.1	79.1	79.2	79.4
O 教育、学習支援業	87.4	83.6	85.0	94.0	83.6	81.6	85.0	92.3	86.5	85.1	82.1	83.5
P 医療、福祉	94.6	93.6	84.6	93.0	88.7	93.8	92.7	86.7	86.1	80.7	83.6	81.4
Q 複合サービス事業	91.1	93.2	93.0	88.8	90.6	89.5
R サービス業	86.7	82.0	81.6	90.1	87.0	85.6	89.6	92.4	90.4	84.5	76.8	81.8
(他に分類されないもの)												

注：1) 労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列6表 産業・企業規模別、完全週休2日制採用企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	39.1	37.7	42.8	44.5	46.0	46.9	50.7	49.0	46.9	46.7	44.3	44.9
1,000人以上	68.6	68.3	63.3	60.9	69.5	72.5	69.3	69.1	66.0	64.8	63.6	65.8
100～999人	46.3	46.9	49.2	46.7	56.0	54.4	55.4	52.1	50.4	53.1	52.3	51.8
300～999人	54.6	54.7	55.8	54.1	62.0	62.0	59.5	60.0	58.9	56.7	56.3	55.2
100～299人	43.8	44.6	47.3	44.4	54.2	52.0	54.1	49.6	47.7	52.0	51.0	50.7
30～99人	35.6	33.5	39.9	43.2	41.7	43.5	48.3	47.2	44.9	43.4	40.3	41.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	21.8	18.1	29.1	23.6	36.8	33.1	22.6	32.4	24.7	20.7	26.5	27.1
D 建設業	28.1	25.3	32.1	34.6	39.6	40.3	40.0	27.4	33.1	32.5	27.0	30.4
E 製造業	41.0	36.7	42.4	34.1	44.5	44.8	47.6	49.3	44.9	44.8	42.7	44.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	61.9	65.4	55.1	62.1	62.7	62.3	65.8	66.6	60.8	69.1	70.1	64.5
G 情報通信業	84.2	87.8	79.5	86.1	87.8	89.2	87.5	86.5	85.3	84.0	84.1	91.4
H 運輸業、郵便業	20.9	20.1	25.2	34.5	25.6	32.1	29.6	25.1	28.0	29.0	22.1	23.9
I 卸売業、小売業	36.7	36.3	46.2	46.1	45.3	44.9	46.5	42.4	42.9	46.4	42.2	40.4
J 金融業、保険業	91.6	94.2	83.6	91.9	93.9	89.4	91.2	90.7	95.9	90.8	88.9	92.8
K 不動産業、物品賃貸業	48.9	53.5	55.9	53.2	56.6	58.8	46.1	44.8	54.7	56.8	58.6	56.7
L 学術研究、専門・技術サービス業	62.5	63.0	59.7	72.8	79.3	73.3	77.3	76.1	71.8	76.6	78.3	82.3
M 宿泊業、飲食サービス業	23.8	25.3	34.0	45.5	36.5	31.9	31.7	34.0	25.0	27.6	22.5	23.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	30.9	29.4	30.3	39.1	38.2	36.8	39.5	40.3	40.2	42.4	34.4	37.7
O 教育、学習支援業	34.4	40.3	42.0	39.9	40.5	48.2	53.4	54.1	51.7	51.0	49.5	46.4
P 医療、福祉	57.8	57.1	60.0	64.7	64.7	71.8	67.9	61.7	58.1	48.1	53.0	53.9
Q 複合サービス事業	57.7	56.3	53.6	53.2	54.8	57.2
R サービス業	45.9	44.5	45.1	54.6	51.5	57.8	58.2	60.3	57.0	61.1	52.1	49.4
(他に分類されないもの)												

注：1) 労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列7表 産業・企業規模別、何らかの週休2日制適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	87.9	90.2	88.1	89.8	88.4	88.3	85.2	88.2	87.5	86.5	85.3	85.9
1,000人以上	89.5	91.6	89.3	90.5	89.5	91.1	85.4	87.4	86.9	87.9	86.7	89.0
100～999人	89.0	90.7	89.5	89.7	89.5	88.4	85.4	88.8	88.0	86.3	86.3	84.9
300～999人	90.1	92.2	89.7	89.9	88.9	88.5	86.3	90.6	89.7	87.2	86.7	85.6
100～299人	88.1	89.3	89.4	89.5	90.0	88.4	84.5	87.2	86.5	85.5	85.9	84.3
30～99人	83.7	87.7	84.5	89.1	85.4	84.6	84.5	88.3	87.5	84.7	81.5	82.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	89.7	94.9	92.0	99.4	94.9	93.2	90.6	96.1	92.1	93.8	92.3	93.3
D 建設業	91.2	93.0	92.5	93.2	92.6	92.1	89.5	89.9	92.1	90.8	90.9	90.3
E 製造業	88.8	91.5	90.1	88.7	88.3	88.0	85.0	88.8	90.2	90.6	87.1	89.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	97.3	98.1	96.8	97.3	94.0	96.7	86.6	88.1	94.5	96.4	96.0	96.5
G 情報通信業	98.4	98.9	97.3	96.7	98.9	96.1	94.4	96.8	97.2	97.3	96.1	96.2
H 運輸業、郵便業	72.2	77.3	72.9	83.8	81.1	85.4	75.4	72.7	73.3	66.7	71.2	71.9
I 卸売業、小売業	88.3	92.5	89.6	88.4	86.5	85.7	80.5	87.9	86.4	84.9	86.7	84.2
J 金融業、保険業	99.7	99.6	98.5	99.7	98.4	97.1	98.9	98.2	98.8	98.6	96.6	97.9
K 不動産業、物品賃貸業	92.8	91.8	91.3	92.9	90.4	93.5	89.4	93.0	90.4	92.8	94.3	93.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	95.6	97.2	91.8	96.5	97.1	92.4	86.4	90.9	92.9	95.4	91.8	96.3
M 宿泊業、飲食サービス業	83.4	82.0	81.2	91.1	81.5	73.1	78.4	86.2	78.9	85.8	75.9	78.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	79.0	79.0	78.8	85.5	82.8	82.4	79.7	81.9	81.4	81.6	82.0	78.9
O 教育、学習支援業	87.5	87.3	81.8	91.5	87.4	81.8	82.1	88.7	87.9	84.4	81.9	81.3
P 医療、福祉	90.3	92.7	78.9	92.3	82.8	92.0	88.9	87.2	85.6	80.8	82.1	82.3
Q 複合サービス事業	93.3	97.4	96.9	97.9	96.9	96.3
R サービス業	85.9	85.9	83.3	89.8	88.6	90.6	86.6	93.5	86.8	85.8	81.3	82.7
(他に分類されないもの)												

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列8表 産業・企業規模別、完全週休2日制適用労働者割合

産業・企業規模	(単位：%)											
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年
T 調査産業計	55.6	54.9	54.5	54.6	61.0	61.5	61.1	59.8	58.4	59.4	57.0	58.0
1,000人以上	75.3	75.6	67.3	69.1	75.5	77.7	73.4	72.1	71.5	72.6	71.2	73.0
100～999人	50.3	51.9	53.6	49.2	59.9	58.9	58.6	56.1	54.3	55.3	53.4	53.8
300～999人	56.4	58.4	59.5	54.4	64.7	63.5	63.7	62.6	60.0	58.2	56.7	57.2
100～299人	45.1	46.2	48.7	44.4	55.5	54.5	54.1	50.3	49.1	52.5	50.2	50.6
30～99人	36.6	34.0	40.3	42.0	43.7	44.8	47.4	47.6	46.0	45.6	41.7	41.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	35.4	30.2	40.7	38.5	46.8	49.7	37.6	50.9	43.1	47.8	43.8	51.8
D 建設業	50.4	50.4	54.9	52.3	59.8	60.7	59.1	50.7	55.2	56.4	53.2	55.7
E 製造業	59.9	57.8	57.3	51.1	65.0	64.1	64.0	65.0	63.5	64.9	60.9	63.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	88.0	79.1	74.7	78.9	83.6	89.5	80.2	79.2	81.4	85.8	82.9	83.2
G 情報通信業	90.7	90.8	74.9	84.6	93.5	87.9	91.3	90.1	92.5	88.3	89.8	92.2
H 運輸業、郵便業	24.0	28.7	31.6	38.1	35.0	38.4	36.1	30.3	30.8	29.7	29.4	28.1
I 卸売業、小売業	50.0	51.1	53.4	52.3	54.7	55.2	54.4	51.6	49.0	47.4	50.3	46.3
J 金融業、保険業	99.2	99.0	89.3	97.3	98.1	96.7	98.3	95.9	98.1	97.8	96.0	97.6
K 不動産業、物品賃貸業	52.8	50.5	51.1	54.3	56.8	64.1	58.9	60.9	61.3	73.3	70.9	68.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	78.4	79.0	68.4	74.5	85.6	79.9	78.0	81.5	79.5	87.7	79.0	89.4
M 宿泊業、飲食サービス業	26.7	28.7	38.0	43.4	40.8	35.4	36.4	40.9	33.2	41.8	45.2	34.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	31.4	30.0	35.0	41.1	43.6	37.1	37.6	41.3	40.0	44.3	37.1	39.0
O 教育、学習支援業	43.8	47.1	48.4	41.4	44.0	45.2	51.4	56.2	56.1	53.3	53.6	52.3
P 医療、福祉	46.4	52.9	52.6	58.9	56.2	61.4	61.7	54.5	54.8	52.8	51.1	52.8
Q 複合サービス事業	65.2	82.4	81.0	86.1	67.2	85.2
R サービス業	58.6	54.8	49.2	54.7	58.8	68.1	65.8	66.7	63.9	63.5	59.2	60.0
(他に分類されないもの)												

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列9表 産業・企業規模別、1企業平均年間休日総数

(単位：日)

産業・企業規模	年	(単位：日)											
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年
T 調査産業計		105.6	106.4	106.1	106.9	105.4	105.8	107.5	108.0	108.3	107.9	108.9	109.9
1,000人以上		116.1	116.4	115.8	114.3	114.4	114.7	114.4	115.3	115.1	114.9	115.5	116.6
100～999人		110.4	110.7	110.1	110.6	109.2	109.1	110.5	110.6	110.6	110.8	111.7	113.4
300～999人		112.4	113.4	112.5	113.1	111.8	112.5	112.0	113.4	113.3	112.5	113.7	114.9
100～299人		109.8	109.9	109.3	109.8	108.4	108.0	110.0	109.7	109.7	110.3	111.1	113.0
30～99人		103.5	104.5	104.4	105.4	103.8	104.4	106.2	106.8	107.2	106.4	107.5	108.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業		103.0	103.7	102.6	104.2	105.0	102.5	103.1	104.9	105.8	103.8	103.5	106.7
D 建設業		104.2	106.3	104.8	105.7	105.0	105.2	104.3	103.3	104.7	104.0	104.7	107.6
E 製造業		109.9	110.3	110.3	110.4	110.0	110.6	111.6	111.6	111.7	111.4	112.1	113.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業		118.0	118.5	118.2	117.4	115.6	115.7	118.0	118.1	117.0	116.8	118.6	120.1
G 情報通信業		121.2	123.5	120.5	119.6	118.1	120.3	120.5	121.9	121.1	118.8	120.6	123.2
H 運輸業、郵便業		100.4	98.9	96.9	101.8	98.5	98.9	98.5	98.0	99.3	100.3	100.8	100.4
I 卸売業、小売業		103.3	104.8	105.3	105.2	103.5	103.8	104.9	105.1	106.3	105.7	107.0	107.0
J 金融業、保険業		121.1	121.9	119.7	119.6	118.0	120.9	120.1	120.6	121.2	118.4	120.4	123.3
K 不動産業、物品賃貸業		111.0	109.7	109.6	108.2	107.8	110.1	108.3	108.5	110.8	109.6	111.7	114.2
L 学術研究、専門・技術サービス業		116.4	116.1	115.4	116.8	116.3	117.2	118.0	118.3	118.8	118.8	119.9	121.8
M 宿泊業、飲食サービス業		91.9	91.0	94.3	98.1	95.6	93.5	95.3	95.7	97.7	97.1	98.0	98.0
N 生活関連サービス業、娯楽業		94.3	95.2	96.0	98.8	96.4	95.8	99.9	101.6	101.7	104.6	102.3	105.6
O 教育、学習支援業		101.9	105.1	103.5	105.4	102.8	105.6	110.8	112.8	113.8	112.7	113.1	115.2
P 医療、福祉		108.9	110.3	110.3	108.8	108.6	109.2	110.8	111.6	110.8	109.4	111.6	112.4
Q 複合サービス事業		112.5	112.9	113.0	110.4	112.1	115.2
R サービス業		107.1	108.9	108.0	109.0	106.3	107.3	108.6	109.4	110.3	109.0	109.4	110.4
(他に分類されないもの)													

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列10表 産業・企業規模別、労働者1人平均年間休日総数

産業・企業規模	年	(単位：日)											
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年
T 調査産業計		112.6	113.4	113.0	113.5	112.6	112.9	113.2	113.8	113.7	113.7	114.7	116.0
1,000人以上		117.7	119.6	119.3	118.5	118.2	118.5	117.7	118.3	118.1	118.0	119.1	120.1
100～999人		112.6	113.2	112.6	113.1	111.9	112.3	112.8	113.1	112.9	113.1	114.1	115.8
300～999人		113.9	115.1	114.5	115.0	113.8	114.6	114.1	115.1	115.2	114.4	115.7	117.2
100～299人		111.4	111.4	111.1	111.4	110.1	110.2	111.6	111.2	110.9	111.9	112.5	114.4
30～99人		105.3	106.3	105.7	106.8	105.9	106.4	107.2	108.0	108.3	107.9	109.0	109.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業		104.8	105.5	105.8	108.5	109.3	107.4	107.6	110.4	110.2	109.9	109.1	112.9
D 建設業		112.6	113.8	113.3	113.7	111.9	112.3	111.5	111.9	113.1	112.2	113.1	115.6
E 製造業		117.0	116.6	116.6	116.6	116.5	116.8	117.1	117.7	117.8	117.6	118.7	119.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業		122.7	123.5	122.1	121.9	120.4	121.7	121.8	122.0	120.8	120.9	120.4	123.8
G 情報通信業		122.0	123.8	121.3	121.2	120.0	121.2	121.5	122.2	121.7	119.8	121.3	123.9
H 運輸業、郵便業		104.4	103.8	103.4	107.4	103.7	103.3	102.9	103.2	104.3	106.6	106.7	107.4
I 卸売業、小売業		110.7	110.9	110.7	111.2	110.1	110.6	111.2	111.1	111.5	111.0	112.1	113.3
J 金融業、保険業		108.6	122.2	120.6	120.7	119.3	119.8	119.3	120.2	121.0	119.1	121.4	123.4
K 不動産業、物品賃貸業		113.0	113.0	113.1	110.9	112.1	114.3	112.7	114.1	114.3	115.9	116.7	118.1
L 学術研究、専門・技術サービス業		120.2	120.3	120.2	120.1	118.4	119.4	119.9	120.1	120.8	119.6	121.1	123.0
M 宿泊業、飲食サービス業		99.2	99.7	98.2	100.4	100.8	98.3	100.4	101.9	102.0	102.9	105.6	103.9
N 生活関連サービス業、娯楽業		97.5	98.4	98.3	101.3	97.7	97.6	99.5	103.1	103.0	105.6	103.4	105.1
O 教育、学習支援業		106.7	108.2	106.6	109.1	105.5	107.3	114.2	114.6	116.1	113.3	114.2	116.3
P 医療、福祉		109.0	110.8	110.6	108.5	108.2	110.3	111.9	112.6	111.2	111.5	112.9	114.4
Q 複合サービス事業		115.0	116.9	122.6	119.7	116.1	121.7
R サービス業		109.9	112.7	110.8	112.2	111.9	111.5	111.8	111.2	112.3	112.5	113.2	114.1

(他に分類されないもの)

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列11表 産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	年	平成	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和
		21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	2年
T 調査産業計		18.0	17.9	17.9	18.3	18.3	18.5	18.4	18.1	18.2	18.2	18.0	18.0
1,000人以上		19.8	19.0	18.9	19.3	19.5	19.4	19.3	19.1	19.2	19.1	18.6	18.9
100～999人		17.5	17.7	17.8	18.0	18.1	18.3	18.1	17.8	17.9	17.8	17.8	17.7
300～999人		17.8	18.1	18.3	18.3	18.5	18.5	18.4	18.0	18.2	18.0	18.0	17.9
100～299人		17.1	17.3	17.3	17.6	17.8	18.1	17.8	17.7	17.6	17.7	17.7	17.6
30～99人		16.3	16.9	16.8	17.1	16.9	17.4	17.6	17.0	17.3	17.5	17.3	17.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業		18.5	18.5	18.6	18.4	18.2	18.6	18.0	18.0	18.3	18.4	18.0	17.7
D 建設業		18.0	18.6	18.1	18.3	18.2	18.3	18.6	17.8	18.1	18.2	17.8	17.9
E 製造業		18.4	18.6	18.5	19.0	18.9	19.1	19.1	18.8	19.0	18.8	18.7	18.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業		19.6	19.6	19.7	19.6	20.1	19.8	19.5	19.4	19.5	19.5	19.5	19.5
G 情報通信業		18.5	18.8	18.6	18.8	19.6	19.0	18.7	19.3	18.9	19.2	19.3	19.3
H 運輸業、郵便業		19.3	17.2	17.5	18.1	17.5	18.1	18.2	17.7	17.7	18.1	17.7	17.7
I 卸売業、小売業		17.7	17.5	17.5	17.9	17.8	18.0	18.4	18.0	18.3	18.2	17.8	18.0
J 金融業、保険業		19.8	19.6	19.2	19.8	19.4	19.9	19.5	19.4	20.3	19.3	19.1	18.9
K 不動産業、物品賃貸業		17.0	17.0	17.1	17.6	17.9	18.2	17.2	17.4	17.8	17.2	17.4	17.6
L 学術研究、専門・技術サービス業		17.6	18.2	18.1	18.6	18.4	18.5	18.8	18.6	18.1	18.4	18.5	18.6
M 宿泊業、飲食サービス業		15.3	15.8	15.9	16.3	16.3	16.7	16.8	16.0	16.5	16.1	15.2	16.2
N 生活関連サービス業、娯楽業		15.7	15.4	16.0	16.4	16.5	16.9	16.9	15.7	16.9	18.3	17.2	16.8
O 教育、学習支援業		16.4	16.7	16.6	16.9	17.1	18.0	18.7	18.5	18.8	18.6	18.3	18.4
P 医療、福祉		14.4	14.5	14.4	15.0	14.9	14.5	16.9	16.7	16.8	17.0	17.0	16.7
Q 複合サービス事業		19.3	19.5	19.4	20.1	18.9	19.5
R サービス業		16.0	16.5	16.4	16.9	17.4	17.8	17.5	16.8	17.0	17.3	17.3	17.2

(他に分類されないもの)

注：1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列12表 産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得日数

産業・企業規模	年	(単位：日)											
		平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和 2年
T 調査産業計		8.5	8.5	8.6	9.0	8.6	9.0	8.8	8.8	9.0	9.3	9.4	10.1
1,000人以上		10.6	10.2	10.5	10.9	10.6	10.8	10.1	10.4	10.6	11.2	10.9	11.9
100～999人		7.9	7.9	8.1	8.2	7.8	8.4	8.3	8.2	8.4	8.5	8.8	9.3
300～999人		7.9	8.1	8.4	8.6	8.2	8.7	8.7	8.5	8.8	8.6	9.0	9.5
100～299人		7.9	7.8	7.7	7.7	7.5	8.1	8.0	7.9	8.2	8.4	8.7	9.2
30～99人		6.5	6.9	7.0	7.2	6.8	7.4	7.6	7.4	7.5	7.7	8.2	8.7
C 鉱業、採石業、砂利採取業		11.0	11.6	10.9	10.4	10.9	11.2	10.3	10.4	10.4	11.6	10.7	11.3
D 建設業		7.0	7.1	6.7	6.9	6.6	7.4	7.1	6.8	6.9	7.0	7.7	8.0
E 製造業		10.0	9.9	9.8	10.3	10.2	10.3	10.1	10.4	10.7	11.0	11.0	11.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業		14.6	14.6	14.8	14.4	14.3	14.0	13.6	13.8	14.0	14.2	14.9	15.0
G 情報通信業		10.1	10.3	10.7	11.4	10.8	11.0	10.3	10.7	11.2	11.5	11.3	12.3
H 運輸業、郵便業		10.2	8.4	8.7	10.3	8.7	9.2	9.3	8.5	8.6	9.3	9.1	10.0
I 卸売業、小売業		6.1	6.0	6.4	6.4	6.0	6.5	6.4	6.4	6.4	6.5	7.1	8.0
J 金融業、保険業		8.2	8.5	9.3	9.6	9.7	10.5	9.5	9.5	10.4	11.2	11.6	11.6
K 不動産業、物品賃貸業		6.9	7.2	7.3	7.4	7.6	7.6	7.3	7.1	7.8	8.6	8.5	9.2
L 学術研究、専門・技術サービス業		8.8	9.7	9.6	9.4	9.2	9.4	9.7	9.6	10.4	10.1	11.3	11.8
M 宿泊業、飲食サービス業		4.5	5.0	5.2	6.1	4.9	6.7	5.4	5.2	5.4	5.2	6.2	6.7
N 生活関連サービス業、娯楽業		6.6	6.5	7.1	7.0	6.3	6.3	6.5	6.2	6.6	6.7	7.5	7.8
O 教育、学習支援業		6.3	6.6	6.8	6.8	7.5	6.9	7.2	7.6	7.0	8.0	8.4	8.6
P 医療、福祉		5.2	6.4	6.1	7.1	6.9	6.6	8.6	8.4	8.8	8.9	9.0	8.9
Q 複合サービス事業		6.3	12.4	12.5	13.0	6.8	14.2
R サービス業		7.9	8.7	9.2	8.5	8.1	8.2	8.5	8.0	8.5	9.5	9.0	9.3
(他に分類されないもの)													

注：1) 1年間に実際に取得した日数である。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列13表 産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得率

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	47.4	47.1	48.1	49.3	47.1	48.8	47.6	48.7	49.4	51.1	52.4	56.3
1,000人以上	53.7	53.5	55.3	56.5	54.6	55.6	52.2	54.7	55.3	58.4	58.6	63.1
100～999人	45.1	45.0	45.4	45.5	43.4	45.9	46.0	45.9	47.2	47.6	49.6	52.7
300～999人	44.1	44.9	46.0	47.1	44.6	47.0	47.1	47.1	48.0	47.6	49.8	53.1
100～299人	46.0	45.0	44.7	44.0	42.3	44.9	44.9	44.8	46.5	47.6	49.4	52.3
30～99人	40.0	41.0	41.8	42.2	40.1	42.2	43.2	43.7	43.8	44.3	47.2	51.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	59.4	63.0	58.6	56.7	60.0	60.1	57.0	57.7	57.0	62.9	59.4	63.9
D 建設業	38.9	38.1	37.2	37.7	36.1	40.3	38.1	38.2	38.0	38.5	43.3	44.9
E 製造業	54.5	53.2	53.0	54.2	54.0	54.0	52.8	55.4	56.2	58.4	59.2	64.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	74.4	74.2	75.2	73.6	71.1	70.6	69.8	71.3	71.8	72.9	76.2	76.8
G 情報通信業	54.8	54.6	57.5	60.9	55.0	57.7	55.0	55.5	58.9	59.8	58.5	64.0
H 運輸業、郵便業	52.7	48.9	49.8	56.7	49.8	50.5	51.1	48.2	49.0	51.4	51.3	56.5
I 卸売業、小売業	34.3	34.6	36.5	35.8	33.5	36.4	34.5	35.5	34.9	35.8	40.0	44.7
J 金融業、保険業	41.2	43.3	48.4	48.4	50.0	52.8	49.0	49.0	51.5	58.3	60.7	61.2
K 不動産業、物品賃貸業	40.4	42.2	42.7	42.2	42.2	41.6	42.6	40.9	43.7	49.9	49.1	52.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	49.7	53.3	52.8	50.5	49.8	50.9	51.7	51.6	57.6	54.7	61.1	63.2
M 宿泊業、飲食サービス業	29.4	31.4	32.5	37.4	29.8	40.1	32.2	32.6	32.8	32.5	40.8	41.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	42.1	42.0	44.4	42.9	38.4	37.1	38.2	39.4	38.9	36.5	43.5	46.7
O 教育、学習支援業	38.7	39.5	41.0	40.0	43.6	38.2	38.6	41.0	37.2	43.3	46.2	46.4
P 医療、福祉	36.3	44.0	42.5	47.5	46.1	45.4	50.8	50.2	52.5	52.2	53.2	53.5
Q 複合サービス事業	32.4	63.7	64.6	64.7	36.2	72.7
R サービス業	49.4	52.7	56.0	50.3	46.7	46.5	48.8	47.9	49.9	54.8	52.3	54.2
(他に分類されないもの)												

注：1) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計) × 100 (%) である。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列14表 産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	17.2	17.0	16.9	15.4	19.6	23.6	16.0	15.5	18.4	19.1	22.2	43.2
1,000人以上	35.1	35.1	33.2	31.8	32.8	36.3	26.6	29.8	29.7	28.8	28.8	46.4
100～999人	22.3	20.4	21.4	18.9	24.2	27.5	20.6	20.4	22.6	23.6	25.7	45.4
300～999人	25.3	25.2	22.9	22.7	25.1	31.3	24.1	25.2	26.0	24.9	29.2	46.9
100～299人	21.4	19.0	21.0	17.7	23.9	26.4	19.5	18.8	21.4	23.2	24.5	45.0
30～99人	14.9	15.3	14.8	13.6	17.5	21.8	13.9	13.2	16.4	17.0	20.5	42.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	16.4	11.8	16.5	12.6	21.3	11.2	15.6	5.3	5.7	10.9	4.9	33.0
D 建設業	11.6	15.0	17.5	20.0	20.6	26.1	19.3	15.7	20.8	14.7	14.0	46.2
E 製造業	22.4	19.8	21.1	17.7	22.5	27.1	21.8	21.3	22.2	24.2	32.7	54.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	17.1	18.2	18.6	13.8	19.1	21.3	9.6	15.6	16.2	14.1	14.0	29.9
G 情報通信業	23.0	24.9	22.8	24.1	27.6	26.8	24.8	24.5	28.8	21.5	21.6	36.7
H 運輸業、郵便業	13.9	10.1	7.1	12.0	13.7	21.4	4.6	5.8	7.4	14.9	12.9	48.7
I 卸売業、小売業	14.3	19.2	15.7	14.8	18.6	21.5	15.9	16.3	17.9	22.5	27.1	41.5
J 金融業、保険業	34.7	39.5	34.7	34.1	36.6	41.7	40.1	38.9	44.5	34.6	36.5	51.8
K 不動産業、物品賃貸業	18.5	14.5	17.7	15.2	17.8	30.4	20.7	16.2	22.3	14.6	26.2	46.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	24.0	21.4	29.7	21.3	30.8	28.5	21.2	21.2	26.8	22.0	19.5	42.2
M 宿泊業、飲食サービス業	12.4	11.1	11.2	8.0	19.5	22.3	14.7	10.4	17.7	12.3	19.8	37.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	12.8	10.5	11.5	11.2	12.2	17.5	17.0	11.3	19.4	9.4	17.8	40.4
O 教育、学習支援業	20.4	15.9	22.4	10.1	17.7	23.1	19.1	15.1	20.0	21.2	23.8	47.8
P 医療、福祉	13.0	12.2	16.4	9.2	18.4	18.7	9.1	12.7	13.8	17.0	17.4	35.6
Q 複合サービス事業	15.9	15.6	19.5	18.6	15.8	46.8
R サービス業	17.2	13.5	14.3	13.3	15.7	18.8	11.0	10.7	16.2	16.9	10.3	31.2

(他に分類されないもの)

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列15表 産業・企業規模別、1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	5.0	5.0	4.8	4.7	5.2	5.4	5.3	4.6	5.0	4.9	5.4	5.3
1,000人以上	4.4	4.5	4.5	5.9	5.2	5.2	4.9	4.7	4.8	5.0	5.1	5.3
100～999人	4.7	4.5	4.5	4.2	5.0	5.1	5.0	4.8	4.8	5.0	4.9	5.0
300～999人	4.6	4.5	4.5	4.2	4.8	4.9	4.8	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9
100～299人	4.7	4.5	4.4	4.2	5.1	5.1	5.0	4.8	4.8	5.2	5.0	5.0
30～99人	5.2	5.2	5.0	4.9	5.3	5.5	5.6	4.5	5.1	4.9	5.7	5.5
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4.6	6.0	7.0	6.3	27.6	8.2	6.5	8.6	7.0	7.5	X	5.2
D 建設業	4.7	4.9	5.0	4.3	5.6	4.8	4.6	4.8	4.6	3.6	6.2	5.2
E 製造業	4.6	4.8	4.0	4.0	4.4	5.4	4.6	4.0	4.3	4.5	4.6	4.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4.1	5.3	4.1	4.0	17.1	5.3	3.9	5.2	3.7	5.8	4.7	4.9
G 情報通信業	5.1	3.9	4.2	3.7	4.7	4.8	5.1	5.2	5.0	5.1	4.7	5.1
H 運輸業、郵便業	4.3	5.7	5.5	6.2	5.4	5.7	3.8	3.9	5.7	5.7	6.3	5.6
I 卸売業、小売業	5.2	5.0	4.9	4.8	5.1	5.6	5.4	4.4	5.0	5.1	5.9	5.5
J 金融業、保険業	5.4	5.1	5.5	8.0	6.0	5.7	5.7	5.7	5.7	6.1	6.2	5.6
K 不動産業、物品賃貸業	5.5	5.2	5.4	4.5	6.5	6.1	5.6	4.7	5.1	6.0	5.3	5.4
L 学術研究、専門・技術サービス業	4.6	4.4	5.9	4.2	4.3	5.0	5.0	5.0	4.3	4.5	5.0	5.2
M 宿泊業、飲食サービス業	6.7	5.7	7.7	7.0	6.5	5.0	5.0	3.8	4.4	5.5	5.6	5.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	5.9	4.6	4.8	4.9	7.0	5.2	6.0	3.6	7.3	4.9	6.4	5.6
O 教育、学習支援業	5.8	5.2	4.9	6.4	8.2	6.8	6.9	7.3	5.4	6.8	6.5	6.5
P 医療、福祉	4.9	5.1	6.1	4.6	6.1	6.8	8.3	5.4	6.3	4.8	5.5	5.6
Q 複合サービス事業	5.5	4.4	5.1	5.1	4.8	4.9
R サービス業	5.2	5.7	5.4	4.9	5.0	5.1	5.2	4.9	4.4	4.8	5.0	5.8

(他に分類されないもの)

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列16表 産業・企業規模別、1年単位の變形労働時間制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	35.6	37.0	36.9	33.3	32.3	35.4	30.6	34.7	33.8	35.3	35.6	33.9
1,000人以上	24.6	25.6	24.4	22.7	20.9	21.0	20.6	22.3	23.1	22.0	23.2	22.6
100～999人	34.5	34.6	34.7	36.1	32.6	36.2	31.3	32.8	31.4	31.3	32.3	31.9
300～999人	31.3	30.3	32.2	32.6	30.4	31.6	27.3	28.5	27.1	29.9	26.9	28.4
100～299人	35.5	35.9	35.4	37.2	33.3	37.5	32.6	34.2	32.7	31.8	34.0	33.1
30～99人	36.4	38.2	38.0	32.6	32.5	35.5	30.6	35.8	35.0	37.4	37.4	35.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	61.1	69.5	73.0	66.9	59.8	58.4	67.6	65.8	64.2	66.2	55.8	57.3
D 建設業	54.4	46.8	47.3	48.6	46.5	47.3	41.2	50.6	51.0	56.1	59.2	55.5
E 製造業	45.3	48.6	50.7	48.4	49.3	51.6	47.9	55.3	52.6	51.2	53.2	48.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27.4	26.3	27.4	24.5	24.6	24.9	25.7	25.7	29.5	27.4	26.7	24.1
G 情報通信業	10.3	11.7	8.2	7.9	7.4	8.6	3.9	3.8	4.6	8.9	7.9	6.9
H 運輸業、郵便業	45.3	46.5	48.6	41.1	33.3	40.8	48.4	51.7	47.4	50.1	58.6	57.8
I 卸売業、小売業	33.3	34.9	33.1	28.7	27.8	32.4	26.0	34.6	34.5	34.9	31.4	30.3
J 金融業、保険業	2.6	3.8	2.1	4.6	2.9	2.9	3.8	5.3	3.9	4.6	5.7	3.4
K 不動産業、物品賃貸業	31.5	31.9	27.7	21.8	21.1	21.1	28.0	31.5	24.1	21.6	27.6	25.7
L 学術研究、専門・技術サービス業	19.3	26.3	24.7	15.3	14.8	16.8	20.8	20.1	20.0	14.0	14.3	16.5
M 宿泊業、飲食サービス業	18.9	16.6	20.9	15.5	15.1	20.9	23.2	16.1	17.0	26.1	27.0	21.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	28.6	27.5	28.9	29.6	24.1	24.0	27.8	34.0	36.2	25.3	23.6	22.9
O 教育、学習支援業	39.4	39.8	37.2	41.8	42.9	43.1	34.0	40.7	39.9	43.0	52.7	49.5
P 医療、福祉	9.1	20.0	19.0	12.8	11.6	14.3	11.8	13.5	14.3	21.8	18.3	16.5
Q 複合サービス事業	29.4	31.6	33.7	29.3	31.1	36.2
R サービス業	21.8	26.6	19.8	21.2	23.9	25.6	22.1	27.2	27.3	25.3	25.8	31.8
(他に分類されないもの)												

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列17表 産業・企業規模別、1か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	15.5	15.3	14.1	15.8	16.6	17.9	20.3	23.9	20.9	22.3	25.4	23.9
1,000人以上	38.3	40.2	38.5	41.1	40.6	40.6	36.6	41.7	45.0	46.8	48.8	50.6
100～999人	20.5	21.5	19.5	21.3	19.7	20.9	27.3	30.4	30.3	30.4	33.2	32.9
300～999人	24.7	27.3	27.5	31.9	29.7	29.3	32.4	35.0	36.6	35.6	39.4	41.2
100～299人	19.2	19.8	17.2	18.0	16.7	18.4	25.6	28.9	28.3	28.7	31.2	30.1
30～99人	13.0	12.4	11.4	13.0	14.8	16.1	17.2	20.8	16.5	18.1	21.4	19.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	17.1	12.5	15.5	10.8	15.3	13.7	13.7	13.0	13.0	16.0	14.7	13.6
D 建設業	8.0	13.7	9.3	6.6	7.5	9.8	10.4	14.4	9.7	4.9	3.4	7.1
E 製造業	9.4	9.6	8.1	10.1	7.5	8.0	7.9	10.2	7.4	8.8	10.8	10.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	41.4	41.5	40.3	39.6	41.2	46.1	42.9	43.4	45.2	46.3	48.7	50.6
G 情報通信業	8.2	7.1	6.9	8.6	8.5	7.7	10.9	13.2	9.8	13.9	17.4	12.6
H 運輸業、郵便業	22.9	22.5	19.3	16.6	18.3	27.3	20.4	22.6	23.0	28.4	21.8	20.6
I 卸売業、小売業	19.4	15.6	15.6	19.2	22.0	20.0	17.4	19.3	12.0	20.2	26.8	22.5
J 金融業、保険業	11.7	10.7	8.0	6.2	7.3	9.7	15.7	15.2	14.3	18.1	17.6	18.4
K 不動産業、物品賃貸業	16.8	14.8	15.0	18.9	22.9	18.9	28.8	22.7	28.9	21.2	17.5	19.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	6.3	4.5	2.3	9.8	5.8	6.2	4.0	9.0	6.6	8.9	10.6	11.5
M 宿泊業、飲食サービス業	23.4	25.9	29.1	28.0	31.0	32.8	30.2	33.6	38.9	37.5	39.5	40.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	26.6	21.1	21.5	19.6	28.0	29.8	23.7	29.7	29.2	22.5	33.9	24.9
O 教育、学習支援業	17.2	12.5	14.4	10.9	8.1	6.2	14.8	14.3	17.7	17.9	17.5	17.9
P 医療、福祉	22.8	24.4	26.3	36.5	39.4	43.2	49.2	54.0	46.4	47.3	50.8	51.5
Q 複合サービス事業	19.1	23.7	22.5	27.2	22.8	26.5
R サービス業	16.6	22.8	18.5	19.0	18.3	22.5	17.2	20.2	20.8	16.8	26.6	19.8

(他に分類されないもの)

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列18表 産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	6.1	5.9	5.9	5.2	5.0	5.3	4.3	4.6	5.4	5.6	5.0	6.1
1,000人以上	31.9	31.8	32.0	25.9	28.2	27.7	21.7	22.1	23.6	24.4	26.6	28.7
100～999人	10.6	10.1	10.7	9.7	9.2	9.3	8.4	7.9	8.3	8.4	8.0	10.2
300～999人	18.6	18.1	17.6	15.8	13.4	16.0	13.2	13.8	14.2	10.7	12.5	13.8
100～299人	8.2	7.7	8.6	7.8	7.9	7.3	6.9	6.0	6.4	7.6	6.6	9.0
30～99人	3.8	3.6	3.5	2.9	2.8	3.2	2.2	2.8	3.7	3.9	3.1	3.7
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.7	3.0	0.9	1.5	3.8	4.1	6.1	8.0	5.2	6.3	6.3	10.6
D 建設業	2.6	2.1	2.0	0.6	0.8	1.5	2.0	1.1	0.9	2.1	0.8	1.1
E 製造業	5.7	6.0	8.1	7.7	6.8	7.3	5.2	6.5	6.8	7.8	6.6	7.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9.7	11.0	10.0	13.0	11.5	12.1	10.2	10.3	14.1	8.7	8.0	14.2
G 情報通信業	29.8	26.8	22.3	18.8	20.2	23.8	17.0	21.3	22.2	25.3	24.2	30.0
H 運輸業、郵便業	1.0	3.5	2.0	2.1	2.0	2.5	4.5	3.7	4.1	3.7	2.4	4.1
I 卸売業、小売業	5.0	3.2	4.1	4.0	2.8	4.0	3.0	3.0	6.3	4.1	4.5	4.0
J 金融業、保険業	9.2	9.1	9.5	8.4	10.1	9.8	8.0	7.8	6.5	8.7	9.0	14.4
K 不動産業、物品賃貸業	4.5	6.2	5.6	5.2	3.8	2.5	6.2	4.0	8.2	6.9	8.7	10.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	19.5	18.6	16.5	10.5	10.5	10.4	13.7	14.3	13.0	13.9	12.8	18.0
M 宿泊業、飲食サービス業	2.8	2.5	1.1	1.8	2.6	1.2	2.8	4.4	5.0	2.3	3.1	2.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	7.5	4.0	3.9	2.1	3.9	2.1	0.6	0.1	1.9	5.3	3.2	2.1
O 教育、学習支援業	7.5	6.2	4.0	5.2	5.6	2.8	1.9	2.6	2.7	2.0	1.4	1.3
P 医療、福祉	8.2	4.0	7.2	2.8	2.6	1.7	2.0	0.7	0.8	1.7	0.6	3.2
Q 複合サービス事業	14.4	14.0	14.8	12.3	12.9	16.5
R サービス業	4.8	7.9	5.3	4.4	5.6	4.9	4.9	6.8	5.8	8.5	8.8	10.4

(他に分類されないもの)

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列19表 産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	
T 調査産業計	7.5	9.1	9.3	10.4	9.2	11.3	11.3	10.0	12.0	14.3	12.4	11.4
1,000人以上	19.4	19.7	19.0	17.1	17.7	17.9	17.0	17.8	18.2	16.5	14.6	17.1
100～999人	10.3	12.7	13.4	14.5	12.9	14.2	14.8	13.4	15.2	16.0	15.7	15.4
300～999人	15.4	17.5	18.7	19.0	17.6	18.8	14.3	14.8	16.4	16.5	16.3	14.1
100～299人	8.8	11.2	11.8	13.1	11.4	12.8	14.9	13.0	14.8	15.8	15.5	15.8
30～99人	6.1	7.5	7.6	8.7	7.7	10.1	9.7	8.4	10.6	13.5	10.9	9.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	2.2	1.0	3.5	4.7	5.6	12.2	7.4	13.0	6.5	7.4	4.9
D 建設業	6.3	4.9	6.1	8.3	11.1	10.6	12.5	15.4	9.0	13.0	9.9	11.6
E 製造業	6.1	9.9	9.7	12.1	11.0	13.5	12.7	12.4	12.0	18.3	13.7	15.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	2.2	1.6	1.6	1.7	2.4	11.0	7.5	10.9	4.9	8.2	10.0
G 情報通信業	11.5	13.6	9.0	13.4	12.1	12.0	13.5	13.8	14.2	15.5	15.9	15.5
H 運輸業、郵便業	4.5	6.3	5.7	6.3	3.6	4.8	11.3	8.1	12.9	13.7	10.9	6.8
I 卸売業、小売業	12.3	13.8	14.7	14.3	12.7	16.3	17.7	14.3	21.0	22.7	20.0	15.3
J 金融業、保険業	7.4	9.4	6.7	16.1	13.1	15.7	11.9	11.1	10.8	16.9	14.0	14.4
K 不動産業、物品賃貸業	14.0	16.0	10.6	16.7	15.0	16.8	19.3	17.1	22.5	16.6	11.9	20.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	7.9	5.5	11.6	10.9	13.3	9.3	12.7	14.5	13.3	12.1	18.3	21.2
M 宿泊業、飲食サービス業	2.6	4.0	5.0	4.7	4.6	4.3	8.9	5.8	8.7	6.7	8.5	8.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	5.8	3.6	4.3	6.3	6.2	5.6	10.8	6.8	9.5	12.8	8.0	5.9
O 教育、学習支援業	4.2	8.7	6.8	7.6	5.0	3.2	6.1	3.3	4.3	6.7	6.9	5.4
P 医療、福祉	6.0	4.1	3.5	3.7	0.8	3.3	1.3	2.7	4.0	6.1	6.0	3.9
Q 複合サービス事業	13.4	10.8	12.7	11.5	12.2	12.9
R サービス業	4.2	5.6	7.3	7.4	3.7	10.9	10.8	8.8	12.0	11.5	12.1	13.1
(他に分類されないもの)												

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列20表 産業・企業規模別、専門業務型裁量労働制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年																			
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年								
T 調査産業計	2.1	2.5	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3	2.1	2.5	1.8	2.3	1.8								
1,000人以上	8.8	9.7	8.8	7.7	7.6	7.2	9.6	9.5	10.2	11.0	10.9	10.6								
100～999人	2.5	3.7	3.6	3.6	3.2	3.2	3.1	2.7	3.2	3.0	3.0	2.4								
300～999人	4.0	5.1	4.5	4.8	3.6	4.0	4.9	4.2	5.6	3.7	3.3	3.6								
100～299人	2.0	3.2	3.3	3.2	3.1	3.0	2.5	2.2	2.4	2.8	2.9	2.0								
30～99人	1.8	1.9	1.6	1.7	1.6	2.9	1.7	1.6	2.0	1.0	1.7	1.3								
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
D 建設業	0.3	0.4	0.4	3.2	1.4	3.7	0.2	0.7	1.9	0.4	1.3	0.1								
E 製造業	1.9	2.7	3.1	1.8	2.2	3.3	3.1	3.0	2.1	1.6	1.4	2.2								
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.9	1.0	0.9	0.6	0.8	0.9	0.4	0.5	1.9	1.9	0.7								
G 情報通信業	17.4	23.0	17.7	14.2	17.0	18.1	19.4	20.1	26.6	21.2	26.3	18.5								
H 運輸業、郵便業	0.0	0.0	0.0	0.8	-	-	0.0	0.0	0.0	0.8	-	-								
I 卸売業、小売業	2.2	1.0	0.7	1.8	1.7	2.7	1.6	0.9	2.3	0.8	2.2	0.9								
J 金融業、保険業	1.4	1.0	2.5	2.5	1.6	2.7	0.2	1.6	1.7	1.7	2.1	1.8								
K 不動産業、物品賃貸業	1.3	0.2	0.6	0.2	0.4	0.6	0.5	1.9	2.1	0.8	0.9	0.8								
L 学術研究、専門・技術サービス業	6.4	8.4	8.7	9.1	8.8	7.6	7.4	7.4	7.7	12.1	9.6	10.2								
M 宿泊業、飲食サービス業	0.4	0.3	0.4	0.0	0.2	0.0	3.5	1.4	0.3	0.4	-	-								
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.2	1.1	0.1	0.0	0.0	-	0.2	-	2.7	0.2	0.0	-								
O 教育、学習支援業	0.9	0.6	0.6	1.2	1.8	0.8	5.8	6.1	6.5	4.9	4.2	5.0								
P 医療、福祉	1.3	-	0.1	0.2	1.0	1.2	-	0.1	0.2	0.1	0.6	0.6								
Q 複合サービス事業	-	-	-	-	-	1.1								
R サービス業	1.0	2.1	1.7	2.9	1.1	3.4	0.4	0.4	0.8	0.1	1.0	0.3								

(他に分類されないもの)

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

V 調 査 票

秘



令和2年就労条件総合調査 調査票

統計法に基づく一般統計調査

政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

この調査票に記入された事項については、秘密の保護に万全を期し、統計作成以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。
また、オンライン調査票による回答も可能ですので、詳しくは「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

- この調査は、常用労働者が30人以上の民営企業を対象としています(注1)。
- この調査は、企業を単位として依頼しておりますので、本社(本店)のほか、支社、工場、出張所などの事業所があれば、それらも含めて回答してください。
なお、本社(本店)以外の事業所にこの調査票が到着した場合は、お手数ですが本社(本店)の担当部署へ回送をお願いします。
- 記入に当たっては、給与、会計、人事等についてよく把握されている方が記入してください。また、別冊の「記入要領」を必ず読んで、黒のインク、又はボールペンを使用して記入してください。
- 該当する番号を○で囲む回答については、特に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。回答欄が のように網掛けになっている場合は、複数回答可となっております。
- この調査票は、特に断りのない限り、**令和2年1月1日現在の状況**について記入してください。

この調査票の1-5以降の設問は、「1-4全常用労働者(注2)のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者(注3)を除く。)」について記入してください。

- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**令和2年1月31日までに返送**してください。
- 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 **厚生労働省就労条件総合調査事務局**
 【TEL】 000-000-0000
 【FAX】 000-000-0000
 【e-mail】 x x x @ x x x . co . jp

I 企業の属性

- 主な生産品の名称又は事業の内容

5,000人	1,000	300	100	30
以上	4,999人	999人	299人	99人
1	2	3	4	5
- 企業全体の全常用労働者数
(本社・支社を合わせた全常用労働者数)(注2)

- 労働組合の有無

有	1	無	2
---	---	---	---

法人番号

※ 国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。
(商業登記法に基づき「会社法人番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。)

企業の名称・所在地

フリガナ
氏名

所属部署名

電話 () 局 番 (内線 番)

メールアドレス @

(所在地、企業名に変更等がありましたら訂正をお願いします。)

産業分類番号

一連番号

企業組織番号

都道府県番号

1 2 3

プレプリント

フリガナ
氏名

所属部署名

電話 () 局 番 (内線 番)

メールアドレス @

(所在地、企業名に変更等がありましたら訂正をお願いします。)

産業分類番号

一連番号

企業組織番号

都道府県番号

1 2 3

プレプリント

- 全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者数
(パートタイム労働者を除く。)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

(注1)「民営企業」には、医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人も含まれます。
 (注2)「常用労働者」とは、次の①又は②のいずれかにかかわらず該当する者をいいます。
 ① 期間を定めずに雇われている労働者
 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者
 (注3)「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が貴社の一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が貴社の一般の労働者と同じであっても1週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。

【2頁参考】

Ⅱ 労働時間制度

1 所定労働時間

- ・ 「監督又は管理の地位にある者」とは、労働基準法第41条第2号に規定する者（管理監督者）のことをいい、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指し、名称にとらわれず実態に即して判断すべきものです。
- ・ (2)「監督又は管理の地位にある者」と(3)「適用労働者数計」の合計に、労働基準法第41条第2号に規定する「機密の事務を取り扱う者」と同条第3号に規定する「監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」を加えると、1頁1-4の「期間を定めずに雇われている常用労働者数」と一致します。

1-5以降の設問はすべて「1-4 全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）」について記入してください。

5 次に掲げる業務のうち、貴社で従事する労働者がいる業務に該当する番号を、すべて○で囲んでください(ただし、資格を有する者がいても、その業務に従事していない場合は該当しません。)

01	新商品又は新技術の研究開発等	01	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11
02	情報処理システムの分析又は設計	02	学校教育法に規定する大学における教授研究	12
03	記事又は放送番組の取材又は編集	03	公認会計士	13
04	デザイナー	04	弁護士	14
05	プロデューサー又はディレクター	05	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	15
06	コピーライター	06	不動産鑑定士	16
07	システムコンサルタント	07	弁理士	17
08	インテリアコーディネーター	08	税理士	18
09	ゲーム用ソフトウェアの創作	09	中小企業診断士	19
10	証券アナリスト	10	事業運営の企画、立案、調査及び分析	20

II 労働時間制度

1 所定労働時間 (休憩時間、残業時間は含みません。)

(1) 就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入してください。

1日の所定労働時間	時間	分	8
週所定労働時間	時間	分	9

〔 本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている所定労働時間を記入してください。 〕

(2) 労働時間の定めのない者のうち、監督又は管理の地位にある者の人数を記入してください。
(1頁裏面参照)

監督又は管理の地位にある者の人数	人	10
------------------	---	----

〔 当項目と(3)「適用労働者数」の計は1頁1-4の「常用労働者数」と一致する場合は、最も少ない場合が求められます。 〕

(3) 週所定労働時間別に適用労働者数を記入してください。

〔 監督又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めのない者は除外してください。 次の「2 週休制」においても同様に除外してください。 〕

週所定労働時間	時間分	時間分	適用労働者数
～	34:59		人
35:00	～	35:59	人
36:00	～	36:59	人
37:00	～	37:59	人
38:00	～	38:59	人
39:00	～	39:59	人
40:00	～	40:00	人
40:01	～	42:00	人
42:01	～	44:00	人
44:01	～		人
計			人

この2つの欄(1(3)の計と2の計)は一致します。また、1頁1-4の期間を定めずに雇われている常用労働者数と一致する場合とそれより少ない場合があります。

2 週休制

週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。

週休制の形態	適用労働者数
週休1日制又は週休1日半制	人
何らかの週休2日制	人
完全週休2日より休日日数が実質的に少ない制度(注1)	人
完全週休2日制	人
完全週休2日より休日日数が実質的に多い制度(注2)	人
計	人

(注) 1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいいます。
2) 月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいいます。

【3頁参考】

3 年間休日総数

- ・年間休日総数には、平成31年・令和元年1年間における休日の合計日数を記入してください。就業規則等で年間休日数を定めている場合はその日数を記入してください。
- ・「休日」とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働の義務がないとされた日として、「週休日」(日曜日、土曜日)などの会社指定の休日及び「週休日以外の休日」(国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社創立記念日などで会社の休日とされている日)の合計日数をいいます。ただし、年次有給休暇や雇用調整、生産調整等のための臨時休業日数は含みません。

4 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇の付与・取得日数

②と③の年次有給休暇の付与・取得日数については、1人当たり日数ではなく、延べ日数を記入してください。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度

労使協定等に基づき、年次有給休暇を計画的に付与する制度について記入してください。(労働基準法第39条第6項)

(3) 年次有給休暇の時間単位取得制度

労使協定等に基づき、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度について記入してください。(労働基準法第39条第4項)

5 特別休暇制度

「特別休暇」とは、週休日や法定休暇(年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等)以外に付与される休暇で、就業規則等で制度(慣行も含む。)として認めている休暇をいいます。なお、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分については含みません。

- ①「夏季休暇」とは、一般的に7月～9月の夏季の期間に連続で与えられる休暇(休日も含む。)をいいます。
- ②「病氣休暇」とは、本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいいます。
- ③「リフレッシュ休暇」とは、一定の勤務を有する者の心身の休養等のための休暇をいいます(例えば、勤続20年で10日、勤続30年で20日の休暇を与える等)これ以外に結婚20周年等家庭生活の節目、季節の節目にとるものも含みます。アニバーサリー休暇、永年勤続休暇等名称は問いません。
- ④「ボランティア休暇」とは、社会・地域貢献活動を支援する休暇をいいます。
- ⑤「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。
- ⑥「上記以外で1週間以上の長期の休暇」とは、上記以外で1週間以上連続した休暇をいいます。年末年始、5月の連休期間などにおいて連続して与えられる休暇も、それが週休日も含め、1週間以上連続した休暇となる場合も含みます。

(注1) 「1回当たり最高付与日数」には、特別休暇を週休日等との休日と連続してとる制度としている又は推奨している場合は、週休日等の休日を最高付与日数に算入してください。例えば完全週休2日制の場合、週休日の翌日から次の週休日までの休みの際には、9日としてください。ただし、週休日と祝祭日のみの場合は特別休暇に含みません。

(注2) 「1回当たり最高付与日数」又は「年間の最高付与日数」の制度がない場合や不明な場合は1桁目に「-」を記入してください。

(注3) 「上記以外で1週間以上の長期の休暇」に該当する休暇が複数ある場合は、最も長いものについて記入してください。また、①～⑤の他、法定休暇(年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等)で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分を含みません。

6 変形労働時間制

変形労働時間制には、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」があります。

- ・「1年単位の**変形労働時間制**」とは、労使協定等により、1か月を超え、1年以内の一定期間を平均し、週所定労働時間が40時間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の4)
- ・「1か月単位の**変形労働時間制**」とは、労使協定又は就業規則等により、1か月以内の一定の期間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の2)
- ・「1週間単位の**非定型的変形労働時間制**」とは、常用労働者が30人未満の小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業場において、労使協定等により週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、就業規則であらかじめ定めることとなく、1日8時間を超え10時間まで所定労働時間として労働させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の5)
- ・「**フレックスタイム制**」とは、就業規則等により、1か月以内の一定期間(清算期間)の総労働時間を定めておき、労働者はその枠内で、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働く制度をいいます。(労働基準法第32条の3)

3 年間休日総数 (2頁裏面参照)

年間休日総数は何日ですか。また、その休日日数が適用される労働者数は何人ですか。

年間休日総数	□	25	□	26
適用労働者数	□	□	□	□

本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている休日日数を記入してください。

4 年次有給休暇 (2頁裏面参照)

(1) 平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間における年次有給休暇について、男女計と女の別に記入してください。なお、企業全体についての記入が困難な場合は、常用労働者数の最も多い事業所について記入してください。

① 平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)中に年次有給休暇の取得資格のある労働者数	□	□	□	□	□	27
② 年間延べ付与日数(繰越日数を除く。)	□	□	□	□	□	28
③ 年間延べ取得(消化)日数(注)	□	□	□	□	□	29
	□	□	□	□	□	30
	□	□	□	□	□	31
	□	□	□	□	□	32

(注) 時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

(2) 年次有給休暇を計画的に付与する制度がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

制度がある	1	□	□	□	□	33
制度がない	2	□	□	□	□	34

年間を通じて、計画的に付与する年次有給休暇は1人当たり何日ですか。

(3) 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がありますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

制度がある	1	□	□	□	□	35
制度がない	2	□	□	□	□	36

年間を通じて、時間単位で取得できる年次有給休暇は1人当たり何日ですか。

5 特別休暇制度 (2頁裏面参照)

次の特別休暇制度がありますか。制度がある場合には、賃金の支給状況について該当する番号を1つ○で囲んで、「1」回当たり最高付与日数」及び「年間の最高付与日数」を記入してください。また、平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間の利用状況について該当する番号を1つ○で囲んでください。

特別休暇の種類	制度の有無		賃金の支給	1回当たり最高付与日数(注1)(注2)	年間の最高付与日数(注2)	平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間の利用の有無	
	有	無				有	無
① 夏季休暇	有	1	有給 1 2 3 無給	□	□	1	2
② 病欠休暇	有	1	有給 1 2 3 無給	□	□	1	2
③ リフレッシュ休暇	有	1	有給 1 2 3 無給	□	□	1	2
④ ボランティア休暇	有	1	有給 1 2 3 無給	□	□	1	2
⑤ 教育訓練休暇	有	1	有給 1 2 3 無給	□	□	1	2
⑥ 上記以外で1週間以上の長期の休暇(注3)	有	1	有給 1 2 3 無給	□	□	1	2

休暇の名称を記入してください。

6 変形労働時間制 (2頁裏面参照)

変形労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

変形労働時間制採用の有無	適用労働者数
1 変形労働時間制	□
2 変形労働時間制	□
3 変形労働時間制	□
4 フレックスタイム制	□
5 採用していない	□

7 みなし労働時間制

みなし労働時間制には、「事業場外みなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」があります。

- ・「**事業場外みなし労働時間制**」とは、出張や外回りの営業のように使用者の具体的な指揮・監督が及ばない事業場外で労働する場合で、労働時間の算定が困難な場合に、原則として所定労働時間労働したものとみなす制度をいいます。(労働基準法第38条の2)
- ・「**専門業務型裁量労働制**」とは、デザイナーやシステムエンジニアなど、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない以下の19の業務について、実際の労働時間数とはかわりなく、労使協定等で定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。(労働基準法第38条の3)

〔対象業務〕

- ① 新商品又は新技術の研究開発等の業務
- ② 情報処理システムの分析又は設計の業務
- ③ 記事又は放送番組の取材又は編集の業務
- ④ デザイナーの業務
- ⑤ プロデューサー又はディレクターの業務
- ⑥ コピーライターの業務
- ⑦ システムコンサルタントの業務
- ⑧ インテリアコーディネーターの業務
- ⑨ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- ⑩ 証券アナリストの業務
- ⑪ 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ⑫ 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務
- ⑬ 公認会計士の業務
- ⑭ 弁護士の業務
- ⑮ 建築士(一級建築士、二級建築士、木造建築士)の業務
- ⑯ 不動産鑑定士の業務
- ⑰ 弁理士の業務
- ⑱ 税理士の業務
- ⑲ 中小企業診断士の業務

- ・「**企画業務型裁量労働制**」とは、事業運営の企画、立案、調査及び分析の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない業務について、実際の労働時間数とはかわりなく、労使委員会が定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。なお、導入にあたっては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要です。(労働基準法第38条の4)

〔対象となり得る業務の例〕

- ① 経営企画を担当する部署における業務のうち、経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に関する計画を策定する業務
- ② 人事・労務を担当する部署における業務のうち、現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務
- ③ 広報を担当する部署における業務のうち、効果的な広告手法等について調査・分析を行い、広告を企画・立案する業務

8 高度プロフェッショナル制度

「**高度プロフェッショナル制度**」とは、高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と得られる成果との関連性が高くなく以下の対象業務に従事し、職務範囲が明確な一定の年収要件を満たす方を対象に、本人の希望や健康確保措置が確実に実施されること等を要件として、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる制度です。(労働基準法第41条の2)

〔対象業務〕

- ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ② 資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務に基づき自己の計算において行う有価証券の他の取引の業務
- ③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
- ④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
- ⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

9 勤務間インターバル制度

(注1) 「**勤務間インターバル制度**」とは、労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいいます。

なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しません。

例えば、以下の例が「勤務間インターバル制度」に該当します。

- ① 実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空けることを定めている場合
(例)「終業時刻から11時間空けなければ始業してはならない」と定めている場合。勤務時間が午前9時～午後5時の労働者が、午後11時に退社した場合翌日の始業時刻が午前10時となる。
- ② 実際の終業時刻に応じて翌日の始業時刻を定めている場合
(例)「午後10時～午後11時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前10時」、「午後11時～午後12時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前11時」などと実際の終業時刻に応じて、始業時刻を定めている場合。
※ 「午前10時に終業した場合、翌日の始業時刻は午前11時」、「午後10時に降残業禁止であるが、始業時刻に関する定めはなく早く来ることも可能」といった例のように、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が明確でない定め方は、これに該当しません。

(注2) 「**11時間以上空いている**」とは、平成31年・令和元年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている場合(終業時刻から始業時刻までの間に、休日を挟む場合は除く。)をいい、所定の終業時刻と翌日の所定の始業時刻が11時間以上空いている、必ずしもこれに該当するとは限りません。なお、注1の「勤務間インターバル制度」が適用されている労働者であるか否かは問いません。

7 みなし労働時間制 (3頁裏面参照)

(1) みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

みなし労働時間制採用の有無		適用労働者数	
採用している	1	+	人
採用している	2	+	人
採用している	3	+	人
採用していない	4		

70

【上記(1)で「2 専門業務型裁量労働制」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。】

→ (2) 専門業務型裁量労働制が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

新商品又は新技術の研究開発等	01	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11
情報処理システムの分析又は設計	02	学校教育法に規定する大学における教授研究	12
記事又は放送番組の取材又は編集	03	公認会計士	13
デザイナー	04	弁護士	14
プロデューサー又はディレクター	05	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	15
コピーライター	06	不動産鑑定士	16
システムコンサルタント	07	弁理士	17
インテリアコーディネーター	08	税理士	18
ゲーム用ソフトウェアの創作	09	中小企業診断士	19
証券アナリスト	10		

74

8 高度プロフェッショナル制度 (3頁裏面参照)

(1) 高度プロフェッショナル制度を採用していますか。該当する番号を○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

高度プロフェッショナル制度採用の有無		適用労働者数	
採用している	1	+	人
採用していない	2		

75

【上記(1)で「1 採用している」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。】

→ (2) 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務	1
資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務	2
有価証券市場における相場等や動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務	3
顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務	4
新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務	5

77

9 勤務間インターバル制度 (注1) (3頁裏面参照)

(1) 平成31年・令和元年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が、11時間以上空いている(注2)労働者はどれくらいいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の3分の4程度いる	ほとんど全員	全員
1	2	3	4	5	6	7

78

【5頁参考】

9 勤務間インターバル制度

(注3) 「導入している」と回答する場合、労働協約、労使協定又は就業規則に当該制度が定められていることを必要とし、慣行で決まっている場合などはこれに該当しません。

Ⅲ 賃金制度

1 時間外労働の割増賃金率

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く。)とされています。(労働基準法第37条第1項)

(注1) 「時間外労働」とは、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいいます。

(注2) 「定めている」とは、就業規則等において、割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

1か月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率は50%以上とされています。(労働基準法第37条第1項)ただし、中小企業(注3)については当分の間、引上げが猶予され、1か月60時間超の部分についても25%以上とされています。

(注3) 「中小企業」とは、具体的には下の表に該当する企業をいいます。

業種(※)	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する 労働者数(※)
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

※「業種」及び「常時使用する労働者数」については、右記を参照してください。

(注4) 「定めている」とは、就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。1か月60時間以下の時間外労働に係る割増賃金率と同率の場合(「割増賃金率は(60時間を超えるかどうか)に関係なく)一律25%としている場合」「45時間以下の割増賃金率を25%、45時間を超える割増賃金率を一律50%としている場合」等)もこれに該当します。

(3) 代替休暇

労使協定を締結すれば、1か月60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、割増賃金率が引き上げられた部分(25%以上から50%以上に引き上げられた部分)の割増賃金の支払いに代えて通常の賃金が支払われる休暇を付与することができます。(労働基準法第37条第3項)

(注5) 代替休暇を取得した労働者の実人員をいいます。同じ労働者が複数回取得した場合、1人として計算してください。

(4) 特別条項付き時間外労働協定

時間外労働の限度時間(例えば1か月45時間など)(※)を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合に締結する協定をいいます。

※ 時間外労働を行わせるためには、労働基準法第36条に基づき、労使間で時間外労働に関する協定(いわゆる「36協定」)を締結しますが、延長できる時間については、「時間外労働の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)において限度時間が定められています。この限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行わなければならない特別な事情が予想される場合には、特別の事情や限度時間を超えることのできる回数等を定めた「特別条項付き時間外労働協定」を締結することで、限度時間を超えて労働時間を延長することができます。

なお、「特別条項付き時間外労働協定」については、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率についても定めることが必要となっています。

※ 「常時使用する労働者数」について
「常時使用する労働者数」は、事業主の通常の状態により判断します。臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、労働者の数に変動が生じたものとして取り扱う必要がありません。
パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合ではなければ、常時使用する労働者数に算入してください。
例えば、常時使用する労働者数が50人以下ということは、時としては50を超えることはあっても、常時として50人以下の労働者を使用しているという意味であり、したがって、常時は48人であっても、繁忙期等において2、3人雇い入れるという場合は含まれます。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

① 貴社は中小企業(注3)に該当しますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
 なお、中小企業に該当するかの判断は、4頁裏面(2)(注3)を参照してください。

中小企業(注3)に該当する	1
中小企業に該当しない	2

85

② 就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
 また、定めている(注4)場合は、割増賃金率を記入してください。

定めている(注4)	1	(4)へ	割増賃金率	%
定めていない	2			

87

〔上記①で「2 中小企業に該当しない」かつ同②で「1 定めている」に〇をつけた企業が〕
〔下記③をお答えください。〕

(3) 代替休暇(4頁裏面参照) 労使協定等において、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する、代替休暇の制度がありますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

制度がある	1	平成31年・令和元年(又は平成30会計年度)1年間で実際に代替休暇を取得した労働者(注5)は何人ですか。	人
制度がない	2		

88

〔上記③の回答の有無にかかわらず、下記④をお答えください。〕

(4) 特別条項付き時間外労働協定(4頁裏面参照) 「特別条項付き時間外労働協定」を結んでいますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
 また、結んでいる場合は、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(3か月以内の一定期間に係るもの)に限り、(注4)を記入してください。

結んでいる	1	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	%
結んでいない	2		

90

割増賃金率	%
-------	---

91

(2) 勤務間インターバル制度を導入していますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

(3) 実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることと
 している具体的な時間を記入してください。
 間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の
 時間を記入してください。

時間	分
----	---

80

(4) 勤務間インターバル制度を導入していない(しなかった)理由について、該当する番号をすべて〇で囲んでください(なお、当該制度を知らなかった場合には、「当該制度を知らなかったため」のみに〇をつけてください)。

1	夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要のため
2	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため
3	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため
4	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため
5	その他
6	当該制度を知らなかったため

81

III 賃金制度

1 時間外労働(注1)の割増賃金率(4頁裏面参照)

休日労働、深夜労働は含みません。また、職種などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されているものを記入してください。

(1) 時間外労働の割増賃金率 時間外労働の割増賃金率(1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。)について、就業規則等で定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
 また、定めている(注2)場合は、どのように定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲み、「一律に定めている」場合は割増賃金率を記入してください。

定めている(注2)	1	一律に定めている 時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	割増賃金率	%
定めていない	2			

82

割増賃金率	%
-------	---

84

【6頁参考】

2 諸手当

「諸手当」とは、基本給を補充するものとして通勤手当、住宅手当などの名称で支給され①支給条件に該当している場合のみ支給する、②賞与等の算定基礎とされない等の性格を持っています。この調査では、所定外賃金や賞与など特別に支払われたものを除いてください。

(2) 諸手当（令和元年11月分）

- ・ 「業績手当」とは、労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の量的成果及び会社全体として達成した業績に対して支給する賃金をいいます。
- ・ 勤務手当
 - ① 「役付手当」とは、管理、監督などの職制上の地位にある者に対して支給する賃金をいいます。
 - ② 「特殊作業手当」とは、危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に対して支給する賃金をいいます。
 - ③ 「特殊勤務手当」とは、通常の労働者と異なる交替制勤務など特殊な勤務をしている者に対して支給する賃金をいいます。
 - ④ 「技能手当、技術(資格)手当」とは、特定の技能、検査資格などを有する者に対して支給する賃金をいいます。
- ・ 「精皆勤手当、出勤手当」とは、出勤奨励のための出勤日数を基準として支給する賃金をいいます。
- ・ 「通勤手当」とは、通勤費の全額又は一部として支給する賃金(定期乗車券、回数乗車券、回数券等による現物支給を含む。)をいいます。なお、令和元年11月を含む1か月以上の期間を対象として通勤手当が支給されている場合、1か月分に換算した額を記入してください。
- ・ 生活手当
 - ① 「家族手当、扶養手当、育児手当、育児支援手当」とは、配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給(扶養の有無を問わない。)する賃金をいいます。
 - ② 「地域手当、勤務地手当」とは、特定地域に勤務又は居住している者に対して、物価格差を補うために支給する賃金をいいます。
 - ③ 「住宅手当」とは、住宅費(特家に係る費用、賃貸住宅の家賃等)の補助として支給する賃金をいいます。
 - ④ 「単身赴任手当、別居手当」とは、単身赴任等で、家族と別居している者に対して支給する賃金をいいます。
 - ⑤ 「上記以外の生活手当」とは、上記①～④の生活手当に該当しないもので、生活補助として支給する賃金(寒冷地手当、食事手当など)をいいます。
- ・ 「調整手当」とは、諸事由により生じた賃金の不均衡を調整し、均衡を図るために支給する賃金をいいます。

2 諸手当 (5 頁裏面参照)

(1) 所定内賃金 (令和元年11月分)
 1頁の I-4の常用労働者に支給した賃金総額のうち、所定外賃金(時間外手当、深夜手当、臨時作業手当など)を除いた所定内賃金を基本給、諸手当別に記入してください。

所定内賃金 (千円未満四捨五入)		
①基本給	十億	千円
	百万	十億
	千円	百万
	十億	千円
	百万	十億
	千円	百万
	十億	千円
	百万	十億
	千円	百万

92

(2) 諸手当 (令和元年11月分)
 該当する項目別に諸手当制度の有無、実支給者数、支給総額を記入してください。

項目	支給条件、算定方法	制度の有無	実支給者数				支給総額 (千円未満四捨五入)			
			人	十億	百万	千円	人	十億	百万	千円
業 績 手 当 な ど (個人、部門・グループ、会社別)	労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の重量的成果及び会社全体として達成した業績に対して支給	有	1				95			
		無	2							
勤 務	管理、監督などの職制上の地位にある者に支給	有	1							
		無	2							
特 殊 作 業 手 当 な ど	危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に支給	有	1							
		無	2							
手 当	通常の労働者と異なる交替制勤務などの特殊な勤務についている者に支給	有	1							
		無	2							
当	特定の技能、検定資格などを有する者に支給	有	1							
		無	2							
精 進 勤 手 当 、 出 勤 手 当 な ど	出勤奨励のため出勤日数を基準として支給	有	1							
		無	2							
通 勤 手 当 な ど (1か月分) に 換 算	通勤費の全額又は一部支給(定期券で支給している場合も含む。)	有	1							
		無	2							
生 活 手 当	配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給(扶養の有無を問わない。)	有	1							
		無	2							
地 域 手 当 、 勤 務 地 手 当 な ど	特定地域に勤務又は居住している者に、物価格差を補うために支給	有	1							
		無	2							
住 宅 手 当 な ど	住宅費(特家に係る費用、賃貸住宅の家賃等)の補助として支給	有	1							
		無	2							
単 身 赴 任 手 当 、 別 居 手 当 な ど	単身赴任等で、家族と別居している者に支給	有	1							
		無	2							
上 記 以 外 の 生 活 手 当	生活補助として支給するもので上記4つの生活手当に該当しないもの(寒冷地手当、食事手当など)	有	1							
		無	2							
調 整 手 当 な ど	諸事由により生じた賃金不均衡を調整し、均衡を図るため支給	有	1							
		無	2							
上 記 の い ず れ に も 該 当 し な い も の (例 え ば、 税、 社 会 保 険 料 な ど 勞 働 者 負 担 相 当 分 を 事 業 主 が 負 担 す る も の) (具体的に)		有	1							
		無	2							
計 (上記①の②の諸手当と一致します。)										

～ご協力ありがとうございました～

令和2年就労条件総合調査報告

令和3年1月 発行

編集 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付
参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室
電話 03(5253)1111 内線 7639,7638
発行 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

○本冊子は、グリーン購入法等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Bランク]のみを用いて作製しています。

